

平成18年第 1 回定例会会議録

平成18年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 3日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
3月 4日	土	休 会	（市の休日）
3月 5日	日		（市の休日）
3月 6日	月		議案調査
3月 7日	火		議案調査（質疑通告締切、正午まで）
3月 8日	水		議案調査
3月 9日	木		本 会 議
3月10日	金	休 会	議案調査
3月11日	土		（市の休日）
3月12日	日		（市の休日）
3月13日	月	本 会 議	一般質問
3月14日	火		一般質問
3月15日	水		一般質問
3月15日	水	特別委員会	特別委員会（小川会館建設 第4委員会室）
3月16日	木	常任委員会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月17日	金		（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月18日	土	休 会	（市の休日）
3月19日	日		（市の休日）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月20日	月	常任委員会	常任委員会 (総務 第1委員会室) (文教厚生 第2委員会室) (経済 第3委員会室) (建設 第4委員会室)
3月21日	火	休 会	(市の休日)
3月22日	水	常任委員会	常任委員会(総務 第1委員会室)
3月23日	木	休 会	議事整理
3月24日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成18年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
3月3日（金曜日） 本会議	
1．議事日程第1号.....	35
2．本日の会議に付した事件.....	38
3．出席議員氏名.....	42
4．欠席議員氏名.....	43
5．説明のため出席した者の職氏名.....	43
6．事務局職員出席者.....	44
7．開 会.....	45
8．諸般の報告.....	45
9．発言の申し出.....	45
10．開 議.....	46
11．日程第1 会議録署名議員の指名.....	46
12．日程第2 会期の決定.....	46
13．日程第3 新庁舎建設検討特別委員長報告.....	46
14．日程第4 小川会館建設特別委員長報告・質疑.....	49
15．日程第5 議案第4号上程・説明・質疑・討論・採決.....	55
16．日程第6 議案第5号から議案第77号まで上程・説明.....	56
17．日程第7 議案第78号上程・説明・質疑・討論・採決.....	70
18．日程第8 議員提出議案第1号上程・説明・質疑・討論・採決.....	72
19．日程第9 陳情第1号及び要望上程.....	73
20．日程第10 報告第2号報告.....	73
21．日程第11 休会の議決.....	73
22．日程通告 散会.....	74
3月4日（土曜日） 休 会	
3月5日（日曜日） 休 会	
3月6日（月曜日） 休 会	
3月7日（火曜日） 休 会	
3月8日（水曜日） 休 会	

3月9日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	77
2. 本日の会議に付した事件.....	77
3. 出席議員氏名.....	77
4. 欠席議員氏名.....	79
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	79
6. 事務局職員出席者.....	80
7. 発言の申し出.....	81
8. 開 議.....	82
9. 日程第1 質疑.....	82
(1) 松本 登君質疑.....	82
(2) 福川幸子さん質疑.....	87
(3) 川口良郎君質疑.....	90
10. 日程第2 委員会付託.....	96
休 憩.....	101
開 議.....	101
11. 日程第3 一般質問.....	101
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	101
1 「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をどう構築していくか...101	
市民部長 木下儀郎君答弁.....	103
教育長 田中忠彦君答弁.....	103
(2) 怒留湯健蓉さん再質問.....	104
市民部長 木下儀郎君答弁.....	106
水道局長 後藤 定君答弁.....	107
教育長 田中忠彦君答弁.....	107
(3) 怒留湯健蓉さん再々質問.....	108
水道局長 後藤 定君答弁.....	110
市民部長 木下儀郎君答弁.....	110
教育長 田中忠彦君答弁.....	111
市長 福村三男君答弁.....	111
昼食休憩.....	113
開 議.....	113
(1) 森 隆博君質問.....	113
1 公共工事の適正化について.....	113

総務部長 緒方希八郎君答弁.....	116
建設部長 石原公久君答弁.....	117
(2) 森 隆博君再質問.....	118
助役 村上建二君答弁.....	120
(3) 森 隆博君再々質問.....	121
市長 福村三男君答弁.....	121
(1) 中山繁雄君質問.....	123
1 子どもの通学について.....	123
2 旧旭志村の村道について.....	124
3 生活環境の整備と合志川の水質保全について.....	124
4 農薬の残留基準について.....	125
教育長 田中忠彦君答弁.....	125
建設部長 石原公久君答弁.....	125
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	126
(2) 中山繁雄君再質問.....	127
教育長 田中忠彦君答弁.....	128
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	128
市長 福村三男君答弁.....	129
(3) 中山繁雄君再々質問.....	129
休 憩.....	130
開 議.....	130
(1) 松本 登君質問.....	130
1 福祉施策、主に介護保険について.....	130
市民部長 木下儀郎君答弁.....	132
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	135
(2) 松本 登君再質問.....	135
市民部長 木下儀郎君答弁.....	137
(3) 松本 登君再々質問.....	138
12. 日程通告 散会.....	138

3月10日(金曜日) 休 会
3月11日(土曜日) 休 会
3月12日(日曜日) 休 会

3月13日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号.....	141
2. 本日の会議に付した事件.....	141
3. 出席議員氏名.....	141
4. 欠席議員氏名.....	143
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	143
6. 事務局職員出席者.....	143
7. 開 議.....	145
8. 日程第1 一般質問.....	145
(1) 水上博司君質問.....	145
1 救急時の搬送体制について.....	145
2 菊池の森林林業について.....	145
3 通学路の安全性について.....	147
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	147
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	148
教育長 田中忠彦君答弁.....	149
(2) 水上博司君再質問.....	150
(1) 隈部忠宗君質問.....	151
1 市の活性化について.....	151
企画部長 村山 隆君答弁.....	155
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	157
教育長 田中忠彦君答弁.....	158
(2) 隈部忠宗君再質問.....	159
建設部長 石原公久君答弁.....	159
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	159
(3) 隈部忠宗君再々質問.....	160
市長 福村三男君答弁.....	160
休 憩.....	161
開 議.....	161
(1) 葛原勇次郎君質問.....	161
1 品目横断的経営安定対策について.....	161
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	162
(2) 葛原勇次郎君再質問.....	163
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	163

(3) 葛原勇次郎君再々質問.....	164
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	165
昼食休憩.....	166
開 議.....	166
(1) 渡邊康雄君質問.....	166
1 新総合計画と適正職員数について.....	167
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	167
(2) 渡邊康雄君再質問.....	168
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	171
(3) 渡邊康雄君再々質問.....	173
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	174
市長 福村三男君答弁.....	174
(1) 水元征雄君質問.....	176
1 農業の振興について.....	176
2 花房台地について.....	177
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	177
建設部長 石原公久君答弁.....	179
(2) 水元征雄君再質問.....	180
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	181
建設部長 石原公久君答弁.....	182
(3) 水元征雄君再々質問.....	183
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	184
休 憩.....	184
開 議.....	185
(1) 甲斐健彦君質問.....	185
1 地方自治体の任務と何か.....	185
2 施政方針について.....	185
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	188
教育長 田中忠彦君答弁.....	189
市民部長 木下儀郎君答弁.....	189
(2) 甲斐健彦君再質問.....	190
市民部長 木下儀郎君答弁.....	192
(3) 甲斐健彦君再々質問.....	193
市長 福村三男君答弁.....	193

(1) 中原 泉君質問.....	195
1 菊池市ごみ焼却場（クリーンセンター）閉鎖後の対応について.....	195
2 菊池市における地籍調査事業の推進状況について.....	196
市民部長 木下儀郎君答弁.....	196
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	197
(2) 中原 泉君再質問.....	198
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	198
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	198
(3) 中原 泉君再々質問.....	199
市長 福村三男君答弁.....	199
9 . 日程通告 散会.....	200
3月14日（火曜日） 本会議	頁
1 . 議事日程第4号.....	203
2 . 本日の会議に付した事件.....	203
3 . 出席議員氏名.....	203
4 . 欠席議員氏名.....	205
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	205
6 . 事務局職員出席者.....	205
7 . 開 議.....	207
8 . 日程第1 一般質問.....	207
(1) 樋口正博君質問.....	207
1 商工業の活性化について.....	207
2 補助金制度について.....	207
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	208
(2) 樋口正博君再質問.....	210
市長 福村三男君答弁.....	212
(3) 樋口正博君再々質問.....	214
(1) 坂井正次君質問.....	214
1 市の活性化について.....	215
2 観光の振興について.....	215
3 農業の振興について.....	215
4 市の施設管理について.....	216
5 県道の整備について.....	216

経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	217
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	219
教育長 田中忠彦君答弁.....	219
建設部長 石原公久君答弁.....	220
(2) 坂井正次君再質問.....	221
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	223
市長 福村三男君答弁.....	223
(3) 坂井正次君再々質問.....	224
休 憩.....	224
開 議.....	224
(1) 山田健二君質問.....	225
1 行政評価について.....	225
企画部長 村山 隆君答弁.....	226
休 憩.....	226
開 議.....	226
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	227
(2) 山田健二君再質問.....	227
企画部長 村山 隆君答弁.....	228
(3) 山田健二君再々質問.....	229
市長 福村三男君答弁.....	230
昼食休憩.....	230
開 議.....	230
(1) 福川幸子さん質問.....	230
1 子育て支援等少子化対策について.....	231
2 組織編成について.....	232
3 施政方針について.....	233
市民部長 木下儀郎君答弁.....	233
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	235
教育長 田中忠彦君答弁.....	237
(2) 福川幸子さん再質問.....	237
市民部長 木下儀郎君答弁.....	239
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	240
市長 福村三男君答弁.....	241
(3) 福川幸子さん再々質問.....	241

(1) 木下雄二君質問.....	242
1 観光推進について.....	242
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	243
(2) 木下雄二君再質問.....	245
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	246
(3) 木下雄二君再々質問.....	246
9 . 日程通告 散会.....	247
3月15日(水曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第5号.....	251
2 . 本日の会議に付した事件.....	251
3 . 出席議員氏名.....	251
4 . 欠席議員氏名.....	253
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	253
6 . 事務局職員出席者.....	254
7 . 開 議.....	255
8 . 日程第1 一般質問.....	255
(1) 奈田臣也君質問.....	255
1 行財政改革について.....	255
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	256
(2) 奈田臣也君再質問.....	258
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	260
(3) 奈田臣也君再々質問.....	261
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	262
休 憩.....	264
開 議.....	264
(1) 外村國敏君質問.....	264
1 高齢者等の緊急通報システムについて.....	264
2 医療費の委任払い制度について.....	264
市民部長 木下儀郎君答弁.....	265
(2) 外村國敏君再質問.....	266
市民部長 木下儀郎君答弁.....	269
(3) 外村國敏君再々質問.....	270
9 . 追加議事日程(第5号の追加1).....	270

日程第1 議案第79号及び議案第80号一括上程・説明・質疑・委員会付託...	270
10. 日程通告 散会.....	273

3月15日(水曜日)	特別委員会(小川会館建設)
3月16日(木曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月17日(金曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月18日(土曜日)	休会
3月19日(日曜日)	休会
3月20日(月曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月21日(火曜日)	休会
3月22日(水曜日)	常任委員会(総務)
3月23日(木曜日)	休会

3月24日(金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号.....		277
2. 本日の会議に付した事件.....		277
3. 出席議員氏名.....		277
4. 欠席議員氏名.....		279
5. 説明のため出席した者の職氏名.....		279
6. 事務局職員出席者.....		280
7. 開議.....		281
8. 日程第1 各常任委員長・特別委員長報告.....		281
・総務常任委員長報告.....		281
・文教厚生常任委員長報告.....		285
・経済常任委員長報告.....		288
・建設常任委員長報告.....		290
・小川会館建設特別委員長報告.....		294
休憩.....		294
開議.....		294
委員長報告に対する質疑.....		294
(1) 松本 登君質疑.....		295
(2) 中原 繁君質疑.....		296
(3) 川口良郎君質疑.....		297
(4) 福川幸子さん質疑.....		299

(5) 笠 愛一郎君質疑.....	301
(6) 奈田臣也君質疑.....	304
(7) 坂本昭信君質疑.....	305
討 論.....	306
採 決.....	313
9 . 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	316
採 決.....	316
休 憩.....	316
開 議.....	317
10 . 追加議事日程 (第 6 号の追加 1)	317
日程第 1 議案第 8 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	317
日程第 2 議事第 1 号 農業委員の推薦について.....	318
日程第 3 決議案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	319
11 . 閉 会.....	320

第 1 号

3 月 3 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成18年3月3日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 新庁舎建設検討特別委員会の中間報告
- 第4 小川会館建設特別委員会の中間報告
- 第5 議案第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度菊池市一般会計補正予算)
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第5号 菊池市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定
について
議案第6号 菊池市国民保護協議会条例の制定について
議案第7号 菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につ
いて
議案第8号 菊池市振興基金条例の制定について
議案第9号 菊池市企業誘致促進基金条例の制定について
議案第10号 菊池市工場設置奨励条例の制定について
議案第11号 菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第12号 特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 菊池市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
議案第15号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て
議案第16号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 議案第 19 号 菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池市甲森北集会場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の制定について
- 議案第 22 号 菊池市菊池ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 菊池市泗水地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 菊池市七城高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 菊池市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 菊池市物産館条例の制定について
- 議案第 28 号 菊池市七城ふれあい交流館条例の制定について
- 議案第 29 号 菊池市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 菊池市迫龍ふれあいセンター条例の制定について
- 議案第 31 号 菊池市交流促進センター条例の制定について
- 議案第 32 号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定について
- 議案第 33 号 菊池市小原ほたる交流館条例の制定について
- 議案第 34 号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の制定について
- 議案第 35 号 菊池市リバーサイドパーク条例の制定について
- 議案第 36 号 菊池市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37 号 菊池市四季の里旭志条例の制定について
- 議案第 38 号 菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39 号 菊池市農村公園条例の制定について
- 議案第 40 号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 41 号 菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 43 号 菊池市地区公民館条例の制定について

- 議案第 4 4 号 菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 菊池市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 菊池市環境センター整備基金条例の廃止について
- 議案第 5 2 号 泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止について
- 議案第 5 3 号 平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 5 4 号 平成 1 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 5 8 号 平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 5 9 号 平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第 6 0 号 平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第 6 1 号 平成 1 7 年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 8 号 平成 1 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 9 号 平成 1 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 7 2 号 平成 1 8 年度菊池市水道事業会計予算

- 議案第 7 3 号 菊池市総合計画基本構想の制定について
- 議案第 7 4 号 市道路線の廃止について
- 議案第 7 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 7 7 号 姉妹都市の盟約につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明

- 第 7 議案第 7 8 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 8 議員提出議案第 1 号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 9 陳情第 1 号 女性農業者の農業委員への登用を求める陳情書
要 望 泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望書
- 第 1 0 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 1 1 休会の議決

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 新庁舎建設検討特別委員会の中間報告
- 日程第 4 小川会館建設特別委員会の中間報告
- 日程第 5 議案第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算)

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 6 議案第 5 号 菊池市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第 6 号 菊池市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 7 号 菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 菊池市振興基金条例の制定について
- 議案第 9 号 菊池市企業誘致促進基金条例の制定について
- 議案第 1 0 号 菊池市工場設置奨励条例の制定について
- 議案第 1 1 号 菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 議案第 1 2 号 特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 菊池市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 菊池市甲森北集会場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の制定について
- 議案第 2 2 号 菊池市菊池ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 菊池市泗水地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 菊池市七城高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 菊池市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 菊池市物産館条例の制定について
- 議案第 2 8 号 菊池市七城ふれあい交流館条例の制定について
- 議案第 2 9 号 菊池市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 菊池市迫龍ふれあいセンター条例の制定について
- 議案第 3 1 号 菊池市交流促進センター条例の制定について

- 議案第 3 2 号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定について
- 議案第 3 3 号 菊池市小原ほたる交流館条例の制定について
- 議案第 3 4 号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の制定について
- 議案第 3 5 号 菊池市リバーサイドパーク条例の制定について
- 議案第 3 6 号 菊池市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 菊池市四季の里旭志条例の制定について
- 議案第 3 8 号 菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 菊池市農村公園条例の制定について
- 議案第 4 0 号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 菊池市地区公民館条例の制定について
- 議案第 4 4 号 菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 菊池市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 菊池市環境センター整備基金条例の廃止について
- 議案第 5 2 号 泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止について
- 議案第 5 3 号 平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 5 4 号 平成 1 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 5 8 号 平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計

補正予算

- 議案第59号 平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第60号 平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第61号 平成17年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第62号 平成18年度菊池市一般会計予算
- 議案第63号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第64号 平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第65号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第66号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第67号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第68号 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第69号 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第70号 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第71号 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第72号 平成18年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第73号 菊池市総合計画基本構想の制定について
- 議案第74号 市道路線の廃止について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 議案第77号 姉妹都市の盟約につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明

- 日程第7 議案第78号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第8 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第9 陳情第1号 女性農業者の農業委員への登用を求める陳情書
要 望 泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望書

- 日程第10 報告第2号 専決処分の報告について

- 日程第11 休会の議決

出席議員（58名）

1 番 山 田 健 二 君
3 番 樋 口 正 博 君
4 番 二ノ文 伸 元 君
5 番 川 口 良 郎 君
6 番 中 山 繁 雄 君
7 番 水 上 博 司 君
8 番 岩 根 孝 明 君
9 番 三 池 健 治 君
10 番 清 水 昭 栄 君
11 番 怒留湯 健 蓉 さん
12 番 坂 本 昭 信 君
13 番 安 武 俊 右 君
14 番 森 誠 雄 君
15 番 隈 部 忠 宗 君
16 番 工 藤 春 雄 君
17 番 奈 田 臣 也 君
18 番 葛 原 勇次郎 君
19 番 河 島 秀 逸 君
20 番 木 下 雄 二 君
21 番 福 川 幸 子 さん
22 番 坂 井 正 次 君
23 番 森 隆 博 君
24 番 山 瀬 義 也 君
25 番 本 田 憲 一 君
26 番 栗 原 康 敏 君
27 番 渡 邊 康 雄 君
28 番 栃 原 茂 樹 君
29 番 青 木 積 君
30 番 坂 田 公 弘 君
31 番 野 口 和 夫 君
32 番 牧 野 洋 一 君
33 番 松 本 登 君

34番 森 俊 二 君
 35番 中 原 泉 君
 36番 松 本 隆 幸 君
 37番 坂 本 正 弘 君
 38番 石 本 利 治 君
 39番 上 田 巖 君
 40番 水 元 征 雄 君
 41番 東 政 孝 君
 42番 中 山 和 幸 君
 43番 工 藤 恭 一 君
 44番 木 村 末 弘 君
 45番 岩 下 満州子 さん
 46番 笠 愛一郎 君
 47番 中 原 繁 君
 48番 出 口 サチコ さん
 49番 荒 木 建 令 君
 50番 境 和 則 君
 51番 森 田 精 一 君
 52番 福 島 利 徳 君
 53番 工 藤 道 昭 君
 54番 甲 斐 健 彦 君
 55番 北 田 彰 君
 56番 外 村 國 敏 君
 57番 久 川 知 一 君
 58番 徳 永 隆 義 君
 59番 横 田 輝 雄 君

欠席議員（1名）

2番 倉 本 義 雄 君

説明のため出席した者

市	長	福 村 三 男 君
助	役	村 上 建 二 君
収 入 役		高 本 信 男 君

總務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	北村榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事係長	城主一君
議事係参事	吉野幸子さん
議事係主任主事	森誠一郎君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

開会前に時間をいただき、大変申し訳ございませんけど、既にお渡しいたしております議案その1につきまして、条例の一部改正条項等で、誤字脱字等がございましたので、1冊ごと差し替えをお願いいたしたいというふうに思います。差し替え前のものにつきましては、事務局の方に返還、お渡しをお願いいたします。なお、既にメモ等記入されておられる分につきましては、差し替えの前のものをそのままお持ちいただきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は58名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年第1回菊池市議会定例会を開会します。

議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。2月16日広域行政圏市議会議長会第37回総会が東京の九段会館で開かれました。総務省自治行政局市町村課長、望月達史氏から「地方分権と広域行政圏をめぐる最近の動向について」の講演の後、平成18年度運動方針・予算等について協議して閉会しました。

2月26日から28日まで福村市長に同行し、韓国短期査証ビザ恒久免除の実現により、韓国人観光客の増加が予想されることから、友好交流及び観光の誘致の早期促進を図るため、関係機関に表敬訪問を行ってきました。

また、監査委員から平成18年2月の一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査及び平成17年度定期監査の報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時02分 開議

議長（北田 彰君）これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、怒留湯健蓉さん及び坂本昭信君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月24日の議会運営委員会におきまして、本日から3月24日までの22日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3 新庁舎建設検討特別委員会の中間報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、新庁舎建設検討特別委員会の中間報告を議題とします。新庁舎建設検討特別委員会から所管事項について、中間報告の申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設検討特別委員会の所管事務調査について、中間報告を受けることに決定しました。

新庁舎建設検討特別委員長の発言を許します。

新庁舎建設検討特別委員長、境 和則。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長（境 和則君） おはようございます。

新庁舎建設検討特別委員会の中間報告ということで議長の許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。

当委員会は、新庁舎の一日も早い着工のために、6月定例会におきまして設置さ

れたものです。執行部の事務の進捗状況を確認しながら、当委員会を開催し、課題解決のため取り組んでいく計画でございまして、8月5日に第1回の委員会を開催いたしました。8月5日の委員会は、村上助役、村山企画部長以下新市調整室の職員の皆様に出席をいただき、開催をいたしました。

議題は5つでございまして、1つ、新庁舎建設の進め方。2、新庁舎建設に係る検討組織等について。3、アンケート調査について。4、広報「きくち」による意見聴取用原稿について。5、先進地事例による新庁舎関係資料及び建設計画事業費についてでございました。新庁舎建設の進め方では、10月までの新庁舎建設事務スケジュール案が示され、既に調査は終わっておりますが、7月11日現在の20歳以上の市民4万1,824人のうち5,000人を対象にアンケート調査が行われるということでした。また、これとは別に、一般市民の方を対象に、新庁舎建設について広く市民の皆さんの意見を聞くということで、広報「きくち」の8月15日号でも掲載されております。委員会でも活発な意見が出ましたが、花房台に新庁舎をつくるためのために、市民の皆様のご意見を十分取り入れるためのアンケート調査であるということでした。また、先進事例による新庁舎関連資料及び建設計画では、近年新庁舎を建設した全国の5市町の資料を基に説明がありました。まだ参考資料程度ということでしたが、庁舎の床面積や事業費の目安について説明があり、新庁舎の規模及び事業費等については、今後の職員の定数適正化計画及び組織機構のなど緊急に調整すべき事項もあり、早急な対応が求められます。今後、新庁舎建設検討委員会、新庁舎建設等懇談会などで協議なされるということでした。

第2回目は10月7日(金曜)に新庁舎を花房台につくるためのために、市民の皆様のご意見を十分取り入れるためアンケート調査した結果について報告を受けました。アンケート調査は20歳以上とし、無作為に抽出で市民5,000人に調査を依頼して、回収数2,150枚、回収率43%、白紙回答7枚を除くと回収率42.9%。合併後の本庁総合支所の訪問経験は、本庁及び総合支所への訪問手段と新庁舎花房台への訪問手段、合併後本庁及び総合支所への訪問要件、現在の本庁の施設面、環境面の感想、合併後の総合支所の印象、新庁舎施設内に必要な市民開放施設は、新庁舎周辺に必要な施設は、新庁舎への自由意見と、以上についてアンケート調査結果について執行部から報告を受けました。回収率としましては多いのか、少ないのかという意見に対しまして、千葉県つくば市は現在基本構想の策定が終わった状況で、人口19万人でアンケート調査3,000人、回収率は33.6%、1,008人の回答、東京都町田市は計画段階で人口40万人に対し、アンケート調査5,000人、回収率が46.3%、2,315名の回答など

の事例説明があり、要するに40%以上は関心があるということでした。執行部の今後のスケジュールとしましては、アンケート調査の結果を参考にしながら、庁内の検討委員会やその下部組織の3つの専門部会で検討を始め、それと同時に市民代表からなる懇談会を組織し、新庁舎についての要望意見をまとめる作業に入ることでした。新庁舎の検討を着実に進めていただくことで終わったところでございます。

第3回目は、平成18年2月15日(水曜日)午後1時から開催し、福村市長、村上助役、高本収入役、村山企画部長、中村新市調整室長、坂本審議員、岩下農林整備課長、川上財政課長に出席いただきました。新庁舎建設について、庁内で組織する各専門部会及び検討委員会で新庁舎建設の候補地に関する調書ということで、項目ごとに現状と課題について説明があり、内容といたしましては、1、候補地周辺開発に関する事項、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業、農業振興の観点から、都市計画の観点から、埋蔵文化財の観点から。2番目に、地域振興に関する事項(周辺地域との連携)と。3、インフラ整備事業に関する事項、上・下水道事業、道路・排水計画。4番に、財政上の観点から、以上4項目について報告を受けました。花房中部2期地区畑地帯総合整備事業については、当初1事業で推進していた事業を2つに分けた経緯や現在のアンケートの同意率、またその同意率を3月末には95%以上にしなければ平成19年度採択申請が難しくなるとの説明がありました。また行政といたしましては、圃場整備の推進も進めていかなければならない観点から、建設場所の決定が出来ないことや不換地による創設換地も視野に入れながら検討したいとの説明であります。委員からは、アンケートの同意で大丈夫なのか、場所をある程度示した方が同意が取れるのではないのか等の意見があり、早期に圃場整備の推進を進め、平成19年度採択を目指すよう要望いたしましたところ です。

次に、農業振興地域、都市計画区域については、市としての全体の見直しが必要であり、花房台についても、新庁舎建設に伴う見直しが不可欠であると説明を受けました。委員からは、花房台周辺のまちづくり方針や具体的な整備計画を早急に示してほしいとの意見がありました。埋蔵文化財調査については、現在試掘調査を実施中であること、一般的な文化財調査の期間と事業費について説明がありました。

次に、上・下水道や道路・排水計画については、基本構想・基本計画の中で外部に委託し、具体的な整備計画案を策定したいとの説明がありました。委員会としましては、インフラ整備に係る事業計画や経費について、早急にある程度の数字を示してほしいという意見が出ました。事務局からは、財政的にも国の財政改革等で厳しい状況にあるとの説明であり、委員会としては、新庁舎建設に係る整備計画や合

併特例を盛り込んだ全体的な財政計画の策定を要望いたしたところであります。委員会のまとめとしましては、事務局から花房台地の圃場整備の進捗状況やインフラ整備計画等が流動的であり、現時点での場所の選定が厳しい状況であり、基本構想、基本計画で早急に整備計画案を作成したいとの説明に対し、委員会としては事務局からの具体的な説明資料がなく、全然前に進んでいないという厳しい意見も多く、早急に新庁舎建設にかかる整備計画案を提示するように意見を申し上げたところでございます。いずれにいたしましても、旧4市町村の合併協議会において、「合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号・387号間の菊池市道花房森北線、菊池グリーン道路周辺に適地を求めるとの確認された事項に基づき、また合併協議会の中の新市体制整備検討委員会で、1日も早い着工のために検討内容を新市に引き継ぐ」という要望を受け、そのことを基本にしながら当委員会は初期の目的を達成できるよう務めてまいりたいと考えております。議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、中間報告といたします。

終わります。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4 小川会館建設特別委員会の中間報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、小川会館建設特別委員会の中間報告を議題とします。小川会館建設特別委員会から所管事務調査について、中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、小川会館建設特別委員会の所管事務調査について、中間報告を受けることに決定しました。

小川会館建設特別委員長の発言を許します。

小川会館建設特別委員長、牧野洋一君。

〔登壇〕

小川会館建設特別委員長（牧野洋一君） 議長の許可をいただきましたので、小川会館建設特別委員会の中間報告として、現在までの審議の結果を報告させていただきます。

第5回の委員会を平成17年12月8日午後2時より市役所3階の第4委員会室

で開催をいたしまして、執行部から福村市長、村上助役、緒方総務部長、井手泗水総合支所長の出席をいただき、審議を行いました。前回、福村市長が上京の際に時間を割いて小川氏と面談された結果により、当委員会としては何らかの施設として執行部で子どもを中心に、お年寄りと交流を含めたふれあいの場を持ち、健康増進にもつながる等の構想図を書いていただき、当委員会に報告をしていただいた後に、小川恵美氏、代理人であります吉田弁護士に構想図を年末までには見ていただき、ご了承をいただけるよう努力することで終わっておりまして、前回。これについて、執行部から、なるべく子どもたちを中心にしたコンパクトな建物で、3億円程度の事業費、残りは基金にということでの報告を受けました。それを基に委員会で審議をいたしまして、執行部からの報告どおりでもよいのではないかと、あるいは老人が集まるような温泉を掘るべきではないかと等々の意見がありました。最終的には、一昨年11月に当時の前泗水町長、議長が小川氏と面談して一応の了解を得た内容、いわゆる建設費を抑えてなるべくコンパクトな建物をつくってほしい。残った金額については、教育、福祉等の基金として活用してほしいということで臨むべきではないかという結論に達しました。これについて、旧泗水町のときに6社よりコンペ設計した図面等を持っておりますので、これを小川恵美氏、吉田弁護士にできるだけ早い時期に持参して見ていただくということになりました。

次に、小川氏に面談に行く人選については、市長も行くべきではないかとの意見も出ましたが、最終的には正副委員長、議長、そして前泗水の松岡町長に決定をいたしました。

次に、第6回の委員会を18年2月1日午後1時より開催をいたしまして、これにも福村市長、村上助役、緒方総務部長、井手総合支所長等の出席をいただきました。まず1月27日に小川恵美さんに面談するために、上京した結果を報告いたしました。私、北田議長、中山副委員長、松岡前町長、執行部からは井手総合支所長の5名で、先ほど申し上げました設計コンペ案2点を持参し小川さんの会社を訪問しました。現在までの経過について、新市において特別委員会の設置、更に昨年5月10日の小川さんからの反対の文書等について協議した会議の経過等を説明申し上げ、前回の特別委員会で決定した、いわゆる一昨年11月に了解していただいた約束どおり、設計の素案、基本設計等を提示をいたしました。その設計の内容等は、事業費が4億5,000万円、それに造成費5,000万円程度、用地代が1億円で計6億円と施設内の備品等の整備で、6億ないし、あるいは6億5,000万円になりますことを説明を申し上げました。小川恵美氏は昨年5月10日の福村市長への会館建設反対の文書については、一昨年11月の時点で了解はいただきましたが、当時の旧泗水町の執行部として、早くその設計内容を提示するのが遅れたの

が非常に疑念を抱いておられたようでございました。なぜ遅れたのかということでしたので、特別委員会を設置しておりますのでそこで協議しましたことを小川さんに報告しながら進めてまいりましたが、報告が遅れたのは合併の時期と重なったことにより、というようなことでお詫びを申し上げます。先方の意見としては、福村市長からも報告がありましたように、小川会館建設の問題で、小川さんに対していろんな方からの問い合わせなどがありまして、それに対して非常に不快感を持っておられました。昨年5月10日の市長へ手紙を送った問題も、そういうことを受けてということでもございました。更に提示しました設計の内容等に目を通されながら、穏やかに話をさせていただきまして、私どもとしましては委員会の決定としていろいろ論議した中で、一昨年11月のお約束いただいたことに対して、今後仕事を進めたいということをお願いしまして、持参した図面等を提示し、内容について説明をし、更に設計内容に充分目を通したいということでもございましたので、コピーを差し上げてまいりました。

また、建物の利活用があるのか、非常に気にしますということでもありましたので、当然、利活用計画を立てて後で報告をすべきと感じました。

これで今後進めさせていただきたいと申し上げましたが、その場ではご返答はいただけませんでした。後日、ご返事を申しますということでした。また、事業費残額の4億円についてはどうされますかという質問に対しましては、市長が訪問されているいろいろお話をされていますように、私たちの方としては当然小川さんの趣旨であります子どもたち、お年寄りを含めた福祉教育関係等に活用させていただくため、基金条例を策定して、運用をしようという考えを持っておりますと回答を致しました。これについては、「はい、わかりました」ということでして、ただ元本を運用しますので、今までどおりの利息だけの運用ではなく、元金が減っていく可能性がございますので、執行部の方で小川基金利活用計画案を備えていますので、今後それを煮詰めて、更にご報告をいたしました。それについて反対という言葉はございませんでした。ただ設計内容について、先方も建設業を営んでおられますので、自分の方で積算をし、内容も詰めるところがあるのではないかというふうなご意見もありまして、後日、弁護士と相談して市長に連絡しますということでもありました。

最後に、時期も非常に迫っておりますので、早い時期にご回答していただくようお願いいたしてまいりまして、2月の中旬までには報告があるだろうと、それまでになかった場合はこちらの方から連絡を致しましてご返答させていただきたいという考えを持って帰りました。小川さんの対応については、今までに面談されました北田議長、松岡前町長の話を総合しますと、今までとは違って穏やかに面談することがで

きたという印象を持ちました。

以上が、小川氏との面談の結果でございます、これを当委員会に報告をいたしまして、委員会の審議及び結論といたしましては、小川さんの方から建物をつくって、現在の孔子公園の利用状況を踏まえ、本当に使用度、利用度がありますかというお尋ねがありましたことについては、改善センター、現在の泗水町中央公民館でございますが、老朽化をしているので、それに代わる建物で、トレーニングセンター、子供の集う場所、お年寄りが集う部屋、そして屋外のスペースにグランドゴルフ等が出来るように孔子公園の広場も含め、そういうものをつくっていけばいいのではないかと。どれぐらいの人が利用するのか、利用計画を執行部で検討していただき、利用計画目標を報告すべきということになりました。会館建設についてはいろいろな意見がありましたが、委員会の決定としましては、先般の上京で先方に申し上げているとおり、一昨年11月の旧泗水町で約束をいただいた規模を縮小し、子供たちを中心に老人の健康増進にも配慮した土地代、造成費、建物建設費等を合わせて6億円程度で今後計画を進めていくことに決定をいたしました。それに対し、訴訟を起こされた場合、それは受けて立たざるを得ないという結論にも達しました。また、小川さんから今月中旬ごろまでに返事がない場合は、執行部から電話をしていただき、早く回答をしていただくというようなお願いをしていただくことになりました。

以上のような結論から、計画を実施していくことになれば、現在の継続費として計上している予算については、年度内に執行することは到底不可能であります。どのような対応をすべきか、執行部の考えを正しまして、執行部としては基本的には16、17年度継続費である。今から設計をしても本当に事業費がいくらかかるのか、利活用の問題等で時間がかかるので、18年度へ繰り越しというのは避けるべきであり、基金条例をつくり今の継続費を基金積立金として基金の目的の中に小川会館建設を挿入して、いつでも会館建設ができるような方が望ましいのではないかとということでありました。最終的には執行部が言われたように、現在の予算の継続について、基金条例を制定し、一度基金に繰り入れ、目的に小川会館建設するときに取り崩しができるような基金条例を策定していただきまして、今定例会に補正予算及び基金条例を提案していただくことで委員会としての結論をみたものであります。当委員会としては、早く小川さんのよい返事を期待して、小川会館建設が当初計画どおり建設されることを願ひまして、以上当委員会の審議結果として中間報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) おはようございます。

小川会館の問題については、旧泗水町以外の議員についてはあんまり発言の機会がないので、ここで大変失礼ですけれども質問させていただきます。

まず、今の委員長の報告で、まず第一番目に疑問に思ったのは、前町長、松岡町長、これも同行された。これはどういう資格で同行されたのか。その辺の立場をですよ、松岡前町長の立場を明確に示していただきたい。当然、前の経緯、経過をご存じですから、それはそういう形で参加されるということはあるけれども、委員会としてはどういう資格、どういう立場で同行を求めたのか、明確に示していただきたいというふうに思います。

それから、ご報告の中でいろいろ計画が、小川さんに提示をする計画が合併があったために遅れたと、こういうふうなご報告だったかと思いますが、そもそもこの計画は合併があったから起こったわけでしょう、小川基金を取り崩すということは。だからこれは本末転倒じゃないですか、そういうご報告は。その辺について、ご報告をお願いします。

それから、公民館的小川会館をつくるとして6億円、その程度の基金取り崩しをすると。残り4億円は奨学資金として条例化をすると。私は、やっぱり小川氏の泗水町への基金、寄付金、これは奨学資金という目的をもってされたんだろうというふうに推測できるわけです。そうするとね、10億円のうちの4億円を奨学資金として条例化するということができるとするならば、10億円そのものを丸々ですね、奨学資金として条例化したって差しかえないじゃないですか。そして、小川会館に代わる公民館的な施設については、一般会計、あるいは合併特例債、これらを使ってですね、建設をすると。そして後世の青少年育成のためにこの資金を活用するということが得策ではないかというふうに私は思いますけれども、委員会のご意向を承りたいと思います。

議長(北田 彰君) 特別委員長、牧野洋一君。

[登壇]

小川会館建設特別委員長(牧野洋一君) 質問のまず第1点でございます前松岡泗水町長は同行したのかというようなことでございますが、ご存じのように小川会館の建設につきましては、旧泗水町において合併前の平成16年度から論議をいたしてまいっております。合併に向けて、合併協議会の中でも16年の9月22日に財産及び債務の取扱いにおいて、提案を、泗水町の方から提案をいたしまして、協議会の中では小川基金については泗水町に帰属し、その用途については一任するという協議会の結果をいただいておりますのでございまして、そういうことで進めてまいっ

ておりましたが、ご存じのようにこれについては16年の2月ですから、約2年前です。昨年5月10日に福村市長にまいりましたその小川さんの反対の文書と同様なものが泗水町にもまいりまして、いろいろ検討を進めておった中で、前町長なり、あるいは執行部、さらには議会代表等もそういう反対のことに対してご理解をいただくべく小川さんの方に何遍も足を運んでお願いもしたわけございまして、最終的には一昨年、16年の11月の20何日ですか、そのときにいわゆる前町長、さらに北田議長が面談をされまして、コンパクトにつくるということに了解をいただいたという報告を受けて、町の特別委員会においてもその方向で進むということになりまして、やはり今度合併しました後での特別委員会でも、その了解事項に沿って進むべきではないかというようなことで、当委員会におきましても、市長もおいでいただく、あるいはその正副委員長ということもありましたが、やはり当時の町長でありまして、その11月の時点でのご理解を得ている当事者でございます議長と町長が出席すべきということで、もう既にいわゆる役職を退職された方でございますが、関連としまして委員会の議決ということでそういうことをお願いをしたものでございます。

小川氏からの寄付につきましては、ご存じのとおり10億円を昭和60年から61年にわたっていただいたわけございまして、氏の意向としましては、やはりこれは当時のいろいろなこの問題等がございまして、一般寄付であるのか、指定寄付であるのかということで論議もしてまいりました。小川氏自身は、いわゆる文書等にそういう条件はしてございません。議会、議事録等を見ましてもそういうことがございませぬので、これは一般寄付として、ただ小川氏がその泗水町、旧泗水町発展のために産業・福祉・教育のために役立ててほしいということでございまして、これもその果実運用ということではございませぬでしたが、当時の時勢としましては、非常に高金利の時代でございまして、年間7,000万円ぐらいの金利がございまして、こちらの方から条例案作成のときに、とりあえずに果実運用で、その教育・福祉・産業に充てていきたいというようなこともお答えをいたしたわけございまして、そういうことで、できるならばそういう形で進めてまいりまして、10億円を、先ほど申しましたように合併協議会で了解いただきましたので、10億円を使ってその小川記念館を建設するということがございまして、いろいろと向こうからの反対の意見等もありまして、その間先ほど申しましたこともありまして、やはり6億円程度でその建物を向こうの横にあるのを建設し、あと4億円をその教育目的の奨学資金と、あるいは福祉等に使っていくべきではないかということで、10億円を全部奨学資金にと言われますけれども、いろいろな今までの経過に基づきながら委員会でも論議し、やはり先ほど申しますように、やはり当初のお約

束いただいたコンパクトな6億円程度の会館の建設をお願いをしながら、4億円程度を資金にということで進めてまいったものでございます。

それから、そうしました場合、4億円じゃなくて10億円をということで、あとは一般会計の方から一般財源を使ってということでございますが、私どもとしましては、やはりその小川記念館として約束どおりそれを建設をしていきたいという考えで委員会の結論を見ておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5 議案第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成17年度菊池市一般会計補正予算）

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。

議案はその1、その2となっております。

まず、議案その1の1ページをお願いいたします。議案第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成17年度菊池市一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、専決第1号、専決処分書でございます。4ページをお願いいたします。平成17年度菊池市一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242億7,193万1,000円とするものでございます。今回の専決処分は、9月3日から8日の台風14号による災害復旧に係る経費の補正と、それに伴う地方債の補正でございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。10ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金681万4,000円の補正は、現年度補助災害復旧費負担金でございます。款19繰越金、目1繰越金334万4,000円の補正は、今回の補正財源に充てるものでございます。款21市債、目10災害

復旧費 330 万円の補正は、公共土木施設の災害復旧費債でございます。

次に、歳出でございます。下段でございますけれども、款 10 災害復旧費、目 2 現年度補助災害復旧 1,345 万 8,000 円の補正は、国庫債、河川 5 本、道路関係 1 本の工事請負費が主なものでございます。

戻っていただきまして、6 ページでございます。表 2、地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を 25 億 1,290 万円とするものでございます。

以上、議案第 4 号の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 4 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第 4 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 41 分

開議 午前 10 時 55 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第 5 号から議案第 77 号まで一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第5号から議案第77号までの73議案についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 皆さん、おはようございます。本日、平成18年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように本日から3月24日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。大変長期間となりますが、よろしくお願いたします。なお、ちょっとのどを痛めておりますので、お聞き苦しいところがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、平成18年度の施政方針につきまして述べさせていただきます。

昨年3月22日に旧市町村が合併し、1年が経過しようとしています。合併という大事業が達成されての約1年間、大きな混乱も無く市民と一体となった市政が推進できましたことは、市民の皆さま、そして議員各位のご協力の賜と深く感謝、お礼申し上げる次第でございます。私も昨年4月、市長に就任して以来、新市建設計画を基本に6つの公約を掲げ、新市の発展を目指して各種施策を展開してまいりました。今後は、新市建設計画及び本年策定いたします新市の総合計画に基づき、まちづくりの基本理念である「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」の実現に向け努力してまいります。

それでは、平成18年度の予算編成方針についてでございますが、我が国の経済は、堅調に推移する企業収益や個人消費の持ち直しなど明るい展望が広がっておりますものの、原油の高騰や緩やかなデフレの継続など懸念材料もあり、今後の動向に注視する必要があります。

そのような中、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を踏まえ、小さくても効率的な政府実現のため、三位一体の改革を確実に推進することを示しておりますが、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の抑制等には、なお不透明な点が多い現状であります。本市においても、国の改革に伴う地方交付税や補助金の減額などにより歳入財源の確保が厳しい状況であります。また、歳出面においては、小中学校の耐震補強及び主要幹線道の整備などに取り組む予定であり、公債費を含めた経常経費の増加が懸念されるなど、非常に厳しい財政状況であることに変わりはありません。このようなことから試算しました結果、市税のうち市民税につきましては法人税の伸びを勘案し、対前年度比10.2%増の16億

8,300万円を見込んでおります。

次に、市税で最も大きなウエイトを占める固定資産税につきましては、税率の統一等により、対前年度比3.5%減の25億4,600万円を見込んでおります。軽自動車税は、近年の需要の動向を勘案し、対前年度比6.8%増の1億1,200万円、市たばこ税は、健康志向による喫煙者の減少等が予想されますが、3年ぶりの増税により対前年度比5.1%増の3億900万円、入湯税は2,400万円を見込んでおり、市税全体では対前年度比2.0%増の46億7,400万円を見込んでおります。また、地方交付税につきましては、三位一体の改革の動向等による減少を受け、対前年度比4.5%減の69億円を見込んでおりますが、税源不足分の一部につきましては臨時財政対策債7億2,300万円の発行により補填されます。国庫支出金は、スリム化、交付金化により対前年度比1.3%減の22億9,700万円、県支出金においては市町村合併特別交付金等の増により対前年度比5.9%増の14億2,300万円が見込まれ、市債につきましては合併特例債等を中心に対前年度比1.2%減の23億1,500万円を計上しており、平成18年度末の起債残高は282億9,400万円となる予定です。

一方、歳出面におきましては、「新市建設計画」に基づき、緊急性・必要性の高い事業を優先し、限られた財源を重点的に配分し、有効に活用できるよう編成したところでございます。

このような基本的な考え方によって編成した平成18年度予算規模は、一般会計220億2,700万円、特別会計201億3,000万円、企業会計8億6,900万円、合計430億2,600万円となっております。

ここで、平成18年度の主要施策について述べてまいります。

新菊池市総合計画の総合計画につきましては、合併協議会において平成16年10月策定された新市建設計画を基本としており、今後10年間のまちづくりの指針となる基本構想を平成17年度に策定する予定で、本3月定例会に上程してまいります。基本構想に基づく各施策をより具体化した今後5年間の前期基本計画につきましては、総合計画策定審議会からの答申や地域審議会からの意見等を尊重し、議会の意見をお伺いするとともに、現状値や目標値を設定することで市民に対して行政活動や事業の成果が分かりやすい計画として策定を進めてまいります。

行財政改革の推進につきましては、昨年10月に行政改革推進室を新設し、また市長を本部長とする菊池市行政改革推進本部を立ち上げ、国の「新地方行革指針」に基づく、「集中改革プラン」の策定業務に着手しました。さらに、市民メンバーで組織する菊池市行政改革懇談会を設置し、民意を取り入れたプラン策定にも努めてまいりました。特に、民間委託や民営化による経費削減、職員数の削減による人

件費の抑制、事務事業経費の節減合理化などの総合的な財政の健全化が改革の大きな要素と考えております。平成18年度では「菊池市行政改革大綱」を策定し、可能な限り早い時期に市民や議会に公表いたします。今後は、この「行政改革大綱」を基本として「集中改革プラン」に掲げた目標を達成するために、全職員一丸となって取り組み、行財政改革や市町村合併の効果を高めてまいります。

新庁舎の建設につきましては、平成17年度に庁内に新庁舎建設等検討委員会を発足させ、アンケート調査や広報・ホームページ等により、市民からの意見収集を実施いたしました。また、市民代表からなる新庁舎建設等検討懇談会を発足させ、新庁舎建設及び周辺整備構想の協議・検討を進めてきたところです。新庁舎建設候補地であります花房台周辺は、県営畑地帯総合整備事業の受益地であり、地元住民や各事業関係団体と十分協議をしながら事業を進めなければならないと考えております。平成18年度は、新庁舎建設等検討委員会を中心に、新庁舎建設等懇談会及び議会等の意見を集約し、具体的な整備案を提案しながら関係団体と協議・検討を進め、基本構想・基本計画を策定いたします。

なお、基本構想につきましては、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの実施及び地域審議会への諮問を行いながら、策定作業を進めてまいります。

優良企業の誘致につきましては、工業団地PRのためのビデオ制作や全国版ビジネス誌への掲載、パンフレットの作成など、情報提供や企業訪問を実施するとともに、他市町村との誘致競争を行う上で必要な優遇措置の制定に向け庁内関係課で検討委員会を組織し、内容を検討してまいりました。平成18年度は、企業誘致を促進するため、用地取得や雇用促進の補助金の優遇措置を創設するとともに、固定資産税の3カ年の課税免除を行い、平成18年1月に統合した菊池市土地開発公社で所有する分譲用地の早期売却に向け、PR活動、企業訪問等を強化してまいります。

また、県が建設する大規模工業団地の誘致につきましては、川辺地区が平成17年度において第2候補地に決定しました。県は第3候補地までのパンフレットを作成し企業へのPRを行うことになっており、市としましても受け皿としての条件整備とあわせ、引き続き県に対して要望を行ってまいります。

国際交流の推進につきましては、九州地区における韓国人のビザ免除の提唱以来、修学旅行生限定のビザ免除、愛・地球博期間中のビザ免除が実施され、本年3月1日からは、韓国人の短期ビザ恒久免除が実施されることになりました。これにより、韓国人観光客の増加が見込まれるため、積極的に現地での観光キャンペーンを展開し、観光団体・国際会議・国際スポーツ大会等の誘致を推進してまいります。

す。

また、国際友好交流として、忠清北道清原郡及び全羅北道金堤市と市民・中学生の相互訪問、韓国映画祭の開催など市民レベルでの文化・経済・スポーツ交流の活性化を図ってまいります。

中国につきましては、広東省、山東省等を中心としたビジット・ジャパン・キャンペーンや九州観光推進機構と連携を図りながら、文化・スポーツを中心とした交流の推進を図るとともに、山東省泗水県との相互訪問を行い、交流の継続等について協議を行います。今後は、設立予定の菊池国際交流協会を中心とした市民レベルの友好交流を進めてまいります。

次に、新市建設計画の9つの主要施策に沿って順次説明をいたします。

まず、市民参加のまちづくりについてでございます。市民参加のまちづくりの推進につきましては、市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、その指針となるまちづくり基本条例の制定に向け検討を進めてまいりました。平成18年度は、新市のまちづくり基本条例を制定し、情報の共有化、まちづくり活動への支援など、市民参加のまちづくりを推進するための施策を展開してまいります。コミュニティ活動の推進につきましては、これまで旧市町村単位で独自のコミュニティ活動の推進・育成及び支援が行われてきました。平成18年度は、平成17年度に統一した地域づくり推進補助金制度を活用するとともに、策定予定のまちづくり基本条例に基づき、地域コミュニティやボランティア団体等の活動を支援してまいります。

また、市民の一体感・連帯感を創出するため、平成17年度は地域通貨事業を実施しましたが、平成18年度は新市の合併1周年を記念して、合併功労者の表彰や新市のシンボルの制定、姉妹友好都市である宮崎県西米良村、岩手県遠野市との調印式及びイベント等の記念事業を実施いたします。

男女共同参画社会の実現につきましては、菊池市男女共同参画推進条例の周知・啓発事業として、市民ボランティアによる企画、編集の情報誌を年2回発行するとともに、男女共同参画講演会や講座等を実施してまいりました。平成18年度は市民意識調査を実施し、より実態に即した男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指してまいります。

情報公開・個人情報保護制度の完実につきましては、合併時に制定した条例をもとに、市の情報を積極的にわかりやすく提供し、市民と行政との情報共有を進めてまいります。個人情報の保護につきましては、個人情報の開示や訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人の情報を保護してまいります。広報活動の充実につきましては、広報きくちと菊池市ホームページを中心とした情報発信を充実させるとともに、新菊池市の姿を写真や統計情報でより分かりやすく紹介するため、初め

ての市勢要覧を刊行いたします。

次に、行財政の効率化についてでございます。行政事務事業の評価につきましては、旧菊池市で試行してきた評価システムをもとに検討を行い、各種施策の市民への説明責任と効率的・効果的な事務事業の推進を目指してまいりました。平成18年度においては、職員で構成するワーキング部会を立ち上げ、行政評価のリーダーを育成するとともに、事務事業評価の試行を実施し、本市における行政評価システムの早期確立を目指してまいります。行政経費の削減のうち、第3セクターを含む公の施設の管理につきましては、地方自治法の改正によりまして、これまでの管理委託制度に替わって指定管理者制度が導入されました。平成18年度は、従来の管理委託制度に基づき委託している施設等について、指定管理者制度への移行に伴う個別条例の改正及び議会の議決を経て指定管理者の指定を行い、管理業務費用の縮減に努めてまいります。

また、現在直営の施設についても、指定管理者制度へ移行する準備を進めてまいります。

職員の適正配置につきましては、定員適正化計画を、今月末までに策定する予定でございます。平成18年度からは、計画の見直しを定期的に行いながら、定員適正化の確立に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。また、人事評価制度の導入が求められており、職員一人ひとりの有する能力が十分発揮できる機会となるように、職員の能力評価方法を検討し適正配置に努めてまいります。

次に、連携・交流の促進についてでございます。地域間交流の推進につきましては、自然豊かな地域資源を活用したグリーンツーリズム事業を通じて、都市と農山村の交流を行っています。グリーンツーリズムの拠点施設として、平成15年度から菊池東中学校跡地にきくちふるさと水源交流館の整備を進めており、平成18年秋には、宿泊・飲食・交流機能を持った施設として完成いたします。このことにより、農業体験や自然体験など、グリーンツーリズムを通じた都市と農山村の交流を推進し、農山村地域の活性化を図ってまいります。また、きくちふるさと水源交流館を情報発信の拠点として、菊池市各地域で芽生えつつあるグリーンツーリズム実施農家や各種団体とのネットワークを構築し、グリーンツーリズムの全市的な展開を図ります。

次に、生涯学習の推進についてでございます。学校教育の充実につきましては、菊池の教育理念及び菊池市教育方針に基づき、人間尊重の精神を基底に人格の完成を目指すとともに、学校と家庭・地域との連携を図り、開かれた学校づくりを推進し、社会の変化に対応する、いきる力を培ってまいります。

まず、学力向上と豊かな心の育成につきましては、教育課題の数値目標達成に向

けた取り組み、授業時間数200日の確保、家庭学習の手引き作成、万句の里づくりを推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を徹底するために補助教員配置や教育相談事業等の充実に努めてまいります。

また、安全対策として、平成18年度から年次計画に基づき、学校施設の耐震診断・耐震補強工事等の対策を実施し、耐震強度基準確保のための整備を進めます。さらに、防犯カメラ設置3ヵ年計画の初年度として、小学校7校に設置し、教育現場における犯罪の防止・抑制と校内の監視体制の強化を図ります。スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、新市の発足に伴い旧市町村の体育協会及び各種目競技団体の統一合併を推進し、新菊池市体育協会の設立に努めてまいりました。平成18年度は、国民体育大会第26回九州ブロック夏季大会が熊本県内において開催され、本市は、ボート、カヌー、山岳、馬術、ソフトボール、銃剣道、剣道の7種目を主催し、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動を通して、健康増進と体力の向上を図ってまいります。

人権同和教育・啓発の推進につきましては、あらゆる人権問題を解消するため、「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」や「熊本県人権教育啓発基本計画」等の啓発・浸透を図り、お互いの人権が大切にされ、差別のない明るいまちづくりに努めてまいります。平成18年度は、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるため、「菊池市人権教育・啓発基本計画」を策定してまいりたいと考えております。

次に、産業の振興についてでございます。昨年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、品目横断的経営安定対策が明記され、米・麦・大豆への支援が平成19年から大幅に変更されることになり、制度の概要についての周知を図るため、集落説明会を実施したところです。平成18年度は、制度の対象者である認定農業者の確保に努めるとともに、すべての農業者が本制度の支援を受けられるように関係機関と連携し集落単位の話し合いを進め、集落営農の組織づくりを推進してまいります。

生産基盤等の整備による優良農地の確保につきましては、土地利用型農業のコスト低減による経営の体質強化と、農地の集団化による担い手農家への集積を行うため、県営ほ場整備事業や畑地帯総合整備事業等を実施してまいります。新市ブランドの確立につきましては、これまで優良牛の導入により菊池牛ブランドの確立を図るため、導入牛に対しての補助を行ってまいりました。平成10年に約1,600頭までに減少した繁殖牛が平成16年には約2,100頭まで増加し、菊池牛の生産が進んでいます。平成18年度も国・県の補助事業とあわせ、市単独の補助事業を実施し、より一層のブランド化を進めてまいります。また、県下の生産量と品

質を誇る椎茸生産につきましては、消費者ニーズに対応する信頼のおける産地であることが重要であり、施設化推進事業等に取り組み、品質にこだわった「健康・安全・安心・ここだけ」をキーワードとした国際競争力のある生産地の確立を目指します。商業地の活性化につきましては、観光客をいかに中心市街地へ回遊させるかが課題となっており、現在、商店の若手後継者による人力車・お宝めぐり・味めぐり・オープンガーデン等、地元資源を活かした試みがなされています。今後も、各商工会と連携を図りながら、商店街の空き店舗の利活用、各種イベント等への支援を行うとともに、地産地消の推進、特産品のPRや販路拡大に努めてまいります。

観光資源の整備と活用につきましては、菊池渓谷に代表される豊かな自然・温泉・歴史など、多種多様な観光資源を活用した新しい観光パンフレットを作成し、メディア等により菊池市の魅力をPRしているところです。今後さらに、観光案内所や観光ボランティアガイドの有効活用にも努めるとともに、観光施設や第3セクターなどと情報の共有を図りながら、ストーリー性のある観光ルートの形成に取り組んでまいります。観光客の誘致につきましては、昨年に引き続き、夫から妻へ妻から夫へ「夫婦の手紙・絵手紙」を募集することで、おしどり夫婦の里きくちのイメージアップに努め、女性や家族の旅に癒しを与える・人に優しい観光地づくりを目指してまいります。

また、マイナスイオンを満喫しながら菊池渓谷の九州自然歩道を散策する自然体感・体験の魅力の旅を紹介して、修学旅行生の誘致や団塊の世代の受け入れにも取り組んで新しい旅の形を推進してまいります。

国際観光の推進につきましては、韓国からの観光客誘致に向けて、受け入れ体制の整備に努めるとともに、釜山国際観光展2006、韓国国際観光展2006等に積極的に参加し、ノービザ運動の提唱地菊池市をアピールしてまいります。

次に、都市基盤の整備についてでございます。市街地の魅力ある基盤整備につきましては、都市計画道路隈府中央線の整備に伴う事業用地の取得が、土地所有者の方々のご理解とご協力により、平成17年度では進捗率は20.4%であります。平成18年度は、進捗率38.8%を目標に用地協議を行うとともに、代替地要望等を検討し、事業の早期実現に向け計画を進めてまいります。

また、回遊道路整備につきましては、横町片角線他4路線の整備が完了しましたが、残事業については早期完了を目指し、地元の合意を踏まえながら、継続して整備促進に努めてまいります。国道の整備促進につきましては、325号4車線化及び387号の改良事業を促進するため、関係機関等との協力を図り、早期整備に向けた取り組みを引き続き強化してまいります。県道の整備促進につきましては、現在施工中の事業の推進強化と未改良路線の整備着手については、関係機関へ要望・支

援に取り組んでまいります。市道の整備促進につきましては、日常的な市民生活の利便性と交通の安全性を高めるため、現在施工中の事業の早期完成を図るとともに、緊急性・必要性を考慮し、計画的な整備に努めてまいります。公共交通機関の確保・ネットワーク整備につきましては、JR九州バスの路線廃止に伴う代替策として、熊本電鉄と九州産交による路線の開設が実現し、市民の生活交通の確保を図ることができました。また、べんりカー、あいのりタクシー、スクールバスを活用しながら市民の利便性の確保を図るとともに、全市的な交通体系の見直しを行っているところです。今後、乗合バス、いわゆる廃止代替路線バスへの県補助制度が見直されることから、市の財政負担の増大が見込まれており、現在運行中の穴川線・立門線・四町分線の廃止を視野に入れ、べんりカーやあいのりタクシーなどの地域の実情に応じた新しい交通コミュニティを導入しながら市民の利便性の確保を図ってまいります。また、菊池渓谷をはじめとする本市観光地への交通アクセスについても利便性を向上して欲しいとの要望が高まっており、観光交通についても検討してまいります。

次に、自然環境の保全と活用についてでございます。遊休地・農用地・森林の有効利用につきましては、中山間地域等直接支払い制度事業により、合計86の集落協定が締結されているところです。本協定に基づく農業生産活動等により、農地の荒廃を防止し農業の持つ多面的機能が十分発揮されるよう推進してまいります。

また、森林は木材の生産のみならず、水源涵養や自然環境の保持といった私たちの生活に欠かせない様々な機能を有しております。このような森林の持つ多面的機能を維持・保全していくため、間伐推進事業等により、健全な森林の整備を進めてまいります。同時に森林整備地域活動支援交付金事業に取り組み、計画的な森林整備の推進と地域における活動の支援に努めてまいります。環境保全意識の高揚につきましては、菊池市における総合的かつ長期的な視点からの環境基本計画を平成18年度、19年度において策定いたします。本計画は、自然的・社会的条件に応じた将来の環境目標を設定し、具体的な施策の方向と指針を明らかにし、環境保全に関する総合的な計画とするものです。

また、環境基本計画の策定と併せて地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画を策定いたします。本計画につきましては、本市が認証取得しているISO14001による環境マネジメントシステムとの整合性を図り、温室効果ガス排出抑制のための総合的な計画としてまいります。ISO14001につきましては、菊池総合支所管内の主な施設につき平成17年度にすべて認証取得を完了いたしました。今後は、各総合支所及び関連施設についても順次認証取得し、職員の意識向上、適用範囲の拡大に向け、体制を整えてまいります。

次に、生活環境の整備についてでございます。公園・緑地の整備につきましては、菊池公園の整備を市民広場再整備と連携し、平成16年度から弓道場・ゲートボール場の造成工事を行っており、平成18年度は、弓道場の建設に着手する計画です。菊池川水辺公園につきましては、用地補償及び一部の進入路工事が完了しており、平成18年度は熊本県と協議しながら造成工事を行う計画です。旭志のほたるの里ふれあい総合公園につきましては、平成17年度から測量設計を実施し、用地買収を進めているところで、平成18年度は造成工事に着手いたします。

環境衛生対策の推進につきましては、平成17年度に策定した循環型社会形成推進地域計画書及び一般廃棄物処理基本計画書に基づき、廃棄物の減量及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、ごみの出し方・分け方などの統一を図ります。また、一般廃棄物の処理施設整備として、リサイクルセンター・最終処分場の建設計画を進めてまいります。産業廃棄物処分場問題に関しましては、一日も早く本市から埋立て処分場がなくなることは市民の総意であり、会社の増設拡張計画及び操業期間の短縮等に関して、四者協議における区長会代表者の意見を尊重し、平成16年6月の環境保全協議会で確認された問題解決に向けた協議事項について、市、県、会社間での合意を得て、平成18年度内の解決を図ります。

上水道につきましては、菊池地区において安定的な供給を推進するため、大琳寺に配水池の建設を進めるほか、隈府市街地内の道路改良に併せて、老朽化した配水管の整備を図ります。泗水地区につきましては、石綿管や老朽管の更新を計画的に進めてまいります。

簡易水道につきましても、安定供給と水質の安全性の向上を図るため、平成17年度に統合した水源・迫間簡易水道を、平成18年度から順次整備を行うとともに、水道未普及地域の解消に努め、給水区域の拡大を図ってまいります。旭志地区につきましては、弁利地区簡易水道と小川・九の峰地区簡易水道事業の統合による安定的な供給を図るため、統合計画に着手いたします。

下水道につきましては、地域の状況に合わせた手法で、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽設置事業等に取り組んでおります。平成18年度は、菊池処理区におきましては、野間口周辺の事業認可の取得を行うとともに、西寺地区の汚水管渠の整備を進めてまいります。泗水処理区におきましては、桜山地区の管渠整備を継続して行います。また、三万田地区におきましては、汚水管渠の整備を継続事業として行うとともに、浄化センター建設工事に着手し、平成20年度の供用開始を目指してまいります。旭志地区においては、個人設置型合併浄化槽設置事業に取り組んでおりますが、さらに生活環境の改善を推進す

るため、地域に即した事業手法による整備を推進してまいります。なお、既に供用を開始している処理場においては適正な管理運営に努め、老朽化した処理場につきましては、改築更新等により適切な施設運転ができるよう整備してまいります。

防犯体制の整備・充実につきましては、平成17年10月1日施行の菊池市生活安全条例に基づき、地域における犯罪及び事故等を防止するため、市・市民・事業者及び土地建物所有者等が一体となり、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。また、公用車に青色回転灯を装備した自主防犯組織、菊池安全安心パトロール隊による市内各小・中学校の登下校時を中心とした巡回活動を実施し、犯罪の発生を抑止いたします。さらには、地域住民ボランティア団体、PTA等との連携による防犯活動で、犯罪に強い地域社会を目指してまいります。

防災・消防体制の整備・充実につきましては、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強い安全なまちづくりを推進するために、熊本県との共催による総合防災訓練を実施し、各防災機関との連携による情報伝達訓練や、住人の避難誘導等、災害発生時の防災体制の充実強化を図ります。また、平成16年9月の国民保護法の施行に伴い、菊池市国民保護協議会条例、菊池市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定いたします。また、平成18年度は、国の基本指針、熊本県の国民保護計画に基づき、菊池市国民保護計画を策定し、市民の保護措置の実施体制、市民の避難・救援に関する事項、平素に備えておくべき物資・訓練等に関する事項などを盛り込むこととしております。

最後に、健康・医療と福祉の充実についてでございます。子育て支援の充実につきましては、平成15年度に旧市町村で基礎調査を実施し、平成17年3月に次世代育成支援行動計画を策定いたしました。平成18年度は、次世代育成支援行動計画の中で目標を設定した、地域における子育て支援、仕事と家庭の両立支援など、総合的な少子化対策に向けた施策を推進してまいります。障害者福祉の充実につきましては、平成18年度中に障害者福祉計画書を作成し、障害福祉サービスの基盤整備を充実してまいります。また、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、3障害、いわゆる身体障害・知的障害・精神障害の種類にかかわらず、支援の必要度に応じた共通の福祉サービスが公平に利用できるよう、新たな障害程度区分制度が導入されます。支援サービスを受けるには、これまでは世帯の所得に応じた自己負担が決定されていましたが、本制度の導入によりサービス量の1割が自己負担となり、所得階層に応じた軽減措置が設けられます。

高齢者福祉の充実につきましては、平成17年度に新たに老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしましたので、今後その計画に基づき、将来を見据え

た課題に適切に対応できるよう推進してまいります。また、高齢期を迎えてからの人生が長くなる中、第2の現役期として生きがいを持って過ごすことができるような社会参加や生きがい支援をこれまで以上に推進し、高齢者がそれぞれの能力を活かし、活動的で生きがいに満ちた生活を実感できるよう支援に努めます。菊池老人福祉センターの建設につきましては、これまでの協議に基づき、地域に根ざした生きがいづくりと社会参加の拠点として早期着工を目指してまいります。疾病予防と健康づくりにつきましては、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に向け、関係医療機関との連携を強化し、市民が受けやすい健診体制を充実させ、若い世代を含めた受診率の向上を図ります。また、乳幼児期からの生活習慣病予防として、食生活や運動などの生活習慣の確立を図るため、学校教育や食生活改善推進員協議会と連携を深め、食育活動を実施いたします。平成18年4月1日の法改正で、麻疹・風疹のワウチンと接種方法が変更されますので、未接種児の発生を防ぐための啓発や周知徹底に努めます。また、児童・生徒の安全性を確保するために、学校での集団接種を個別接種に変更いたします。

医療体制の強化・充実につきましては、休日及び夜間等の救急医療体制を確保するため、医療機関・消防署等の関係機関と連携を深め、在宅当番・病院郡輪番制病院の情報提供や地域医療サービスの充実を進めます。

子どもの夜間医療体制につきましては、平成17年度において小児夜間医療体制検討委員会を設置し、子育て中の保護者を対象にアンケート調査を実施しており、今後は委員会を中心に医師会と協力して、小児夜間医療体制の整備に努めてまいります。国民健康保険事業の充実につきましては、制度改正に伴う医療費増が見込まれるため、医療費3%抑制を数値目標とするとともに、効果と成果のある保健事業の推進と国保税の均一化を図ってまいります。また、市民の自主的かつ主体的な健康づくりを支援するために、市民主体の健康づくりモデル事業を推進してまいります。

介護保険事業の充実につきましては、国の介護保険法改正による介護制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化の3点を基本的視点とした、制度全般にわたる見直しが行われ、本市においても趣旨に沿った「第3期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたしました。平成18年度には、地域における介護予防マネジメント、総合的な相談・支援等の機能を担う菊池市地域包括支援センターを設置し、予防重視型システムの確立を目指すとともに、保険の適正な給付管理を推進し、自立支援に努めてまいります。また、第1号被保険者の介護保険料につきましては、平成18年度から3年間統一することといたしました。

最後に、特別養護老人ホームつまごめ荘は、集団介護から入所者の個性を尊重した福祉施設としての整備が求められていることから、平成17年度に実施設計、用地取得、仮設・解体工事に着手したところでございます。平成18年度・19年度におきましても引き続き、解体・改築工事、既存施設の改修工事を行い、入所者の皆さまへ快適で安らぎのある生活環境を提供できるよう整備を進めてまいります。

以上が、平成18年度に取り組む主な事業の概要でございます。

今後とも、市民主体のまちづくりを推進し、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちの実現に向けて、各種施策を着実に進めてまいります。

次に、上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案その1でございます。13ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定及び議案第6号、菊池市国民保護協議会条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、一般的には、「国民保護法」と言われていますが、同法第31条及び第40条の規定に基づき、本市におきまして国民保護措置を総合的に推進し、市民の安全、安心に資するために、また国民保護措置に関して住民の意見を求め、重要事項を審議する協議会を設置するため、二つの条例を制定するものです。

議案第7号、菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、勤務時間、勤務条件、分限等の公表に必要な事項を定めるため制定するものです。

次に、議案第8号、菊池市振興基金条例の制定は、旧泗水町におきまして、故小川水賣氏からの寄附金を基金として運用してまいりましたが、合併と同時に一般財源化され、会館建設の財源として一部を充てることとしておりましたが、ご遺族との調整がつかなく、適正な管理を図るため基金を設置するものです。

議案第9号、菊池市企業誘致促進基金条例の制定は、本市の経済、産業の発展並びに活性化、雇用機会の増大を図るための企業誘致促進に必要となる財源に充てるため基金を設置するものです。

議案第10号、菊池市工場設置奨励条例の制定は、これまで農村地域工業等導入促進法に規定する適用工場に限定し、固定資産税の免除等を行ってまいりましたが、今後市内全域に同様の優遇措置を講じることにより、市内の工場設置を推進し、産業発展を図るため、条例の全部を改正し、制定するものです。

次に、議案第11号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、昨年12月に菊池市特別職報酬等審議会に諮問し、本年1月31日に答申がなされました。この答申を尊重し、改選後の市議会議員の報酬の額を改定するも

のです。

議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、在任特例期間後の農業委員会委員の報酬の額を改定するものです。

議案第13号、菊池市支所設置条例の一部改正は、庁内組織機構及び事務事業の見直しを行い、菊池総合支所を本庁と統合するため条例を改正するものです。

次に、議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院勧告に基づき実施された国家公務員の給与改定に準じて改正するもので、国においては、給与水準の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた給料表への転換及び勤務実績の給与への反映を柱として、給与構造の抜本的な改革が行われており、本市職員についても速やかに制度の見直しを行うものです。

議案第15号、菊池市国民健康保険税条例の一部改正は、合併時に不均一課税であった税率を統一するため、改正するものです。

議案第16号、菊池市営住宅管理条例の一部改正は、砂田西団地及び新明団地の完成によるもの、並びに共益費の額の改定を図るため改正するものです。

議案第17号、菊池市奨学基金条例の一部改正は、新たに処分の条項を追加するものです。

次に、議案第18号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正は、申請資格の条項及び制度の導入に伴い、それぞれの施設に共通する事項を追加するため、一部を改正するものです。

議案第19号、菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定から、議案第50号の菊池市斑蛇口湖ポート場条例の一部を改正する条例までの32議案は、指定管理者制度の導入に伴い、直営とする施設は管理委託の条項を削り、導入する各々の施設については、管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項を定め、条例の全部改正、一部改正、また条例の整理統合することにより廃止を行うものがございます。

次に、議案第51号、菊池環境センター整備基金条例の廃止については、当センターの整備が完了することにより、基金の設置目的が果たされたため廃止するものです。

議案第52号、泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止については、旧泗水町管内のし尿は、昨年7月までは旧菊池南部清掃組合に搬入していましたが、菊池広域連合所管の処理場が完成し、昨年8月から搬入されているため条例を廃止するものです。

次に、別冊となっています議案第53号をお願いします。

平成17年度菊池市一般会計補正です。今回の補正は各事業の確定及び基金等へ

の組替えによるものが主で、歳入歳出予算の総額から6億502万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、236億6,691万1,000円とするものです。

議案第54号から議案第61号につきましては、平成17年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算で、国民健康保険事業については、療養給付費の増によるもの、その他特別会計は各事業の確定によるものが主なものでございます。

次に、別冊の議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算から議案第71号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算及び議案第72号、平成18年度菊池市水道事業会計予算は、先ほど市政方針で内容の一部を説明いたしました平成18年度の各予算案でございます。

次に、議案その1に戻っていただきたいと思っております。議案その1の202ページです。

議案第73号、菊池市総合計画基本構想の制定については、平成17年度から平成26年度までの10年間の新市のまちづくりの理念及び将来像を示すものです。今後本市が進むべき方向性を明確にするための総合的、長期的な計画であり、市政における全ての施策の基本となるもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第74号及び議案第75号、市道路線の廃止、認定につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき議決をお願いするものです。

議案76号、工事請負契約の締結につきましては、市営田島団地建築工事について入札を行いましたので、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、議案第77号、姉妹都市の盟約につき同意を求めることについては、合併前の菊池市において、宮崎県児湯郡西米良村と姉妹都市の盟約を結んでおりましたが、新市におきましても引き続き友好の絆を結び、経済文化の交流を図るため、姉妹都市の盟約を結ぶことについて議会の同意を求めるものでございます。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、市政方針と提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、議案説明を終わります。

日程第7 議案第78号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第78号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。

議案その2をお願いいたします。1ページをお願いしたいと思います。議案第78号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。本案は、合志市及び玉名郡和水町に係る規約を一部変更し、平成18年3月26日限りで新天草市となる本渡市を除く1市8町及び西天草清掃施設一部組合を脱退させ、3月27日から天草市を加入させるため、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務を変更するとともに、規約の一部の変更を行うもので、当該事務組合を構成する市町村に対しての同文議決でございます。一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。なお、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第78号の説明でございました。よろしくをお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第78号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。議案第78号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、議員提出議案第1号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これより提出者の趣旨説明を求めます。

議員、中山和幸君。

[登壇]

（中山和幸君） 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき、菊池市議会委員会条例の一部を改正するものです。在任特例期間終了後、議員定数が28名になることにより、議会運営委員会委員の定数の見直しが必要となってきたため、また常任委員会記録を全文記録とするため一部改正をするものです。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案提出議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 陳情第 1 号 女性農業者の農業委員への登用を求める陳情書

要望 泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望書

議長（北田 彰君） 次に、日程第 9、陳情第 1 号、要望の 2 件が今定例会に提出されました陳情・要望であります。その内容については、お手元に配布しているとおりであります。

日程第 10 報告第 2 号 専決処分の報告について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 10、報告第 2 号、専決処分の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、報告第 2 号、専決処分の報告について説明いたします。議案その 2 の 7 ページをお願いいたします。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、9 ページをお願いいたします。専決処分書でございます。1、事故の発生日、平成 17 年 8 月 16 日、相手方、菊池市原 3 4 2 3 番地 3、中脇キヨコ。事故の概要、特別養護老人ホームつまごめ荘でのデイサービス終了後、利用者を送迎の車両で送る途中、急カーブの道路において車椅子が傾き、同乗の職員がその車を支えようとした際、相手方の方になっていると思いますが、相手方に倒れかかり、右鎖骨を骨折する損害を与えたものでございます。損害賠償の額は、7 万 2,370 円。決定事項といたしまして、本件事故に関する一切の損害賠償として、上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申立てをしないものとするというものでございます。

以上、報告第 2 号の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第 2 号は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告にとどめます。

日程第 11 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 11、休会の件を議題とします。

お諮りします。来る6日、7日及び8日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、来る6日、7日及び8日は休会とすることに決定しました。

なお、4日及び5日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日4日から8日までは休会ですので、会議を来る9日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を希望される方及び施政方針に対する通告をされている方は、その質問の要旨を具体的に記載し、7日の正午まで事務局にご提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会します。なお、予算書案等の説明のため、午後1時から全員協議会を大会議室で開会いたしますので、議案を持ってお集まりをお願いいたします。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午前11時52分

第 2 号

3 月 9 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成18年3月9日(木曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(56名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君

20番	木	下	雄	二	君
21番	福	川	幸	子	さん
22番	坂	井	正	次	君
23番	森		隆	博	君
24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州	子	さん
46番	笠		愛一郎		君
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ		さん
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君

55番 北田 彰 君
 56番 外村 國敏 君
 57番 久川 知一 君
 58番 徳永 隆義 君
 59番 横田 輝雄 君

欠席議員（3名）

2番 倉本 義雄 君
 19番 河島 秀逸 君
 49番 荒木 建令 君

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
助 役	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	村山 隆 君
市民部長	木下 儀郎 君
経済部長	岡崎 俊裕 君
建設部長	石原 公久 君
菊池総合支所長	城 直輝 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	井手 政寛 君
建設部総括審議員	松岡 隆 君
企画部首席審議員	友田 豊和 君
財政課長	川上 憲誠 君
教 育 長	田中 忠彦 君
教 育 次 長	北村 榮一郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	後藤 定 君
監査委員事務局長	山口 正司 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事 課 長	春木 義臣 君
議事 係 長	城 主 一 君
議事 係 参 事	吉野 幸子 さん
議事 係 主任 主 事	森 誠一郎 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

最初に、総務部長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第72号及び議案第73号の2議案の議案の訂正についてご説明申し上げます。

まず、議案第72号、菊池市水道事業会計の予算の予算書に間違いがございましたので、訂正をお願いするものでございます。お手元に配布いたしております正誤表でご説明を申し上げます。正誤表の一番上の部分でございますけれども、2ページの債務負担行為の表に平成18年度分400万円を計上していたもので、平成18年度は当初予算に計上しておりますので、当然必要がなかったものでございます。中段以下が7ページの当初予算資金計画の表のうち、未払い金の金額とそれに伴いまして一番上の支払い資金の金額と一番下のところの差し引きの金額に間違いが生じたものでございます。

次に、議案第73号、菊池市総合計画基本構想の訂正につきましては、議案の一部に不必要な文言を記載していたというものでございます。訂正箇所につきましては、総合計画基本構想の1ページで目次の2行目と3行目を削除するものでございます。

今回もこのような訂正をお願いすることになりまして、誠に申し訳ございませんでした。よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） おはようございます。

開会冒頭あんまりいい話じゃありませんが、ただいまの正誤表ですよ、最近ね、この正誤表による是正、訂正が多すぎる。執行部の緊張感がないと思うんですよ。このくらいのことね、きちんと遂行して、更正をして、こういうのがないようにするのが当然じゃないですか。もう当たり前、見たらわかるようなことが正誤表で訂正されると。しかも今の説明でもですね、何でこういうふう間違うのかという原

因の究明がないでしょう。今後はやっぱりこういうことがないように、きちんと原因を究明して、そして再びこういう誤りがないという決意をですね、執行部としては披瀝をしてほしい、そういうふうに思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほど申しましたように、冒頭でも訂正のお願いをしたところでございます。それをもって、庁議もしくはいろんな会合の中で議案についての精査をお願いしているところでございます。まさしく昨日も議長の方から職務の怠慢であるというようなご指摘も受けたところでもございますし、それをもって昨日全職員に対しまして議案等も含めて精査するように、再度通知いたしたところでございます。このようなことがないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りしたいと思います。どうも失礼しました。

午前10時03分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） おはようございます。

質疑をいたします。

議案の第73号、202ページであります。菊池市総合計画基本構想の制定についてお伺いをいたします。総合計画基本構想は、平成17年から平成26年に至る計画であり、10年後のまちの理念及び将来像を市民に示すものであります。法的には、地方自治法の第2条第4項に基づきまして策定が義務づけられておるものでありまして、その決定には議会の議決が必要であります。ただ基本構想は、考えを組み立てるのみであり、具体的な姿形は見えません。例えば、の行財政改革を見ますと、運営の現状と課題、そして基本方針が述べてあるだけであります。この基本構想の下位計画となります基本計画、これは前後期5ヵ年ごと2期に分かれておりますが、と一体的であります財政計画があって初めて構想が示す将来像の実現化に向けての道筋が見えるということになると思います。もちろん、下位計画は議

決の必要はありませんが、報告の義務が課せられております。去る2月15日、全員協議会におきまして、基本構想基本計画前期5ヵ年計画の素案の説明がありました。20分程度の説明であり、質疑もできませんでした。市におけるまちづくりは、本計画に基づき将来像の具現化を目指し予算化され進められるものでありますが、一体的であるはずの財政計画の姿がありませんでした。説明後、議長より質問のある方は本会議でお願いいたしますとのことでしたが、提案されました議案については、質疑となります。財政計画につきましては、昨年9月の議会で質問をいたしておりますが、そのときの答弁によりますと、建設計画における財政計画では、合併特例債の活用、交付税の減少もあり、事業については必要度、優先順位等を考慮し、議会の意見を踏まえながら見直すと言及をされております。基本計画素案の財政健全化によりますと、課題解決のための取り組みに財政計画の早期構築により財政健全化に努めるとあり、早期の策定が示唆されております。建設計画と一体的な財政計画は、法定、合併協議会、いわゆる法定協での決定事項であります。変更の場合は当然議会の議決が必要であります。お尋ねをまとめますと、総合計画基本構想の下位計画であります基本計画並びに財政計画の策定の時期について、また今回基本計画と合わせて財政計画を策定されなかったわけを、理由をお示し下さい。

次に、建設計画の財政計画では、早期の合併効果を目指し、前半の5ヵ年に事業費が集中をしております。見直しを言及されており、見直されることと思っておりますが、その場合、合併特例債の現況について、計画どおり確保ができるのかどうか。あるいは交付税の見通し、減少傾向にあるわけでありますので、その見通し。さらには事業の必要度、優先順位等々、新財政計画にどう反映をされるのか。建設計画の変更となれば、地域審議会での審議が必要となりますが、また議会の意見を踏まえてと言われておりますが、議会に対してどう対応されるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

最後に、市策定の財政計画と建設計画における財政計画との内容の違いはどうか。また運用の手法について答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

まず第1点目の基本計画の策定期間についてですけれども、基本構想におきましては議員ご承知のとおり、地方自治法の規定に基づきまして、今後10年間の新市のまちづくりの理念及び将来像を示すものでございまして、各種計画の最上位計画として位置づけています。また、本構想は合併にあたって策定しました新市建設計画を尊重しつつ、急速に進展する時代背景の中で、市民のニーズに対応できるよう

に策定するものでございます。議員ご質問の基本構想に基づく基本計画、財政計画は一体的なもので、同時に示さなければならないものということでございますけれども、財政計画につきましては後ほど総務部長の方より説明を申しますけれども、基本計画についてお答えします。まず、基本計画につきましては、本来、基本構想を審議していただくためには、下位計画と一体に説明することが望ましいとは思いますが、本構想想定後、基本計画を策定することとしています。その策定期間につきましては、市民の意見を十分反映させたものとし、本年4月を目途に策定し、議会へ報告したいと考えております。

次に、新市建設計画を変更する場合につきましては、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法第5条第9項に基づきまして、合併協議会で設置を確認しました地域審議会の意見を聞かなければならないとされており、審議会への諮問を行い、各地区の審議会の答申を尊重した変更となります。また議会への対応につきましては、合併特例法第5条第7項に基づきまして、議会の議決を経て変更することができることとされておりまして、議会の意向を十分反映することとなります。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず第1点目の財政計画を策定しなかった理由でございますけれども、現在、基本計画の基となります新市建設計画の建設計画について見直しを行っているところでございます。これは、旧4市町村における標準財政規模を基準として、10年間の建設計画を計上しておりましたが、三位一体の改革を受け、国庫補助負担金等の一般財源化が進む中で、その必要性、優先順位等の見直しが必要になったためでございます。国の地方財政計画においては、平成19年度以降は現在白紙の状態となっております。本年6月頃には歳入・歳出についての一体改革の方向性が示されるとのことですので、これらの動向を踏まえながら、平成18年度中に財政計画を策定してまいります。

次に、合併特例債の現況についてでございますけれども、新市建設計画におけます合併特例債の平成18年度発行予定額は32億6,100万円でございます。予算編成においてその必要性、優先順位等を見直した結果、10億8,400万円となっております。また、平成17年度予算につきましても、当初特例債を充当しておりました事業についても、合併補助金及び合併交付金へ充当を振り替えたことにより14億8,100万円の減となっております。平成18年度、国の地方債計画によりますと、合併特例債は9,500億円となっており、対前年度比1,500億円の減となっております。大変厳しいものとなっておりますので、今後の動向を

見ながら対応をしていきたいと考えております。

次に、交付税の見通しについてでございますけれども、平成18年度国の地方財政計画では、交付税は対前年度比5.9%減の9,906億円の減額となっておりまして、平成19年度以降は現在、白紙の状態となっております。三位一体の改革による税源移譲等により、交付税が今後、平成26年度までに年2から3%の減か、それ以上の減となるか、現時点では不明な点がございますが、減額の方で進むことは確かであり、地方自治体にとっては大変厳しくなるものと想定いたしております。この状況で本市の交付税を試算しますと、平成17年度は決算見込みで77億6,700万円を見込んでいますが、平成26年度では62億1,000万円の15億5,500万円の減となることを予想いたしております。

次に、事業の必要度、優先順位等を見直すか、また新財政計画に反映されるかということでございますけれども、新市建設計画で建設事業が前半の5年間に集中しており、今後財政も大変厳しくなってくるのが予想されますので、現在、各事業について、その必要性、優先順位と全体の平準化について見直しを行っております。その中で特に新市として取り組むべき事業を優先的に財政計画に反映させながら、旧4市町村の均衡を図ったものにしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再質疑をいたします。

基本構想の提案に対しまして、検討する場合、基本構想というのは大まかに申し上げますと理念というのがあります。「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」であります。その下に将来像が3つのまちづくりの目標として示されており、その後基本計画、そして巻末資料、それだけあります。何をどう検討するのか、示されております理念を具現化させるのが基本計画であり、財政計画であります。両計画が例え素案であったとしても、まちづくりの方針はそれなりに理解ができるものと思いますし、基本構想の本質が理解に向かうところであり、構想のみではなかなか難しいと。今いろいろ答弁がございましたけれども、難しいところであるということを感じる所です。市としては、総合計画と建設計画、そして建設計画の財政計画と市でお作りになる財政計画が存在をしておりますので、策定と運用には大変難しいところがあると思いますけれども、合併という特殊な場合でありますけれども、住み分けは明確にしなければならぬと思う所です。さて、今回提案の基本構想と一体的な基本計画の素案であります。が、(1)の2の行財政の効率化についてによりますと、市行政改革推進本部を設置し、総務

省が示す集中改革プランの公表につきましては、先の全員協議会で説明を受けました案でありました。もちろん議会に諮る必要はありませんけれども、内容は行政改革と類似をしております。目標数値も掲げられております。例えば、職員の定員管理につきましては、5年間で48名、7.8%の削減とありますが、策定にあたっては庁内で検討し、素案となり、市民参加の懇談会に諮りまとめられておるようであります。この数字で、将来問題はないのか、大丈夫なのかという思いがあります。同時に、このプランは総務省が示す内容であります。国への報告とともに、市民にも恐らく示されると思うところではありますが、施政方針によりますと、市の行政改革大綱とともにその実行を図る実施計画書が策定される予定であります。その時期について、お示しをいただきたいと思います。

また、集中改革プランと行政改革大綱との整合性、どちらが上なのか。また内容の違いがあれば、お示し下さい。プランでは、職員定数管理削減数字が示されており、その数字は国へ上がっていきます。市民にも公表されます。先ほど市長は記者会見で数字を述べておられます。実は私はラジオでこのことを聞いたわけですが、行政改革の柱の1つであります定数管理は、既に決定したことにならないかという思いがあります。今後策定される市行政改革へは、数字は横滑りということになるのではないかなという思いがあります。基本計画素案が示す行財政の効率化への取り組みについては、市行政改革ありきと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 行政改革についてお答えをいたします。

菊池市総合計画の基本構想と前期基本計画に示す行財政効率化への取り組みは、議員仰せのとおり行政改革ありきだと感じております。このため、菊池市行政改革大綱の策定に着手し、できるだけ早い時期に公表いたしますが、集中改革プランと行政改革大綱との関係につきましては、大綱を上位計画として位置づけ、その中にプランの内容も反映させる形で整合性を図っていきたいというふうに考えております。またプランの実行につきましては、必要に応じて見直しを行う場合もありますが、その場合は理由や達成率を公表し、適切な進行管理に努めてまいりたいというふうに考えております。本来、行政改革とは行政改革大綱に基づき実行されるものであることは十分理解しておりますけれども、今回は国が求めましたスケジュールの関係から、大綱策定よりも先に集中改革プランを公表しなければならないという事情もご理解いただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再々質疑をいたします。

合併後、早2年目に突入をいたすわけではありますが、総合計画は基本構想、基本計画、そして実施計画という一体的計画があるわけですが、この計画をはじめ専決となっております199本の条例も含め、多種多様な計画策定及び改正が迫っております。行政事務事業の執行には、すべて計画書が必要であります。計画あって執行となります。合併後であり、その業務は大変だとは理解できますが、市民のためにも早め早めの対応をお願いいたすところであります。これは要望でございます。

一言だけ申し上げたいと思います。私の今回の質疑は、一般質問とする予定を進めておりました、まとめておりましたところ、議案として提案されておるということで、一般質問にはなじまないという事務局見解がございまして、急遽質疑に切り替えたところでございます。基本構想と申しますと、予算額ではなくて各分野における分掌であります。その内容は抽象的であり、概念であります。質疑では意見、要望、提言等々の私見は述べることはできませんが、今述べておりますけれども、述べることはできませんが、総合計画はまちづくりの根幹を示すものであり、特に議員としては大きな関心がございます。発言の場、あるいは意見を述べる場をぜひ配慮していただきたいと思います。

終わります。

議長（北田 彰君） 次に、福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） おはようございます。

3点質疑させていただきます。

議案第11号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、旧泗水町時代に町会議員の報酬について調査したときに、町議報酬はほとんどが議員活動費であるということでしたがけれども、市議会議員の報酬はどのような位置づけになっているのですか。また、特別職は行財政改革の先頭や範とならなければならないという住民の声のある中、特別職報酬等審議会ではどのような質疑が行われ、どのような考えの下、このような金額になったのかお尋ねいたします。

議案第62号、菊池市一般会計予算について、款7土木費、項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業費、節15工事請負費、節17公有財産購入の内訳と事業内容についてご説明をお願いいたします。

議案第76号、工事請負契約の締結について、指名競争入札で熊本市内の業者が入札をされておりますが、合併後菊池市内の建設業者は公共の仕事が少なくなり、社員を多く抱えている業者やその他下請けで生きてこられました業者が大変困っておられます。地元優先の指名が行われるべきだと思いましたが、何社指名したのか、業者名も公表して下さい。

以上、質疑のみで。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方からは市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、3番目の工事請負契約の締結について説明申し上げます。

市議会議員の報酬につきましては、地方自治法第203条の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めにより支給ができることとされております。同法では、非常勤職員に対する報酬は常勤職員に対する給料とは異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、議員においては実質的職務に対する対価としての性格を持つものであると規定されております。支給形態は、地方公共団体の自主性に委ねられているところでございますけれども、各地方公共団体ともに月額支給制を取っております。なお、合併前の旧4市町村と新市においての報酬に対する概念は変わっておりません。

次に、特別職報酬等審議会でございますが、条例に基づき昨年12月に諮問し、計3回の審議を経て、本年1月末に答申がございました。この審議会の経緯につきましては、北部4市町村合併協議会で議員報酬については在任特例期間中の額であり、本来の定数になった場合は見直す必要があるとの答申に基づき審議会に諮問したものでございます。審議会委員につきましては、合併協議会での審議内容を熟知されている当時の委員さんを今回も委嘱いたしましたものでございます。審議にあたっては、長引く景気低迷による地域経済の動向、市民の実状を十分考慮する。2点目に、合併協議会の報酬審議会答申を考慮すること、3点目に人事院勧告に基づく一般職との均衡を図ること、4点目が県内の各市、郡内との比較検討を行うことなどにより、慎重審議されたものでございます。審議過程におきましては、追加資料として市の財政状況の各市比較表、議員の活動日数の資料などの要求がなされ、それらを基に様々な角度から検討され、最終的に現在提案している額が答申されたものでございます。

次に、3番目の工事請負契約の締結についてでございますけれども、本市発注の工事の指名業者の選定につきましては、先の12月の一般質問の際に答弁いたしました

とおりでございまして、菊池市内業者で施工が可能なものにつきましては菊池市内の業者を指名し、それでも業者数が確保できない場合におきましては、菊池市近隣、県内、県外と範囲を広げ選定するという考え方でございます。今回の市営田島団地建築工事の入札に係る指名業者につきましても、そのような考えに基づき、過去の工事实績や熊本県の格付け基準を参考に地元企業育成も念頭に入れ、できる限り菊池市内業者を指名いたしました。しかし、予定価格が2億円以上の大規模な工事でございますので、かつ高度な技術力が求められることから、菊池市内業者7社と菊池市近隣及び熊本市の業者8社、合計15社を指名いたしました。申し訳ございませんが、指名業者も必要でございますか。

[登壇]

(福川幸子さん) できたらほしかったんですけど。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 用意していますので。

[登壇]

(福川幸子さん) よろしく願いいたします。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 指名業者を申しますと、菊池市内の業者が三和建設株式会社、株式会社緒方建設、株式会社三牧建設工業、株式会社東稜建設菊池営業所、株式会社生田工務店、株式会社荒木組、株式会社吉安建設の7社。菊池市近隣及び熊本市の業者が、株式会社岩永組、光進建設株式会社、株式会社建吉組、株式会社日動工務店、酒井建設工業株式会社、株式会社豊工務店、株式会社宇都宮建設、株式会社本山建設の8社でございます。以上15社で入札を実施しました結果、熊本市の酒井建設工業株式会社の落札ということになっております。なお、この団地の建設につきましては、建築工事のほか、電気工事及び管工事の3業種に分割し、それぞれの入札を実施し、契約をいたしております。

以上、お答えします。

議長(北田 彰君) 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長(石原公久君) お尋ねの工事請負費、公有財産購入費の内訳につきましてご説明をさせていただきます。工事請負費5億9,145万円と公有財産購入費4,063万1,000円についてでございますが、本市では現在隈府中央地区及び旭志新明地区をまちづくり交付金事業で取り組んでおります。この事業は、中心市街地の活性化を図る支援事業でございます。

まず、隈府中心市街地につきましては、平成15年度から平成19年度までの5

カ年間で、回遊道路の整備、案内板の設置、街路灯などの整備を行い、賑わいのあるまちづくりを目指してありまして、隈府中央線街路事業につきましても、同じく平成15年度から10カ年計画で整備を行っております。また、旭志総合支所周辺の新明地区につきましては、平成16年度から平成20年度までの5カ年計画で、新明住宅団地の建設を主事業といたしまして、ふれあい運動公園の整備、老人憩いの家の改修、市道の改良等を計画いたしまして、若者が定住できるほたるの里づくりを目指し整備を進めております。平成18年度の工事請負費につきましては、隈府中央地区の回遊道路等に2億8,645万円、次に旭志ふれあい運動公園造成工事に9,000万円、新明団地9戸の建設工事に1億8,500万円、同じく市道改良工事に3,000万円となっております。

次に、公有財産購入費ですが、隈府中央線街路事業の用地取得に関するものが主でございます。宅地15筆の購入を予定し、4,063万1,000円を計上いたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） おはようございます。

議案第62号、平成18年度一般会計予算の中から3点ほど質疑をさせていただきます。

お手元に質疑の内容は書いてあると思いますので、簡単にさせていただきます。まず農業費でありますけれども、有限会社ファームきくちへの4,000万円の出資の予算計上をさせていただきます。これにつきまして、17年度の決算がもう出ているはずでありますので、決算状況を簡単に報告を兼ねて、この4,000万円と出資することによる事業の計画、今後の計画等についてご説明を1点お願いをいたします。

それから2点目であります。土木費の中の河川維持費、この中の委託料でありますけれども、約2,688万2,000円計上させていただきます。平成17年度も約これと同額の委託料を計上させていただきますが、その後いろいろな変更があっているというふうに聞いておりますけれども、河川維持費でございますので、恐らく川の草刈り、あるいは清掃というものだろうと思いますが、この内容についてご説明をお願いをいたします。特に泗水、旭志地区におきましては、河川の草刈りを市民の皆さん方に今までお願いをしてきたという経緯があります。一部にそれをやめる、あるいは希望するところはやってもらう、あるいは業者、あるいはシルバーの方々にお願いするというような話が来ておりますので、その辺のところも含めてご

説明をお願いいたします。

次に3点目であります。商工費の問題であります。商工費につきましてはご承知のとおり、17年度対比でマイナスの1億1,800万円ということで、削減率が27.5%、今回一番削減されております。特にこの中で商工業施設費が、その中の一番大きいのが委託料でマイナスの44%、それから観光費、その中の委託料がマイナスの42.5%ということで削減をされております。この中には、今まで各地区で行われていました祭り関係の予算、あるいは第3セクターあたりへの委託料関係の予算というものが入っているかと思っておりますので、この辺のところを含めて削減されたお考え、理由、項目等について説明をお願いをしたいと思います。特に各地区で行ってありました祭り関係の予算について、いろいろと廃合されているようでありますので、この点につきましてもご説明をいただき、今後の祭り関係の事業をどのようにやっていかれるのか、ご説明をお願いをしたいというふうに思います。

これをもちまして、1回目の質疑とします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

川口議員のご質問の2点についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、第3セクターファームきくちへの出資の件でございます。第3セクター有限会社ファームきくちは、平成16年3月、資本金1,115万円で農業基盤であります農地、機械、施設などを有しない状態からスタートをしております。2年弱余りの中で、農産物の売り上げが932万2,302円、これは17年度決算ベースでございますけれども、農業研修生の受け入れ延べ人員が約750名。実数としましては、55名でございます。うち就農者3名、新規作物導入、3作物などの一定の成果が生まれました。一方で中山間地における新規作物導入、あるいは就農支援の強化を図る上で指導者となるプロの農業者の確保及び経営基盤となります主力作物の不在などの問題も明らかになったところでございます。これらの問題点の解決とこれまで生まれた成果の芽を大きく育てるため、中期5ヵ年経営計画を策定し、計画的に農業振興につなげるお考えを示しておられます。この事業計画の中で、有色米の産地化を図る上で大きな課題となっていました販路の確保等につきまして、一応の目処が立ったということでございまして、中期5ヵ年経営計画においては、新市ブランドの確立、多様な担い手の育成、高度技術の導入の方針に沿い、この計画で主力作物としての有色米であります赤、黒、緑、ピンクなどの古代米は、歴史のある米どころ菊池にとっても、また中山間地の景観

・ 棚田の再生に適した作物であり、集落営農組織づくりを図る上で適した作物であることや、有色米の産地化により、観光や地域との連携などで交流人口の増加や就農希望者の受け入れ拡大にもつながるものであります。さらには有色米の産地化を図ることで、高齢者、障害者、児童・生徒の活動の場、また体験の場を農業に広げることが計画されております。この計画を着実に実行し、会社本体の経営基盤の補充強化を図るため、有色米産地化に必要な設備関係の資金としまして3,000万円及びこの計画の実施に伴う運転資金1,000万円、合計の4,000万円の増資分でございます。決算状況ということでございますけれども、販売、受託事業収入をあわせた純売上額が2,605万7,393円、当該年度の経常利益は771万1,363円となっております。当期末処分利益が60万9,831円ということであり、今後の計画につきましては、平成18年度は中期5ヵ年計画の初年度であり、重点事業である有色米の産地化及び新規参入者の就農支援に向けて、計画的かつ積極的に推進を図ることとされております。特に有色米につきましては、集落営農組織と連携を図りながら、生産規模を拡大し、10ha規模の出荷量を計画するとともに、平成16年度から実証を行ってきましたヤーコンについても、地域集落と連携を図りながら継続的に取り組むとされております。今後栽培面における具体的な取り組みとしましては、ハウス施設での花卉等の安定した作物による収入を得ながら、有色米、ベビーリーフなどの作物導入を計画し、中山間農業の振興と菊池市の新しい特産品となるように努力し、作業工程の中で高齢者や障害者、また更生に向けて努力されている方々が労働できる場を農業に広げていくということを計画されているところでございます。

次に、商工費の減の分でございます。減額の主な要因を大きい額から申し上げますと、七城のリバーサイドパークの管理委託料7,700万円の減、中小企業経営安定資金などの預託金が900万円の減でございます。それから四季の里旭志の改修事業費関係で840万円の減、それから祭りやイベント関係で750万円の減でございます。また、他の部署に管理を移管しました班蛇口湖活性化事業及び菊池観光物産館の管理委託事業合わせまして1,070万円の減が主な要因でございます。予算は平成18年度の予算編成方針に基づきまして、限られた財源を最大限有効に活用するため、合併後の事務事業の調整、事業の見直しを検討し、高度化、多様化する住民ニーズに適切に対応できるように務めてきたところでございます。商工観光課所管の祭り、イベントにつきましては、合併後調整を図るということとなっておりますので、各総合支所と担当課で検討を重ねてまいりました。祭り、イベントの開催回数は年間13回で、しかも夏と秋に集中しており、新市にとって競合するイベントの開催は整理可能なものについては整理し、統一できるものは統一

する観点から、予算計上に結びついております。今後の祭りを推進していく方針といたしましては、市民が自分たちの地域をどんな地域にしたいのか、そのあるべき姿についてはっきりとした理念を確立し、それを実現するための手段としてどのような祭り、イベントがふさわしいか、皆さんと十分話し合いながら取り組んでいきたいということで考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 土木費の河川費の河川維持費、委託料につきましてご説明を申し上げます。

草刈り除草管理委託料といたしまして787万6,000円を計上いたしておりますが、これは菊池総合支所管内の菊池川、迫間川除草作業委託料といたしまして447万5,000円、護岸雑草処理委託料といたしまして25万円、七城総合支所管内ブラジルチドメ草除去委託料といたしまして70万7,000円。これは以前はアマゾンチドメ草と称しておりましたが名称が変わりまして、ブラジルチドメ草に変わりましたのでお知らせいたします。それから、旭志総合支所管内護岸雑草処理委託料といたしまして101万4,000円、泗水総合支所管内護岸雑草処理委託料としての143万円でございます。

次に、河川環境美化整備委託料の500万円でございますが、これは泗水町の合志川河川堤防のコスモス等の肥培管理及び除草委託料でございます。

次に、準用河川2本の河川廃土委託料200万円ですが、これは七城町の準用河川、迫田川及び野間川と泗水町の準用河川、松尾川及び三万田川の河川廃土費用でございます。

次、河川環境美化整備事業委託料としての1,200万6,000円でございますが、これは七城町の菊池川及び迫間川の河川堤防のひまわり、コスモス等の肥培管理及び除草作業等の委託料でございます。それから、議員さんからお尋ねの旭志・泗水地区は河川の除草作業は各地区のボランティア等によってこれまでやってきたんだということでございますが、ご意見のとおり、これまで旭志・泗水地区の河川の除草作業は年数回、各地区のボランティア活動等で行ってもらっておりまして、その燃料代等の一部をお支払いしていると、そこをお願いしているという現状でございます。このことにつきましては、これまでどおりお願いをしてみたいというふうに考えております。また一部につきましてシルバー人材の活用も図っていかねばならないところもございまして、そういう点についてはシルバー人材の活用を図ってみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 再質疑をさせていただきますが、まずファームきくちの問題でありますけれども、今ご説明があった中で主要作物として有色米をとということで取り組みをやりたいと。その中で、販路確保がある程度目途がついたというちょっとお話があったわけですが、そうなれば当然、有色米をつくる農地の確保ももうできているよというふうに理解をさせていただいてよろしいですかね。1点目は、何か10haほど本年度はやりたいという計画のように聞いておりますが、それも確保はできているんだと。

それから、もう1点ですが、設備費として3,000万円、それから運転資金として1,000万円というお話でしたが、設備というのはどういうものをお買いになるのか。

これ2点だけ、お願いをいたします。

それから、次にですね、商工費の関係の祭り関係のことでお尋ねをしますが、本年度の予算で、今までいろんな祭りということで書いてあったんですけども、私の持っている予算書の中でわかる範囲でお話をしますけれども、少し具体的にお話いただきたいんですけども、泗水のふるさと祭りはなくなりますよね。それから、白龍祭りもないんですよ。こういうものをどこでおやりになるのかなと。想像すると、夏祭りで一緒にということなのかなというふうに思うわけですし、七城のふるさと祭りというのはなくなって今度はコスモス祭りが入ってきています。その辺のところをもう少し、この今までやっていた祭りを、この祭りはこの時期にこういうふうに統合していきますということがわかればちょっとお話をしていただけませんか。

それからですね、今の河川の話ですが、わかりました。それで、その市民の方々にもお願いしたいということですけども、そこがやりたいという希望があればやってもらって結構だよと。やりたくないという区があれば、市の方で受けて、例えばシルバーあたりにも委託しますよと、こういうことなのか。あるいは泗水は今までどおり、また今と同じような形でやっていただきたいという話なのか。もうちょっとお話しいただけませんか。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質疑にお答えを申し上げたいと思います。

1点目のファームきくちの販路が大体目途がついたということで、どこら辺で作

物を確保するかということでございますけれども、17年度で試験的には30a程度をですね、見込んでおられますけれども、10a分につきましては現在推進中で、それぞれの集落で申し出が出てくるように今調整を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の設備関係でございますけれども、有色米でございますのでいろんな種類がありますので、その一つ一つが混じらないようにということでございますので、その交じらいための機械が必要でございます。例えばコンバインでしたらコンバイン、乾燥機でしたら乾燥機といったものが当然必要になってきますので、保管用の施設ですね、そういったものがそれぞれ3機ずつぐらいをですね、つくって準備できたらということで考えておられます。

祭り関係ですけれども、お聞きの夏祭り、ふるさと祭りにつきましては、8月に集中してますですね。菊池、泗水、七城3カ所であってございました。なるべく早く市の一体感をということでいくなれば、やっぱりそういった同じような祭りについてはできる限り調整を図りたいというところで調整を、各総合支所の担当課で話をしながら進めてきたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。それぞれ残すべきところは残しておりますので、その点でご理解をいただければと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） これからの考え方につきましてお尋ねでございますので申し上げますが、先ほどの2,600万円の事業費のうち2,000万円は国直轄河川であり、また県の管理河川でございます。2,000万円が国・県の補助金として入ってきておまして、一般財源は約600万円程度を使っているという状況でございます。これまで泗水地区、旭志地区におきましては、地域のボランティアで地域の生活環境の保全も含めまして地域の方々が自ら作業を行っておられました。このことにつきましては、今後もやっぱり続けていただきたいというのが基本でございます。自らの地域は自らで守るということと、財政的に非常に厳しい状況になってきておりますので、これを市の費用で行いますと相当な費用がかかってくるのが予想されます。これからの基本といたしましては、自らの地域は自らきれいに保全していくということを基本に頑張りたいというふうに考えております。また、どうしても一部できない部分がございますので、そういう部分に限りまして市の単独費の予算を使ってシルバーの活用をお願いしてやっていくという考え方でいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） ありがとうございます。

1点だけですね、お願いだけしておきます。河川の美化の問題に関しましてはですね、合志川においても住民がやっているところと国土交通省が直接やっているところが二通りございます。正直言いますとですね、草の生える時期というのは梅雨時期から夏場にかけてなんです。今、私どもは5月、7月、9月、3回実施しています。国土交通省のやっているところは、生えてからやるというシステムだろうと思いますけども、もう非常にもう人間の高さよりも生えてきているんですね。特に合志川の方はもうわかりだろうと思いますが、お年寄りをはじめ散歩コースになっているんですよ。それでぜひともですね、シルバーの方、あるいはほかに委託をすとなられても、必ずよければ5月、7月、9月のこの一番生える時期に集中してやっていただくように配慮していただきますようお願いします。

終わります。

議長（北田 彰君） 以上で質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第8号を除き、議案第5号から議案第77号まで、及び陳情第1号、要望までの74案件をお手元に配付しております議案・陳情等の付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

次にお諮りします。議案第8号、菊池市振興基金条例の制定については、小川会館建設特別委員会に付託し、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、小川会館建設特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

各常任委員会、小川会館建設特別委員会は付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成18年 第1回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
<p style="text-align: center;">総務</p> <p style="text-align: center;">常任委員会</p>	議案第 5号	菊池市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
	議案第 6号	菊池市国民保護協議会条例の制定について
	議案第 7号	菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第 9号	菊池市企業誘致促進基金条例の制定について
	議案第11号	菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第18号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第20号	菊池市甲森北集会場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第62号	平成18年度菊池市一般会計予算
	議案第73号	菊池市総合計画基本構想の制定について
議案第77号	姉妹都市の盟約につき同意を求めることについて	
<p style="text-align: center;">要 望</p>	<p style="text-align: center;">泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望書</p>	

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生	議案第17号	菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第21号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の制定について
	議案第22号	菊池市菊池ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	菊池市泗水地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第24号	菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第25号	菊池市七城高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第26号	菊池市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第42号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第43号	菊池市地区公民館条例の制定について
	議案第44号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
常任委員会	議案第45号	菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第46号	菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第47号	菊池市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第48号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第49号	菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第51号	菊池市環境センター整備基金条例の廃止について

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第52号	泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止について
	議案第53号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第54号	平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案第55号	平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
	議案第56号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第60号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	議案第62号	平成18年度菊池市一般会計予算
	議案第63号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第64号	平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
	議案第65号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計予算
議案第71号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	
経 済 常任委員会	議案第10号	菊池市工場設置奨励条例の制定について
	議案第27号	菊池市物産館条例の制定について
	議案第28号	菊池市七城ふれあい交流館条例の制定について
	議案第29号	菊池市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第30号	菊池市迫龍ふれあいセンター条例の制定について
	議案第31号	菊池市交流促進センター条例の制定について
	議案第32号	菊池市ふれあい交流センター条例の制定について
	議案第33号	菊池市小原ほたる交流館条例の制定について
	議案第34号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の制定について
	議案第35号	菊池市リバーサイドパーク条例の制定について
議案第36号	菊池市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第37号	菊池市四季の里旭志条例の制定について	
議案第38号	菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について	

付託委員会	議案番号	件名
経 済 常任委員会	議案第 3 9 号	菊池市農村公園条例の制定について
	議案第 5 3 号 議案第 6 2 号	平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算 平成 1 8 年度菊池市一般会計予算
	陳情第 1 号	女性農業者の農業委員への登用を求める陳情書
建 設 常任委員会	議案第 1 6 号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 4 0 号	菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 4 1 号	菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 5 3 号	平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 5 7 号	平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
	議案第 5 8 号	平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第 5 9 号	平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
	議案第 6 1 号	平成 1 7 年度菊池市水道事業会計補正予算
	議案第 6 2 号	平成 1 8 年度菊池市一般会計予算
	議案第 6 6 号	平成 1 8 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第 6 7 号	平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第 6 8 号	平成 1 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第 6 9 号	平成 1 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第 7 0 号	平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 7 2 号	平成 1 8 年度菊池市水道事業会計予算	
議案第 7 4 号	市道路線の廃止について	
議案第 7 5 号	市道路線の認定について	
議案第 7 6 号	工事請負契約の締結について	

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩したいと思います。

休憩 午前10時59分

開議 午前11時10分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含め45分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一括質問で、3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） これより一般質問を行います。

私は通告書のとおり、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをどう築いていくかということについてお尋ねをいたしますが、これは新市の総合施策の最上位に位置づけられております基本理念でございます。ということは、市民全体がこの基本理念に沿って、つまり議会も、行政も、市民の皆さんも力を合わせてこの基本理念によるまちづくりを進めましょうということだと思いますので、三者が共通理解と連帯を深められるようにと願って質問をいたします。柱は2本立てておりまして、自然の環境という角度から、もう一本は人、文化の環境という角度からお伺いをいたします。自然の環境につきましては、市民の生活と文化の基盤のである水と緑の資源をどう守り育てていくかということについて、水道水源、これは本市にはまだ湧水を使っている地域があると伺っておりますので、それと水道水源とは別の水質全体の保全について、そしてもう1つは暮らしそのものであります里山、学びとか、それから遊びの場所でもあります里山、そして景観についても大変重要な要素を持っております里山の保全がどうかであるかことについてお伺いをいたします。それから、人の環境、文化の環境については、子どもたち、それから子を持つ親、教師、市民に共感される、なるほどと思われる今日的な文教菊池をどう考えて作り出していくかということについて、歴史を考え、文化を考え、共に未来像を模索しましょうという思いに立ってご見解を承りたいと思います。関係部長、教育長がお答えいただきたいと思いますけれども、最後に総じて市長のご見解を承りた

いと存じますので、ここでお願いを申し上げます。

まず、自然の環境でございますが、本市の自然環境の課題を考えると、その全面に立ちはだかっているのが産廃問題と言わなければなりません。1981年11月、本市のK地区に九州産廃が営業を開始して以来、実に24年余りが経ってしまいました。最初は30aほどで始められた埋立地は、現在では日本有数の巨大な総合施設となっています。また1998年11月から同敷地内に大型の焼却炉溶融キルン炉が稼働しています。この焼却炉については、操業の差し止めを求めてたがいま係争中でございます。一方、埋立地については、もうこれ以上紛争の長期化は耐えられないとして、早期解決の一つの選択肢として三者協議、四者協議が継続されています。関係各位、まさに身を削る思いでその任に当たっておられますことに対しまして、その推移を見守りながら心から敬意を申し上げます。私は市民運動として、十数年間この問題に関わってきていますが、一体なぜこのような苦しみを私たちは味わなければならないのか。市民を分断するような状況は何なのか。あの水の生まれる里山になぜ処分場の立地を可能にしたのか。怒りと疑問をぬぐい去ることはできません。先人によってとてつもない大きな負の遺産を背負われた私たちは、苦しみの中からそれでも多くのことを学びました。その1つが、次世代に私たちの苦しみの二の舞をさせてはならないということです。現行法では、一旦誘致した企業、立地を許した企業をそっくりそのまま退去させることはできません。そうであるならば、立地を許さない予防に万全を期するしかありません。本市は地理的にも変化に富んだ広大な地域を有します。市の面積の55.4%が森林であり、豊かな田園を形成しております。菊池川、迫間川、合志川の3本の川は、いずれもその森林に源を発しています。また、里山文化と呼ぶにふさわしい生活と密接につながったいくつもの里山、これらの天然資源はずっとずっと市民の共有の財産であり続けなければなりません。再び第二の産廃やそれに類するものの進出を許してはなりません。しかし、残念ながら我が国の法体系には水源地への立地規制がなく、よって日本中の水源地がごみ捨て場になっていくという現実があるわけですが、そのような状況に照らし、20数年産廃問題によって辛酸をなめてきた本市においては、産廃問題から何を学ばれたか。そしてそれによって今後はどのような予防対策を立てておられるのかを、まず伺いをいたします。

それから、文化の環境ということでは、文教菊池という言葉が私たちがよく使いますように、日本中至るところ、文教何々という言い方をします。私はこのまちに住んで40年余り、様々なところで、様々な分野で文教菊池という言葉を見たり聞いたりしてまいりました。そのたびに、果たしてその文教菊池の実態は何だろうと思ってきました。そもそも文教などという言葉は非常に広い概念ですから、

これとこれというような定義づけはなじまないものでありますし、また誰かが誰かにこうあるべきだと一つの価値観を押しつけるものでもないでしょう。むしろ何となく文化的な状況が一人一人に固有にイメージされる性質のものであらうと思われませんが、そういう見解に立つとき一つ気になることがあります。それは、学校教育、社会教育を問わず、また公式、非公式の場を問わず、文教菊池の内実が非常に狭い意味での菊池らしさと同義語のような言い方をされることです。例えば、文教菊池を用いて菊池の子どもは菊池の子どもらしくと言うように、他とは差別化、区別化を求めるような表現です。この菊池らしさとは、どういうことでしょうか。また文教菊池という言い方は、旧菊池市で普及していたことだと思われませんが、旧旭志、泗水、七城にはそれぞれの別の言い方があって、違った価値観があったのではないのでしょうか。新市になって、その前期基本計画素案の教育分野の冒頭には、文教菊池の再興に向けて云々と記されています。旧町村において違和感はないのか。ないのであれば、どのように論議され、調整されたてありましようか。さらには、従来旧菊池市で言われていた文教菊池の概念と合併後の新市基本計画に示されております文教菊池の再興に向けての文教の概念は同じイメージで考えられているのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。本市の予防対策といたしましては、産廃企業等の進出に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、手続きとしまして住民、市町村長の意見書の提出が規定されております。知事の許可の要件に施設周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮をするよう規定されておりますので、同法に基づき適正に対応してまいりたいと考えております。併せまして、市内への開発を計画する事業者につきましては、情報収集に努め、関係各所との連絡を取り合いながら、開発事業に対し適正な指導を実施してまいります。また、平成18年、19年度で策定を予定しております環境基本計画の中におきまして、水源保護区域の指定などにつきましても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 失礼いたします。

議員お尋ねの菊池らしさについてでございますが、まずその前に文教菊池につい

ての定義・概念というものは目に見えるものではありませんので、非常に難しいことだと思います。これらは精神的なもの、イメージ的なものと捉えております。従って、菊池らしさと文教菊池とを同義語として捉えることには少し無理があると思っております。さて、菊池らしさとは、文教菊池の1つの具体的な姿だと私は思っております。そこで、菊池らしさとは、質実剛健で廉恥・礼節を重んじ、学問を大切にし、スポーツを好む子どもたちの姿をイメージしています。

次に、文教菊池が旧菊池市で普及したことで、新菊池市に馴染むのかという質問ですが、この文教菊池というのは外部から言われてきたことでありまして、自らが文教菊池と言ってきたのではないと考えております。いつの時代、誰が言ったかわかりませんが、推測するに、まず明治に入りまして菊池の私塾で学んだ多くの人材、例えば木下塾で学んだ今村の木下広次は、現在で言えば文部科学省の中等高等局長として活躍され、その後、京都大学の学長に就いておられます。また、武藤虎太は旧制2高、4高、5高の校長として、さらに木下鞆村の教え子であります井上毅は、明治憲法や教育勅語の草案に貢献され、明治初期の日本の教育、政治に大きく貢献したと言われている。そして昭和18年の熊本の教育方針になる熊本教育是は、菊池一色の教育方針であったこと、さらに戦後、隈府小学校作成の隈府プランが全国の小学校のカリキュラムのモデルになったこと、また全国の文部省教育研究集会に熊本県代表として選ばれる先生の数が長い間県下で菊池郡市が一番多かったことで、菊池は教育研究に熱心な先生が多く、子どもたちもよく勉強する地域だと評価を受け、菊池郡市全体を称して文教菊池と呼ばれてきたと認識しています。確かにその基になるのが菊池精神であり、渋江塾、木下塾が大きな影響を与えているので、旧菊池市が中心と言われていますが、江戸時代の私塾、寺子屋は隈府に始まり、七城、泗水、旭志地域にも多数散在しており、私は同一地域と見ています。そういう意味で、新菊池市になっても何ら違和感はないものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 産廃問題から何を学んだかということ伺いたったんですけども、経験から学ぶことはとても大切なことです。学ぶことによって過ちを繰り返さない、そして状況を作り替えていくということこそ私たちに課せられた任務であり、社会的な役割だと思っています。廃掃法によってというお話していただきましたけれども、この廃掃法が非常にザル法で守れないから、私たちはそれをカバーするものとして何をするかということが各自治体には求められていると

ということなんです。そのことをお伺いしたかったわけですが、いろいろな情報を収集し、廃掃法を中心にしながらこれから取り組まれるということのようでもありますので、私もその推移を、ご答弁を信頼しながら見守っていきたいというふうに思います。実はですね、私がこの質問を思い立ったのは、山手のある地区の元入会の牧草地に大規模な養豚業が進出するという話を聞いたからなんです。大手屠畜業と提携した業者で、母豚だけでも、母豚だけでも1,000頭といえますから、かなり大きな規模という認識が必要でしょう。現地のすぐしたの溪流は、河原川の源流であって、それは生活用水として村中へ引かれて、その後は田畑へ通されています。事業はおがくずを使ったバイオ式で低公害型だということですが、それでも当該地区をはじめ関係地区の方々は何らかの公害の不安をぬぐい去れないでいらっしゃいます。同地区はですね、十数年前にも古タイヤ焼却場が進出しようとして大変な思いをされたことがありました。事件は、地元とそれを応援する市民運動によって、何とか食い止めることができましたが、このような地区がいつも狙われます。そしてこういう地区は必ず里山の一角であり、溪流のあるところ。私がお話を伺ってから、やがて一月ほどが経っておりますので、先日確認をいたしましたところ、皆さんの結束の力で養豚業の進出は阻むことができたということでありましたが、豚がだめなら鶏をとという話もまだあって油断はできませんということでありました。今、地元の皆さんは養豚業や養鶏業の進出もさることながら、こういう経済情勢の下で、それらが倒産でもしたならば、その跡地はどうなるんだろうと、まさか産廃処分場にはならんだろうねという心配をしておられるんですね。そして、どうかそういう類のものが進出してこないように、早く何らかのしっかりした手立てを考えて下さいとおっしゃるんです。私はこの訴えを聞きながら、あのゴルフ場亡国論が日本中で言われていたころ、本市にもゴルフ場が進出しようとした事件を思い出しておりました。それは典型的な里山である木庭地区一帯を狙ったものでありましたが、バブルが崩壊して、このゴルフ場事件はなりを潜めましたけれども、これもまた水と緑が危機に瀕した事件でした。このように、水と緑の里は常に狙われています。にも関わらず法律に立地規制がなく、いわば我が国の水源地や里山は無法地帯的な状況にさらされていると言わなければなりません。そこで、先進的な自治体では自分たちのふるさとを守るために廃掃法を超えて、横だし、上乘せをしながら独自の条例をつくって水と暮らしを守る盾にしています。それらの盾が水道水源保護条例であり、里山保全条例であり、水質保全条例等々であるわけですが、それらの条例、もしくはその類似のもので水と緑のふるさとを守る確かな何かが本市に準備されているのでしょうか。これが2つ目のお尋ねです。

文教菊池ということについては、いろいろ歴史的な経緯があるということで、郡市を網羅するというご認識ということ、私もそれは存じておりますけれども、教育行政の根幹としてそのことが語られてきたという経緯の中でお尋ねしたことでございました。ご答弁については、理解をいたしました。この文教菊池という表現はですね、実は歴代教育長が好んで使われてきた文言です。菊池の伝統と文化を重んじという言い方で、菊池独自の歴史と伝統をしっかりと子どもたちに教える必要があるというわけです。それは最もですけれども、しかし私たちが聞かされてきた菊池独自の歴史と伝統が、例えば中世の武家社会の歴史と伝統であるとすれば、いささかバランスに欠けると言わなければなりません。中世の戦乱の時代、群雄割拠した下克上の社会は、事実としても認知され、勇猛果敢な歴史絵巻としても魅力的ですが、しかし今を生きる私たちが未来に向かって文教菊池を創造しようとするとき、中世の豪族の興隆盛衰の歴史に依拠するのでは不十分でありましょう。1市2町1村が合併した新市を俯瞰するとき、本市が阿蘇外輪山から有明海へ至る豊かな地形の中のまたとない美しい一角を占めていることに気づきます。歴史も、伝統も、文化もそれぞれ今ある認識よりも遙かに時間的に、空間的にも大きな広がりを持って迫ってくるはずです。中世以前、菊池川流域には古代文化が栄えました。石器時代から縄文、弥生時代を経て、古墳時代と呼ばれる4世紀から8世紀初頭に造られた貴重な文化遺産である装飾古墳群が集中しています。全国屈指の文化財の宝庫です。本市高塚古墳や横穴古墳群も、またその一つでしょう。また、新庁舎建設予定地とされている地域も文化財保護区域です。原生林と里山、そして河川の恵みがもたらした古代からの歴史ロマンの里であるという認識も必要でしょう。私が文教菊池という文言を考えるようになって以来、一方でおっしゃいましたように曖昧模糊とした状況があり、これはこれでいいのですけれども、一方で文教菊池が歴史伝統とセットになったとき、どうもこれは中世の武家社会の価値意識に基づくものではないかという危惧を抱いてきたわけですが、この課題を問うべき教育長に出会いませんでした。が、新市初代の教育長に田中教育長がご就任になりましたので、早速お尋ねすべきだと判断をいたしました。本市の中世の歴史を重んずる歴史感は、いわゆる南朝正統論によるところのいわゆる皇国史観でありましょうが、世界史の中の未来を生きる若者たちに私たちが手渡す歴史観、文化観とは、文教菊池の再興に向けての中でどう考えられているのでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 類似する条例等についてお答えいたします。

水道水源保護条例や里山保護条例に類似する条例といたしましては、現在暫定条例としまして菊池市簡易水道水源保護条例、七城町里山保護条例がございます。水質保全条例に類似します条例といたしましては、菊池川流域市町の統一条例とした菊池市の河川を美しくする条例がございますが、いずれの条例も市内全域を網羅した条例ではなかったり、水源地を保護するための条例ではございません。国の法体系におきましても、ご指摘のとおり、水源保全の観点から廃棄物処分場やゴルフ場などの立地規制を認めた法律は現在のところ存在しておりません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[登壇]

水道局長（後藤 定君） 水道局から水道水源についてお答えいたします。

まず、現状について申し上げますと、本市の水道は大きくは2つの経営体としまして、旧菊池市の平坦部及び旧泗水町を給水区域とします上水道事業と旧菊池市の花房台と中山間地帯及び旧旭志村一帯を給水区域とします簡易水道事業がございます。その水源地は、上水道で10カ所、簡易水道は2カ所の予備水源を含め12カ所で、合計22カ所の水源地を有し、ほとんどが地下水に依存しているところでございます。ご指摘の水道水源地の保護に関しましては、旧菊池市で制定しています菊池市簡易水道水源保護条例がございますが、現在は合併に伴い暫定条例となっております。この条例は、水源中央簡易水道に係る水質の汚濁防止や清浄な水を確保するため、原水の取り入れに係る上流地域を水源保護区域としています。当初の水源中央簡易水道の水源地は、菊池渓谷に隣接する菊池川支流、滑川の伏流水を原水としていたことから、集水区域面積が特定できるため、保護区域の判定が比較的容易にできるものと考えられます。現在の水源地は伊牟田地区にボーリングによる地下水を確保しております。同条例の保護区域が妥当かどうかは今後の検討課題ではないかと考えております。ただ、元の水源地でございます伏流水の場所は予備水源としまして確保しておりますので、保護を目的としました何らかの措置は必要かと認識しています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 未来に伝える歴史感、文化感についてのご質問ですが、これも、お答えします。伝統と歴史を中世の武家社会に限定すれば、これからの未来に向かって文教菊池を創造するには不十分であるという議員のご指摘ですが、そのとおりであると思います。菊池の文化・教育の風土というのは、豊かな自然を基盤と

し、その自然と人々が織りなす文化の歴史的賜と思います。ここ菊池は古代から全国屈指の文化が栄え、それが脈々と中世、近世、そして現代へと受け継がれてきたものです。そういう意味で、中世に限定するものではありません。また、菊池精神は一言で皇国史論でまとめられることもありますが、そこを取り上げて文教菊池をイメージしたことはありません。そこでお尋ねの未来に伝える歴史観、文化観ですが、まずこれまで文化風土を育ててきた豊かな自然を大切にすること、そしてうち続く戦乱の中でも学問を奨めた菊池一族の学問を大切にすること、21代重朝公の時代、個々村民、夜書を誦すと言われたように、自ら学ぶ心、さらには禅や儒学を大切にされた菊池一族の廉恥・礼節を重んじる心、また寄合衆内談の事で表現される菊池家憲の精神である個性や個人の考えを尊重する心を未来に伝えたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 市民部長からも、水道局長からも現状が不十分であろうというようなニュアンスのご答弁がございました。まさに不十分ではないかと危惧するところです。合併が2005年3月までに、とにかく合併ということで法定協が急がれました。その中で、多くの事項が合併後速やかに調整するという一方で、条例もまた今聞きますように未調整のまま、あるものは廃止の方向、あるいは暫定条例ということで現在のようなあいまいな状況が続いているということだと思えます。これは、合併により一過性のものと大目に見たいところですが既に1年が経過していますので、直ちに実務を取りかかっていたきたいという気がいたします。旧菊池市には2004年7月施行の環境基本条例を大変談義をいたしました経緯がありますね。これは合併により、これも宙に浮いている状態のようです。暫定条例ということは、事実上効力がないということなんではないでしょうか。それから、環境関係で生きている条例として、私の目にとまったのが、部長もご紹介されましたように菊池市の河川を美しくする条例でした。これは、菊池川流域の自治体で一斉に制定されたもののようで、これはだけは合併時に調整をされ、施行規則も同時に2005年3月22日施行となり、効力が発生しています。しかしこの条例を見てみましたが、条例施行規則、いずれも不十分で、これでは本市の自然環境が守れるとはとても思えません。ここはまず、環境施策の根幹となる環境基本条例を確実なものとして位置づけなければならないでしょう。私の手元に局長がお触れになりました水道水源保護条例、それから旧七城町の里山保全条例がありますが、これもいずれも暫定条例となっていて、聞く

ところによりまずと廃止の方向とも聞きました。両方読んでみましたが、しかし水道水源保護条例も里山保全条例、いずれもこの変化に富んだ広大な新市をカバーするものではありません。ということは、水と緑の里山の我がふるさとが今非常に危ないということではないでしょうか。私はそういう状況の中で心配いたしまして、水道水源保護条例では、鹿児島県の坊津町、徳島県の阿南町、静岡県函南町のものを見てみました。それから、水道水源に限らない水資源の保全全体に関する条例としましては、神奈川県足利市、それから長野県須坂市のものを見てみました。また、里山保全条例については、高知県高知市のものを見てみました。それらはもう全て手元にありますけれども、いずれも保全区域の指定及び罰則規定の付いた十分なものであると言えます。地方自治体には法制局のようなものがなくて、従って条例策定は重い仕事でしょうけれども、今日ではサンプルも簡単に手に入ることであり、また顧問弁護士もいらっしゃることですので、早急に状況改善のための実務に取りかかっていたいただきたいと思います。環境という重要な分野において現状のような空白的な状況を長引かせるのは問題です。市民の皆さんに対して安心・信頼を回復すべく、そして何よりも再び第2の産廃やそれに類するものの進出を未然に防ぐために、環境基本条例を基盤に水道水源の保護、河川湖沼の水質の保全、里山の保全等々の実行ある条例等の諸々の確定化を急がなければなりません、いつまでにそれらを整備なさるでしょうか。これを最後の質問といたします。

それから、教育長のご答弁につきましては、また機会を別にしてお話をすることがあるかと思いますが、時代と世界は嫌でもボーダレスの社会に向かっていきます。5年後、10年後の子どもたちに私たちは責任あるメッセージを伝えていかなければなりません。それは全ての大人に求められていることだと思います。子どもたちに深い志向性、思考力を身につけさせるためのメッセージと環境づくりに力を尽くしていきたいと思います。それで、文教菊池の未来像として、可能な限り市民共有の像を描きたいものです。そのために私たちは時々意識して鳥になり、鳥の目の高さから自分たちの社会を見下ろす必要があるのではないのでしょうか。文教菊池の概念がより普遍的な、市民の誰にも心地よく受け入れられる内実を持ってイメージされることが大切です。私たちは視野を広角にして時代を洞察したい、そして同時に世界をイメージしたいと思います。その中から、文教菊池のバックボーンを獲得していきたいものです。前期基本計画には、例えば男女共同参画、情報公開、異文化交流、国際交流、市民文化の振興、グリーンツーリズムの推進等々、今日的な新しい価値意識に基づく施策が数々述べられています。私は、これらの施策こそが文教菊池のこれからの中身ではないかと思います。これまでのように単に教

育分野に縛りを掛けるような展開ではなく、新市の鳥瞰図の中において、おおらかな展開が求められているのではないのでしょうか。言ってみれば、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちこそが文教菊池の姿ではないのでしょうか。新市のまちづくりがこれから具体的に進んでまいります。新しい時代にふさわしい文教菊池の未来像についてお聞かせ下さい。

最後に、最初に申し上げましたように総じて市長のご見解を承らせて下さい。
議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[登壇]

水道局長（後藤 定君） 水道水源保護条例についてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、本市の水道水源地は地下水がほとんどでございまして、どのような地下水の流れになっているのか、特定できていないのが現状でございまして、保護地帯としまして妥当な区域の把握が必要であろうかと思われまます。また、組合営や個人の水源地も多数ございまして、現在の水道水源保護条例により、全市的に保護区域を網羅することは厳しいものと受け止めています。しかしながら、何らかの保護は必要かと考えますので、例えば水源地の保護を柱としたものではなく、水源涵養の側面から他の条例等で開発の規制や水質の汚濁防止等の検討は必要であろうかと認識しております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 暫定の例規につきましては、地方自治法施行令第3条の規定によりまして、新市の条例、規則などが制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則などを新市の条例として引き続き施行させるものでございます。したがって、新市になってから見直すことを前提に暫定的に残しているものでありますので、従来その地域で施行されていた例規は引き続き効力がございます。お尋ねの環境基本条例につきましては、本市の主要施策の1つとして掲げております、先ほど申し上げました環境基本計画との関連で条例を見直し、制定することとしております。環境基本計画は、本市における総合的かつ長期的な視点から、自然的、社会的条件に応じた将来の環境目標を設定し、具体的な施策の基本的な方向や総合的な環境行動指針を明らかにし、これらの環境保全に関する総合的な計画とするものです。この環境基本計画と併せまして、暫定条例となっております環境基本条例を同計画との整合性を図りながら見直すこととしております。また、本市が加入しております全国産廃問題市町村連絡会において、弁護士や大学教授を委員とする検討委員会におきまして、水道水源を保護するためのモデ

ル条例の検討がなされております。しかしながら、今後新たに水道水源保護条例を制定する場合、市が計画するごみ処理施設などの建設計画において場所選定等の障害となる可能性が出てくることも考えられます。また、地質、地形、汚染物の浸透などの科学的調査やどのような事業を対象とするか、生活排水や農業用廃水等の取扱いなど、各事業の内容と水道水源への汚染を科学的に明らかにする必要がございます。このようなことから、条例の制定につきましては水道局をはじめとする関係部署と協議をしながら慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。同時に、現在暫定条例となっています七城町里山保全条例や旭志村開発行為等の適正化に関する指導要綱などにつきましても、市内全域へ適用することも含めまして、できるだけ早い時期に整備できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 文教菊池の未来像についてのご質問ですが、一言で表現するならば、心も形もきちんとした健康で教養のある市民が育つまちを目指したいと思っております。心と形ですが、心は内面、形は外見、見かけです。具体的な姿として、正しい礼儀作法と挨拶が当たり前に行えるような市民、そして個性を尊重し、他者を大切にする市民をイメージしています。そういう意味で、議員ご指摘の男女共同参画、国際交流、異文化交流、グリーンツーリズムの事業も大いに関連する事業だと考えます。

次に、健康とは若い人からお年寄りまで、スポーツを好み、生き生きとたくましく生活する市民をイメージしています。そして、教養のあるは、学校教育で基礎学力をきちんと身につけ、文化振興と共に生涯にわたって学び続ける市民をイメージしております。これらから、議員ご指摘の豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりと文教菊池の振興は、大いに関連するものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ご指摘の環境保全につきまして、ただいまそれぞれの関係部長さんを含めまして、市民部長の方からお答えがございました。怒留湯議員の方が人の環境、あるいは自然の環境ということで2つの柱を立ててのご質問であったわけですが、環境という意味におきましては、この自然環境、それは豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち、これを創造していこうというのが新市の理念として据えられていることはご承知のとおりでございます。この現在暫定条例について

のお話しもあっておりましたけれども、先刻部長の答弁の中にありましたように、ご理解いただいたと思いますが、空白というものは全くなくて、暫定条例は本条例ができるまでの間、これが有効であるということでございますので、改めてご理解をいただきたいと思っております。現在、このような暫定条例に合併ということの中におきまして時間が足りなかったということもありまして、本格条例に至っておらない部分がございます。菊池市の環境基本条例の中で、水道水源保護条例の見直しや、あるいはまた包含、あるいは整合性を図りながら、平成18年度、19年度にかけましてこの整備を進めていくということになっております。あわせまして、環境基本計画を策定しまして、環境保全に関しますところの総合的な環境行動指針というものをつくるようにしていきたいと思っております。また、文教菊池の問題、人の問題でありますけれども、これはもうまさしく田中教育長の方からお答えであったように、菊池市の人たちが菊池市の人らしい、菊池の子どもが菊池の子どもらしいと言われる、そのらしさということについてのご説明がございました。恥じらいや礼節を重んじながら、質実剛健にして学問を大切に、また子どもたちが学問を大切にすると同時に、親社会、成人社会におきまして、生涯を通じて生涯学習というものが学問をやはりやり続けていくということが最も大事なことはないかなと思っております。特にまた、この老いも若きも汗を流すことが大変少なくなっておりまして、これが仕事、あるいは教育の一貫ということだけではなくて、地域社会を通じてこのお互いがスポーツを通じて汗を流す。そして、交流が深まっていくということが大変大事ではないか。それがまさしく生涯学習ということになるのではないかなと、このように思っております。未来志向型の子どもたちの住むまち、そんな菊池であってほしいと、このように願っているところであります。また、鳥の目のように高い空からですね、眺めるというお話しであったんですが、眺めるのもいいんですが、やはり現実的には今度は鳥の目で眺めながら、アリのようにあちこちを歩き回って施策を市民の皆様方に知っていただかなければならないのかなと思っております。その中で、いろいろと環境問題、特に産廃問題というのがこの経験というものを、どのように経験を通じて将来の課題としているのかといったご質問でございましたけれども、これは本当に市民一人一人の皆さん方がまさしく1万6,000有余の旧菊池市民の皆さん方が原告となってこの産廃の阻止に立ち上がっていただいているということは、今もなおまだ続いておりますけれども、大変勇気のいることであり、また市民が連帯してそのようなことに対して敢然と立ち向かっていこうという姿は、連携しているという素晴らしさがあるのではないかなと、このように捉えております。このことについては、3月、この年度内を目途になんとか解決をしたいということをお願いいたしましたので、本当に残された日々

が少なくなっておりますけども、なんとかこの3月を目途にして解決をしていきたいと、このように思っております。これはもちろん、熊本県、それから会社、そして市行政ということで、三者一体に加えて、住民の皆さん方を代表とされる4者協議が行われておりますので、その経緯というものを十分大切にしながら、会社側、県の方と一緒に解決を図っていきたいと思っております。そのことが、これからやはり環境を守るということで、菊池市は環境都市であると言われるようなことで、なるべくやはり自然環境が、規制というのは撤廃される世の中ではありますけれども、環境、自然を守り得るような、そういう都市形態にしていくために、条例の整備等については今後やはり専門的なもので全国の産廃問題の方で検討なされているというご答弁でありましたけれども、それも踏まえ、私たちもまたさらに自分たちの環境は自分たちで守るということで取り組みをしていかなければならないと。それが産廃を通じた一つの経験と言えれば経験になってきているんじゃないかなと、このように思っております。取り返しのきかないような、そんなことにならないように、今後努力をしてまいりたいと、このように思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午前 11時54分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 皆さん、こんにちは。本当にこう眠たい時間に入っていくと思えますけど、なるべく眠気のささないような質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、通告しておきました公共工事の適正化ということについてお尋ねをしてまいりたいと思えます。

本議会、18年度の予算書を見ましても厳しい行財政の運営を強いられております。地方の時代へ移行していくとき、国内におきまして、今、耐震強度問題、構造計算から鉄筋、剪断力の係数の問題と、さらには防衛庁の発注工事の談合事件と、常識では考えられない問題が明らかになっております。地方の時代に取りまして、公共工事の適正化に向けまして、熊本県も3月より総合評価方式ということを用いるようであります。目的としましては、公共工事の品質確保に向けまして、落札業

者を評価点だけではなくて、技術力を合わせて評価し、受注成績、実績や対象工事に必要な技術の提案内容などを配分するという事で、技術評価点、入札価格の両面から値を算出したしまして、値が最も高い業者を落札業者とするという事で、技術面に努力する業者を優先するという事であります。反面で、下請け防止にもつながるんじゃないだろうかというふうに思います。そういうことで、菊池市の入札の状況についてお尋ねをいたします。12月の議会において、甲斐議員さんも質問されまして、競合する点もあると思いますが、合併協議に沿って平成18年4月1日より指名業者の統一を行うというわけではありますが、現在では公共工事の入札及び契約に対し、合併後1年間は旧市町村の取り決めに維持するという事で進められてきたわけではありますが、業者の方々のお話を聞きますと、旧市町村のランクに問題があるというふうに聞いております。例えば、Cランクで申しますと入札の金額の違いということで、ある町では1,000万円、ある町では1,500万円ということではばらつきがあるようであります。平成18年度は統一しなければなりません。現在、128の業者が今菊池市に指名を出しておるわけではありますが、どこを基準として線引きをなさるのか。市外業者を入れますと1,600というふうに聞いております。Aランク、Bランクについてもどのような線引きをなされるのかということをお尋ねをしたいと思います。

2点目に、入札監視委員会の設置という事でお尋ねをいたします。平成13年度に公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法が定められ、平成13年に泗水町におきましては私も質問をいたしまして、平成14年の4月1日より入札監視委員会規則というのが泗水町で設けられました。その入札監視委員会の目的としますのが、一番始めに入札、契約内容の透明性の確保、2点目に公正な競争が促進されること、3番目に、談合、不正行為の排除が徹底されること、4点目に適切な施行が確保されることと、立派なこう規則でありましたが、守らなければこれは本当ら飾り物に過ぎないわけであります。合併後も厳しい財政運営は変わらないということで、本当こう市民の皆さん方の血のにじむような税金を使い、公共工事を行うわけであります。ぜひとも合併効果を維持するためにも、菊池市条例に定めて入札監視委員会を自治体の付属機関として位置づけをし、指名業者選定の公正な審議を行い、さらに綿密なチェック機能が果たせる委員会設置が適切な入札への第一歩ではないかと思っております。今現在、不審に思いますのが、現状では指名審査委員会のメンバーの方が、基準をどこに置いて審査なさるのか、不透明な点がありますし、また認識不足な点も伺えます。指名業者の皆さんも県の能力審査の基準が年々と変わっていく中に、毎年大変な苦勞をなされて経営審査を受けておられるわけあります。まじめな者が馬鹿を見るような公共工事入札にしてはいけないと思っております。

す。行政のチェック体制を強化し、地方の時代に沿って、地方での取り決め、約束ごと、自治体が条例で定めて新市計画に沿って進めるときではなかろうかと思えます。入札監視委員会設置ということにつきまして、お尋ねをいたします。

3点目に、公共工事の設計管理業務及び施工管理体制の状況についてお尋ねをいたします。建築確認といえば、新聞・テレビで騒がれておりますように、姉齒設計の耐震構造計算問題で八代市の木村建設が施工したマンションすべてが震度6に耐えないというような物件と報道されて、国内でパニック状態に陥ったところでもあります。本当にこう私もこういった建築関係の仕事をやってまいりまして、1級建築士を目指しましていろいろと構造力学の点につきましては熊本工業大学の本地先生あたりに学んだ経緯があります。本当に地震の場合におきます剪断力といいますのは、専門用語で申し上げますと地震が起きるときに梁に、柱あたりに縦・横に働く力といいますが、がたまして、それを支えようとする力と地震に倒れようとする力、同時にこう働きが出たときに、伸び縮み的な問題を剪断力というふうに言うわけでありまして、構造計算におきまして、設計者が単独の判断でその最低の値といいますが、関東大震災の後には数値1というふうに基準法で決められておりましたが、その1から1.5というような計算方法が、まともな計算方法でありますけど、この前行われておりました0.6とか、0.7とかいう基準以下というのは、もう例外であるということではありますが、そういった方向で建築確認を出されたわけでありまして、県の維持管理課は建築確認を受け取るところでありますけど、そういうところで本当にこう検査体制の不認識といいますが、さらには専門知識をもった職員の配置の問題が問われるところであります。そういった中で、建築確認申請が許可され、工事が施工されてまいっております。施工現場での設計管理に専門知識を持った人、実際に自分自身で設計を行い、構造計算知識を持った管理者が現場に張りついておるかということが適切な工事の竣工につながるというふうに思います。現在では、設計事務所の指名を行い、指名入札で決定し、落札した設計事務所がプラン設計を行い、大手設計事務所へ設計、構造計算を委託するというのが現状であります。そこで、中間検査、竣工検査時において、いろいろな材料及び生コン等、諸々の検査体制をどのような体制で行っておられるか。

以上3点であります。1点目が公共工事の入札及び契約の適正化に対し総合評価方式を用いてはどうかというようなこと。2点目は、入札監視委員会の設置を条例化できないものか。3点目に、公共工事の設計管理業務及び施工検査について、理解ある答弁をいただきたいと思えます。これが1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方からまず1点目と2点目ということで、1点目の総合評価方式の導入についてということでお答えいたしたいと思ます。

現在の公共工事の発注・施工に関しましては、一般的には建設業法施行通知等に基づき発注工事の施工能力に応じた等級業者への発注を行う方法が採られております。今回ご質問の総合評価方式も、基本的にはこの方法と変わりございませんが、これは単に入札額の一番低い業者を落札者とせず、併せて技術力を評価の対象に加えて品質や施工方法を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れた提案をしたものを落札者とするものです。この総合評価方式の導入状況につきましては、国土交通省と国土技術政策総合研究所が平成17年4月に実施しました全国の自治体に対するアンケート調査によりますと、導入済み1.1%、導入予定0.9%、未定58.3%、導入予定なしが39.6%、未回答が0.1%となっております。導入自治体はまだ非常に少ないのが現状でございます。総合評価方式の導入の効果といたしましては、目的物の品質向上、環境の保全、トータルコストの削減、不良・不適格業者の排除等その効果が期待できる反面、手続きから契約までの時間が長い、事務量が大幅に増大する、評価の方法の設定が困難である、技術評価の点数化が困難であるなど、多くの課題もございます。いずれにいたしましても、総合評価方式につきましては合併後菊池市で平成17年度に実施しました入札の件数が400件以上ある現状を踏まえますと、総合評価方式を導入する場合は発注額のどこまでを対象にするか、どの工種を対象にするか、それに伴う専門的知識の職員の配置をどうするかなど、実施までには多くの時間が必要でございます。確かに総合評価方式を導入すれば施工業者も高い技術力が要求され、施工能力の低い業者を排除できるという利点はございますが、反面、余り高い技術力を設定しますと、工事によっては大手の企業しかその目標値をクリアできず、地元業者が全く参加できないなど、地元業者育成を図る上でかえって支障となる可能性もございます。

以上のことから、総合評価方式の導入につきましては、今後も各市の実状、実施状況等を見極めながら、しばらくは各課が現在行っております入札から施行、検査まで一層連携を取り、健全な業者の育成と適切な工事の施工に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、新市での格付けの問題でございますけれども、平成18年度に実施する予定でございます。現在その作業を進めております。基本的には、県の格付けの基準を参考としながら、併せて平成17年度の新市での工事発注実績等を考慮しながら、不公平感のないランク付けをしたいと考えております。

次に2点目でございますけれども、入札監視委員会の設置についてございま

す。入札制度に対するチェック体制につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、平成13年3月29日付け総務省、財務省、国土交通省告示第1号にて指針が定められております。その中の入札及び契約の適正化を図るための措置で、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験者を有する者などの第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする規定されており、これに基づきまして現在では入札監視委員会の名称で、県をはじめ県下の市では2市が設置いたしておりますが、入札及び契約の手続きの運用状況についての行政の報告を受けること、2つ目に委員会または委員自らが抽出した公共工事について、一般競争入札に係る参加資格設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯などについて審議を行う。また3点目に、業者が指名されなかったことに対する不服申立てをした場合、審議を行う。4点目に、審議した内容に疑問があれば、必要に応じて長に対して意見を具申することができるとなっております。また、具申を受けた長は、市長は意見を尊重し、その趣旨に添って適正化に努めるものとする規定されております。現在、先ほども申しましたように、県下2市の実施状況でございます。年2回から4回開催し、1回に5から10件を審議いたしております。入札後の一般的な監視体制といたしましては、菊池市におきましては監査委員による監査によって、その適正が審査されておりますけれども、今回提案されました入札監視委員会は、実施後の審査だけではなく、指名した業者の不服申立てに対して審査することなど、一步踏み込んだ指導が図られるなど、行政にとっても入札の実施過程での公平な審査の公表にもつながり、市民の不透明感を一掃できるものであると考えられますが、先ほど申しましたように県内では他市の設置状況が2市ということで、本市の状況を考えますと入札監視委員会の設置は今のところ必要ないのではないかとこのように考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 現在、建設部で所管している建築工事は、住宅建設が主なものでございまして、新築が3カ所、改修が1カ所となっております。設計につきましては、合併前の旧市町村で発注済でありまして、新市になってその建築及び監理を行っているところでございます。新築物件を受託いたしました設計事務所では、構造計算の専門知識を持った人が常勤しておりまして、設計者と構造計算者が協議をしながら設計を進めたとの報告も受けております。また設計業務の再委託につきましても、一部設備関係では再委託している部分もあるようでございますが、大半は直接受託いたしました設計事務所内で設計を行っております。新市での建築

の設計業務発注におきましては、県の建築設計業務委託仕様書に準じまして、国の示す公営住宅等整備基準や建築工事設計図書作成基準、または建築構造設計基準等の各種基準を適用して設計することとしています。したがって、これらの基準をクリアした成果品が納品されております。また、設計業務の再委託が必要な場合は、設計担当者経歴書を添付した再委任届の提出を義務づけておりまして、承諾を受けることとなっております。検査におきましては、建築士の資格を有する職員を同席させ、設計図書の確認を行っているところでございます。今後も適切な設計業務が行われるように十分な指導及び監理を実施していきたいというふうに考えております。また材料等の検査についてですが、材料が現場に入庫した時点で工事監理者である設計事務所が立ち会い検査を行っておりますし、重要な材料につきましては担当の職員立ち会いのもとに工場検査等も行っております。その後の施工方法、取付状況につきましても、事前に施工計画図を確認し、施工中には現場を確認するようにいたしております。生コンにつきましては、現場搬入時の材料、いわゆるスランプの検査やテストピースの作成の確認を打設時に行い、硬化後の強度管理につきましては、現場養生の試験体を熊本県の工業試験場にて検査するようにいたしております。その結果は国の公共建築工事標準仕様書に基づき、適正であるかの判断を発注者が確認をするようにいたしております。管理体制全般につきましては、市の工事監理業務委託要領に基づき、受託者の行う工事監理の実施方法を定めておりますし、工事発注後は毎週の定例工程会議において、週間工程の確認、施工状況の報告、質疑事項の整理、建築現場の状況把握等を行っておりますし、発注者、監理者及び施工者で入念に打ち合わせを行いながら工事を進めるようにいたしております。竣工検査は、監理者、施工者からの意見聴取を行いながら、建築物の品質、規格、形状、寸法及び仕上げ状況等を検査員が厳格に行っているところでございます。しかし議員ご指摘のとおり、発注者である市の管理体制強化は必要なことでございますので、委託業者任せではなくて、今以上に市主導の管理体制づくりを図っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは、再度質問をさせていただきます。

いろいろ答弁をいただきましたが、本当に公共工事の入札及び契約の適正化ということにつきまして、現在菊池市全体で公正な業者選定ができていると確信なさっておられるようでありますけど、市民の目と声という点で、私たちに入ってきます中におきましては、業者の不満の声、平等性に欠けているという指摘があります。

総合評価方式ということをお願いしますのは、やはり執行部の皆さん方のこの認識不足ということ、明らかに答弁の中身で理解できますように、書類上の検査はもう100%できているというふうに私も思いますけども、指名業者の技術面という面につきましては、本当にどこを基準としてやっていかれるという、そういった免許を持っておられるというふうに聞いておりますけれども、要するに1級建築士を取られたとしましても、現場あたりで2年ないし3年経験を踏んでおられるかというような点が一番の問題でありますし、そういった点と、また入札価格にしましても、最高が99%、最低が48というようなことで現在まで行われております。本当にこう99%ということになりますと、これはもう本当にこう話し合いがなされたというふうにする以外はないわけでありまして、また最低価格の48%ということになりますと、これは誰が考えましても公正な入札価格でないというふうに思います。正式な本当に免許を修得されて、技術を備えた業者が出す金額でもなかりょうというふうに思うわけでありまして。今後合併特例債を用いまして公共工事を行っていくわけでありまして、本当にこう菊池市の総合計画及び基本計画に対しまして、指名業者の基準という、本当にこう1円の無駄もなく実行していくということはこれからの新市であろうというふうに思います。総合評価方式を用いて業者の技術力と安全対策ということを優先に評価し、適切な公共工事の促進に切り替えるときではなかりょうかという思いがいたします。その点につきましては、市長の答弁をお聞きいたしたいと思っております。

2点目でありまして、今のところ入札監視委員会の設置は考えておられないということでありましてけれども、こういう設置ができますと、本当にこう今、入札に対して取り組んでおられますその方々の入札に対してのいろんな苦情とか、事故等が発生したときには、本当にこうこの監視委員会設置がなからんとどうしても今後対応できないんじゃないかならうかという不安を抱くわけでありまして。今、正式なメンバー、いろいろ調べてみますと、弁護士さん、顧問弁護士、さらには大学の専門的な知識を持たれた教授の方々が入っておられるようでありまして、そういった本当にこう工事に対して認識がある方をやはり取り入れて、今後そういった対策的な問題にも取り組むときではなかりょうかと思っております。その監視委員会の目的といたしますのは、先ほども申し上げましたが、工事の契約、さらには物品の購入問題もありますし、委託業務、保安、安全点検等の業務とも絡んでくるんじゃないかならうかというふうに思います。入札の参加希望者及び委託業者等の役員構成、特に今、名義借りということもありますし、熊本市がやっておりますように、県警と協力をいただいて、そういった業種関係に役員さんの中に暴力団関係者の方がおるか、いないかといった、そういったチェックを徹底するというような面におきましても、この入札

監視委員会の設置が本当にこう大事になってくるというふうに思います。そういう点についても、今後どのようなときに設けられるのか、どのように今後考えておられるかということをお尋ねをしたいと思います。3点目の公共工事の設計、業務管理、検査体制につきましては、市の現状としまして、建設部長の答弁にありましたように、精一杯のことだと思っております。設計者自身が管理するのが理想的でありますけれども、やはり第三者の目でみる管理体制というのであれば、施工業務が本当にこう徹底した施工がなされ、素晴らしいものができるいくんではなからうかというふうに思います。金額が1億円ないし2億円といった建物につきましては、多少の金額を投資してでも管理者を2名体制にして、設計監理から業務を行うということが今後の取り組みじゃなからうかというふうに思います。本当に監理、検査、こういったものがきちっとできると、本当にこう合併特例債を投資しても無駄がないというふうに思いますし、今後本当にこう厳しい財政の中におきましてやり直すということはできませんし、そういった面も考えまして、その2名体制という管理体制、設計された方と違った方を置いて、また別な角度から検査をやっていくという体制も必要ではなからうかというふうに思います。建物の保証期間と申しますが、今、住宅関係におきましては、住宅金融公庫とか、そういったものを用いる場合は今10年保証というふうになっております、義務づけられております。けれども、今、市のやっております公共工事は1年ということでありますので、やはりそういった徹底した業務ができるならば、10年保証というような体制が取れるんじゃないかというふうにも思いますし、合併して新しい地方というような時代に沿って新市をつくっていくわけでありますので、そういった面について今後どのような対応をなされていくかということについて、市長、助役さんあたりのこの関係ある点から答弁をいただければと思います。

議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[登壇]

助役（村上建二君） 市長にお尋ねでございますけれども、指名審査会の方は私の方が会長をやっておりますので、まず私の方から答えさせていただきます。

総合評価方式の導入ということと、あと入札監視委員会を設けたらどうかという2点であったというふうに思っております。

総合評価方式につきましては、先ほど総務部長答弁にもありましたように、採用にあたりましては、まだまだ多くの課題があるというふうに思っております。現在すぐ市の方で取り入れるということはなかなか困難ではないかなというふうに思っております。

また、入札監視委員会についてでございますけれども、指名業者の選定にあたり

ましては、合議体でございます指名審査会で公正・公明に審議を行っているものというふうに判断をいたしております。現在のところ、本市では入札監視委員会の設置まで、すぐ設置まですることは必要ないんじゃないかというふうに思って、考えているところでございます。公明な、そして公正な指名が阻害されるというような事態が生じるということであれば、その設置については指名審査会等で十分協議してまいりたいと、そういうふうに思っております。

また、工事の施工監理の徹底につきましては、森議員さんの意見を踏まえまして、より十分徹底をさせてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、助役さんの方から答弁いただきまして、そういう事件等が発生したら考えるというようなことでありましたが、今の中学校関係の耐震問題で補強工事が行われております。この関係につきましても、その構造計算をされておる方が、実際その100%大丈夫ですかと私たちが聞いた場合でも保証はできないというようなことでありまして、どこに基準を置くかということ自体が、まだ定かでないというのも現状でありますし、私たちが今までずっと建築に携わりながら見てきた目から申しますと、やはり中学校の3階建てあたり、確かに三角の掛ける印に鉄骨を入れて補強なさっておりますけれども、下から眺めますとベランダといいますか、あたりの鉄筋が下に出てきておるといふ、本当に施工のずさんな形が今いくつも見えます。そういうものが本当に大きな地震が起きたときには、家が壊れる前に私は庇の方が落ちてくるんじゃないだろうかというふうにも思いますし、そういった面からいろいろこう考えたときに、やはりその無駄遣いといいますか、公共工事に対して投資していくわけでありまして、どうしてもそういった監理面、いろいろなその公約付けするためにも、ぜひともそういった監視体制というのを徹底していただきたいということを思っておりますので、それに対しまして市長のどういう今後考えを持っておられるか、市長の方から一言お願いしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 森議員の私に対する見解をということでございますが、ただいま指名審査会会長であります助役がご答弁申し上げましたとおりでございます。これまで少なからず、私の経験の中におきまして、そのような不安といいますか、そういった体験をしたことがございません。ただいま指名につきましても公平公正を図っているというお話でありましたし、入札後の施工におきましても、この中にお

いて今日までに大変な、重大な一つの工事における問題点というものも見受けられてないということでございます。

総合評価制度についてということにつきましては、入札後の問題としてこれが適正な値段であるのか、あるいは施工監理が確実にできるのか、あるいは技術者等についての確保ができるのかといった、そういったこと、品質、技術あるいは施工、そういったものの方法を考えながら、単なる価格のみにこだわらないということでございますけれども、これは少なくともこの菊池市の指名対象業者の中におきましては、そのためにAであったり、Bであったり、Cであったりということで、事前に指名願いが提出されたものについて評価を出して、そして県の方のランク、格付けというものも参考にしながら、その業者それぞれの能力に応じた、いわゆるその施工監理技術、また技術者の数、年間の施工能力、そういったものを勘案して菊池市なりのランクを付けてあるところでありますが、合併直下であるために、ご指摘があっておりましたように、それぞれの町においてはAランクに格付けされている。しかしこのほかの町と比較したときには、その業者はCランクにしか値しないという場合があります。しかしこれまでの慣習的にやっておられましたことが直ちにこの正統なといいますか、新市のランクに置き換えた場合には、これまでAランクとして受注ができていた町の仕事が、今度はBランク、Cランクに下がって、指名も入らないということになったら、大変な経済的な打撃も受けることもあり得るということで、これまでの一つの踏襲の中でこの17年度をやってきたと、このようなことでありまして、18年度につきましてはこの見直しをやるということで、新市として画一化した、統一化された一つのランク付けということになってくるといことだと思えます。そこで、そのランクの中において、その施工監理能力、施工能力というものが技術者数等々含めて、そしてランクにされますから、そのランクで指名を受けて受注したものは、確実に実施できると、そういったことを評価しているということで補っているのではないかなと思います。また、それは地元の業者についてはほとんどこのA、B、Cといった場合に、AランクはAランクなりに同じ能力を有していると思っておりますし、Bランク、Cランクもそのランクごとにおいては同じ能力を、その才能、いわば少ない違いはあったにしても、大元においてはそのランクの指名をもらった仕事については、Aランクで8社指名をもらった、8社それぞれに能力が同じであると、このように私は思っているところでございます。

それから、入札監視委員会につきまして、それを設置したらということについては、助役答弁ありましたように、この後にもしも何かがあったとすれば、これまでの経験の中に全くその予測もありませんし、経験もありません。もしそういったこ

とがあるとするれば、必要に応じて設置していかなければならないと思いますが、現在県下各市においては2市しか先行していないという答弁でありましたが、それを十分参考にしたいと、このように思っております。また、予定価格制度いうものを今設けてありますけれども、ご案内のとおり、入札の公明性を高めるということで、この予定価格を設けております。そして予定価格については公開ということで、全部オープンにしてあります。ですから、12月の議会だったでしょうか、ご指摘がありましたように、この予定価格というものを設けた方がいいのではないかというお話があってございましたけれども、今現在としてはその低価格調査制度ということで一定価格を下回った場合には落札とせず、落札するかしないを審査をして、そこでこの価格で施工可能と見られたときには落札とみなすということになっております。しかし概ね当初の予定価格に対します金額が非常に低くなっておっても、この予定価格と、重複ですが、かけ離れていても認めていて施工されるということで、その社がそのようなことで確認をされたときには落札とされておりますので、この辺についてはまた一度検討しながら、改めるべきは改めるべきではないのかなと。そのことが、ご指摘にありましたように、非常にこのオープンにして公明性は高めたけれども、積算をしなくても入札ができるということになり、何%程度にすれば低価格調査委員会に係るというようなことがもう公開しているのと同じでございます。それによって、この高値で落札が決定していくというようなことの善し悪しがあるというふうにも思っておりますので、この点については指名審査会の方で検討していきたいと、このように思います。結論的に入札監視委員会については、その必要性を今は感じておりませんので、大変貴重なご意見として受け止めながら、今後の課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 次に、中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 質問に入る前に、一言言わせていただきます。最近、酪農家からよく電話があります。それは生産調整で牛乳を捨てているということです。農家として自分でつくったものを捨てるということは、何とも言えない気持ちであると思います。市長、ここにおられる議員の皆さんが少しでも牛乳を飲んで、牛乳の消費拡大にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

まずはじめに、子どもの通学について質問いたします。旧旭志村小学校のスクールバスの買い換えについて質問します。旧旭志村においては、昭和46年に小学校4校を統一し、鉄筋コンクリート3階建ての校舎を建築しております。新校舎の開校にあたっては、教育委員会や議会と保護者の話し合いにより、生徒の通学の利便

性などを考慮し、スクールバスを購入しております。理由としては、児童生徒の通学、帰宅時の交通事故を防止し、保護者の負担の軽減を図るため、3 km以上の児童生徒の送迎をし、現在も運行しています。また、保護者の立場から、本来送迎は保護者が責任をもってすべきであると考えますが、多様化した職業や変則した就業時間など、送迎しようとしてもできない事情があります。このスクールバスの運行には、保護者の皆様も感謝しているところでもあります。スクールバスについては、昭和63年にバスを買い換えし、2台目のバスとしてなんと19年間児童生徒を安全に送迎しているところです。しかし、19年間も経っているバスですから老朽化は私が説明するまでもないと思います。このことから、生徒の安全を確保するため、早急にバスを更新する考えはないか、お尋ねいたします。

次に、旧旭志村の村道の付け替えにいてお尋ねいたします。菊池市の動脈である国道325号線の4車線化工事については、県土木事務所及び菊池市の努力により、現在工事が進められております。伊坂地区の改良工事にあたっては、中央分離帯が設置され、農作業に行くにもなかなか横断できず、農作業に悪影響が出ると考えております。この問題を解決するため、地元住民と旧旭志村との間で再三協議を進め、国道改良と同時に村道を付け替えをするということで、それを新市に引き継ぐということで決着を見ていると住民はそう認識されております。そこでお尋ねしますが、新市においてはこの協議結果を引き継いでおられるのか、お尋ねいたします。

3問目の生活環境の整備と合志川の水質保全について質問いたします。合志川については、若木水源と矢護山を源として、水量豊富な美しい水が懇々と湧き出て、旭志、泗水の豊かな大地に豊かな恵みを延々と続けており、米や数多くの農作物を育ててきており、菊池の野菜は熊本でもブランド化されるまで至っております。また、旭志では清流であるため、5月から6月にかけてはホテルが乱舞し、数万人の観光客を受け入れており、全国にその名が知れ渡っております。この豊かな合志川を後世に引き継ぐためにも、環境問題は切っても切れない重要な問題であります。農産物においては、後で質問しますが、ポジティブリストが法で規制され、農家等は環境破壊につながらない対策を講じております。しかし、家庭排水等をはじめとして、多くの排水が合志川に流れ込み、環境破壊が懸念されます。合志川に設置される堰ではヘドロが溜まっており、泗水町では中学生の水質調査を実施しており、その結果、かなり汚染が進んでいるとの報告がなされております。現在、環境三法に伴い、家畜の糞は堆肥舎により流出が防げております。大津町においては、矢護川流域で下水道工事が進んでおり、残るのは旧旭志村の下水道事業であると私は考えております。今、市では下水道事業について旧旭志村を対象にアンケートを採ら

れているようですが、下水道工事についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、農薬の残留基準についてお尋ねします。平成15年、食品衛生法が改正され、食品の残留農薬などの規制がポジティブリスト制度に移行し、平成18年5月から施行されると聞きましたが、この制度についてお知らせ下さい。私は農業者の立場で考えました。しかし、消費者の立場もありますので、その概要をよろしくお願いたします。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 旭志小学校のスクールバスの対応についてお答えいたします。現在、旭志小学校スクールバスの運行につきましては、スクールバス運行計画に基づき、園児・児童の安全を最優先に考え、旭志幼稚園児30名の送迎及び旭志小学校児童の登校時46名、下校時92名の送迎を実施しております。また、登校時だけではありませんが、菊池市が熊本電鉄株式会社と旭志通学バス運送契約書を締結し、旭志小学校児童46名が熊本電鉄バスの旭志線乗り合いバスを利用して登校しております。このような中で、古くなった旭志小学校のスクールバスについての買い換えのことでありますが、現在市で進めております菊池市交通体系の見直しの計画の中で考えていきますが、当面は現行の運行体制を継続しながら、園児及び児童の安全な通園・通学に支障がないよう対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） まず、国道改良に伴う旧村道の付け替えについて新市に引き継いでいるかということですが、新市に引き継ぎ、新市建設計画にも計上いたしておりますことを結論からまず申し上げます。市道伊坂西一丁田線につきましては、ご質問のとおり、国道325号線の4車線化に伴い、中央分離帯が設置されるために国道の横断ができなくなり、農作業の往来に不便をきたす懸念が生じております。このことは、伊坂地区の事業説明会におきまして、地権者の方々から代替道路の整備について強く要望いただいているところでございますが、今回2月17日付けで伊坂区長から県及び市に要望書が提出されております。県への要望につきましては、市からも同行し、地元と一体となって要望いたしている次第でございます。地域振興局土木部では、県庁本課と協議すると回答いただいております。市といたしましては、今後とも地元要望を踏まえ、積極的に要望に努めてまいりた

いというふうに考えております。

次に、下水道の整備についてでございますが、ご存じのことですが、下水道とは生活排水を集合処理する公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、また個別に処理する合併処理浄化槽事業がございますが、これらを全て含めて下水道と総称しております。旭志におきましては、生活排水の処理対策といたしまして、平成12年度より個人設置型の合併処理浄化槽の補助金制度で整備を進めてまいりましたが、年間約45基程度の整備計画で、全域が整備完了するまでにはかなりの期間を要するところがございます。ご存じのとおり、河川を汚染する汚濁物質を多く含むのは生活雑排水でございます。生活排水処理対策が遅れば、それだけ環境に与える影響も高く、早期の整備が望まれているところがございます。このようなことを踏まえ、現在旭志において最良と考えられる事業について導入を検討いたしているところがございます。平成18年度におきましては、まず負担の公平性の観点から、旧菊池市のみが指定を受けております合併処理浄化槽を市が設置し維持管理していく浄化槽市町村整備推進事業を旭志全域、また七城町、泗水町においては特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の地区も含めて新市全域を編入するように関係機関へ申請を行いたいと思っております。なお、集合型の農業集落排水事業につきましては、旭志の比較的人口が密集し、将来の維持管理にも影響が少ないと考えられます伊坂、高永、妻越、伊萩、津留、小原地区におきまして、2月上旬にそれぞれ住民説明会を行い、事業内容について説明するとともに、アンケートの調査を実施いたしております。このアンケートの結果を参考に、総合的に判断して事業を決定し、生活環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 中山議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成15年に食品衛生法が改正をされまして、食品規格の1つであります残留農薬基準が大幅に拡充されることとなりました。この基本となる考え方が、ポジティブリスト制度と呼ばれるものでございまして、農薬等が残有する食品の販売等を原則禁止する制度でございます。現在、登録されている農薬の中にも残留基準が設定されていない農薬があります。これまでは残留が認められても基本的に流通の規制はありませんでしたが、今後残留農薬が一定量検出された場合は、食品規格に反するとして流通ができなくなることとなります。ここでいう一定量とは、食品衛生法第11条第3項の規定によりまして、人の健康を損なう恐れがない量として、厚生

労働大臣が定める量とされ、その量は0.01ppmとされ、本年5月29日から適用されることになっております。ここでいいますppmとは100万分の1という単位で、先に申しあげました0.01ppmであれば1億分の1という単位になります。具体的には、10t積みの大型トラック10台に対し1g、もしくは100m³に対し1mlという単位の比較となります。このため、栽培者が使用していなくても近隣の農地から農薬が飛散した場合の影響が強く懸念されます。この基準値をオーバーしてしまいますと、生産物の出荷停止、回収などの対応が求められる可能性が出てまいります。また、熊本県では昨年10月、熊本県食の安全安心推進条例が施行されました。この条例では、生産者が無登録農薬や未承認動物用医薬品を使って農林水産物を生産した場合、または農林水産物が食品衛生法の規格基準に合わない場合は、その農林水産物を出荷し販売してはならないとされており、違反の疑いがあるときは、生産現場などに立ち入り検査することができることとされております。さらに違反に該当する場合や生産者が立ち入り検査を拒否した場合は、農林水産物の出荷停止などを勧告し、勧告に従わないときは勧告の内容を公表することになっており、安全で安心な農林産物の提供のための具体的な方策が定められております。農薬の飛散につきましては、用いる薬剤の型や散布方法によって大きく異なります。粒剤や除草剤などの散布では、通常はほとんど飛散は見られませんが、殺菌剤や殺虫剤の散布では、細かい粒子の薬剤を用いるため飛散が発生しやすくなります。作物のタイプでもリスクの大小があり、例えばイモ類のように地下に存在する作物などは問題にならないと考えますし、稲などの穀類もリスクは小さいと考えられます。ただ軽量の葉菜類や小型の果実類では特に注意が必要と考えられます。作物残留濃度は、日数の経過とともに減少してまいります。例えば散布する圃場の近くに作物が栽培されているときや、近接作物が軽量の葉菜類など検出されやすいタイプの作物であるとき、または散布時に風があるとき、収穫に近い時期であるときなどについては、いくつかの条件が重なった場合には特に注意が必要であると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 再質問させていただきます。

教育長にまた再質問しますけども、確か旧旭志村のときには、何か合併するときにあたってスクールバスは買い換えを考えるとということで進んでいたと思いますので、もう全然買い換えというあれは考えないか、また質問させていただきます。

それと、先ほどの農薬の残留基準についてお尋ねします。食を巡っては、産地表

示の偽装、無登録農薬などの販売など問題が発生し、食に対する不安は依然として大きいものがあります。そのため、生産現場においては食品の安全性に対する意識をさらに高め、食の安全安心の確保に向けた取り組みを進めていくことは必要なこととあります。しかしながら、今回の制度については先ほど説明がありましたような0.01ppmという極めて低い基準が定められ、生産現場においては戸惑いがあると思います。特に今回の制度では、農薬散布時の農薬飛散、いわゆるドリフトにより、周辺の作物に対する影響が考えられます。こういうことについて、この制度に対応するため、今後の生産現場においては農薬散布などどのような対策をしていただけるか、お伺いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） スクールバスの買い換えについて、合併時その約束があったということが言われましたけど、私自身がそれを承知しておりませんが、買い換え等については先ほど申しましたように市で進めております市交通体系の見直しの中で考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 中山議員の再質問にお答えを申し上げます。

対策はということでございます。今後農薬散布を行う場合には、農薬を散布する圃場のみならず、その周辺で栽培されている食用農産物の収穫物についても食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、農薬の飛散防止措置の一層の徹底を図る必要があります。圃場同士の距離が近いとき、隣の食用作物の収穫が近づいてきたとき、飛散、先ほども申し上げましたけれども、飛散が起こりやすい条件や散布方法のときは特に注意が必要であります。農薬の飛散による周辺作物への影響防止策としましては、次のようなことが考えられます。散布は必要最小限の量と区域で行うこと、風の弱いときに風向きに気を付けて散布をすること、できるだけ作物の近くから作物だけにかかるように散布すること、圃場の端で散布する場合は、外側から内側に向けて散布すること、細かすぎる散布粒子のノズルを使わないようにすること、またタンクやホースは洗いもれがないようにすることなど、散布時の注意点を守ることが重要であると考えます。そのほか考えられる方法といたしましては、周りの作物にも登録のある農薬を使用すること、飛散しにくい粒剤等の農薬を使用すること、境界付近では農薬を散布しないこと、周りの作物をネットやシートなどで遮断したり、一時的に覆うことなどの対策も有効であると思われま

らには農薬を散布したら必ず記帳するようにし、散布することを周りの栽培者に伝え、日ごろからコミュニケーションを取るなど、地域の農業者同士の連携を密にしておくことが重要であると考えております。今後は、県、JAなど関係機関と連携をしまして、この制度の周知を図り、安全な、安心な農産物の生産を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 中山議員の方からスクールバスのございまして、ただいま教育長の方からお答えいたしましたけども、合併協議の中でこのスクールバスについては買い換えの約束として新市建設計画の中に入っていたのではないかと、入っていたかどうかというお尋ねだったと思います。教育長は、その当時現場の教職にあられたもんですから、合併協に加わっておられなくて、まだ資料を、大変膨大なものですからご覧になってないかもしれません。合併協議の中にスクールバスの買い換えは、新市建設計画の中に入っております。それで、先ほど部長の方が答弁いたしましたけど、全体的に交通コミュニティをひとつどうやっていくのかということで計画を今策定中であります。その中で、このスクールバスの問題については、買い換えも含めてですね、またこの公共交通機関を全体的見直していく場合に、果たしてこの買い換えるの必要性があるのかどうかといったことを含めてですね、必要性があれば新市建設計画のもちろん中に入っていますから、そういうことで買い換えも含めた中で交通体系の見直しをやっているということでご理解いただきたいと、このようにお答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今、市長が言われたように、子どもたちの足を確保、安全に確保できるように努力していただきたいと思います。

現在、集落営農や今、質問しましたポジティブリストなど、また牛乳の生産調整など、いろいろな問題が出てきております。市におかれましては、県の財政悪化に伴い、県事務所の廃止や普及所の人員削減など計画されております。数多くの農業問題を抱えておる我が市にとっては、普及所、JA、農家が一体となって取り組んでいかななくてはならない問題がたくさんあると思います。市におかれましては、県に普及所の人員の削減などは最小限に留めていただくよう要望していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時05分

開議 午後2時15分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 通告をしておりました福祉施策、主に介護保険についてお尋ねをします。

介護保険制度が、平成12年4月にスタートをいたしましてから5年を経過しました。法により5年後には制度の改正が約束をされておりました。介護保険そのものが我が国では初めての取り組みであり、諸外国の例を基にした制度でありました。5年間の試行錯誤により、今回大幅な改正となりました。いよいよ新年度より制度改正が実行段階となります。私は昨年、9月議会において、改正の内容について申し上げ、市の実施に向けた準備を促したところであります。平成18年度の当初予算の審議にあたり、改めて制度改正に伴う内容についてお伺いをいたします。

合併後の新市の福祉施策への取り組みは、合併前市町村の福祉施策の生活支援とサービスの量や質に差異があり、その統合とともに高齢者福祉施策の根拠となります老人保健福祉計画と一体的な介護保険事業計画の策定については、昨年9月議会での答弁で本年3月までに計画策定を行うとありました。今、どのような進捗の状況でありますでしょうか。今回の改正のポイントは、制度開始以来増加の一途をたどっております要介護者、そして給付費を抑制するため新たに導入される介護予防、さらには今後増加が見込まれる介護の必要性の高い在宅、高齢者への支援に対する財源の配分については、全体の報酬水準を引き下げ、要介護度の高い中重度者に重点的に配分されるようであります。狙いは、給付費の抑制であり、その柱が介護予防であります。さらに事業者に対しても報酬を上げる評価制度も取り入れられました。介護予防サービスは、高齢者ができるだけ介護に頼らず自立できるよう体の衰えを防ぐためのサービス提供であります。メニューは、筋力トレーニング指導、栄養指導、歯の手入れなどの口腔ケアであり、日帰り施設で受けることができます。実際に軽度者をヘルパーが自宅に尋ね、調理や掃除等の身の回りを世話する訪問介護においても、介護予防を取り入れ、本人の自立を助けるとあります。このことは、制度改正が目指す給付費の抑制とともに、人間としての普通の生活への回帰を目指すことになるのではないかと思うところであります。これらの介護予防に

ついて、先の議会での答弁では、予防サービスを推進し、元気な高齢者づくりを目指します、筋力トレーニングについても制度改正であり、実態調査を行い、今後取り組むと言われております。これらについて、新年度においてどのような対応がありますでしょうか。仕組み的には、これらの予防システムへの取り組みの拠点となりますのが地域包括支援センターであります。このセンター設置につきましては、去る2月15日、全員協議会において説明がありました。センターは、予防システムを充実させることで介護保険を利用しないでもよい健康な体づくりを目指す拠点となるものであります。このセンター設置については、市で設置するものであり、予防システム対応の根幹であります。センターの役割と保健師等の職員配置計画並びにその身分、あるいは確保についてお示し下さい。その対応は、居宅介護支援事業所なのか、あるいは市直営なのか、お示し下さい。地域包括支援センターは、名称が示すとおり、その対応は多岐に渡っております。運営にあたりましては、医師会をはじめ協議会の設置等必要のようであります。制度改正に基づく創設であります。全協での説明ではセンター概要の紹介のように感じました。具体的に説明をしていただきたいと思います。

次に、地域密着型サービスであります。介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために設けられるものであり、保険者である市に対してもサービス実施の事業所の指定や監督に権限が付きまして。サービスができるのも原則地域住民であります。その実態の有無は市の判断であります。先の議会で申し上げましたが、小規模多機能型居宅介護が改正により導入されました。これは、在宅ケアの切り札と言われており、デイサービスを基本として、泊まりや訪問を組み合わせる在宅生活を支えるというものであります。このサービス拠点は市であります。また夜間対応型訪問介護は、緊急時に連絡すれば24時間ホームヘルパーが自宅に来てくれるというものであります。県下でも本年度から実施の市町村があるように聞いております。これまでの答弁では、地域密着型サービスについては、市民の期待も大きいことから、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を密にして早急に対応できるよう務め、高齢者が安心して生活できるよう支援いたしますとありました。制度改正に伴う市の対応であります。要は福祉に対する市の姿勢であります。市の65歳以上の高齢化率は平成17年で25.5%であり、5年後の平成22年には27.7%と上昇します。福祉は、政策的には派手ではありませんが、その対応に重きを置くか、置かないかは市の考え次第であります。今日の少子高齢化の現象は、子育て支援策も充実に向かいつつありますが、将来はともかく、現時点ではその兆しはありません。高齢化への状況は推計を見ましても、さらに大きくなります。ぜひとも隔々まで行き届く施策の推進を期待をいたすところであります。

す。答弁につきましては、老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定状況について、介護予防サービスへの取り組みについて、これは具体的にお願いします。3番目が、地域包括支援センター設置に係る対応について、4番目が地域密着型サービスの、1つは小規模多機能型居宅介護について、2つ目が夜間対応型訪問介護について。最後に、制度改正に伴う市の施政について、以上お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 第3期の老人福祉計画、介護保険事業計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

本計画は、平成18年度を初年度として、平成20年度までの3年間を計画期間として策定を行います。第1期、第2期計画は、もう既にできております。今回介護保険法の改正により、介護保険事業計画について3年を1期として策定する必要がありますことから、本計画全体についても3年を1期として策定を行うことになりました。本計画策定にあたっては、本市の老人保健福祉分野に関わる団体、事業所等の各代表15名で構成する菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会を設置し、地域における老人保健福祉施策の現状や課題を整理した上で、委員の皆さんに今後の方策について幅広く意見や提案をいただいております。昨年の、17年の1月29日の第1回から協議会を開催しまして、第1回では菊池市高齢者の現状について、2点目に老人保健及び介護保険計画策定の概要について、3点目に制度改正の概要について、4点目に介護保険事業、老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業等の実績について、5点目に日常生活圏域の設定について、6点目、地域包括支援センターの設置について説明を申し上げ、検討いただいております。さらに12月21日に第2回の協議会で、日常生活圏域の設定を旧市町村単位の菊池圏域、七城圏域、旭志圏域、泗水圏域の4圏域とすること、また地域包括支援センター設置については、中立性・公平性を確保するために、市直営とすること、センターの設置箇所は1カ所、設置場所は菊池市役所内とすること、設置予定日を平成18年4月1日とすることなどにつきまして承認をいただいております。また介護保険料の改定の方向性につきましては、説明を申し上げ、検討いただき、本年1月25日の3回目の運営協議会において、介護保険料改定について確認をいただくとともに、菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の骨子につきまして説明を申し上げ、検討をいただいております。また、4回目の運営協議会を3月1日に開催し、事業計画の素案を説明申し上げ、現在検討をいただいております。

最後の運営協議会を3月中旬に予定し、第3期の菊池市老人保健福祉計画及び介

護保険事業計画策定を完了させたいと考えております。

次に、介護サービスへの取り組みについてでございますが、今回の介護保険制度改正により、要介護状態になってからの対応ではなく、要介護状態にならないための予防や改善に重点を置く、いわゆる予防重視型システムへの転換を図ることになりました。転換のポイントとなりますのが、新たに創設されました地域支援事業と新予防給付の2つの事業となります。地域支援事業により実施する介護予防事業は、要支援、要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象とした介護予防特定高齢者施策と、全ての高齢者を対象とした介護予防一般高齢者施策を実施することになります。介護予防特定高齢者施策としましては、平成18年度に高齢者人口の2%、平成19年度に4%、平成20年度以降が5%の特定高齢者を対象として実施してまいりますが、その内容といたしましては、特定高齢者把握事業により把握された方々に対し、介護予防ケアプランによる事業実施が効果的と認められた特定高齢者に通所による介護予防を目的とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を行う通所型介護予防事業を行います。また、閉じこもり、認知症、鬱病等の恐れのある特定高齢者を対象に、保健師等がその居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、必要な相談、指導を行う訪問型介護予防事業も実施いたします。その他、介護予防一般高齢者施策といたしましては、通所型の運動器の機能向上として、筋力向上トレーニング、その他の介護予防教室につきましては、栄養指導教室と口腔ケア教室でそれぞれ構成することになります。

次に、新予防給付の取り組みにつきましては、高齢者の自立支援をさらに徹底する観点から、軽度の認定者に対する保険給付について、現行の予防給付の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等が見直されることになり、現行の要支援の方々が要支援1、現行の要介護1のうち改善の可能性が高い高齢者が要支援2となり、今後新予防給付の対象者となります。新予防給付の介護予防マネジメントは、地域支援事業と合わせて菊池市地域包括支援センターの保健師などが一貫して行い、生活機能の改善、可能性を評価し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることにより、生活機能を維持向上させることを目指していくことになります。

次に、地域包括支援センターの設置に係る取り組みでございますが、昨今の地方分権、少子・高齢化等の大きく変化する社会的潮流の中で、急速に高齢化が進んでおります。核家族化の進展とも相まって、一人暮らし、高齢者世帯をはじめとした高齢者のみの世帯も増えている状況を踏まえ、国は介護や介護予防について地域を重視した高齢者福祉の確立をこれまでの介護保険運営の中での急激な給付費の増加や的確なケアプランによって適正なサービスの提供が行われていたかなどを踏まえ、この地域包括支援センターについて自治体への設置を義務付けました。本市と

しましては、この地域包括支援センターを発足するにあたり、本市老人保健福祉・介護保険運営協議会にお諮りし、国が示す各マネジメント事業内容以外にも認知症の方や引きこもり、鬱病、鬱状態の高齢者の訪問指導等の事業も一連で担っていくことが可能となることから、センター運営にあたりましては直営で実施することを決定しております。本市の地域包括支援センターの業務内容でございますが、概ね3つに分別されております。まず1つ目が、保健師が中心となって行います介護予防マネジメント事業でございます。これは、要支援1、要支援2並びに介護認定には至らないのですが、介護予防が必要という高齢者を対象に介護予防のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になる前の予防と要介護状態の悪化の防止を図ることを目的とします。なお、要支援1、要支援2に対する新予防給付事業のケアプラン作成などにつきましては、これまでの要支援の方の経緯もありますので、継続して居宅介護支援事業所への委託を予定しております。それ以外の高齢者については、本市の保健師等で対応していくことになります。

2つ目の業務といたしましては、社会福祉士を中心に高齢者の様々な相談に対応する総合相談業務や高齢者に対する虐待をはじめとした困難事例への対応、成年後見人制度の周知、支援など、権利擁護のための事業を行います。

3つ目が、主任ケアマネージャーによります包括的、継続的マネジメント事業でございますが、この事業により高齢者一人一人の状態の変化に対応した長期の介護マネジメントを後方支援し、各ケアマネージャーへの助言を行ったりネットワークづくりを支援することができます。また、長期継続ケアのため、医療を含めた他職種連携の支援を行います。

このような取り組みと体制の下に設立します地域包括支援センターによって、新たに導入される新予防給付や生活支援サービス、総合相談、情報提供、ケアマネジメントの支援といった地域における総合的ケアマネジメントなどを担う中核機関として、高齢者などの生活を支援し、地域の安心を提供するこれからの最重要機関として位置づけられるものでございます。

次に、地域密着型サービス関係でございますが、今回の国の法改正に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援するという観点から、日常生活圏域ごとに市町村が指定、監督などを行う地域密着型サービスが創設され、本市においても4つの日常生活圏域ごとで地域密着型サービス拠点等の面的な整備を今後推進していくことになります。議員お尋ねの小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護が地域密着型サービスとして新たに導入されたサービスとなりますが、小規模多機能型居宅介護は要介護者の様態や希望に応じてサービス拠点への通いを中心に、随時訪問や泊まりを組み合わせ入浴、排泄、食事などの介護、その

他の日常生活上の世話を機能訓練を受けることができるサービスであり、夜間対応型訪問介護は夜間、定期的な巡回訪問や通報によりホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を受けることができるサービスとなります。第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画におきまして、小規模多機能型居宅介護につきましては、平成16年度に実施いたしました高齢者実態調査の結果からニーズもあり、平成18年度から平成20年度までの3年間の利用者数及びサービスの必要量等を見込んでおり、早急な体制整備を図りたいと思っております。夜間対応型訪問介護につきましては、主に20万人から30万人の都市部で利用者が300人から400人を想定したサービス事業ということでありまして、今後利用者のニーズ等を把握し、事業所などと一体となって対応していかなければならないと考えております。なお、夜間対応が望まれる利用者につきましては、これまでどおり社会福祉協議会において、その利用ケースに基づいて対応してまいりたいと思っております。なお、市の姿勢といたしましては、スムーズに地域包括支援センターのPR、広報等を重ねながら、スムーズな移行ができますように頑張りたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 介護保険制度に伴う申請というのが抜けていたと思いますが、これにつきましては高齢化が急激に進むことが予想されます本市におきましては、先の施政方針の中でも福祉サービスの向上について掲げておりますとおり、今回の制度改正に伴う本市の介護保険制度の充実は十分認識いたしております。その充実に向け、市民の混乱を招かないように、公平公正に対応して努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再質問をいたします。

地域密着型サービス、これは今回改正の目玉であります。小規模多機能型居宅介護につきましては、ただいまの答弁で実態調査の結果、需要が見込めるということのようであり、早急に体制整備を図られるようでありますので、期待をいたすところであります。なお、夜間訪問介護につきましては、改正の趣旨が大都市が対象ということであったようでございますが、市にも対象者が当然おられますので、夜間対応あたりが必要になってくると思います。その場合は、社協で対応されるようでございますけれども、今後市としての体制整備は十分考慮していただきたいと、

そのように考えます。また、市の権限下にあります密着型サービスにつきましては、これは改正の柱であります。2件に限って申し上げておりますが、ほか4件ほどあるようでございますので、十分に検討し、ニーズに応えていただきたいと思っております。

ちょっと時間が過ぎているようでございますので、再質問の報酬の改定を飛ばしまして、保険料のことについてお尋ねをいたします。第1号被保険者の保険料についてであります。保険料につきましては平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度において保険料を統一するとありますが、先の答弁では平成17年、前の議会のことでございます。平成17年度中に介護保険事業計画の中で改定する、また低所得者対策についても考慮する。改訂時には広報、パンフレット等を利用し、適切な介護保険料であることを広く市民に周知すると言われております。

ところで保険料につきましては、制度において3年ごとに改正するとなっておりますようでございます。給付費はどんどん上がっていくということで、今後も保険料が上昇し続けるのではないかと心配をしておるところでございます。もちろん、制度自体は待ち望んだ制度であります。高齢者の大半は、年金で暮らしておられるわけであります。今日の世相から見まして、年金は下がることはあっても上がることはないのではないかと、そういう思いがございまして。対象者の方は年金からの差し引きであり、えらく上がったなという思いはあっても、反対の声はあまり表には出ないのではないかなという思いもあります。今回の改正は、給付費の抑制を旨としており、保険者たる市としてはサービスを精一杯活用し、対象者の体調の改善と効果を生み出すことが責務ではないかという思いがあります。市のサービスに対する幅広い対応、姿勢が保険料についてそれなりに対象者に理解していただけないかと思うところであります。今回の改定は、合併による統一とともに制度上の改定がありますが、先の全員協議会での説明によりますと、統一での対応であります。旧菊池市の場合3,775円、旧七城町3,300円、旧旭志村3,200円、旧泗水町3,400円であります。これが統一改定ということで4,100円と大幅にアップいたすところであります。合併に至る説明会で市民の皆さんの税等の負担が上がるのではないかと不安に対して、負担は軽い方に、サービスは高い方にと説明がっております。今回の改定は、合併による統一改定であり、基本的には合併時の協議精神に基づくことが求められるものではないかという思いであります。この精神から見れば、大きすぎるアップではないか。旧旭志村の場合は、28%を超えるアップとなるようであります。料金改定にあたりましては、基本的に近隣都市との比較ではなく、市独自の対応が求められます。料金につきましては提案どおりでありますか、提案どおりに上げられるということでしょうかということで

す、部長さん。見直しはありませんでしょうか。今回の料金改定にあたりましては、対象者に対して適切な保険料であることを説明すると言われております。私、私見でございますが、適切な保険料とはアップではなく私はダウンではないかなという思いでございます。保険料の改定について、答えをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 合併協議会の協議におきまして、介護保険の第1号被保険者保険料につきましては、議員おっしゃっておりますように平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度、保険料改定年度から保険料を統一するということが調整されていますので、平成17年度に菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会にお諮りし、介護保険料算定の基礎となる平成18年度から平成20年度までの総事業費を見込み、第1号被保険者の介護保険料改定について、今議会に条例改正を提案させていただき予定でございます。介護保険の財源といたしましては、介護サービス提供に対する保険給付の費用は総費用から利用者負担、介護サービスを利用したときに支払う通常の1割分の自己負担を除いた額でございますが、その財源は国が25%、県が12.5%、市が12.5%を負担し、残り半分50%を第1号被保険者、65歳以上の人と、第2号被保険者、40歳以上65歳未満の方で負担することになります。介護保険制度の改正によりまして、平成18年度から平成20年度の被保険者の負担率はこれまでの第1号被保険者18%、第2号被保険者32%から、今後は第1号被保険者19%、1%多くなります。第2号被保険者が31%を負担することになり、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が多くなります。また、第1号被保険者における今回の保険料段階設定の見直しといたしましては、現行は第1段階から第5段階の5段階でございますが、低所得者対策といたしまして第2段階の細分化により6段階設定とし、所得の低い方への負担を抑えることとしております。

これらのことから、第1号被保険者の第3期介護保険料の基準額は月額4,100円ということで追加提案させていただきますが、この保険料は今後ますます多様化していく介護保険サービス、新地域支援事業等に対応していくためには是非とも必要な保険料でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。今後とも適正な保険給付管理を推進し、自立支援に努めるとともに、今回の介護保険料の改定につきましては市の広報及びパンフレットなどによる周知はもとより、老人クラブ連合会等の団体にも幅広く説明しながら周知を図りたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

(松本 登君) 保険料の改定につきましては、提案どおりやるという答弁でありました。そうであるならば、それに見合うようなですね、制度改正というものがあっておりますので、十分に利活用をやっていただくということとともに、対象者に対しては十分にですね、懇切丁寧なる説明を行っていただきたいと思います。

終わります。

議長(北田 彰君) 以上で、本日の一般質問はこれで終わります。明日 10 日は市内の中学校卒業式のため休会となります。11 日及び 12 日は市の休日です。13 日月曜日引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後 2 時 47 分

第 3 号

3 月 1 3 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成18年3月13日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(57名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君

24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州子	さん	
46番	笠		愛一郎	君	
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ	さん	
49番	荒	木	建	令	君
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君

58番 徳永隆義君

59番 横田輝雄君

欠席議員（2名）

2番 倉本義雄君

19番 河島秀逸君

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	北村榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事係長	城主一君

議事係参事
議事係主任主事

吉野幸子さん
森 誠一郎君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、3月9日に引き続き一般質問を行います。

最初に、水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、早速質問させていただきます。

救急医療体制について質問いたします。菊池市内における中山間地においては、診療所、医療機関が1軒もなく、救急体制が不十分であり、同時に高度医療機関からの遠隔地にあります。このことは、医療体制が不十分であり、同時に医師が不足しているために住民の病気やケガなどに際しましては、必ずしも十分な治療を受けることができない状況にあります。一方、県では医師会との協議により、初期救急医療体制として休日に対応する在宅当番制を実施され、二次救急医療体制として夜間・休日は病院側の順番制により対応されており、重篤な場合は三次救急医療体制として日赤の救命救急センターで受け入れされており、医療機関の体制は十分とは言えなくとも整っているところです。菊池市内の、特に水源、水迫、龍門地区におきましてはご存じのとおり、ダムの関係できれいな道路もできておりますが、このような中山間地域では突発的な急病者が発生した場合、救急車の出動を依頼しても片道30分以上かかる地域がございます。それだけでも不安が増幅して、本人はもとより家族の精神的な不安は計り知れないものがあります。この不安を解消するため、また地域の救急体制を確保するため、中山間地に救急車の中継配備をする考えはないか、お尋ねします。

2問目に、菊池の森林業についてご質問いたします。全国的に森林認証制度が進められているが、菊池市としての取り組みはどう考えておられるか、ご質問いたします。前回の一般質問のときに怒留湯議員さんから環境問題を取り上げておられました。新生菊池市を語る時、環境問題は避けて通れない問題であり、常日ご

る菊池市長がこの環境問題に寄せる関心の高さに対しては高く評価し、敬意を表す次第です。もとより、環境問題は多岐にわたり、各地でいろいろな取り組みがなされていますが、我々菊池市においては林業や森林地域に住む人々の果たす役割は極めて大きいものがあります。しかしながら、地域林業の実態と言え、経済的環境の悪化から十分な活動が行えなくなり、森林の健全性が損なわれ、環境の悪化が進展し、地域環境の悪化を憂慮しています。新生菊池市民の多くの方々にこの森林や林業のことをもっともっと理解し、支援していただきたいと思っております。森林地域や地域林業の活性化は、森林所有者の経済的な問題だけではなく、地域ひいては菊池市全体の環境問題として捉えなければならないと思います。この認識にあたって、地域林業の活性化を提言する次第です。地域林業の活性化の1つの手法としての地産地消、地域林業活性化のためには、国や県による施策が種々展開されていることは十分承知しているところでございます。これらの政策は、全国的、全国的な制度な課題に向けられたものであり、これだけ持っても十分とは言い難く、より地域に密着した手法を考えなければならないと考えております。こうした中、地域の活性化の1つの手段として地産地消が取りざたされており、多くの取り組みがなされております。しかしこの多くは農産物に限られており、木材がこの問題の要素として取りざたされている実例は見あたりません。そこで、木材の地産地消を進め、地域林業の活性化と合わせて地域住民への環境への関心を高めることで、環境都市菊池市の実現が表れると思えます。すなわち、地域林業活性化の地域方策として地産地消の推進を提案するものです。地産地消とは、地域で生産された木材を地域の中で処理することをいい、還元すれば生産者と消費者が互いに顔の見える関係を構築することであり、他ならずこの場合、最も重要なことは消費者に届けられた木材が地域内で生産されたという大きな信頼感が両者間に存在することであり、農産物の安心安全、そして味へのこだわりと同じ要因であり、結論的に言えば地産地消への一里塚は生産者側が消費者側に向けられるべき信頼構築の問題であるならば、消費者側は価格が高ければ、あるいは品質が悪ければいくら地産地消といっても消費者に大きなリスクを与えてしまい、長続きはしない。さらには、消費者の情けにすがって木材を使ってもらおうようでもなく、生産者側に対して生産物の信頼構築のための努力を求め、具体的にそれを支援することであり、環境問題まで目配りした信頼構築は地域林業が森林認証取得を求め、それを支援することだと思えます。市は地域林業者の認定取得に向けたプロジェクトづくりをする考えがないか、提案いたします。

さらに菊池市4ヵ市町村合併をいたしまして、菊池市の市有林だけでも1,200町に上ります。菊池市単独の森林認証を所得する考えはないか、ご質問いたしま

す。

3番目に、子どもの安全性についてご質問いたします。これは同じ所管事項ということで、文教委員長にご了解をいただいております。通学路の安全性について質問いたします。近年、子どもを巻き込む凶悪犯罪が全国で多発しております。このことから、子どもの登下校の安全を守るため様々な取り組みが県下でも積極的に行われております。もちろん、菊池市の保護者会でも安全パトロールは数年前から行われておりますが、ここで県下で行われている実例を数例挙げさせていただきます。高森町では、グラウンドゴルフ協会25名が小学校の前で子どもを守りましようと言われた黄色のたすきを掛け、登下校の子どもを見守っておられます。また、同様に熊本市のグラウンドゴルフ協会4支部1,500人のうち、ホールインワンを達成した人が自主的に100円を募金するホールインワン基金で防犯用たすき、子どもを守りましようと言われたたすきを3,000枚作成し、市町村の協会に配布し、練習の行き帰りに交代で身につけ、子どもの安全に取り組んでおられます。また、八代市の宮地小学校でも校区市民有志が登下校時にパトロールする宮地っ子子どもを守る会を結成、揃いの黄緑色の帽子とベストで活動されており、その他で熊本市の教育委員会と県警、警備協会協力して小・中学校の職員の自家用警備会社の車両に子ども安全パトロールと言われた黄色のステッカーを貼って通学路などを巡回する安全パトロールをはじめ、登下校時の犯罪防止事件の早期発見などを狙い活動されております。菊池市においても、子どもの健全な育成は、学校、家庭、地域社会の連帯・協力なしにはなしえないと同様に、安全安心な学校づくり、安全安心な子どもの居場所づくり、地域ぐるみで取り組みなしにはなしえないと考えております。次の世代を担う子どもの安全を守るため、行政として今後どのような取り組みをなされていくか、ご質問いたします。

以上、3問質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、第1点目の救急時の搬送体制についてお答えいたします。救急車等による急病者搬送につきましては、菊池広域連合消防本部の業務でございますので、消防本部の方に聞き取りを行いました。その現状についてご報告申し上げます。平成17年1月から12月までの管内の救急車出動件数は5,632件で、菊池市におきましてはそのうち1,798件となっております。消防署から遠隔地となっております中山間地への出動は58件発生いたしております。中山間地への所要時間でございますけれども、旧菊池市の鳳来及び穴川地区までは26分、立門・重味地

区までは33分、四町分及び原地区までは25分、旭志桜ヶ水地区までは12分が最長の時間となっております。また中山間地域では、熊本県防災ヘリコプターの使用が有効なため、昨年は菊池渓谷中央駐車場から3件、菊池市原、これは九州産廃のところからですが1件、菊池市営中央グラウンド1件、七城運動公園から1件、計6件の急病者の搬送がっております。防災ヘリの出動要請も可能であることから、中山間地域での有効な手段の1つと考えております。議員ご質問の中山間地域に救急車の配備の件でございますが、菊池広域行政事務組合消防本部と菊池消防組合が合併する時点で、この問題は協議がなされた経緯がございます。常駐することになれば、職員配置が必要なことや救急車両の購入等多額の経費を考えると、合併時点ではなかなか厳しい問題でございました。本市といたしましても議員ご指摘のとおり、中山間地域の高齢化が進む中、救急搬送体制の充実を図ることは重要なことと考えておりますので、菊池広域連合消防本部に対して検討いただくよう要望してまいりたいというふうに考えております。また、市で対応できるヘリポートの確保や一般の人でも使用できる心臓マッサージ器の導入等の整備を進め、安全で安心できる地域づくりの構築を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

2点目の森林認証制度を進める考えはないかということでございます。森林は、貴重な生態系の宝庫であると同時に、水質保全、水源の確保にも重要な役割を果たしていると思っております。また、地球環境の方でも温暖化の原因と言われます温室効果ガスとしての二酸化炭素などを吸収し、長期間ストックできる機能があり、植林して育てることによって再生可能な資源でもございます。持続可能な社会づくりには欠かせないものであると考えております。森林認証制度とは、森林の健全さ、正しい管理形態、森で働く人々の暮らしの保全など、世界的な基準で客観的に審査し、適正な管理を実施している森林を認証するものであります。さらには認証された森林から生産された木材やシイタケなどの森林資源の加工製品は、森林から消費者にわたるまでの全ての生産・加工・流過程で分類表示し、追跡調査する木材版のトレーサビリティも可能となり、消費者が認証商品という生産者の顔の見える安全な商品を選択して購入することができ、それが持続可能な森林経営、管理に対して経済的な支援をすることにもつながります。森林認証を行う認証機関については、国際機関としまして森林認証協議会、全ヨーロッパ森林認証制度、カナダ規格協会、持続可能な森林イニシアティブなどがあり、国内においても緑の循環認

証会議が平成15年6月に設立されております。これまでに16件の森林と12件の事業者が認証、認定されております。このうち平成17年12月には認証された森林から産出されました木材を認証材としてブランド化し、販売することを目的に、全国で初めて静岡県の林研グループが認証を取得しております。森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林業生産活動の活性化とその担い手の確保を図っていくことが必要であると考えます。近年の木材価格の低迷から森林施業の適正な管理がなされない状況の中、市内の森林、林研グループ、事業者などが認証を取得し、菊池市の木材のブランド化を図ることは、これからの林業の進む一つの方向性ではないかと考えております。あわせて、公共施設等の建築をはじめ、本市が進めてまいります地域産材の積極的な活用と森林認証を連携することにより、ご指摘の生産者と消費者の信頼関係の構築、そして木材の地産地消が促進することと思われまます。市といたしましては、今後県・森林組合などと連携を図りながら、様々な機会を通じまして森林認証制度について情報の収集、周知を図り、さらに認証取得を検討する団体などには積極的な情報の提供及び支援を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

通学路の安全性についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、幼児・児童・生徒を対象とした悲惨な事件が全国各地で多発しております。特に登下校時における事件が多く、通学路における安全の確保は大きな課題であります。市内の学校現場におきましては、これまでも保護者を中心とした安全パトロール等を実施してまいりましたが、再度認識を新たにしまして、児童生徒への指導はもちろんですが、集団での登下校を進めたところです。さらに、通学路の再点検を行い、通学路の安全マップを作成し、それを校区に配布することで保護者や地域の老人会などとの連携を図っているところでございます。さらに、学校・保護者に対して県警が配信しておりますゆっぴー安心メールへの登録による不審者情報の提供など、児童生徒の安全確保対策を講じているところであります。教育委員会におきましても、区長文書を通じて市内の全世帯に子どもたちの見守りや声掛けをお願いする文書を配布するとともに、市内の老人クラブや商工会、区長会など各種団体に対しましても市民全体での子どもの見守りなど協力を文書でお願いしたところでございます。また、市内の全小中学校に対して、巡回パトロール用に防犯の腕章を小・中学校に各20枚ずつ配布しております。さらに防災行政無線を使った毎日夕方の小・中・

高校生に対する呼びかけの放送も昨年11月から全市で放送するようにいたしたところでございます。このような取り組みの結果、去る3月1日旧泗水町管内におきまして区長会、老人クラブ等の9つの組織・団体による児童生徒たちの登下校時の見守りや不審者から子どもたちを守る活動を行う泗水っ子すこやか育成会の結成会議が行われたところです。また、国の施策としましても平成18年度に学校地域安全指導員が配置されるとも聞いております。議員ご指摘のとおり、この問題は学校・家庭だけで解決するものではなく、行政・地域・警察等と一緒に連携をとりながらその防止に取り組んでいかなければならない問題でございます。今後とも各種団体、地域の方々に協力を呼びかけ、地域の子どもは地域で守っていただけるような体制づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 第1問目の質問ですが、菊池市消防も広域連合という形で合併をしたわけです。なかなかすぐさま中山間地において救急車の配備はなかなか難しいと思いますが、近年ご存じのとおり核家族化が進み、高齢者の一人暮らし、そして二人暮らしが非常に多く感じます。自分で車を運転できない方も多く、今後において合併前の山地間格差をなくすためにも救急車の中継所が必ず必要と思われれます。ぜひ前向きに検討されますようお願いいたします。

2問目の質問ですが、森林認証につきましてですが、先ほどの答弁の中で市内の山林、林研グループ及び事業体と説明がありました。中でも現在までに菊池管内でも3名の方が農林水産大臣賞、また同じく管内の林研グループでは全国林研グループ水産大臣賞を受賞され、菊池管内の林研グループ自体の歴史も古く、立派に管理された山も見られ、地産地消の土俵に上げられる状況だと推測いたします。現在も食の安全とともに住の安全が求められる時代になりつつある中で、菊池産材として付加価値を高めるためにも、あらゆる事業体の協力を求め、地産地消のために認証取得に最前の努力をお願いいたします。それから、先ほど質問いたしましたが、4カ市町村合併をしまして1,200町の市有林があるわけです。その中でも、やはり市民の財政を削って管理をされ、その山林も立派に成長を続け、認証取得に向け土俵に上げられるような状況だと思います。それに対しましても、前向きに検討をしていただきたいと思います。

最後の質問ですが、教育委員会での取り組みが、いろんな取り組みがなされているわけですが、現在子どもが道草もできない時代になりつつある中で、これをやったらいいという完全な防犯対策はないと思います。今後は保護者の方々、

地域社会の方々、警察、自治会、防犯協会の関係機関団体の方々に学校や子どもの安全を巡る危機的な状況をぜひご理解いただき、次世代を担う子どもの安全を守るため取り決めに積極的にご協力をお願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 15番、隈部でございます。通告に従いまして、本市の活性化について質問を申し上げます。質問の前に、先般中山議員の一般質問の当初に申されました酪農家の生産抑制のことについて、少しばかりお願いを申し上げます。酪農家は、急激な政策の変更と消費の低迷によりまして、入荷を確保するためにただいま生産の抑制をしております。個人的に、私は今日から毎日来ていたタンクローリーがもう来なくなりました。その代わり福岡の産廃業者から大きなタンクローリーが来るようになっております。今月は出荷ができません。kg26円支払ってタンクローリーにお世話にならなければならないようになりました。26円と申しますと私が3トン出荷しておりますので、7万8,000円の処理量です。それにえさ代を加えますと14、5万円の経費を今から払いながら酪農経営を進めなければなりません。そこで皆様方をお願いを申し上げます。特に議員、職員の皆さん方に対しまして、牛乳をもう一杯毎日飲んでいただきたいと思っております。そして、忙しい私たちの食の偏りが見られます。牛乳、ヨーグルト、チーズと1日3回3品を取って食生活の改善に役立てていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして新市の活性化についてご質問を申し上げます。

所管の文厚につきましては、文厚委員長の許可をいただいております。私は、2月の4、5、6日菊池市の遠野市民交流団の一員として、菊池市が友好都市として交流している岩手県遠野市に行く機会に恵まれました。そしてその夢と感動、希望を得ることができましたので、私一人の胸に納めることでなく、一般質問として質問をいたします。本市におきましては合併1周年記念事業として姉妹友好都市調印式が予定されております。市長は、18年の施政方針の中で国際交流の推進を掲げられております。国内においては岩手県遠野市、宮崎県西米良村、海外においては大韓民国忠清北道清原郡及び全羅北道金堤市、中華人民共和国におきましては、泗水町の初代村長であられました西佐一郎が孔子を崇拜し、その生誕地である中国の山東省泗水県にこの泗水の地が実り豊かな文教の里になることを願って泗水県と交流をいたしております。このような姉妹都市が若い人たちに夢や感動を与えるような交流、または文化面、経済面とあらゆる交流をすることによりまして、市の活性化が図られるよう要望いたします。市民の方々、行政に携わる人たち、お互いによ

いところを学び、外から菊池のよさを知ることは大切だろうと思います。姉妹、友好都市のきっかけといたしますか、経緯をもっと市民に知っていただきたいと思っております。改めて、姉妹、友好都市を今後どのように市の活性化に役立たせるか、また今後どのような活動を展開されるか、お伺いをいたします。

次に、菊池市遠野市市民交流団14名は、西米良村12名とともに岩手県遠野市を訪問しました。わずか2泊3日の交流でしたが、本当に夢と感動と希望を与えていただきました。菊池を訪れる方々がこのような感動を与えることができるかどうかと、帰りの車中や機中で考え続けました。以下、10項目を感じましたので質問をいたします。

まず1つは、市民や行政のもてなしの心の必要性であります。我々は花巻空港の出迎えから市の歓迎会、2泊3日のいろんな研修、新幹線花巻駅までの見送り等、市民交流会の方々、職員や地元の皆さんに温かい歓迎をいただき、驚きと同時にもてなしの心に感動をいたしました。まちづくりの基本理念は、豊かな水と緑、光あふれる田園文化の実現であります。その根底はもてなしの心だと思っております。市長の考えをお伺いいたします。

次に、民間の活用をどのように行うか。遠野市では、北上山地の本当に山、川しかないところに市民と行政が知恵を出し合いながら活発な村づくりが展開されているように感じました。その代表的な2つについて紹介をいたします。1つは、NPO法人遠野物語研究所です。資源がない四方を山に囲まれた盆地に明治43年、今から96年前です。柳田国男が遠野の人、佐々木喜善から遠野郷に昔から語り継がれてきた目の前の出来事とされた話を遠野物語百十九話、遠野物語拾遺二百九十九話、計四百十八話を集録したものが遠野物語でございますけれども、この資源を受け継ぎ、語り継ぎ、文化・産業・地域起こしにと市民と行政が知恵を出し合っている姿に感動をいたしました。次に、NPO法人遠野山・里・暮らしネットワークであります。遠野における自発的な草の根的なグリーンツーリズムに関わるグループやメンバーを支援し、そのネットワーク化に協働でのプロジェクトの実施、情報の共有を目的に立ち上がった団体であります。そのほかにも、市民と行政が知恵を出し合いながら活発なまちづくりが行われておりました。民間のこのような持続的な取り組みが市の活性化の牽引力になるのではないかと思います。本市での取り組みはどうか、またどう支援しようと思うか、お伺いをいたします。

次に、祭りやイベントのあり方であります。今回、私たちが見聞した祭りは、遠野ファンタジーとどべっこ祭り、いわゆるどぶろく祭りでございます。遠野ファンタジーというのは、原作、脚本、スタッフ、キャスト、すべて市民の手で行われて、創作活動の自立を目指すことや失われつつある貴重な郷土の文化遺産と先人の

人たちの生活実態を伝承と保存をする役割を持っております。市民の連帯意識を高めて、住みよい地域づくりを目標としております。今回で31回を数えるそうですが、1回の講演に300人から400人の市民が出演をしております。平均いたしますと児童が120名、一般の人たちが160名、市職員が50名ということでした。30年間続いておりますので、これに携わった人たちは児童が3,600人、一般の人たちが4,800人、市職員が1,500人携わったことになるそうです。また、祭りにつきましては、川口議員の方から今年は大幅に祭りやイベントが減額されているということが質問でありましたけれども、検討の余地があるのではないかと感じております。また、どべっこ祭りでは、昔ながらの山や里の文化や暮らしを再現しております遠野ふるさと村でどぶろく祭りが行われておりました。遠野の文化や伝統を守るまぶりっとう衆と言われる人たちが案内をしてくれました。その馬とともに生活をした東北の曲がり屋でどぶろくを飲みながら郷土の伝承料理を食べ、神楽を見学することができました。また、秋祭りも全市民が参加して盛大だそうです。まだ合併1周年の私たちの市では、この祭りやイベントのあり方にももっともっと研究の余地があるのではないかと感じたわけです。そして、市民に祭りやイベントにもっと参加してもらい、そのためには宣伝の余地がまだまだ必要だと思っております。遠野では、遠野郷を地域資源丸ごとガイドというガイドブックを発行して、見る、学ぶ、食べる、体感する、また観光のモデルコース、年間の祭りの紹介など、一目瞭然にわかるようなガイドブックが出ておりました。菊池にも素晴らしいパンフレットが出ておりますけれども、工夫の余地があると思いました。祭りやイベントを市の活性化にどう生かされるか、お伺いをしたいと思います。

4番目に、菊池の民話や神楽、伝承、語り部等の育成はどのように行われているか、お尋ねをしたいと思います。遠野では、とおの昔話村があり、時を超えて語り継ぐ昔あったぞもなで始まり、どんとはれで終わる語り部の活躍が印象的でした。菊池にも菊池昔々、続菊池昔々等の多くの老人の方々の話を集録した本がありますが、本だけでなく語って話す語り部の要請が必要ではないかと思いました。また、菊池には国指定の重要無形文化財松囃子能があり、もっともっと市民に知っていただきたいと思っております。菊池の民話や神楽、伝承や保存、語り部の養成はどのように行われているか、お伺いをしたいと思います。

次に、5番目に博物館や資料館、中世の館の考えはないか。遠野市では人口3万2,400人ですが、素晴らしい図書館、博物館、文化会館、あえりあ遠野という第3セクターの1階から3階まではレストラン、交流ホール、会議室、ふるさとライブラリー、語り部ホール、大浴場、4階から7階は収容人数180名の

ホテルになっております。また、柳田国男の遠野物語や佐々木喜善の資料館が点在しておりました。各地域の文化を1つにまとめるために、人の集まる場が必要であったそうでございます。菊池にも図書館、博物館、資料館、菊池一族が栄えた、また文教菊池の基にもなった多くの素晴らしい人材を生んだ私塾や道場等、中世の館の建設の考えはないか、お尋ねをいたします。

6番目に、今回参加した人たちが夢と感動と希望をいただきました。若い人たちならもっと感動も大きかったと思います。姉妹友好都市すべてでございませうが、特に遠野の雪国の体験、遠野物語の世界と遠野ファンタジー、これはぜひ若い人たちに体験をさせてやりたいと思いました。中・高校生、青年の派遣の考えはないか、伺います。

7番目に、農業の活性化の1つとして、地域の特性を生かしたグリーンツーリズムがあります。遠野ではNPO法人遠野山・里・暮らしネットワークを設立して、3つの柱を基に活動を展開しております。3つの柱とは、1つはツーリズムです。資源を生かした都市住民との交流の促進と移住の促進、2つ目はアート、アートとは伝統文化・芸能・技芸の伝承と神歌の応用、3つ目はライフであります。里地、里山における循環的な生活スタイルの再生と実践でございました。本市では、東中学校跡地をグリーンツーリズムの拠点としていかれる考えでありますけれども、研究グループは生まれつつありますが、実践はこれからであります。情報発信とグループの育成が必要と思っておりますけれども、グリーンツーリズムの現状と農業の活性化について伺いたいと思っております。

8つめは、中心街のまちおこし、地域の村おこしでございますが、遠野市では先にも述べましたように、資源が少ない北上山地でありますけれども、96年前の遠野物語を大切な資源として市民と行政が知恵を出し合って活発な村づくりが行われております。菊池は資源が多すぎて、よさを忘れていないわけではございません。商工会、観光協会、農協、農協生産部会、女性部会の交流が必要であると思っております。また、散策できるまちづくりが必要ではないかと思っております。

次に、9番目にどぶろく特区の考えはないかということでございます。遠野では農家民宿やグリーンツーリズム認可村の目玉として、自家製のどぶろくをふるまっで効果を上げて3年目だそうでございますけれども、2月19日の熊日新聞によりますと、このどぶろく効果で宿泊客が増え、どぶろく特区の地域経済への波及効果は2億2,300万円という試算がなされておりました。どぶろくノートには、つぶつぶ感がたまらないとか、昔親の目を盗んで飲んだ懐かしい感じがするとか、持ち帰られないのが残念とか書いてあったそうでございます。菊池は自然の祭りが多いわけでありませう。桜祭り、ツツジ祭り、コスモス、民泊にどぶろくを振る舞って

はいかがでしょうか。米がおいしい、水もきれい、菊池に合うのではないかと思います。どぶろくについては、後ほど質問がございますので、答弁は水元議員にお願いをしたいと思います。遠野は農業面でもすばらしい実績を上げております。農事組合法人宮守川上流生産組合が個性豊かな発想を生かして、魅力あふれる地域づくりを積極的に推進して、地域ぐるみで効果的な農業経営を実現するため、一集落一農場の集落営農の実践や世代間交流活動等評価されて、地域づくり総務大臣表彰を受賞しておりますが、今問題になっております集落営農に参考になるとと思いますが、どう活用されるか、お伺いをしたいと思います。

以上、10点について、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

まず、議員お尋ねの1点目の姉妹、友好都市との今後の活動関係ですが、宮崎県西米良村と岩手県遠野市につきましては、姉妹、友好都市を締結以来、市民、物産、スポーツ等を、交流参加者で組織しています菊池都市間交流の会等の民間団体を中心とした交流が盛んに行われております。今後の活動しましては、本年4月に予定しています菊池市合併一周年記念事業におきまして、姉妹、友好都市の調印式を新たに両都市と行います。また、今日まで培ってまいりました市民交流を生かし、さらに拡大すべく、より多くの市民の皆さん、特に将来の菊池市を支えていく若い人に見聞を広めて役立てていただくためにも、西米良村、遠野市へ積極的に訪問していただき、いろいろな事業や取り組みを研修し、取り入れるべきところは取り入れて、本市のまちづくりや交流等、地域の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、海外の姉妹、友好都市の韓国清原郡、金堤市、中国山東省泗水県につきましては、韓国清原郡、金堤市とは中学生によるホームステイ等で相互に学校、家庭を訪問し、親睦を深めております。今後も青少年交流を推進し、歴史、文化、人々とのふれあいを通じて、知識や関心を深めるとともに、異文化間の相互理解を増進し、国際感覚を養い、将来は海外との架け橋となってくれるものと期待しております。また、今年度内に設立予定の菊池国際交流協会を中心に、青少年や市民レベルでの相互訪問等を進め、文化、経済、スポーツ等の友好交流を民間主体で推進してまいりたいと考えております。

次に、市民や行政のもてなしの心の必要性ですが、今回隈部議員さんは菊池市市民交流団団長として遠野市を訪問され、官民一体となった事業への取り組みやもてなしに感動されていらっしゃるかと思います。本市におきまして、西米良村、遠

野市の市民交流団が訪問された際には、官民一体となることができる限りの歓迎をしております。もてなしとは、個人個人が相手に対しまして自分ができる範囲内で心のこもった歓迎をすることだと考えています。継続的で地道な市民の親睦があつてこそ、感動する相互訪問の市民交流ができるものと考えております。今後も行政はもとより、市民レベルでの親睦交流を積極的に推進してまいりたいと考えております。

3点目のNPOなどの民間の活用をどのように行うかについてですが、現在菊池市にあるNPO法人は5団体です。これは、県の認証を受けまして法人格を取得したものであり、他に法人化していない任意の団体で市が把握しているものが10団体ございます。主な活動別の内訳は、環境保全に関するもの3団体、福祉に関するもの2団体、子どもの健全育成に関するもの6団体、グリーンツーリズムに関するもの1団体、文化振興に関するもの2団体、街なみ景観に関するもの1団体となっています。これらの民間団体の活動につきましては、市民主体のまちづくり活動であり、市としましても市民と行政の協働によるまちづくりを推進するうえでも欠かせないものであると認識しています。このようなNPO法人をはじめとする民間活動などによる地域づくりの気運は、市内各地で高まってきています。この芽生えつつある非営利的な活動を支援しながら、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきたいと考えています。

また、先に述べましたとおり、NPO法人をはじめとする民間活動は、その目的別にいくつかの分野にまとめることができます。今後は目的を一にする組織同士が連携し、相乗効果を発揮できるような場を設けるとともに、活動の報告や情報交換など連携強化を図ってまいりたいと考えています。

中高生や青年の派遣の考えはないかということですが、青少年の交流につきましては、旧菊池市におきまして友好都市提携以前から少年剣道交流を実施してまいりましたし、その後も少年野球交流試合や遠野市出身のプロサッカー選手を招いてサッカー教室を開催するなど、スポーツ交流を実施してまいりました。また、若い人たちの交流につきましても、菊池市青年団や菊池青年会議所のメンバー等が遠野市訪問団に参加し、遠野市の若い人たちと交流がなされております。現在、小学校の授業で行っておりますインターネットを活用したテレビ会議など、教育の面からも相互交流に努めているところでございます。今後は新菊池市になりまして、遠野市との友好都市締結を契機に、ますます都市間の交流を盛んにするためにも、学生の派遣については教育委員会と連携しながら積極的に交流を推進してまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムの現状と農業活性化ですけれども、菊池市においてグリ

ーンツーリズムを実施している個人や団体はまだまだ少ないのが現状でございます。グリーンツーリズムを推進する上での素材は豊富に揃っています。今年度は菊池地域振興局が主催する農村交流活動発信検討会におきまして、いくつかの農業体験を組み合わせたモデルコースを設定し、そのモニタリングツアーが実施されたところです。個々の農家にとっては年間を通してグリーンツーリズムの受け皿となることは大きな負担となると思いますが、経営の実態に合わせて部分的に組み込むとは比較的容易でありまして、これを普及発展させることは農林業の活性化に結びつくものと考えているところです。現在、きくちふるさと水源交流館の機能充実を図っておりますが、ここを菊池市グリーンツーリズムの情報発信の拠点として、関係機関や団体との協議を行いながら、グリーンツーリズム実施主体の有機的なネットワークを構築し、全体的なグリーンツーリズムの展開を図ってまいりたいと考えています。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 私の方からは、祭りやイベントのあり方と、それから9番のどぶろく特区につきましては、後でご質問をいただいております水元議員さんの方にお答えをしたいと思います。10点目の農業についてでございます。

地域と密着した祭りについてお答えを申し上げたいと思いますけれども、現在の祭りとしましては、ホタルフェスタ、白龍まつり、コスモスまつり、孔子まつり、菊人形菊まつり、秋祭りなどが挙げられます。それぞれに実行委員会を立ち上げて、地域の皆様のご協力を得ながら手作りの開催というところでございます。これらの祭りは、本市の観光と地域の活性化につながっていると思っております。今後、合併を機としまして市民の一体感を創出するためにも、全市挙げての祭りの創造を目指してまいりたいと考えております。

観光パンフレットの作成についてでございますけれども、昨年10月、新市になって最初の観光パンフレットを写真データ等の収集や内容の調整を図りながら作成して情報発信をいたしたところでございます。祭りやイベントにつきましては、地域のイベントではなく、問い合わせが多い観光イベントを中心に掲載をいたしております。今後観光協会などと連携を図りながら、地域素材を活かしました魅力ある観光パンフレットを作成してまいりたいと考えております。

次に、10点目でございます。ただいまご紹介ありました遠野市の農事組合法人、宮守川上流の生産組合につきましては、3つの行政集落の話し合いの中で組織を設立されておりますし、地域営農を実践されている組織であるとお聞きいたして

おります。本市としましては、現在推進を図っております品目横断的経営安定対策に対応できる集落営農の先導的なモデル事業と、モデル事例としてのみならず、一歩先に進んだ地域活性化の先進的優良事例として、今後の参考にしていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 教育委員会関係のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、3番目の祭りやイベントのあり方についてということで、市民総参加のファンタジーについてお答えしたいと思います。遠野で行われています遠野物語ファンタジーのようなものが菊池でもできないかというご質問ですが、菊池でも平成10年に行われました県民文化祭において、市民総参加の自然をテーマにしたくさびら物語というミュージカルが上演されたことがあります。最近、都市間交流で遠野に行かれた方の中で合併を機に菊池のミュージカルをつくってみたいという声も聞かれますので、具体的な話がまとまりましたら支援も考えたいと思います。

次に、4点目の菊池の民話や神楽等の伝承や語り部の養成はどのように行われているかというご質問でございますが、神楽等の伝承につきましては、御松囃子御能の保存会のほか、神楽、獅子舞、このみや踊り、雨乞い太鼓等の伝統文化の保存団体がありまして、伝承につきましては市の補助を行い、それぞれの活動の中で後継者を育成しております。また、語り部につきましては、高齢者大学の皆さんによって発刊されました菊池の民話を基に、つまごめ座やお話しの森等のグループによって自主的に活動されていますが、今後語り部の養成は必要であり、支援してまいりたいと思います。

次に、5点目の博物館、資料館ですね、やら中世の館の建設についての考えはないかということでございますが、市の資料館等の現状は、現在隈府一番館と泗水の歴史民族資料館がありますが、議員のお話のような中世の館等の歴史資料館の建設につきましては、様々な条件から当面建設の予定はしていないところでございます。

次に、8番目の地域の村おこしというところでございますが、公民館を中心とした地域の村おこしについてお答えいたします。地域の活性化はおっしゃるとおり、各地域の公民館を中心とした地域づくりが基本であると思います。本市では全ての行政区に自治公民館活動推進員を配置しまして、自治公民館連絡協議会の組織を充実させまして、お互いの情報交換や研修会等を行いながら、各地域の行事や活動が活性化できる体制の整備を今進めているところであります。今後も自治公民館活性

化助成事業による支援の下に、関係各課と連携しながら地域の活性化に向けた支援をしてまいりたいと思っております。

以上、教育委員会関係のことをお答えしたいと思います。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再質問をいたします。時間が迫ってきましたけれども。市の活性化の一つとして、隈府町の散策できるまちづくりがあると思います。これには、歩道の整備や市民の知恵を出し合うワークショップ、それから各種のまち歩きマップ、空き家の利用、スローフードのまちづくり、ただいま菊池うまかもん衆という方々が菊池市管内で48名おられます。このような方々の技術を最高度に生かすために空き家を利用してはいかがかと思っております。

それから、いわゆる昔の中世時代の活性化した隈府を再現する、例えば嶋屋日記とか、愛子物語に出てくるいろんな家、場所を物語風に展示して、隈府町のまちおこしをされてはどうかと思っておりますが、質問をいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 本市では、隈府中心市街地のまちおこしといたしまして、平成15年度よりまちづくり総合支援事業に着手いたしております。現在、歩道と車道との段差をなくすバリアフリー化、それから排水性舗装による雨天時の歩行性の向上や平板ブロックを使った歩道の整備等によりまして、イメージアップを図り、歩行環境の整備に努めているところでございます。また、電鉄バスターミナル前、物産館前、および温泉街に総合案内板の設置を行い、来訪者の市街地への誘導を図るとともに、ワークショップによりまち歩きマップの作成や通り名称板の設置を行う計画であります。身近にある自然的、歴史的資源や菊池温泉などの観光資源をネットワーク化し、菊池の歴史文化に触れられ、賑わいがあり回遊性のあるまちづくり、また議員さんご指摘のように散策できるまちづくりに関係各課、各機関とも協力を、連携を深めながら努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 隈部議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

隈府のまちおこしをもう一步考えたかどうかということでございました。菊池一族の城下町として栄えた隈府町でございます。長い歴史や豊かな伝統文化で培われたところでございます。議員のおっしゃるように、様々な観点から空き家等も利

用したまちおこしはどうかということでございます。今後のまちおこしに活かせたらと考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 今回の一般質問で感じましたことですが、この地域の活性化という視点から考えますと、いろんな関係の市役所の機構が重なり合って、なかなか複雑でございました。プロジェクトチームの必要がないかと思ったわけでございます。

それからもう1つ、私の感動と職員の方々の感動が合わさらないで、ちぐはぐになってしまいまして、やっぱりぜひ職員の方々もですね、せっかく姉妹友好都市を結んでおりますので、ぜひ遠野に派遣していただきたいと思いました。

最後に、残り少ない時間になりましたけれども、市長の姉妹友好都市についての思いをお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 姉妹交流についての思いを語れということですが、先刻来より質問を聞いておりまして、隈部忠宗議員さんが遠野姉妹都市を訪れられて、大変温かいおもてなしの心に触れるると同時に、遠野市が持つ本当に日本の何といいましょうか、原点といいますか、山村でありますけれども、非常に皆様方が今の時代に最も求められているような人間の温かみ、心というものを本当に身近に感じる事ができられたのではないかなと思います。私も遠野ファンタジーを3年ほど前に見させていただきましてけれども、そのときのテーマも兵隊よいずこにという、そしてそのストーリー性を今もなお鮮明に脳裏に植え付けておりまして、まさに隈部議員の感動と同じように、私もやはりこの遠野に見習うべきところ、菊池市でもぜひ見習うべきではないかと。ぜひまた遠野ファンタジーみたいな菊池市にある中世から近世に至りますところの歴史的な背景を基にした、そういったものが自分のところでこの市民の皆さん方の手によってできないかなと、そういう思いを熱くしているところでもあります。そのことが今後また姉妹交流という中におきまして、西米良は西米良としてのまたよさもありますし、また、ご指摘がありました中国の山東省泗水県もそうであろうと思いますし、4000年の歴史を持っている町でもあります。また、韓国につきましても、この金堤市、そして清原郡の方の二都市につきましても、今後、ぜひひとつ我々の時代から次の青少年の時代へと時代は動いておりますから、そういう方々に、職員の方にも体験してほ

しいし、そして跡を継ぐ若い方々にその感動を覚えながら、自分たちのまちを外から見る機会、そういうものをどんどんつくって行って、そして自分たちのまちを自分たちでつくろうというそういう励みになっていけばいいなと、それが国際的な、あるいは国内における姉妹提携交流というものであろうと、このように思っております。今後ともひとつ隈部議員のご指摘ありましたことを極力取り組みの原点にしながら進めさせていただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午前11時11分

開議 午前11時21分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 質問の前に、先刻隈部議員から牛乳のこと言われましたが、本当に品目は違いますけれども、私たち生産者としてもお見舞いを申し上げたいと思います。議員が1人で1杯ずつ飲むことも大事でしょうけれども、ここに市長さん、教育長おられます。学校給食等々で消費されることも必要かと思えます。

それから、皆様方もご存じのとおり、三寒四温というような季節であります。春になればいろいろと芽生えてきまして、昨日の新聞のようなことで、議員といたしましては恥ずかしいこともありますし、幸いなことに場所が菊池市でなかったことはありがたいことで、お互いの立場というものを昨日1日考えさせられた1日ございました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問事項といたしましては、品目横断的経営対策についてとしておりますが、2月の27日に熊日新聞に農家に期待と不安、ばらまき改善か、零細化、切り捨てか、担い手に集中助成という見出しで載っておりましたが、私もこのパンフレットの中身で理解できない部分がありますので、二、三質問いたしたいと思えます。

要旨といたしましては3品目米、麦、大豆に対する助成制度が変わることにより、対象者は認定農業者4ha、集落営農20haをつくれれば環境規範要件とどう結びつくかということでもあります。現在でも環境保全には重視していると思っております。

2つ目は、対象者集落営農の場合は平坦地はクリアできても、山間、中山間地においては1集落では無理な要件であり、どのように指導していくのかということで

あります。

3つ目は、集落営農の立ち上げた場合、作業行程はわかりますが、組織の口座を設け、販売代金は組織の口座、経費も共同負担、要するに経理の一元化であります。個別に生産・条件・反別も違うし、経費は当然違うし、このようなことをどのように指導していくかということをもとにお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

1点目でございますが、国は平成17年3月に環境と調和の取れた農業生産活動規範を公表いたしております。農業はもともと環境と調和した産業でございますが、生産活動によって環境に悪い影響を及ぼしてしまうということもあり得ます。近年、多くの人々が環境問題に関心を持っているとき、農業生産に対する理解と支持を得ていくためにも、環境に配慮した取り組みが欠かせないものと考えております。農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を広く実行していくためつくられたものであります。このような流れから、今年度の補助事業の一部や品目横断的経営安定対策についても関連づけがなされているところでございます。今後さらに各種の事業へ拡大されることになり、国庫補助事業の採択要件にもなると考えております。

2点目でございます。品目横断的経営安定対策で、経営規模面積については農林業センサスによる地域面積を基礎といたしておりますが、中山間地域、山間地及び平たん地においても20haに満たない集落があります。今回の制度では、緩和措置としてそもそも20haの農地がない場合には認定農業者及び集落営農の経営規模は概ね8割までの範囲内で緩和されます。また、中山間の集落営農については5割までの範囲内で緩和されることになっております。このほか集落営農については生産調整に応じた特例として、地域の生産調整面積の半分以上を受託している場合は20haに地域の生産調整率を乗じた面積まで緩和されます。中山間地の集落営農の場合は、さらにその面積の8分の5を乗じた面積まで緩和されることになっております。このような緩和措置を講じても経営規模が満たない場合は、複数の集落による地域営農組織として経営規模面積をクリアする必要がございます。

3点目でございます。今回の制度において、地元説明会を行った中での意見では、組織を立ち上げる際に経理の一元化が一番の問題であろうということがございます。関係機関と連携し推進検討を行っておりますけれども、現在JAでは経理の一元化について積極的な支援を行うため、問題点を整理しながらどういう形が一番いいのか検討がなされているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。緩和措置はありがたいことでありまして、進めるとするならば、やはり山間、中山間地におきましては、やはり集落を越えた取り組みになるだろうと思います。また、もっと大きく旧市町村をいくつかに分けて取り組むことも大事だろうかなと思います。私はこのような制度ができて、経営安定や自給率の向上につながるかが不安であります。3月7日の国会の予算委員会で、足腰の強い農業生産の目的を達成するために、品目横断的経営安定対策のことで3,000回も4,000回も話し合っているというようなことでございましたが、これは座談会のことでありましょうが、その中で行程管理とか、大綱とか、新しい世界に入っていくという言葉が出ておりましたが、よく聞き取れませんでした。後に自治体に合った形で進めるといような答弁もされておりましたが、まず大型化して外国との競争に対するためのものであるかとも思いますけれども、条件の違う諸外国のようなことで農業が立っていくということも到底考えにくいものでありますし、制度を難しくして助成の削減のものとしか思えないような気もいたします。農業には季節がありますし、時期もあります。時期を外せば収量も半減いたしますし、また面積にも限度があります。その面積が20haと4haでございましょうけれども、制度に乗るために努力し、頑張っても、できなかった農家は自然消滅が国の目的でしょうけれども、市といたしましての考えはどのようにご指導いただくかということをお聞きしたいと思っております。

それから、もう1つ、通告しておりませんでした。答弁できればお願いしたいと思っておりますが、前と反対に、今度はクリアできた4haと20haの面積は、樹園地は別としてありますので、自給率の向上のためには全部これは米・麦・大豆を作付けしなくてはならないかということですが、これは通告しておりませんでしたので、できればお願いしたいと思っております。

2回目、お願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員の再質問にお答えをしたいと思います。

小規模の農家や兼業農家についても、一定の条件を備える集落営農に参加すれば対象となるということになっております。今後認定農業者の掘り起こし及び再認定の推進を図るとともに、すべての農業者の方々が本制度の対象になり、支援を受けられますよう努力しますし、認定農業者を中心として地域の農業者を構成員とする

集落営農組織の設立や担い手への農地集積を推進してまいりたいと考えております。

作付けの件で3品目ができないところということでしたでしょうか。全部つくらにゃんかということですが、樹園地を含むかと。

[登壇]

(葛原勇次郎君) 樹園地を含まないと言ってこの4haと20haはこれに計上してあるわけ。それには全部そういうような形にするならば、麦・米はつくらにゃんかということ。樹園地は別な面積だから、その4ha、20haということは。

[登壇]

経済部長(岡崎俊裕君) 樹園地が含まれないということですね。

[登壇]

(葛原勇次郎君) 樹園地は含まれない面積であるから、当然これは米・麦・大豆をつくる面積なのかということ。

[登壇]

経済部長(岡崎俊裕君) 対象となっておりますのは、米・麦・大豆でございますので、そういうことでお願いいたします。

以上、お答えいたします。

議長(北田 彰君) 葛原勇次郎君。

[登壇]

(葛原勇次郎君) 何とか努力して制度に乗せられると思いますが、もう2つだけお聞かせいただきたいと思いますが、対象農家の認定農業者の4haと一定条件を満たした集落営農の20ha、この面積もですね、聞こえる人は理屈に聞こえるかもしれませんが、屁理屈に聞こえるかもしれませんが、この面積は耕作面積か、作付け面積かということですが、なぜ私がこういうようなことを聞くかといいますと、この半紙に現在と今後を示してあります中に、麦・大豆の作付け面積に対する支払いとしてありますので、あえて聞いたわけではありますが、この作付け面積、それから耕作面積といっても、ちょっとわかる人はわかる、わからん人はわからんと思いますが、説明申し上げますが、耕作面積をですね、いっちょ10、そらもうhaでも町でもいいですけども、10耕作面積があるとします。そうすると、その中に減反が4.3来ます。そうすると、その5.7が米をつくりますね。そして、その減反分に大豆をつくります。そうすると10になります。そして、大豆と麦は一緒にはつくれませんので、裏作になります。そうすると、麦を全部つくれば面積が20になります。それで作付け面積は20ということになりますので、これは理屈

と言えは理屈でありますけれども、そういうようなことになればですね、この反別の、到底この4ha、20haというのが無理ですから、そういうようなことで緩和すれば大分よくなりはないかということで一応お聞きいたしました。

それから、もう1点。もうくどくどは申しません。一定の要件を満たした集落営農は、組織の2種類を掲げてあります。その中に、法人化を掲げてありますが、法人化を立ち上げた場合、最近のことですが、菊池市では農業法人を立ち上げたときに市から助成をしてあります。今回の議案にも出資が計上されております。法人化を立ち上げた場合、組織には当然助成なり出資していただくと理解してよいのかということであります。

最後に、過去のことは申しませんが、制度に乗るのに乗り遅れますと農家は大きな打撃を受けます。2,000円の麦では到底経営は成り立ちません。カントリーに支払う金で終わってしまいます。農家の立場をよく理解の上に、全農家が制度に乗れるようご指導・ご協力を節にお願いして、最後の質問といたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に、先ほどお答えしました件ですけれども、樹園地は別ということでございまして、米・麦・大豆だけでなく、野菜、飼料作物等も規模には参入できるということでございます。ただその際は経理を一元化する、参入しとかにゃいかんということでございます。

本制度における経営規模の考え方でございますけれども、作付け面積の合計ではなく自作地、小作地、いわゆるヤミ小作は除くものでございまして、及び農作業受託地の合計が基礎となっております。表作と裏作をつくっているものが同じ担い手の場合には、その担い手の経営規模として表作と裏作の面積を共にダブルカウントすることはできません。今度の制度を推進するためには、国・県事業においても集落営農の育成、確保支援対策の補助事業が予定されております。必要に応じて補助事業への誘導による対応を行うとともに、市としましても可能な限り支援を検討してまいりたいと考えております。

法人化に助成をとということでございますけれども、法人化に向けた取り組みへ支援をしてまいりたいということでございますので、助成とまた別ということでお考えをいただきたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午前 11時40分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 午後の第一番目ということで、大変お休みやすい時間かと思えますけれども、目をぱっちり開けてお聞き願いたいと思います。執行部の皆さん方には大変ご苦勞でございますが、よろしきご答弁をお願いいたします。

一般質問をさせていただきます前に、その一般質問の質問するに至った経緯と考えから入っていきたいと思います。私はこれまで、負担は低く、サービスは高くという合併の基本趣旨の下に、これをキーワードとして全施策をチェックすべきだとこの議会でも主張してまいりました。そこで、まず負担の部として、税率を低い方へ合わせるべきと強くしてきたわけでございます。固定資産税が平成18年度より100分の1.4の旧3町村の低い税率に統一されることは、誠に喜ばしいことでありますが、まだ法人市町村民税を近隣自治体より2割高くしてしまったことは、誠に残念でなりません。平成18年度から旧3町村の法人は2割高い市町村民税を払わなければならないわけですし、隣接する大津町や合志市、植木町より2割高くなり、企業誘致合戦で不利な条件となってしまったと言わなければならないわけがあります。合併協議会の合意事項とはいえ、早急に制限税率の1.47を2割安い標準税率の1.23に下げた上で、新市の総合計画が立てられるべきであると思うものであります。企業誘致、人口増対策、民間の活力増等を引き出しやすい諸条件をまず整備し、将来の税収増を図るための新市総合計画でなければならないと思うものであります。しかし、税率を下げれば当然税収減となるわけでありまして、歳出削減を図らなければならないことは、当然の理であります。ところが、歳出削減と言っても住民アンケートで市民が新市に求める第一の要望事項は、福祉と医療の充実したまちづくりでありまして、ただでさえ少子高齢化の中で歳出増要因となっている現在、福祉や医療費を削減することによる歳出削減は民意に反すると言わなければならないと思います。これらのことを考えていきますと、残り歳出削減の大きな項目は、人件費の削減ということになるわけでありまして、人件費の削減というと、職員の皆さんは給料を下げられたうえにリストラまでするのかと思う職員さんがおられるかもしれませんが、私は公務員法に守られている職員の権利を守りながら、人件費の削減を達成する方法を考えなければならないと考えているものでありまして、これを前提として質問させていただきたいと思っております。

そこで、通告しておきました新総合計画と適正職員数について質問をさせていただきます。

1つ、職員数の現状について、合志市が合併しましたけども、新合志市、大津町と比較し、一般職、教育職、公営事業職に分けてお示し願いたいと思います。また、年代別についても、お示し願いたいと思います。

2番目に、適正職員数についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

3番に、適正職員数化への施策についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

4番目に、サービスを低下させない効率的機構及び組織についてはどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

第1回目の質問は、以上とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ご答弁申し上げます。

まず、第1点目の職員数の現状についてでございますが、平成17年4月1日現在で職員数は612名でございます。詳細につきましては、県に報告しております公共団体定員管理調査の分類で申し上げますと、一般職が403名、教育職が90名、上水道、下水道事業、つまごめ荘などの公営事業職員が119名となっております。また、職員数を年代別に見ますと、18歳から24歳までは104名、25歳から29歳までが74名、30歳から34歳までが104名、35歳から39歳までが56名、40歳から44歳まで56名、45歳から49歳までが92名、50歳から54歳までが91名、55歳以上が90名となっております。合志市と大津町の職員数につきましては、本年2月27日合併した合志市が343名でございます。大津町が212名となっております。職員数を比較する場合、その自治体の面積や産業構造の違い、さらには保育園、幼稚園、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム等の設置状況、また合併前の市町村数や福祉事務所の必置義務を持つ市と町の違いなどにより、単純に職員のみで比較するのは難しいものでございます。ちなみに、合志市の場合におきましては、公立の養護老人ホームをはじめ、保育園、幼稚園及び養護老人ホームが設置されておられません。ちなみに、菊池市の場合はこれらの4施設に対する職員数でございますが、104名がその4施設に対する職員として働いているわけでございます。

次に、適正職員数をどう捉えるかにつきましては、ただいま申し上げましたよう

にその自治体の置かれている状況の違い等により、非常に厳しい面を含んでおります。そのような中におきまして、自主的な定員管理を行うための指標として、人口・世帯数・面積等を基に、その団体の定員管理の基準となる職員数を算定する定員モデルと、人口と産業構造の類似した団体における平均から職員数を算定する類似団体別職員数の状況がございます。そのうちの定員モデルを用いて比較しますと、一般行政職で31名の超過であるという数値が示されております。さらには国が示しております新行政改革指針では、この超過した数を調整した上で、5年間で4.6%の純減を図る必要があると示されており、それによりますと5年間で48名の削減が必要となります。現在、それらを基に、本市固有の状況などを考慮した定員適正化計画の策定に取り組んでおりますので、その中で定員規模の適正化を図ってまいりたいというふうに存じます。

次に、適正職員数化への施策についてということでございました。今、地方自治体においては、それら定員モデルや類似団体別職員数との比較分析を行った上で、事務事業の効率化、組織機構の簡素合理化、スクラップアンドビルドの徹底等を図りながら、常に定員規模の適正化を図ることが求められております。職員数の適正化に向けて手法といたしましては、新規採用職員の抑制をはじめ、市直営施設の民営化や指定管理者制度の活用等、民間手法の導入が考えられますが、数年後から始まります団塊の世代の大量退職への対応や本格的な少子高齢化の到来に伴い、保健福祉分野、環境衛生対策、防災対策等の需要が見込まれておりますことから、長期的な視点で取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、効率的な機構についてでございますが、適正化計画の取り組みに伴い、市民サービスの低下が懸念されますので、組織機構の見直しをはじめ、事務事業の効率化、組織機構の簡素合理化を推進していく必要がございます。併せて、最小の職員数で最大の効果を上げるために、また限られた人的資源を最大限有効活用するためには、職員の質の向上が必要不可欠でございます。今後とも、自治体職員としてのより高度な知識と政策形成及び遂行能力の向上を目指した研修への取り組みや職員の能力が十分に発揮できる組織機構及び人事配置に努めるとともに、個々の職員の能力を引き出すための仕組みづくりと意識の高揚に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 再質問をさせていただきますが、その前にですね、断っておきたいのですが、実は一般質問の通告締め切り後に集中改革プラン案が全員協議会で提示

されました。したがって第1回目の質問は、このプランに示されたことを質問する結果になった箇所もありますが、再質問からは集中改革プラン並びに施政方針も含めて、頭に入れて質問させていただきます。

それでは、再質問させていただきますが、ご答弁ありがとうございました申し上げますたいところでございますが、どうも答弁を聞いております限りにおいては、あまり奥歯に物が挟まったようなですね、ご答弁だったと私は思います。職員数の現状についてはお示し願えたわけですが、他市町との比較になると、弁解が先に立つように思います。面積が広い、福祉事務所がある、なし、特老や老人ホームなどなど、私には事実であるとはいえず、弁解がましく聞こえるのであります。

そこで、まず第1番目にお尋ねいたしますことは、612名の職員数をどのように考えておられるのかと。多いと本当に思っておられるのか。これが正常だと思っておられるのか。明確なご答弁をお願いしたいと思います。私には、国の新地方行革指針が出され、これに伴って集中改革プランがつくられ、その結果48名の削減が出てきたものと解釈いたします。すなわち、国からの指針が出て、初めて動き出したとしか思えないのですが、重ねてお尋ねいたしますが、財政規模からしてですね、612名の職員が多いと思っているのかどうか、それについてご答弁をお願いいたします。

わかりきったことをお聞きするようでございますけれども、私はこれまで菊池市で、旧菊池市で行財政改革の必要性、特に人件費削減等による諸経済浮揚策を論じてまいったつもりでございますが、特に旧3町村をはじめ近隣自治体が市町村民総生産額が大幅な成長なのに対して、旧菊池市は横ばいないしマイナス成長となっていたわけでありまして、縮小均衡経済に陥っていると、経済の悪循環が起きていると指摘してまいりました。そこからの脱却のためには、税率等を下げ、民間に活力を与える諸政策を打つべきで、そのためにも行政の効率化による人件費削減が必要であると主張してまいりました。その都度、立派な行財政改革のかけ声はあったものの、実りは小さいものだったという反省があります。合併の結果、旧3町村まで旧菊池市の経済の悪循環の中に巻き込んではないのであります。そのためには、なんとしても行財政改革を成し遂げなければならないと思うものであります。職員数についての見解をまずお尋ねいたします。

第2に、職員の適正数についてお尋ねいたします。ご答弁では、定員モデルとか、類似団体別職員数の状況の説明がありました。結局は国が示した、国が示す新行政改革指針に沿って5年間で4.6%、48名の削減が必要とされるということだったと思います。定員適正化計画は、まだできあがっていないということですが、施政方針では今月末、すなわち3月末までに策定する予定となっております。

ことですが、そこで質問いたしますが、なぜ類似団体別職員数の状況とか、などのその参考資料と私思いますが、国の指針などから数字を出してくるのか。なぜ菊池市独自の数値が出てこないのかをお尋ねいたします。この集中改革プランも集中改革プランの中でも民の手法への転換が言われておりますが、この適正数の出し方は私に言わせると横並びというふうにはしか思えないのであります。発想からして民の手法ではないと私は思います。民間では、よりよいものを、まだよいものを考えるものであります。定員モデルなどから出す手法は、まさに横並びの考え方であり、本市独自のよりよいものを出すという意識が少し欠けているんじゃないかと私は思うわけでございます。と言いますのも、私は各部、各課での仕事の量を把握すべきと。それを各部、各課全体でこなしていくことを提案をしてきました。これは町村式とも言えるかもしれませんが、現在は係を細かく縦割りに割って、同じ課でも係が違えば全くそこが協力関係がないといいますが、一緒にやるというようなことが非常に少ないと私は聞いておりますが、これでは忙しい人、部・課によって忙しいときと忙しくないときが出てくるはずでありまして、忙しい人、忙しい係・課、暇になった人、暇になった課、そういうところが総合的にですね、総合的な事務遂行という面で大変な無駄があると言わざるを得ないわけでありまして。またこのようなことから、コンセプトを各部・各課で創り上げることがまず第一に必要であると考えられるものであります。合併によって旧菊池市のやり方を取った結果、縦割り行政的構成になっているのではないかと思います。町村式のやり方も取り入れて、業務の効率化を図る中で職員定数を出すべきではないかと思うんですが、それに対するご答弁をお願いいたします。

次に、第3の質問をいたします。5年間で48名減の564名にするということですが、これで終わりなのかどうか、お尋ねいたします。私はもっと少ない職員で十分こなせると思うのですが、6年後からは削減しないのかどうかをお尋ねいたします。

第4に、私は5年間で48名の削減は、減らすだけならですね、そんなに難しいことではないと思うものであります。なぜなら55歳以上の職員数が90名おられるわけですから、これから5年間で90名の方が定年退職なされるわけでございます。新規採用を42名にすれば、計画は達成されるわけでありまして、1年平均8.4名、8名から9名の新規採用に抑えれば達成されることとなります。むしろ問題は、サービスを低下させないよう組織や業務の効率化をどう図っていくかに絞られてくると思うものであります。その点についてどう考えおるのか、お尋ねいたします。

ちょっと長いですけど、5番、6番も質問させていただきます。

第5番にですね、新規採用を減らせば、将来年代によってはですね、非常に少ない職員数になる可能性もあるわけですが、現在ある新規採用の年齢制限の高卒24歳、大卒26歳の枠にとらわれず、中途でも採用できるような措置を将来は考えとくべきではないのか、必要があるのではないかと、お尋ねいたします。外部に出ていった優秀な人材の確保、あるいはUターン促進のためにも、将来は考えておくべきではないかと思うのですか、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

第6に、再質問の最後といたしますが、菊池市行政改革推進本部がこのたび出したこの集中改革プランは、今までのものと比べればもう格段に素晴らしい改革プランと私は考えていますが、これは単なる目標なのか、必達計画なのかをお尋ねいたします。

再質問は以上にさせていただきます。よろしきご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

まず、第1点目でございますけれども、現在の職員数は財政規模からして本当に多いのかというようなご質問だったと思いますが、類似団体別職員数の状況につきましては、平成16年度の決算状況を基にした人口・産業構造に応じた類似団体ごとに作成された財政指数表を基に割り出されたのが定員モデル上の単純値でございます類似団体別職員数でございます。その単純値から各自治体独自の組織構造に合わせ修正した数値が、定員モデル試算値でございます。そのようなことから、財政規模的に診断しましても類似団体上の普通会計部門で22名の増、本市の組織機構を検討した上で試算しました定員モデル試算値上では31名の増となっております、確かに財政規模的にも多いと考えております。さらに新地方行政指針では、過去5年間の、これは平成11年から16年まででございますが、地方公共団体の総定員純減を上回る純減を図る必要があるとされており、さらなる削減が求められております。

2点目の本市独自の職員適正数をということでございますけれども、本市独自の適正数とは、本市の組織機構をどのようにするかということございまして、現在の本市を取り巻く状況を考えますと、新庁舎建設に伴う組織機構の改革、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、地方公営企業の経営健全化、電子自治体の推進など、行政ニーズは複雑多様化しておりまして、また三位一体の改革に伴う市町村への権限移譲による地方公共団体の自己決定権の拡充など、今まで以上に住民の意見を反映し、住民の意思を踏まえた行政運営を行うことが求められているところでございます。本市におきましてもこのような状況を踏まえた組織機構の軽量化、行

政の効率化、行政の質の高度化のための組織機構の改革を実施する必要があると認識しております。今後市場化テスト等を実施し、状況把握に努めながら、市民が求める行政のあり方について検討し、市民利便性のさらなる充実と事務事業の効率化を目指し、市民の信頼と期待に応える体制の確立と配置を目指してまいりたいと考えております。なお、定員モデル等の数値につきましては、これは全国自治体の標準的な職員数でございます。指標に過ぎないというふうに考えております。この指標にモデル数等を参考にしながら、本市の行政施策等を実現するために組織体制を考えるわけでございまして、この結果として職員数が本市の独自の適正数と考えております。

次に3点目でございますが、定員適正化計画は5年間で終わりなのかということでございますが、6年後からは削減しないかということではなかったと思いますけれども、計画はあるのかということだと思っております。今回の集中改革プランでは、定員管理の適正化につきましては平成22年4月1日における明確な数値目標を出すということでございます。当然ながら目標達成後の5年後の平成27年4月1日を目標とした第2次計画を策定する必要があると考えております。また本計画につきましても、状況等を鑑みながらローリングを毎年実施し、さらなる組織の適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に4点目でございますけれども、組織業務の効率化をどのように考えるかということでございますが、複雑多様化する住民の行政ニーズに対応し、迅速で機動的な行政運営を展開するためには、従来の重層的なピラミット型の縦型組織からフラット化と呼ばれます横型組織への検討も当然必要だと考えております。現在の業務執行体制でございますが、係制は担当する事務や指揮命令系統が規則などで固定された縦型の組織でございます。業務が固定される結果、前例踏襲などの硬直化した組織に陥りやすく、行政ニーズへの柔軟な対応が困難であると考えております。今後人員削減が進み、また新庁舎建設に伴う総合支所から支所への組織改革を行っていくためには、組織のフラット化は避けて通ることはできないと認識いたしております。

5点目でございますけれども、中途採用者についてということで、採用の計画はないのかということでございますが、本来採用試験とは選考と異なり、不特定多数の者からその該当試験において能力を実証するものであり、採用試験においては公開・平等の原則に基づいて実施する必要があるとございます。議員ご指摘のとおり、今後の削減計画に伴う採用抑制に対する職員数平準化対策や民間等の経験豊富な人材の確保については、検討する余地があるものと思っておりますけれども、最近各県の動向を見ましても、受験年齢の上限を上げることによりUターン希望者の確保など、広く

人材を求める傾向にあるのも事実でございます。今後はそういったリターン希望者や民間等の優秀な人材を受験しやすい体制を確保しながら、そのようなことを視野に入れ、公開・平等の原則に基づいた採用試験の実施をしてみたいというふうに思います。組織機構改革をどのようにするか、また職員適正数をいかに設定するかは、市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがございます。したがって、定員管理に対する市民の理解とご協力を得るための定員適正化に向けた情報を正確に提供するとともに、市民と行政が役割を明確にした住民自治の確立と市民と行政の協働によるまちづくりを目指してみたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、集中改革プランについてでございますが、先日全協において集中改革プランをご説明申し上げましたが、総務省が新地方行革指針により全国の地方公共団体に対して今年度中の策定と公表を求めたものでございます。本市の行政改革推進本部でも、国の指針に則り菊池市に該当する7項目についての5年間の取り組みと目標とする5年後に見込まれる効果について取りまとめたものでございます。しかし、新市の決算など実績のデータが少ないことや現状把握が不十分なところもあり、プランを実行していく中で様々な要因により進行が遅れることなども予想されます。このことから、5年間の計画期間中において、計画内容の見直しなどについても適切な進行管理を行い、達成率などの進行状況についても公表していきます。最も重要なことは、削減ありきではなく、現在の行政サービスが菊池市民にとって真に必要なものか、そのサービスは予算に見合う効果が上がっているのか検証することで、削減の対象を絞り込み、その結果として菊池市の財政規模に合った行政活動を作り上げることであります。そして、その行政活動に必要な職員数なのか、効率化された組織機構なのか、などを総合的に見直すことが改革であると考えております。プランに掲げました内容は避けて通れないものばかりで、必達計画と考えておりますが、ご指摘いただきましたように単なる目標とならないように取り組んでみたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 再々質問をさせていただきますけれども、その前に集中改革プランにも示されていますようにですね、行政改革の取り組みについてのアンケートではですね、より取り組んでいると市民が答えたパーセントは22.2%で、あまり取り組んでいないと答えた方が38%でありましたね。財政健全化についても、予算が効果的・効率的に使われているかという問いに対して、効果的・効果的に使われていると答える市民はわずか11.9%であるわけです。効果的・効果的でないと

答える市民がなんと47.2%にも上っているわけでございます。集中改革プランでは、職員給与の削減見込みが5年間で8億6,800万円と、1年間で1億7,360万円ですから、5年間としては素晴らしい改革と認めるものであります。ただそれが本当にできるのどうかについては、今までの経験からして大なる不安も抱くものであります。しかし国の三位一体改革をはじめとする改革は、地方自治体に今までとは比較にならない痛みを与え、自らの改革の意識なしには乗り切れないことも事実であります。先の国の郵政民営化では、小泉総理の強力なリーダーシップで乗り切ったことは、ことさら言うまでもないことでございますが、これだけの菊池市の改革を成し遂げるためには、市長の強力なリーダーシップと強固な信念が必要であると思うものであります。市長の職員適正化に対するお考えを最後にお尋ねいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほどアンケートの件で、非常にやっているかというのが少ない数値が出ているということでございました。ご存じのように、これ市民アンケートは菊池市の総合計画の策定におけるアンケート調査でございまして、5,000人の無作為抽出により回答数1,819名、回答率36.38%でございます。確かにそのような数値が出ております。我々職員は日常の業務に一生懸命頑張っておりますけれども、議員ご指摘のとおり、市民の大多数の方が市政に対してまだまだやらなければならないんじゃないかというような声ではないかというふうに受け取っております。それを解消するには、行政改革を推進し、財政の健全化を図り、それによって市民のサービスの一層の充実や新たな創出を実現し、市民の満足度を向上することが求められていると感じております。そのために、今回の5カ年の集中改革プランを作成しました。今後行政評価の導入等による事務事業の見直しや民間委託等の推進、組織機構の見直し、定員管理の適正化など、プラン各項目を実行し、改革の進行過程や成果を市民の方へ公表し、理解を得ていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 人員適正化計画についての取り組みについてどう考えるかということですが、ただいま、また先ほど来総務部長がお答えしておりますように、大きな一つのこの歴史的な合併に伴いまして、スケールメリットを求めている

こうというのが基本的な考え方であったわけでありますが、ただそれだけではなく、この次の時代に担ったこの市民サービスをどう維持していくかという、いわば量的なサービスの維持のために量的な人的スタッフはどれだけ必要かといったものをさらにまた切り詰めていかなければならないということで、あくまでも集中改革プランの中におきましてお示ししたその人員適正化計画というものの実行をやっていくということと同時に、合わせながらその後におきまして中期的な一つの人的計画というものを立て、またその実現というものを目指していかなければならないと、このように思っております。先ごろ日銀の金融に対します量的緩和措置が図られまして、デフレからの本当に脱却なのかなといった心配が国民各階層にございます。金融について金利がゼロ金利体制の維持は述べられておりますが、果たしてこれはどう国民に約束されていくんだろうという、預金をしておられる国民の方々、またいろんな意味では景気的なものの背景にあります金融の借り出し、要するに貸付金、借入金といったものにおきまして、これについては果たしてどうなるんだろうといった非常に不安がまた漂うのではないかなといった心配をしております。いずれにいたしましても、この市町村合併ということで私たちはこの4市町村住民がこのまま市町村合併を続けてなければ果たしてどうなるだろうという、次世代にかける一つの夢と希望というのがうち砕かれようとしておりました現実におきまして、合併において組織機構の見直しをやり、人的なものについてのスタッフをどうしていくかということになっております。また、そのことを扱うには、やっぱりこの事務事業等については組織機構と同時にどう整えていくかということがあるわけでありまして、このためにこの合併というのは大きな一つの改革ができる、そういう一つのチャンスを私たちは広げたといいのではないかと思います。ただ合併直後でもありますので、1 + 1が2になっていない部分がありますし、またかえって1 + 1が1.5だったり1.8だったとして、当然2以上の効果を現さなければならぬものでありながらも、合併という人のいわば力を頼りにするのと同じように、二人三脚がよりスピードを上げなきゃなりませんけども、やっぱり2人で走れば遅くなってしまいうという一面がありますように、この合併によって効率を上げなきゃならない部分なのに、この効率を阻害しているという部分が今スタートした段階であると、こういったものは本当に否めない事実だと思っております。ご指摘のとおり、市民に対しまして合併により一つの住民サービスというのは高い方にサービスを上げていく、そしてまた負担の方は皆様方の負担を下げっていくといった、そういうことを申し上げてきているわけでありますから、財政的にこれが大きく膨れあがっているということでもあります。その中の一つ一つを今点検をしながら、チェックをしながら見直すべきものはやはり見直していかなければ、このままでは財政

がもたないと。そしてまた、国の方の三位一体の改革というのが想定される中において、財政的に大きな打撃を地方自治体に今後受けてくるだろうということでございまして、そのために私たち本市といたしましては、行政改革推進室をつくりまして、行政改革推進本部を、またワーキンググループ等を立ち上げまして、今、取り組みをしているところであります。その中で、やっぱり支出をしなかならない、そういった部分が随所に見受けられておりまして、このことをやっていく上におきましては、市長がトップダウンであるという言葉もあります。住民のアンケート等にもありますが、やはりこれは痛みが大変伴うことでもありますし、もしかしたら命の危険が伴うことも極端に言えないとは言えない。そういったことについては、十二分にやはりこの議会の皆様方にご相談を申し上げながら、そして市民の皆様方には痛みをお互いに分かち合おうという、そういう一つの共生の気持ちになっていただくように努力をしていかなければならないと、このように思います。この改革につきましては、行政サービスを受けておられる市民の皆様方のご理解とご協力なくしては進められないということでございますので、常に申し上げておりますように、この合併した新市、住民の皆様方が一体感、連帯感、そういったものによって、私たちのまち是我们、そして孫子の時代は私たちでつくっていかうと、そういう思いに立っていただかなければ、一為政者だけでこのことを創り上げることは到底というよりも、むしろ無理なことでありまして、誠心誠意そのことを市民の皆様方にお訴えしながら協力を仰ぎたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、水元征雄君。

[登壇]

（水元征雄君） 皆さん、こんにちは。

質問に入ります前にですね、2月の新聞、熊日紙上だったかと思いますが、日本弁護士連合会の会長に当菊池市の水源出身の平山正剛さんが就任されるというようなことを拝見いたしまして、大変こううれしく思い、お祝いとお慶びを申し上げる次第でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。まず質問につきましては、経済委員会と新庁舎特別委員会の関連があり、両委員長のご了解をいただいておりますことをご報告いたします。

1つ、農業の振興について。農業の振興が本市活性化につながると思うが、対策はどう考えるか。2つ目、有機農産物の栽培に取り組むことが所得の向上になり、活性化につながると思うが、市として行動計画はあるのか。3番目に、有機栽培米

を使用してどぶろく製造をし、特区を修得する考えはないか。

2番目に、花房台地について。1つ、花房台地は農用地として土地利用計画がなされているが、現在花房台地は都市計画区域外であるが、平成20年までに都市計画区域の見直しを検討するとあるが、どのように見直しをするのか。2つ、農業基盤整備事業を推進するなら、当初不換地の対応、道路排水路の計画検討を行い、事業遂行がなされなければならないと思うが、そこで花房中央の農業基盤整備事業で不換地が出た場合の対応と、グリーンロードの拡張、また市道住吉赤星線の改良についてもどのようになるのか。排水路については、1期工事については理解しておりますが、2期工事についてどのように計画がなされているのか、まず1回目のお尋ねといたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 水元議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目でございますけれども、農業は水源の涵養、大気の浄化などの公益的機能を持っており、環境の保全に大きな役割を果たしていますが、一方では環境にマイナスの影響を与えているのも事実でございます。例えば、熊本県の飲用水の80%は地下水に依存しております。その地下水の硝酸性窒素濃度は高まる傾向にあり、その原因として生活排水、家畜排泄物の不適切処理とともに、農業における過剰施肥が挙げられております。熊本の恵まれた自然環境を次の代に引き継ぐためにも、できる限り環境に対して負荷を与えない農業を推進しなければなりません。有機栽培とは化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避け、自然循環機能の維持増進を図ることによって、自然に配慮した土づくりをし、人の体に安全な食糧生産を目指す栽培法のことです。そのための有機栽培の農産物は、より地域環境や安全性に配慮した農産物ということができます。その有機農産物と呼ぶ条件といたしましては、一つには種蒔きまたは植え付け前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培すること。2点目としましては、栽培期間中も禁止された農薬、化学農薬は使用しないこと。3点目としましては、遺伝子組み換え技術を使用しないなどの厳しい条件がありますので、市としましては平成11年度に制定されました持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づくエコファーマー制度を推進してまいりました。エコファーマーとは、堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立てて県知事に申請し、認定された農業者の愛称でございます。エコファーマーの方々には、持続的農産生産方式を導入することで、2ないし3割程度の化学肥料、化学農薬の使用量を削減していただいたと考えておりますし、これから

環境保全型農業に取り組もうとする農業者の最初の一步と位置づけているところがございます。本市の平成17年度の実績といたしまして68件の申請があり、総数として504件が認定されている状況でございます。

次に、2点目の有機農産物の栽培に対する市としての行動計画についてお答えを申し上げます。農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは、年々減退する一方で、化学肥料や農薬の適切な使用と併せ安心安全な農作物に対する消費者ニーズは急速に高まっております。このことを踏まえて、JA、各物産館並びに行政が一体となり、エコファーマー制度の導入を推進しているところでございます。この制度で認定されましたエコファーマーの皆さんが、この計画の実現に取り組むことで環境と調和した農業の実践を地域に波及する推進役として期待できるものと考えております。またあわせまして、家畜排泄物等を有機資源として有効利用を図り、より品質の高い農産物の生産を目指し、環境に配慮した循環型の農業を展開していかねばならないと考えております。このためには、作物に適した堆肥などの生産と流通または土壌診断に基づいた土づくりなどによる総合的な農業生産技術の普及が必要となってきます。このような観点から、本市に適した環境保全型の農業を各方面にわたって調査検討するため、菊池地方堆肥等利用促進プロジェクトを昨年5月に設置されたところであります。今後、どのように計画を行うかにつきましては、利用促進プロジェクトの調査結果も参考にまいりたいと考えております。

次に、3点目のどぶろく特区についてでございますが、これは酒税法で定められました年間6kℓ最低製造基準が撤廃され、少量でも酒の製造免許を取得するのが特徴で、全国で約50地域が取り組んでおります。岩手県遠野市をはじめ、東北や北陸地方に多く集中しておりますが、近隣では平成16年に旧三加和町が三加和町8つの里グリーンツーリズム特区により、農家民泊による滞在型のグリーンツーリズムの展開のため、農家民泊におけるごり酒の製造免許の要件緩和を申請し、認められております。どぶろく特区については、特区法の要件としまして、農業と民宿などを合わせ営む農業者であることの要件があります。構造改革特区につきましては、全国規模の規制緩和につなげようというものですが、現在どぶろく特区につきましては既に参入した事業者の酒税申告に5割を越える記入ミスがあり、全国展開すると、指導・調査事務などの税務コストの増大を懸念して規制緩和拡大が見送られている状況でございます。このような様々な要件や課題がありますので、今後の条件整備が必要であろうと考えております。

次に、大きい2番の花房台地の件でございます。花房台地の基盤整備事業内の道路、排水路につきましては、当初より換地計画の中に組み込み進めてまいりました。また、不換地希望の農地につきましては、農業経営規模拡大希望農家に優先的

に配分を行うとともに、事業区域内に計画します道路、排水路用地として充てながら、受益者の方々への配分農地が極力減らないように計画を行ってまいりたいと考えております。排水計画につきましては、まず花房中部地区では議員ご承知のとおり、既設の排水路の利用並びに排水路の新設により合志川と花房川への排水を計画いたしております。また、花房中部2期地区では、約95haのうち約47ha分は花房中央地区の既設の集落排水路に排水する計画であり、残りの約48haの面積分につきましては、新たに地区外排水路と調整池を整備し、出田集落内を通る排水路に接続する計画でございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 都市計画につきまして、お答えをさせていただきます。

平成20年までに都市計画の区域を検討するといえますのは、現在ご存じでございますが、旧菊池市と旧泗水町の2つの土地計画区域がございまして、花房台地だけを見直すのではなく、本市の総合計画や都市利用計画に基づき、菊池市全体が一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域について見直すものでございます。また都市計画区域は、都市計画事業を行うためだけに指定するものではありませんで、開発行為における許可や建築物の制限など、保全するために指定する場合もでございます。仮に花房台地全域が都市計画区域に指定された場合でも、都市計画区域と農業振興地域との重複は可能でありまして、花房台地全域に都市計画事業を行うための用途地域を指定するものではございません。都市計画区域の指定は県が行うものでございますが、今後市民の皆さんの意見を十分に踏まえて、上位計画であります土地利用計画に基づき慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、基盤整備内の道路等の計画についてでございますが、住吉赤星線につきましては、住吉橋からグリーンロードまでの1,200mを計画しておりますが、将来的には県道西古閑泗水線からグリーンロードを交差して、県道旭志鹿本線とアクセスする南北幹線道路として、総延長2,200mを検討いたしております。平成17年度事業におきましては、県道西古閑泗水線から延長220mの測量設計業務を委託実施しておりまして、平成18年度事業で用地買収、改良工事を実施するよう計画いたしております。

以上、お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 水元征雄君。

[登壇]

(水元征雄君) 再質問をいたします。

ただいま部長の答弁でありましたように、農業は自然環境の浄化については、農業の果たす役割だけでなく、地球上の生物が、人類が生きていけるといっても過言ではないと信じるものです。しかし今、農業は後継者不足で先行き不透明であり、本気で農業を理解し、行政と市民が取り組まなければ将来禍根を残す懸念からであります。今一度考えをお聞かせ下さい。

次に、有機農産物についてですが、エコファーマーについて述べられましたが、我田引水になるかと思いますが、私たち環境保全型農業に取り組む者、JAS認定農家で一生懸命有機農産物に取り組む生産者としては、まやかしの農業と言っては過言かと思いますが、消費者の側としても一番信用度に欠ける農産物であると認識しているものであります。農薬が10回振るのが8回にした、7回にしたからエコファーマーだというようなことでないということで、いい農産物が生産できるということではないと認識するものです。身土不二という言葉があります。このことは身、すなわち体と土は一对という言葉で、戦後化学肥料と農薬に頼ってきた農業が慣行農業であり、慣行農業で栽培された農産物を食したことにより、一番体の弱い子どもたちに悪影響を与えた結果がアトピー、または花粉症など、人間の健康を損なってきたのです。その結果、国では医療費の増大につながってきた事実があり、有機農産物生産のために畜産排泄物等を有機資源として有効利用を図り、質の高い農産物の生産を目指し、環境に配慮した循環型農業を展開するとの考えであります。当然ご承知のことと存じますが、部長の答弁でもありましたが、畜産排泄物は硝酸性窒素を多量に含んでいるために、地下水を汚染し悪影響を与えていることも周知のとおりであります。また、この硝酸性窒素がいろんな害虫や細菌の好物でもあり、その駆除には農薬が必要不可欠となり、悪循環を与える結果となるので、畜産排泄物の利用促進プロジェクトで十分検討いただきたいと考えるものであります。農林振興課としては、消費者の要望が多い安全で安心して食される農産物の、有機農産物の農業に対し、今後方法はどうかあれ取り組みをする考えがあるのか、ないのか、再度お尋ねいたします。

次に、どぶろく特区についてですが、特区法の要件として、農業と酒類を自己の営業上において飲用する民宿業、または農家民宿におけるにごり酒の製造免許の要件緩和申請、認められるならば当菊池市においては最適地と考えられますが、グリーンツーリズム、きらり水源村で今年度宿泊施設も完成の予定、ここで菊池の農業者と体験農業者とのふれあいの場に、現在有機農産物の販路拡大支援を今年4月より取り組みたいとの業者、病院、診療所も出現、圃場視察、体験農業の話題もあり、有機米でつくったどぶろくで談義することにより、消費者のニーズを満たすの

ではないかと思い、いろんな要件と苦勞が伴うかもしれませんが、ぜひどぶろく特区の修得を要望したいと思います。

次に、花房台地の都市計画区域の見直しについては、都市計画整備事業の推進ではないのかと地権者の方々に誤解を与える懸念がありますので、担当される部課では最新の注意を払って説明いただきますよう要望いたしておきます。

次に、基盤整備事業については、二期工事の現在の同意率はどれくらいか。平成19年度採択に向けて、地元地権者の世話人の方々が一生懸命ご奮闘されているようですが、見通しはどのようになるのか、お尋ねいたします。

市道住吉赤星線は、ただいまの部長の答弁では18年度、本年度より用地の買収、着工、220mについては着工ということでございます。上がりまして、台地の方に上がりまして基盤整備事業との関連で、用地修得は同時進行ではと思いますが、同時進行することにより、圃場の区画が思い通りになり、農地の利活用が十分にできると思います。そのことによりまして、二期工事の採択になりますと、先ほど部長の答弁では2,200mというようなことですが、ぜひ道路が一番大事ですので、その辺につきましては十分お考えいただいて、早期にですね、道路の拡張等につきましてもいろんな広さ等ですたいね、その辺につきましても十分ご検討をいただきたいと思います。区画整理するときですね、後で、区画整理した後で道路を入れますと、せっかく区画された圃場がですね、無意味になると、道路際はですね、無意味になるという形で生じかねないと思いますので、ぜひそのようなこともグリーンロードと共々ですね、今一期工事が、まだグリーンロードが十分検討されておりませんし、まだ議会の方でも通っておりませんが、もう基盤整備の方は17年度採択で、既にもう測量等々に入っておるかと思いますが、ぜひその換地等まではですね、十分そのようなことを考えながらやっていただきたいと思います。

2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 水元議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、農業は本来自然との調和を図りながら、食糧を安定的に生産・供給する産業であり、消費者ニーズに対応した安心安全で良質の農産物を生産することを基本といたしております。近年は、収量や品質向上、労力の軽減、省力化などを図るため、化学肥料や農薬に過度に依存する農業生産方式が主流となる傾向があり、環境への様々な負荷や悪影響を懸念されている状況でございます。そのような中において、昨年3月閣議決定されました新たな食料・農業・農村

基本計画においても、食の安全や健全な食生活に対する関心の高まりの中で、環境保全を重視した視点に立って農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、農業生産の全体のあり方を環境保全を遵守したものに転換し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図ることが明記されております。このようなことから、従来にも増して環境に配慮した農業生産を維持増進し、消費者ニーズに即した安全で安心な食料を供給することが今後の農政推進の重要な課題となっております。環境と調和の取れた農業の促進、定着化を図ることにより、本市農業の持続的な発展を目指すことが必要であると考えております。

2点目の有機農産物についての考え方につきましては、農薬や化学肥料の大量使用が問題となり、環境保全型農業が注目され、農薬や化学肥料を全く使わない有機農業を目標とすることであり、既実践されている方々もおられます。環境保全型農業を実践する上では、作付け方法などの改良・改善が具体的な実践課題であり、生産者においてもこれに取り組む上での温度差があると考えております。このような中で、第一段階としてエコファーマー農産物として化学肥料、農薬を現状より減らすことから環境保全型農業への取り組みへ意識付けを図り、次に化学肥料、農薬を慣行の50%以上減らす特別栽培農産物への取り組み、さらには熊本型特別栽培農産物への取り組み、最終的には有機農産物への取り組みと段階を踏んで環境保全型農業への推進を図りたいと考えているところでございます。

2点目の花房台地の件でございますけれども、花房中部二期地区につきましては、平成19年度事業採択に向け推進中であり、現在の同意率は約85%であり、採択要件である同意率95%達成に向けて地元推進協議会の委員さん方々と協議を重ねながら推進を行っているところであります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） ご要望ということでございましたけれども、一応お答えをさせていただきます。

都市計画区域の指定や都市施設等の計画決定を行うときには、その手続きの中で住民説明会、または公聴会を開催しまして、都市計画審議会の議を経ることとなっております。したがって、誤解やそういったものが、懸念がないように十分市民の皆様説明をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、道路改良事業の推進におきましては、道路用地の確保が第一の条件となりまして、基盤整備事業と連携を図り、創設換地により用地の確保ができれば、用地買収及び登記事務等に要する経費の節減や事業の早期着工が可能となります。

したがいまして、ご意見のように事業推進に合わせて改良事業を進めるべきだと考えておりますので、そのような方向で行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 水元征雄君。

[登壇]

（水元征雄君） 再々質問をいたします。

昨年4月に肥後銀行で熊本の産業振興のお手伝い、支援をしたいとの思いで、営業統括部の中にプロジェクトを立ち上げ、見回したところ、あらゆる産業の中に熊本は農業県であり、銀行は今まで農業については分野外と考えていたのですが、農業県であることについて、熊本の農業の振興も支援したいというような思いでどのような支援策があるのかと農林水産省のホームページを開いたところ、今後の農業は有機農産物のJAS認証修得の農産物に限って販路拡大支援をしたいとのことでありましたが、我々との協議の結果、JAS認証修得はJAS認証転換中で始まり、3年を経過しなければ修得できないために、その旨消費者に説明の上、了解を取っていただきたいと要望、消費者に話したところ、このような農産物を購入したい消費者は既に承知の上で、価格についてのランク付けで購入をしてくれるというような話でございます。このことにより、農産物を差別化販売することで、所得の向上につながるものとの思いがあります。また安定的に高く売る無駄を少なくする、リスクを減らす、個人顧客向け安定的な顧客を獲得するを目的に、将来PSA、ピープル・サポーター・アグリカルチャーの頭文字を取ってこのようなPSAと申しますけれども、いわゆる消費者が支える農業、社会貢献型の支援スタイルであります。PSAとは、消費者が生産者を支援するため、代金を会費制で支払い、収穫権を買うとのスタイルであります。PSAを提携した消費者の方々が現地視察、体験農業との思いがあるそうです。以上のようなことが4月より実働に入る計画であり、行政としてJASの認証修得の支援があるのか、ないのか。また、現地視察、体験農業等に対し、どのような考えにあるのか、お尋ねをいたします。

中山議員がこの間食品衛生法のポジティブリスト制度が導入されるとの質問がございましたけれども、農薬の飛散により作物に使用できない農薬が検出されると、農産物が売れない可能性が出てくると思われるのであります。このことにつきましては、今突然申し上げておりますので、行政としてはお答えは要りませんけれども、十分ですね、このことにつきましても行政の方から指導をしていただきたいなと思います。なぜならば、先ほど申します、今申しますように、農産物がもう飛散した隣にかけた農薬がですね、飛散した結果、その作物が違うというようなことに、農薬が、使ってならない農薬がかかったというようなことになりますと売れな

い農産物ということになり、この間の中山議員の質問の中には0.01ナノグラムだというような説明がありまして、100万分の1ですか。しかし、このようなわずかな量がかかってもいけないというようなことでありますと、いろんな形で聞きますと、聞くところによりますと、中国あたりの黄砂の中にも農薬が混じってくるというようなこともあるように聞かれます。このようなことで、わずかな量が入ってくるとなりますので、十分ですね、今後農業に対してそのような配慮をしていただきたいなと思います。これは突然ですので、そのようなお願いをしておきたいと思います。

次に、花房台地の基盤整備のことにつきまして、ぜひ推進をしていただきたいとお願いをしたいのはですね、結果的にはこの基盤整備事業により、今花房台地の方でも一部で住民の方々が排水問題で困っておられます。このようなところがあちらこちらで、花房台でありますので、ぜひですね、排水路建設をして、基盤整備をして、排水路を取り付けていただくことにより花房台地の現在のそのような排水に困っておられる方々の解消につながるんじゃないかと思えますし、将来ですね、ぜひこのことによりまして、基盤整備によりまして、先ほど都市計画区域の見直しというようなことでございますが、ぜひこの台地の方もその中に入れていただいて、将来的にはやはり順序を経ながらそのような都市計画区域外が都市計画の事業推進ができるようにですね、お願いを申し上げて、ぜひ花房台まで入れて拡張していただきたいなと、かように考えます。

以上、3回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 水元議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほども申しましたように、環境保全型農業への取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、目標とする有機農業への取り組みの中で、JAS認証時の協力についてもできる限り協力を進めてまいりたいと考えております。

体験農業等につきましても、今でも努めておりますので、機会あるごとにそういった取り組みを重ねながらやっていきたいと思えます。

なお、ポジティブリスト制度につきましては、情報の収集と周知を図っていききたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後2時16分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 今日最後の質問者になるかもしれませんが、よろしくどうぞ。

私は、今度の質問では、地方自治体の任務とは何かと。2番目に、施政方針についてということで質問をいたしておりますが、実は一般質問の通告は2月22日まで、3月3日に施政方針を演説して、3月7日にまた通告せいと、2月に通告したやつと3月に通告したやつとどう調整をするのかと、大変混乱をするわけですよ。したがって今回のですね、質問見て下さい。施政方針についてということがたった2人じゃないですか。この1年間の施政方針について、この議会60名近くおるのにたった2人しか質問せんて、何事ですか。これは執行部のやり方もですね、まずいと。議運でももっと配慮してほしかったということでございます。したがって、私は1番が一般質問、2番が施政方針ということですが、わざと逆転をして施政方針から質問をいたします。

私の見解としてですね、まず第一番目に市長の施政方針では主要施策を9項目挙げていらっしゃる。一見それを読み上げたときに、最初に感じたのは極めて総花的平板的、何を重点的にこの1年間やられるのか、さっぱり伝わってこない。あるいは優秀な福村市長ですから、9項目全部を重点施策として完成をさせると、こういう決意がおりなのかどうか。さらには、市民の暮らしをどう見るのか。そして、困った人たちにどう手助けをしていくのか。福祉をより充実する、単に制度的に決まった福祉だけでなしにですね、市として、市の任務としても福祉をどう充実させるのか、そういう気概が見えてこない。したがって、暮らしを守るという点で、私は極めて希薄な状況にある、こういうふう思うわけです。

まず第1番目に、そういう点を是正するために、合併してこの1年間経ちましたけれども、この合併後にですね、値上げが行われる、水道料は上がったじゃないですか、担当の泗水の人たち、大いに反対せにゃいかんだった。そのほかのやつでも、今度も介護保険が上がる。後で述べますけれども、市の施策だけでなしに、国の施策も含めて市民の生活が大変苦しくなっている。したがって、一部では何のため合併したろうかと、合併したら取られるばかりじゃないかて、もう合併はやめた方がいいばいと、こういう意見すらですね、出てるわけです。今、世上一般に成田離婚というのが流行っている。新婚旅行して帰ったらすぐ離婚すると。去年合併したら、すぐ合併やめる。これだってですね、やろうと思えばできるんです。大

方の旧町村の住民の皆さんが合併反対とおっしゃるなら、その意見をまとめてわかれりゃいい、私はそう思うわけですけど、単純にはそうばかりはいかん。合併したこの新菊池市をどう盛り上げていくかと。そのためには、まず旧市町村の垣根を取り払って、そしてすべての人たちが意思の統一を図って新菊池市を盛り上げると、こういう観点が必要だというふうに思います。そういう点でですね、私はまず市長が市長直属の市役所の職員、市長の部下の意志を統一させると、これすら今できていないですよ、まだ。まだ点でバラバラ。だから、職員の意識を統一するその上に立って、5万市民の意識をどう統一して新市の発展のために全体が力を尽くすかということが必要だというふうに思います。

それから2番目にですね、行財政改革の効率化のために、来年度からですね、指定管理者制度を導入すると、こういうふうにしてあります。しかし、この指定管理者制度を導入して果たして経費の節減につながるのかどうか。私の考えるところでは、節減する費用は大方は人件費ですよ。今まで正規の職員がその管理をしておいた。正規の職員には、800万円なら800万円の賃金給料が払われておる。その賃金給料を削減をして、民間から登用する。安上がりでこき使うと、こういうことになりはしないか。せっかく今までですね、職員がその管理をしておいた。それをやめさせて民間からと。そして経費の節減というならば、大方が人件費とするなら、安上がりの人件費でこき使うということにならざるを得ない、そういうふうになるのかならんのか。さらには、じゃ来年からそういう導入をして、民間から登用した。今ある市の職員管理者はどうするのか。首切って放り出すのか。そのままどこかに配置換えをして、仕事を続けると。なら、財政的にはかえって増える、支出が。首切って放り出すならともかくとしてですね、そういう関係にあるわけで、この辺についてはどうお考えになっとるのか、明らかにしてほしいというふうに思います。

それから3点目です。先日の一般質問でも文教菊池という論争がありました。菊池一族時代の文教菊池、明治時代の文教菊池と、歴史上の文教菊池、これは歴史として学ぶのはですね、大いに学ばにゃいかん。しかし学ぶばかりで、それから先はちょっと発展せんじゃないですか。昔のことに、懐古趣味に陥ってしまう。これじゃいかんと思うんですよ。現代の文教菊池をどう築くのかと、これが我々に求められておるのではないですか。残念ながら菊池には、泗水には図書館がありました。しかし、広大な新菊池市にカバーするだけの図書館にはなっていない。西合志の図書館に行った、菊池は小さな図書館しかありませんなということですね、菊池市の文化が疑われる、こういう現状じゃないですか。菊池には文化人はいないのか。執行部は、文化には全く関心を示さないのか、私はそう思うわけでありま

す。したがって、私の提案ですが、せっかく合併して泗水に図書館がある。この図書館を拡張充実をして、今何万冊くらいですか、5、6万冊でしょう、これをですね、やっぱり西合志町にふさわしい22万冊、蔵書をきちんと整備をしてですね、そして図書館の拠点として泗水の図書館を整備する。そして、図書バスを配置してですね、今の七城、旭志、菊池の図書室、これに図書バスの巡回をする。さらに、図書室はそれから先の公民館に図書の出前出張をします。そういうことでですね、菊池市全体がやっぱり図書館の恩恵に与る。みんなが勉強する。そういうふうな風潮をですね、つくっていく。このことが求められておると思います。何も合併特例債もらったから、土建屋肥しに箱物だけ造ればよろしいということじゃないんですよ。中身をどうやっぱり拡充していくかということだろうと思うんです。今度の予算を見たら、図書館費は昨年よりも127万2,000円の減、2,669万円、うち備品費が640万円、西合志は見てみたら9,800万円、図書等の備品費が2,200万円です。これじゃですね、文教菊池と威張っとる菊池にしてはですね、大変お粗末。よそから笑われる。こういう点で、私は以上の提案をいたしますので、検討なさるのか、なさらんのか。せんならせんでいいです、非文化人ということになるわけですから。

それからもう1つはですね、私は入院前に市長とお話し合いをして、元日展審査員の坂田憲雄先生画伯のですね、絵を、坂田先生が寄付をしたいと、寄贈したいということで、100点余りのですね、立派な絵を菊池市に寄贈していただいているんです。今、夢美術館で年に1回か2回、ちっぽけな展示がっておりますが、これは将来的にですね、今すぐとは言いません。美術館をつくってですね、恒常的にやっぱり展示をします。そして、ほかの優れた美術品もですね、交代で展示できるように、美術館をつくったらどうか。このことも提案をしておきます。

以上がですね、施政方針についての私の質問・意見であります。これは時間の都合で、一発回答で結構でございます。

私は、5期20年間、プラスワン、21年間議員をいたしました。一貫して私は市民こそが主人公だと。したがって、市民の声に答えて、市民の暮らしを守るために議会議員として頑張らなきゃならんと、こういう思いでこれまでやってまいりました。いよいよこの一般質問が私の議員活動最後の質問になります。そういう点でひとつ的確な答弁をお願いしておきたいと思っております。

まず第1番目にですね、私は市民の暮らしが今日どうなっておるのか、この辺の検証が必要だと思っております。したがって、執行部には前もってお願いをしておきました。新菊池市の生活保護所帯の数がこの5年間にどう移動してきたのか。国民健康保険税の滞納世帯数がどう移動したのか。国民健康保険の短期保険証の発行数はど

うなったのか。短期保険証といいますと、国保税の滞納があって、保険証を丸々渡されんということですね、3カ月に一遍ぐらいはお伺いにかにかいにかんと、こういうことですが。それから1年以上滞納した人には、国保税の資格証明書が発行されるが、その所帯数の発行状況はどうなのか。それから子どもたちの大変家庭が苦しいという状況の中では、就学援助金が補助としてやられております。就学援助費の補助、これを受け取っておる児童数の推移、この5年間ぐらいについてですね、まずご答弁をお願いしたいと思います。

まず1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、施政方針の1番目の職員及び住民の意識をどのように取り付かにかにつきましては、最後に市長の方がご答弁いたしますので、私の方からは指定管理者の関係についてご説明を申し上げます。

平成18年度に指定管理者制度を導入する施設は全部で92施設の予定でありまして、現在管理委託制度による管理を行っている施設を対象といたしております。92施設の内訳は、物産館や温泉施設等第3セクターが管理運営を行っている施設が9施設、地域公民館やきくちふるさと交流館等、主に地域住民の方々が利用されている施設や地域住民で構成されている団体が運営している地域密着型施設が68施設、その他公共的団体が管理運営している福祉センターや放課後児童クラブ等15施設となっております。ご存じのように、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的といたしております。その中でも、利用料金制を導入できる施設は、指定管理者が直接利用料金を収受するため、経営努力により増益することが可能であります。現在の委託料である指定管理料の削減につながるものと思われまます。また、複数年の契約が可能のため、受託者にとっては長期経営計画が可能となり、管理コスト削減につながるのではないかと考えております。平成18年度は、現在直営で管理いたしております施設を指定管理者制度に移行する施設はございませんが、今後集中改革プランに基づき、民間事業者の経営ノウハウや技術的能力の活用により、効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、直営施設にも指定管理者制度の導入を図っていく予定でございます。その際は、当該する施設に勤務する職員は他の部署で勤務となり、将来的に職員の定員削減及び人件費の抑制につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 失礼します。

文教菊池を現代に構築するために、その拠点となる図書館の充実や美術館の新設にいてということですが、お答えします。

まず図書館についてでございますが、現状は泗水図書館は平成9年に開設いたしまして、現在蔵書数6万8,000冊を所有しております。そういうことで活動しておりますが、やや交通が不便な面もありますので、議員ご提案の移動図書館に代わるものとして、七城、旭志の公民館図書室に泗水図書館のコーナーを設けておりまして、定期的に団体貸出しを行っているところでございます。教育の目標に自ら学ぶ力の育成を掲げておりますけれども、その力を育成するには、やはり自ら学べる環境づくりが大切であると思います。そういう意味で、新市建設計画では生涯学習センターという複合施設に図書館の併設も検討中でありまして、それまでは各公民館、図書室、各学校図書室と連携を取りながら、誰でも気軽に利用できる図書館づくりに努めてまいりたいと思います。

また絵画の展示についてでございますが、寄贈いただいた坂田憲雄さんの絵画展をこれまで4回夢美術館にて特別展示を開催したところでございます。豊かな心を育むために常設の展示ができる本格的な美術館があればという思いは、議員さんと同じ思いです。しかし、当面は現在の施設を有効に活用し、最大限に効果を上げていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 生活保護世帯及び国民健康保険の短期被保険者証並びに資格証明書の発行世帯と国保税滞納世帯の推移について、ご説明いたします。

まず、生活保護世帯の推移でございますが、平成11年度132世帯、平成14年度170世帯、平成17年度197世帯となっております。7年間で65世帯、49%増加しております。

次に、国保税の滞納世帯は、平成12年度2,459世帯、平成14年度3,261世帯、平成15年度3,873世帯で、平成12年度から57.5%の増となっております。

次に、国民健康保険の短期及び資格証明書の発行の推移でございますが、まず平成13年度は短期被保険者証発行が567世帯で、平成17年度は27%増の722世帯となっております。資格証明書を該当世帯は、平成13年度の32世帯から

22%増の39世帯となっておりますが、実際の発行数はわずかで、受け取られない方や消息不明が大半となっております。ちなみに平成16年度県下自治体の短期保険証発行数は66市町村で全県下97%、資格証明書は38市町村で56%となっております。

このような増加の要因は、社会経済の変化・低迷による失業者等の増加やフリーターやニートの出現、価値観の多様化による社会システムへの無関心などが考えられております。国保特別会計経営上、制度の基礎となる国保税の確保は必要不可欠で、その確保努力は重要と考えております。平成12年度に制度化された短期被保険者証及び資格証明書の発行は、単なる税の滞納者へのペナルティではなく、長期滞納者と接触機会を増やすことで納税相談による国保税の早期かつ確実な収納を目的としています。発行にあたりましては、菊池市国民健康保険税滞納対策事業実施要項に基づき、税務課等関係課との連携による個人の实状を調査・確認により実施しております。

なお、就学援助費補助金受給児童生徒数の推移につきましては、教育長がお答えすべくとごさいますけれども、データをお預かりしておりますので、お許しをいただきまして私の方からお答えいたします。就学援助費補助金受給児童生徒数の資料にご提示ありますように、平成12年度251名、平成15年度324名、平成17年度が343名となっております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 今、係数をお聞きになって、どうお感じですか。どの係数もですね、年々と膨らんできている。生活保護所帯にしてもですね、2000年から2006年にかけて149%、50%増えている。それから、就学援助金だって、児童数が251人から343人、137%に増えている。短期保険証国保税、これも129%。資格証明書だって増えている。資格証明書の発行がないということは、申請しなけりゃ発行しないわけですから、貧乏人で国保税を納めきらん人が発行して下さいという言うて行っきらんわけですよ。言うていけば、やかまし言われて、保険税納めろ、納めろと言われる。その結果がこういう数字なんですよ。だから、貧乏人になればなるほど病気にかからんという数字かどうか。そうじゃないでしょう。病気だけでも医者にかかれんというのがですね、この人たちの現実じゃないですか。私はですね、そういう点で、この我が市のこれだけの資料の係数を見ただけですね、市民の暮らし向きが大変厳しくなっておる、落ち込んでおると。ここにやっぱり我々はですね、行政として、議員として目を向けて、一番底辺の人たち

をどう救うのかと、手助けをするのかと、ここにやっぱり力点を置く必要があると、こういうふうに思うわけです。今ですね、小泉内閣、何と言っていますか。競争こそ発展の原動力。競争すれば、1等、2等、3等で等級が付くのは当たり前です。勝ち組、負け組が仕分けされるのは、当たり前です。勝ち組はどんどん勝ち組としてですね、大きくなっていく。中央はどんどん大きくなり、地方は小さくなる。大企業は大きくなり、中小零細はつぶれていく。しかもですね、政治的につぶそうというわけでしょう。消費税1,000万円の、限度を1,000万円に下げた。これによりますと、これは私が実際に申告を受け付けた人ですが、1,190万円ですね、売り上げ。これは食堂です。簡易課税で4割課税なんです。1,200万円ぐらいの売り上げですね、今年から消費税いくら払わにゃんか、23万8,000円ですよ。こやん消費税取られたらですね、店やめようと、この人もやめると言いよる。そういうことで、地方都市はどんどん疲弊していく。それから、これは年金暮らしの人、これ年金ちょっと多いけどもですね、年金の収入が317万8,000円、年金はどんどん減りますから、去年よりも3,206円減った。減ったけども、所得は34万2,193円増えた。小泉マジックじゃないですか。減ったけど増えるという、そんな計算方法がどこにあるですか。これは小泉マジック。この人の所得税が4万5,900円から13万800円、8万4,900円増えた。これでどうやってこういうことですね、年金暮らしの人でも生活を維持していくことができますか。この人はまだいいですよ。これよりも少ない年金暮らしの人は税金が増える、所得税だけじゃないですよ。市民税だった増えるわけですよ、これに連動して。国保税だってこれに連動して増えるわけですよ。そういうふうな点を考えていただきたい。そしてですね、やっぱりそういうふうな底辺層の人、暮らしをどう守るかという点をですね、一つ考えていただきたい。もう一つ申し上げますと、その税制でですね、小さい方だけが増税、大きい方は何で増税しないかという、大企業は税金をかければ外国に逃げていくから。逃げていける力のある人はいいですたい。私たちは逃げていくところがない。ようと考えよったらですね、1カ所だけ逃げていく場所があった。墓場。墓場に逃げる人が年に3万人も出ているじゃないですか。そういう点をですね、菊池からはそういう人は1人も出さないと、こういう決意ですね、ひとつ頑張ろうじゃないですか。そういう点をですね、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから次にですね、私は庁舎建設の問題について、私の見解だけ述べさせていたいただきたいと思います。これは私は残念ながら、これが決定するときには入院加療中で、議論に参加する機会がありませんでしたので、答弁はこれには要りませんけれども、私の見解だけ述べさせていただきます。今現に600人ですか、人間が、

職員がおる。しかし露天におるわけじゃないでしょう、みんな家の中におるでしょう。ちゃん無理家つくる必要はあるんですか。これから人間な減らすと言いよるのに。私はやっぱり財政上の問題から、いくらですね、合併特例債があったと、30億円、40億円の金を使って庁舎新築をするということがあってもですね、それはやめたがいい。財政的にですね、借金を後世の子孫に残すべきじゃないと、まずはこれが第1点です。それから、やっぱり今までの歴史的に見てですね、文化・経済・行政の中心はですね、菊池隈府でした。国の出先も、県の出先も菊池にあるじゃないですか。そういうところから、山の上に持っていく必要もないと。まず、行政が、市の職員が財政的にも辛抱していくと、そういう点でですね、やっぱり新しく土地を求めて庁舎建設をすることには、私は反対の意見を持っております。言う機会がありませんでしたので、ここで披瀝をしておきたいというふうに思います。

あとですね、児童育成クラブの件ですけれども、放課後児童育成クラブの現状がどうなっているのか。ごく簡単にですね、この点だけのご発表をお願いしたい。

以上、2回目の質問をいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 放課後児童育成クラブ事業につきまして、お答えいたします。

菊池市には、現在11施設の放課後児童育成クラブがございます。保護者会、保育所などで運営されておまして、おのおのその地域に合いました特色のある育成が実施されております。放課後児童育成クラブは、対象児童数、開設日数、開設時間などで補助基準額が定められております。なお、補助金につきましては、国・県・市がそれぞれ3分の1を負担することになりますが、ちなみに本市では281日以上開設し、障害児受け入れ、長時間育成などを実施している36人以上の最も多い助成額の施設で366万7,800円、281日以上での開設で20人以上の施設が168万6,000円、また280日以下の開設で障害児入所を含め36人以上の児童育成している施設で230万3,000円となっております。利用料につきましては、おやつ、スポーツ教室、野外キャンプ、誕生会などの事業を実施しておりますが、事業実施には経費がかかり、各クラブでそれぞれの事業の取り組みも異なっておりますので、それに伴いまして保護者負担額も異なっているのが現状でございます。また指導にあたります職員の賃金などにつきましては、各施設で若干の差異がございます。これらにつきましては、先般、昨年ですが、県に対しまして自治体によってまちまちになっている放課後児童育成クラブ運営の統一基準をつくるために協議の場を設置するよう要望書等も提出されております。その中に、指導員の

労働条件の改善など含まれておりますので、今後国及び県の動向を見守りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） あと40分ばかりほしいんですが。

放課後育成クラブですけれども、今11カ所、学校は14カ所あるんですね。15カ所か、15カ所ある。あと4カ所はどうするのか、こういう問題も出てきます。それから、施設も職員も、半ばボランティアでしょう。もうちょっとやっぱり行政がですね、子どもの教育に関わるこういう問題です。したがって、行政が積極的に関与していくと。その姿勢がですね、私は求められていると思うんですよ。ボランティアでやる人がないところは4カ所ね、学校も育成クラブないんです。そして、条例だって菊ノ池小学校児童育成クラブ条例、放課後児童対策事業実施要領、菊池市放課後児童クラブ施行条例、これは七城町、泗水町。点でバラバラになっている。一貫性をもって、市の責任においてですね、やっぱり児童クラブ、これは設置をする、運営をする。このことをですね、厳しくやっぱり実行してほしい。そしてこれは今、民生部、福祉の関係になっていますが、教育長は横向いとらんでですね、教育の問題ということでですね、しゃしゃり出てでもこれはですね、子どもたちのためにやろうというふうな提起をしてほしいというふうに思います。さて市長にお伺いをしますが、今、先ほど申し上げましたように、国の施策というのが非常にですね、貧乏いじめ、低所得者いじめ、地方いじめというのが強まってきている。これに対してですね、市民の暮らしを守るためには、やはり行政がですね、国の悪政の防波堤となってこれを防いでいくと。足らざるところは行政でですね、何とか知恵を働かせて救っていくと、こういう関係が必要だと思うんです。福村市長は、小泉内閣の地方いじめ、住民いじめの施策に唯々諾々としてやっていかれるのか。それとも、これら毅然として立ち向かってですね、市民の暮らしを守っていくのか。どちらを選ぶのか、明らかにしてほしい。

以上で質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 甲斐議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、お答えというよりも、むしろ私の考え方を述べなさいということだと思います。先ほどご質問に先立ちまして、長年議会活動をされながら、今回勇退の意志をほのめかされておまして、まだまだ元気いっぱい引き続きぜひひとつ直球ストレート勝負で出

ていただきたいなと思うところであります。市議会に私が昭和59年にお世話になりました、その当時ご一緒になりました、それから広報紙の発行等も一緒に京都等に視察に行ったりしたことを思い出しております。大変この地方自治体を取り巻く環境が予測を遙かに越えるようなスピードで、しかもその範囲が際限なく広がりを見せております。地方分権一括法、それからまた三位一体の改革、市町村の合併などなど導入がされてまいりました。その中で、先刻指定管理者制度の導入等についても触れられましたけれども、政策等について本当にこれまでの自治体では踏み込めなかったような部分が国の改革によって、その踏み込んでいかなければなりませんし、またそれを一步遅ければ、とんでもないことになりかねないという非常に激変の状態にあります。嫌が上でも自治体自身が自らで改革を進めていかなければならないと、これは当然の姿であったと思いますが、それまでの経済の右肩上がりの中では、ややもすれば、やはりこの甘さの中で自治体の機能というものがマンネリ化していたということもあるのではないかと思います。これらにつきましては、従来の国と地方の役割分担が見直されたということでもありますし、自治体のそれぞれが本来持つべき自主性及び自立性というものが、これからが本当に独自の努力をするところとしないところで負け組、勝ち組とよく言いますけれども、本当に自己責任を伴った形で問われていることだと思えます。自治体は住民に最も身近な行政といたしまして、国や県と違った立場での住民密着型の行政サービスを展開をいたしております。地域住民の皆様方の自主的な意志を十二分に尊重しながら、その必要性、ニーズというものに沿って、そのニーズを汲み上げながら、住民と適切な役割をお互いに分担しつつ、その思い思いの実現化のために行動することが時代の要請と、このように受け止めているところであります。今後の新市のまちづくりにおいても、例外なくこのことを進めていかなければならないと思っております。国の効率化が進められる中におきまして、高齢化によりますところの医療・福祉の分野がとりわけ負担増になっておりまして、財政状況も本当に厳しい状況下になっております。これをストレートに住民の皆様方に負担いただかないように、極力財源の効率性、あるいはまた必要な基金の取り崩し等によりましてを対応しておりますけれども、本当に今現実に対応ができるという状況ではありますけれども、本当にこの数年を待たずして果たしてどうなっているかというのは、それぞれの自治体の首長、そして議会の皆さん方の不安はそこにあると思えますし、また市民の皆さん方もそうではないかなと思っております。そのこと等を十二分にやはり肌で感じながら、やはり合併の必要性というものを認識して、皆さん方が合併に踏み込んでいただいたものだ、このように思います。五万有余名の市民の皆様方の安心安全のために、地方は地方の英知をまた出し合いながら、議会にいろんな事柄につきまし

てもご相談申し上げながら、まさしく豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりのために今後ともひとつ議会のご指導とご助言をいただきながら頑張りたいと、このように思っております。間もなく新市がスタートいたしまして1年ということになりますが、これまで公約の1つであります市民の融和と協調を目指しまして、市民の一体感の創出について努力をしてきたところでありますが、特に合併当初、平成17年度におきましては、地域通貨の発行事業や、あるいはまた生涯学習人権フェスティバルの開催、合併を記念いたしましたスポーツ大会を行ってまいりましたし、市民融和と一体感を推進するためのそれぞれの事業を展開してきたところであります。また各種団体であります区長会であったり、あるいは消防団であったり、あるいは老人クラブ連合会であったりと、各種団体におきましても一本化が図られているところでありまして、まだまだ統一化されていない各種団体もございます。現在、そういったところで現在統一に向けてそれぞれの団体の皆さん方に積極的な取り組みをお願いしているところでございます。本定例会に総合計画基本構想を上程しておりますけれども、その中にまちづくりの理念や目標を掲げておりますが、先ほど9つの目標を掲げながら、非常にこのメリハリの利かない施政方針であるではないかといったご指摘でございました。新市菊池市の皆様方の意識の統一を今後とも積極的に図ってまいります。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 次に、中原 泉君。

[登壇]

（中原 泉君） 大変長時間の会議で、大変お疲れと申しますけれども、あと45分頑張っていたきたいと思えます。

通告いたしました2点につきまして質問をいたします。

まず最初に、菊池市ごみ焼却場閉鎖後の対応について、それから菊池市における地籍調査事業の推進状況について質問をいたします。

まず1点目のごみ焼却場菊池クリーンセンター閉鎖後の対応についてお尋ねをいたします。クリーンセンターは、平成元年7月1日に開設いたしまして、平成14年11月30日をもって閉鎖した施設でございますが、約13年間の稼働期間に処理されましたごみの量は約8万6,425tという広大な量だと聞いております。関係する市町村の住環境の整備や快適な生活基盤を創出するための大きな役割を果たしてきた施設でもあります。そのような大変重要で素晴らしい施設も、法改正によりその役割を終えて、現在では旧旭志村のご協力によりまして、現在に相応したごみ処理施設としてRDF工場が平成16年度より既に稼働いたしております。ご承知のとおり、クリーンセンターは菊池広域事務組合の管轄でありましたが、市町村合併によって菊池市の施設となり、今後施設跡地利用の充実を図っていただき

いと思います。施設周辺は圃場整備事業が実施されている地域であり、今後施設の管理や跡地利用については地域住民にとっても大変な気がかりなことだと思います。重要な問題であります。したがって、自然環境との調和や地域住民の意向も十分に考慮した上での対応を願うものであります。

そこで質問です。焼却炉や煙突等の撤去はいつごろ、どのようにされる予定なのか、お答えをお願いします。また撤収した後の施設跡地の利用について、市としてどのような対応をされるのか。計画等について、その見解をお示し下さい。

次に、2点目の地籍調査についてでございますが、国土利用計画の基本となる地籍調査事業の経過と今後の見通しについて質問をいたします。旧菊池市においては、平成元年度より菊池市今区を皮切りに実施され、かつてない長期に及ぶ大事業であると認識をいたしております。現在の土地台帳の起こりは、明治5年に土地の私有権が許可され、地番が付され、登録されているものであり、その後幾度か調査が行われており、現在までの字図登記簿を基本として、おのおの不備欠陥などを早急に補正する事業として、昭和26年、国土調査法が制定されており、その後法に基づき調査を実施されているものと思いますが、早急な調査の完了とその成果の利用ができることを期待しております。そこでお尋ねいたします。県下各市及び菊池市の地籍調査進捗状況についてお答え下さい。

まず、1回目の質問です。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、クリーンセンター関係の閉鎖後の対応につきましてお答えいたします。

ただいま議員の方からございましたように、法の改正によりますダイオキシン等の規制によりまして、平成14年11月30日をもって閉鎖しております。合併まで菊池広域行政事務組合で管理しておりましたが、現在は市の管理となっております。お尋ねの今後の管理につきましては、戸崎区長会の方から平成15年度と16年度の区長会で跡地の有効利用についてお尋ねがございましたが、当時は菊池広域行政事務組合が管理しておりましたので明確な回答はできないという状況でございました。地元のお考えは煙突などの早期解体を望まれているのではないかとこのように理解しております。しかしながら解体ともなりますと旧菊池広域行政事務組合が試算した金額で約2億円というふうになっております。現在の厳しい財政状況の中、すべて市の自主財源で賄う場合、早急に解体することは困難な状況であります。ただし、跡地に廃棄物の処理施設を建設するならば交付金の対象となりますので、解体費の3分の1が国から交付されます。市といたしましても、合併

後、新市全域の不燃物ごみを再資源化するリサイクルセンターがなく、合併前のそれぞれの市町村の処理方法を継続しておりまして、ごみの出し方、分け方も統一できていないのが現状であります。早急にリサイクルセンターを建設しなければならない状況にあります。旧クリーンセンターの跡地利用といたしましては、まず1点目に地元から早期解体を望まれていること、2点目に市全域の不燃ごみを処理するリサイクルセンターがないということ、3点目に財政的事由の3点を考慮いたしますと、跡地にはリサイクルセンターの建設が望ましいというふうに考えております。今後の予定といたしましては、平成18年度に地元説明を行い、地元の皆様のご意見を尊重しながら解体を進め、普通のリサイクル施設ではなく、地域に開かれたリサイクル施設を目指して、平成20年度には竣工できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 中原議員のご質問にお答えします。

地籍調査業務の推進状況ということでございますけれども、土地に関する基礎資料として地籍の明確化を図り、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するものであります。この成果は、精度の高い正確な地図情報として、今後税務行政や道路行政、上下水道管理、防災業務、福祉対策など、行政事務の各分野で利活用可能なものであります。将来的には、地図情報システムの構築など、成果の利活用を組織化しなければならないと考えております。国土調査法に基づく菊池市の地籍調査事業の現状につきましては、旧七城町が昭和42年から昭和47年までに終了いたしております。また旧泗水町は、昭和57年から平成9年度にかけて完了をいたしております。旧菊池市につきましては、平成元年度に事業を着手し、平成14年度からは菊池隈府の一筆地調査から測量までを委託するという外注方式を取り入れ実施してまいりましたが、家屋密集地で現地作業等が困難なため、計画に対して遅れているのが現状であります。また、測量業務だけを委託する直営で実施しています菊池市四町分につきましては、中山間地特有の起伏の激しい地形で、現地立ち会いなどに時間を要し、年間の調査面積の縮小を余儀なくされている状況でございます。旧旭志村につきましては、平成8年度に事業着手しまして、平成21年度には完了予定でございます。旧菊池市の調査対象面積は154k㎡で、平成17年度末の一筆地調査完了の進捗率は23.7%でございます。また、旧旭志村の調査対象面積は44k㎡で、進捗率は76.9%となっております。平成18年度以降の旧菊池市、旧旭志村の未調査面積は127k㎡となっております。熊本県下の状況につきましては、平成17年度末現在で完了済の市町村数が20、それから実施市

町村数が27、未着手が1ありまして、平成16年度末熊本県全体の進捗率は64%で、県内の各市町村におきましても調査の長期化が懸念されている状況にあります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 中原 泉君。

[登壇]

（中原 泉君） 答弁、ありがとうございました。

先ほどの中で、答弁の中で、地域に開かれた施設ということをお聞きいたしました。住民の期待を裏切ることのないよう重ねてお願いをするものでございます。

さて、地籍調査についてでございますが、旧菊池市の進捗率は約23.7%で、旧七城町、旧泗水町は既に完了しております。旧旭志村においては平成21年度までには完了の見込みということでございますが、旧菊池市の残調査面積約117k㎡の調査完了までにはどのくらいの年月が必要であるのか。また、平成21年度には新地積で土地台帳に登録されるということでございますが、事業の完了地区と残調査地区との租税などの均等化についてはどのように取り組まれていかれるのか、お尋ねをいたします。

2回目の質問に答えて下さい。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 中原議員の再質問にお答えを申し上げます。

今後の調査事業の推進計画につきましては、平成12年度策定の第5次国土調査事業10ヵ年計画から6年が経過しています。旧菊池市、旧旭志村の平成17年度末までの6年間の計画面積46k㎡に対しまして38k㎡の実施面積であります。平成18年度以降の未調査面積は127k㎡の推進計画につきましては、現在の10ヵ年計画を見直し、一筆地調査から測量までを委託する外注方式を今後も一部地域に採用し、平成40年度完了を目指して国・県の補助金確保と計画達成に向けた組織体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 固定資産税の課税についてのご質問があったと思いますけれども、地籍調査後の課税につきましては、合併協議会の地方税の取扱いの協議の中で菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、平成21年度を目途に地籍調査後の地積で課税するといったものでございます。先ほど議員仰せのと

おり、旧七城町、泗水町につきましては、既に完了いたしております。また、旭志村につきましても平成21年度に完了予定でございます。平成21年度からの課税につきましては、旧菊池市、旧旭志村につきましても課税調査後の地積で課税したいというふうに考えております。また、平成21年度以降につきましても、順次調査が終了次第地籍調査後の地積で課税したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中原 泉君。

[登壇]

（中原 泉君） 調査区域においては、地理的な問題もあると思われませんが、民間委託をさらに増やし充実され、工夫をされ、早期完了に向けて事業推進を図っていただきたいと思えます。

最後に、クリーンセンターと地籍調査等に関しまして、市長のご意見を、ご見解をお願いするものでございますが、合併してちょうど1年となりますが、その間、市長をはじめ職員各位におかれましては、大変なご苦勞もあつたかと思えます。今後よりよい新菊池市をつくることを目標に4市町村が合併したわけですから、初心を忘れることなく旧市町村それぞれの素晴らしい部分をできるだけ多く取り入れられ、近い将来誰もが合併してよかったと思えるようますます頑張っていられることを期待申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。市長、よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 地籍調査の件について、先ほど経済部長の方のお答えいただきましたが、旧菊池市の方が遅々として進んでないということでございます。旧旭志、菊池市ともに中山間地を含んでいるということが1つでありますとともに、この合併しました4市町村の中でも旧菊池市の方が182.6km²だったでしょうか、全体の半分ぐらいの面積を占めていると、半分以上の面積を占めているということもあって遅れているということでございますが、これは予算を伴うことでもございますので、先ほど部長答弁にありましたように、平成40年を目標にして、なるべくひとつ予算確保に努めながら、早期に地籍測量が終わりますように努力をさせていただきたいと思えます。

それから、旧クリーンセンターについての利活用のことでございますが、平成14年の11月に閉鎖をいたしました。ご案内のとおり、旧3市町村における広域行政事務組合の施設として大変地元の皆さん方のご理解とご協力によりまして、長年にわたり事業をさせていただいたわけでありましたが、ご案内のとおりダイオキシン

の排出規制ということで、その規制に伴ってこの改築するよりもということで、RDFの方に方針転換が図られてきたところであります。そこで閉鎖後につきましては、この煙突を中心とした施設については、早期に解体をすることが安全性の確保につながるのではないかということで、広域行政事務組合の方でもその検討を行ってきたところでありますが、その当時におきましては、国の方の補助対象というものがなくて単独でしなければならないということで、それでは財政的にできませんもんですから、この国の方の補助制度ができるまで状況の判断を待とうということになっておりましたところ、その後この制度ができました。そこで、あとリサイクル的な施設、関係の施設をつくることであれば3分の1の補助対象基準となるということでございまして、伴いまして跡地については何かこのリサイクル施設等をつくったらどうかといったことになっておりますが、ともあれ地元の皆さん方に長年このご迷惑を掛けてきた迷惑施設であったこの焼却場がなくなったと。しかしこの煙突がそのまま立っていることは非常に不自然でもありますので、地元の皆さん方のご理解とご協力をいただくように、早速この平成18年度に住民の皆さん方にご説明を申し上げながら、リサイクルセンターが必要であるということでご認識をいただけるようであれば、今後のこの公園化施設等を一部に組み込みながらでも、住民の皆様方、特に市民の方々からこの環境問題に対するひとつの循環型社会の社会必要上なものであると、そしてまた自然を大切にしなければならないといったそういうことで減量化やリサイクルの学習をできるようなそういう施設等を考えていったらどうなのかなと、これはまだまだ私案の状況でありますけれども、そういうことを構想に入れながら、地元の方々にご説明を申し上げてご理解がいただければ取り組みをしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時39分

第 4 号

3 月 1 4 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成18年3月14日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(54名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君

24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
45番	岩	下	満州子	さん	
46番	笠		愛一郎	君	
47番	中	原		繁	君
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君
58番	徳	永	隆	義	君
59番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（５名）

2番	倉本義雄君
19番	河島秀逸君
44番	木村末弘君
48番	出口サチコさん
49番	荒木建令君

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	北村榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君

議 事 係 長
議 事 係 参 事
議 事 係 主 任 主 事

城 主 一 君
吉 野 幸 子 さん
森 誠 一 郎 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、商工業の活性化について、商工業の振興対策について質問させていただきます。この件につきましては、平成17年の施政方針及び平成18年度施政方針にも商工会との連携、観光客の中心市街地への流入、空き店舗利用、イベント補助等謳われておりますが、全体的に言わんとすることは理解はできますが、あまりにもアバウトすぎて市民の方々からなかなかわかりづらい面があるという話をよく聞きます。そこで、再確認の意味も込めまして、今後の方針、方策を商業、工業それぞれに具体的かつわかりやすく重点施策の説明をお願いいたします。

次に補助金制度ですが、中身については多種様々でございますが、ここでは経済活性化について、木造一般住宅補助制度という珍しい他市町村の制度を紹介しながら、本市において新しい補助制度の確立についてのお考えをお聞きしたいと思います。本市は、その面積の約2分の1の森林を有し、林業が非常に盛んな地域であります。平成16年度の住宅着工戸数を見ると、菊池市都市計画区域、これは平成16年ですね、65件、泗水町都市計画区域51件、合計116件の新築住宅が建設をされております。そのうち市内業者が建設を請け負った件数は27件、未定件数を省いた計算でも約23%が市内業者の建設であります。その他、約7割強がハウスメーカーによる建設であります。これはあくまでも建築確認申請が出ている件数であり、菊池地区の一部、七城地区、旭志地区は建築確認申請が必要ありませんので、新市全体を見ると少なくとも約200件以上の一般木造住宅の建設が行われています。単純に家1軒の値段を1,500万円で計算をしますと、年間約30億円

以上の民間資金が流通をしているわけでありませう。しかし、地元業者はその2.5割、約7億5,000万円程度の工事高しかない。非常に残念な結果であると思ひます。このことは、何も建築業界だけの話ではなく、先に述べました市面積の約2分の1を森林に囲まれた林業が盛んな地域であるということを考えれば、林業にも大きな打撃があるものと考えます。旧旭志村、旧菊池市においては、小学校、中学校の建築に関して木造住宅にこだわり、多くの地場産材、県産材の使用をしたところでありませう。また、木造公共設備整備事業を利用しての戸崎支館建設は、私の記憶にも新しいところだす。そこで、旧宮原町では区域、地元建築組合員への発注、建材店等、地元業者の利用、定住の確認、その他の条件を満たせば、施主に対して全工事高の5%、上限100万円の補助制度を行う仕組みがありました。合併後、氷川町になってこの条例は廃止になりましたが、その他、あさぎり町、山江村では、現在もそれに似た制度があると聞き及びませう。この菊池市においても何らかの新制度の確立を行うことで、木造一般住宅の地元シェアをせめて5割、できることなら6割、7割と増やすことにより、地元不動産、建築業、建材店、電気設備、1つの家を建てるには様々な数十業種の方が関わるわけだす。その活性化はもとより、菊池市の林業の活性化ができるものと考えておりますが、本市においても木材の需要拡大及び木造一般住宅建築等推進する新しい補助制度の施策を考える用意はないか、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 樋口議員のご質問にお答えを申し上げます。

商工業の活性化につきましてでございますが、まずはじめに商業振興の施策についてお答えを申し上げます。本市の商業などの事業所は、そのほとんどが小規模あるいは中規模の小売業であり、個々の店舗あるいはこれらによって構成される商店街も近年の消費者ニーズの多様化や郊外型店舗の増加並びに景気低迷による個人消費の落ち込みなどにより、極めて厳しい状況下に置かれております。このような中で、本市としましては商業振興を図るために個別店舗につきましては経営安定資金や小規模事業資金などの各種融資制度と合わせ、県信用保証協会に支払う信用保証料の補助や経営の近代化、基盤強化のための設備資金や運転資金の利子補給などによる経営面での支援を強化いたしておるところでございます。また商店街につきましては、街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設整備の補助金や集客のためのイベント開催に対します補助金を交付するなど、支援施策を講じているところでございます。こうした施策に加えまして、平成18年度には商店街における空き店舗対策事業としまして、不足業種の誘致やチャレンジショップ、コミュニティ施設など

に利活用する際の借家料及び改装費用の補助などを盛り込んだ助成制度を新設し、商工会や商店会連合会などの関係機関との連携を図りながら、魅力ある商店街づくりのために努力したいと考えておるところでございます。

次に、工業振興の施策についてでございますが、工業の振興は市民生活の向上や雇用の拡大などに影響を及ぼす重要な課題であると認識いたしております。本市におきましては、これまで企業誘致や地場企業の育成に努めてまいりましたが、その結果、平成16年度工業統計において、製造品出荷額では前年度比22億3,800万円増の1,469億円、付加価値額では前年比49億4,400万円増の605億5,600万円という数字として表れてきているところでございます。一方、近年の経済のグローバル化の進展に伴う国際間競争、あるいは国内における交通インフラ整備などによる地域間競争の激化が進む中、市内の工業をとりまく環境は年々厳しくなっていくものと予想されます。

このような中で、平成18年度におきましては、現在農村地域工業等促進法に規定する農村地域工業等導入地区内に限って行っております工場の新設、増設の際の固定資産税の減免及び便宜の供与を市内全域全ての工場に適用範囲を拡大させることによって、より一層の設備の近代化、高度化の促進を図っていきたいと考えており、そのため本定例議会に新たな菊池市工業設置奨励条例を上程いたしているところでございます。また、企業誘致が本市の工業振興にとって最も有効な手段であり、経済活性化への影響力も大きいことから、企業が市内の工業団地などに新規に立地する際の用地取得費用及び新規雇用従業者への補助金交付を行うための企業立地優遇制度を新設し、地域間競争が激化している企業誘致活動を行う上での優位性を確立してまいりたいと考えているところであり、今後も工業連絡協議会や企業連絡協議会、また企業訪問などによる意見交換、情報収集に心がけ、支援施策の充実を図ってまいり所存でございます。

次に、一般木造住宅の補助制度についてでございますが、本市の緑で覆われた山間地の森林は、二酸化炭素を吸収して新鮮な空気を生み出し、水を蓄え、洪水を防いで、豊かな水を下流域に送り届けます。また、そこで育てられた木材は、人々の家造りに役立てられ、木の文化を育てまいりました。まさに先人たちの弛まぬ努力による森づくりの賜であります。ご質問の木造一般住宅補助制度の創設につきましては、県内で、議員おっしゃいましたように、あさぎり町、山江村の2町村が実施しております。あさぎり町は定住促進を図る中で、住宅建設推進事業を行い、町内に住宅を新築し構造部材の多くに地元産材を使用したものを対象に建設費の一部を助成されております。山江村は、木造住宅建設補助金交付条例を制定し、国産材を利用して木造住宅を新築または改築したものに対し、建設費の一部を助成され、

あわせて人口の定住化促進を図ることを目的としておられます。また九州管内では宮崎県の椎葉村、美郷町、諸塚村などが実施しており、いずれも地元産材を一定以上使用した住宅の新築などの施主に対して建設費の一部を助成している状況であります。いずれも定住促進と関連した施策であり、各町村の独自の取り組みが行われ、地域振興が行われているものであります。平成16年度の本市の住宅着工件数は、先ほど議員おっしゃいましたように116戸で、木造は98戸で、約84%が木造で建築されている状況でございます。この中でハウスメーカーと地元工務店の比率につきましては、建築確認事務書類を精査しないとわかりかねますが、近年消費者側には地域産材や健康に配慮した木材を使用したいという意識が芽生えつつあります。消費者のこうした木造住宅への意向に応じて、地域産材を利用活用した家造りを行うことが関係者の連携による顔の見える木材での家造りの取り組みであると思います。木材の品質や断熱性、調湿性などの情報提供をすることによって、消費者が安心して納得のいく住宅を取得できるようにするシステムの形成が必要であると思われる。そのような状況でございますので、お尋ねの木造住宅、木造一般住宅補助金制度につきましては、現時点では制度化については考えておりません。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ご答弁ありがとうございました。

商業については、確認をしますと、経営安定資金等各種融資等の受付や保証料の補助と。2点目が、設備資金の金利補助だけではなくて、運転資金の補助も行うと。3点目が、集客のために行うイベントへの開催補助。4点目が空き店舗を利用したチャレンジショップや不足業種の補充または借家料の改装費用補助等を行うということですね。工業については、誘致企業の固定資産税等の減免措置適用拡大。それと2番目が、新規誘致企業の用地取得及び新規雇用従業者への補助金等、また企業立地優遇制度を新設するというところで、大体要約すると主にそのことと思いますが、よろしいですね、はい。そこら辺はいろいろこれから先もお考えなんだろうが、先ほど出ましたイベントや空き店舗対策については、特に旧山鹿市なんかでは、その地域とかそういうものを最初から限定して行われているわけですが、新菊池市として、様々な商店街があると思います。そういう部分では、よくよく皆さんと商工会等をはじめ様々な関係団体と十分に協議を行ってやっていただきたいと思えます。また、私が聞き入れた情報では、まちづくり三法の改正が近くあります。それを考えると、TMO等の国庫補助適用は現在の菊池市では非常に難しくなる

と。これは経済部長が一番ご存じのことと思うんですが、そうなりますとこの単費枠での補助事業が商業者の唯一の頼りとなります。そのことを考えれば、十分に協議をされて商業者の見方になってやっていただきたいと思います。またその施策をですね、もっと積極的に広報をしていただけないかなと思います。私もちょっと調べてたんですが、設備資金の金利補助等は旧菊池市でも行われていましたが、運転資金の利子補給という、そこまで拡大しての施策は多分合併してからだろうと思うんですが、なかなか商業者の方はご存じない方も多いもんですから、そこら辺は関係機関とまたもう一遍お話しをして、できるだけ皆さんにそういう施策があることをより広くお知らせ下さい。これは要望ですので、答弁は結構です。

次に、補助制度についてですが、あさぎり町、山江村ほか県外の制度までよくお調べいただきまして、どうも前々から資料は集めてお持ちだったということで、先ほど部長は今のところ考えていませんというお話だったんですが、私は逆にもう準備がしてあるのじゃないかなと思ってちょっと期待をしてたところなんです、いずれにしても地域産材の利用の推進については、ターゲットを明確にして供給体制の方向を定めることが必要であり、大量消費市場に向けた一貫した生産流通システムなのか、また顔の見える木材での家造りのように消費者ニーズに対応した製品供給の方向を組むのか、大変難しいところではあると思います。実は市町村だけではなく、熊本県ではあなたのマイホームに県産スギ柱材をプレゼントと銘打ち、年4回の抽選で150戸に県産スギ柱材、乾燥が20%以下で、寸法は10.5cm角、また12cm角で、長さ3mを1戸当たり90本を上限として、実際に使用する本数を提供を行う制度があります。これは毎回応募が多すぎて、抽選に次ぐ抽選ということで、非常に好評を博している制度であります。そのことを考えれば、この菊池市でも補助金制度ではなくて、現物支給というやり方も可能ではないかというふうに考えております。どう考えても、その場合はハウスメーカーよりも地元業者の方がその制度を利用しやすいと思いますし、そうなればシェア回復はもちろん、地場産材の消費には大きな効果を現すものと考えます。もし、僕も調べてませんが法律が許すのであれば、地元業者発注の施主さんに対してのみ適用ということもできるんじゃないかと思います。現在、新菊池市人口約5万2,000人です。泗水地区は人口微増ですが、その他菊池、七城、旭志地区は人口減少を続けております。しかし、世帯数は毎年この4地区全てが増えている現状です。そのことを考えると、まだまだ一般住宅の建設の需要は多く、またソニーの工場の増床、富士フィルムの進出、そのことを考えると、そこに通う従業員の方が、じゃどこに定住するかということで、豊かな自然環境、さらに国道325号線の拡幅がもう決まっております。その他好条件に加えて、この一般木造住宅補助制度が確立できれば、ま

さに林業振興、人口減少の抑制はもちろんのこと、先ほど述べた建築関連、数十業種の振興となり、不動産のみならず動産部門、俗に言う家を建ててればカーテンもいるし、家具もいるし、電化製品もいるし、様々な業種に波及効果があるというふうに考えられると思います。どうかそのようなことを考えていただいて、商業にも林業にも大きなカンフル剤になると思っております。ぜひともこの制度について取り組んでいかれるように、私としてはお願いをしたいわけですが、できれば市長のご見解をお聞かせ下さい。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 本市におきましても、地域産材の活用につきましては、林業生産活動を通しまして林業の再生と山村社会の活性化につながりまして、同時にこの持続可能な森林環境を創造していくということにおきまして、またこの輸入外材というものをグローバル的に考えますときに、木材の輸入というものにつきましては大変な原油高に今なっておりますが、エネルギーの消費が極めて輸入外材と比べて国内産材は少なくて済むということでございます。また、本当にご指摘がございましたように、小さな視点から見ましても、木材を使うことによって釘が必要になってくるわけでありまして、また木材を削るためのカンナ、すなわち大工さんが必要になってまいります。RCや鉄筋材ということになった場合、鉄骨造りとなれば釘も必要でもありませんし、大工さんカンナも必要でもないということになるかと思えます。あるいは、また左官さん等につきましても、やはり木造の方が余計に必要になってくるという一面もあるのかもしれない。そういった意味で、木造建築というのは大変経済的な付加価値があるというふうに思いますし、雇用を含めまして非常に裾野の広い産業になってきているのではないかなと、木材というものはそういった非常に魅力があると思っております。さらにまた消費者の皆様方におかれましては、林業経営者や先ほどご指摘の木材供給者との相互における信頼関係ということで、顔が見える地域産材を活用することによりまして、木材の顔というのがさらに身近な存在になってくるんじゃないかなと。その喜びと合わせながら、森林の健全な維持に、あるいはまた管理に貢献できるということで、豊かな山の恵みを建築をされる方々、そしてまたそれを外観的に捉えていく我々にとりましても、大変この温かみを感じることができるのではないかなと考えるところであります。これまで、先ほどご指摘いただきましたけども、旧菊池市におきましては戸崎の校区公民館を木造で建築をいたしましたし、また菊之池の児童育成クラブも木造で行いました。小さな建物ではありましたが、木造建築を大胆に取り組んでいく

ためのひとつの試行的な段階におきまして、そのシステムが木材の生産をされる林家の方々と、あるいはそれを扱う木材業協会の方々と、それから施工にあたられる建築組合等との連携というものがうまく設計業者も含めてできるのかなといった非常に不安を持ちながら、このようなことを迫水小学校の特別教室などにつきましても試行的なことでやらせていただいたわけでありまして、そして、中規模的な建物でありましたが、袈裟尾地区における交流センターに至ったわけでありまして、それと同時に、この木質木造化の集大成的なものが北中学校ということになったわけでありまして、今後また建築物につきましてもご案内のとおり、つまごめ荘の建築であったり、あるいは老人福祉センターの建築であったりというのがありますが、こういったことについては、ぜひ木質化を進めていきたい。あるいはまた、木造でできるものは木造でぜひひとつ進めていきたいと、このように思っております。また、大量消費等につきましてもご案内のとおり、一貫した生産と流通をどうしてこう構築していくかということで、白川・菊池川流域森林林業活性化センターというのがございまして、この新流通システム推進事業によりまして、新たな間伐材の利活用というものを構築して推進を図っていかうということになっております。私がお尋ねのセンターの会長ということになっておりまして、過日県知事の方にもお尋ねをいたしまして、県の構築物、建築物であります菊池高校を県知事に陳情するのもおかしな話ではありますが、ぜひひとつこの地元の産材、菊池の材を使ってということで、菊池高校の公有林を一部伐採をして、この菊池高校の木造ということは階高が高いためにできませんので、木質化としてふんだんに木を使ってほしいということで知事に直接お願いにまいったところでございます。いずれにいたしましても、本市の生産、林業で生産者の経営規模が決して大規模とは言えないところでありまして、非常にこの分散的な状況になっております。コストの縮減をはからなければなりませんし、採算性を向上していかせるための取り組みが必要であると、このように思っております。木造と木質化を今後とも意欲を持って進めていきたいと、このように思います。

また、お尋ねの木造一般住宅補助金制度の施策につきましても、先ほど県の施策を挙げていただきましたけれども、部長の方が答弁いたしまして、大変この状況といたしましては単独の事業としてやっていくには財政が非常に厳しい状況にあるのはご案内のとおりであります。しかしながら、そのようなことについてやっぱり組織的に果たしてこれをやっていく場合には受け入れるための、今申し上げますこれまでの経験の中にありまして進めてきた木造木質化というものについて、今度は官的なものから民の中で木造木質化を進めていくためのひとつの手段、方法として、それはどのような組織体制をつくって受け入れをできるような整備をしてつく

っていくべきなのかといった協議等も必要になってくるんじゃないかなと思います。制度確立をぜひ目指すべきだというご指摘でございますが、このことについては強く意欲をお示し申し上げたいと思いますが、現時点におきましては、この要望として留めさせていただきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。私自身は前向きに市長のご答弁を、現状は非常に厳しいけど将来的には考えているんだというふうに受け止めさせていただきます。私も今まで述べてきた質問が財政状況が厳しい中、全体の枠は決まっていると。要望は次から次に上がってくると。本当にそのご判断、どこをどうやるかと、苦しい思いがある中で大変なことだと思っております。私自身、ただ世の中というのはいろんな個別の事項は全てにやっぱりリンクしているという考えでいます。例えば産業についても、農業、商業、工業、菊池の場合は観光業もありますが、やはり一つの施策が全ての産業にリンクするという部分が一番大切ではないかと思えます。この新菊池市、もし例えるなら人間の体に例え、その施策そのもの、血液の流れがどこか悪くなれば、やっぱり体が病んでくると。動脈硬化を起こして、その箇所箇所に、その時々、その場面場面で適切な処置を下さないと、最後はその場所によっては命を落とす大病につながると。そうなったときは、この自治体がある意味破局を生むときだと思っております。このバランス感覚というのは非常にやっぱり難しく、市長を先頭とした執行部の方々とともにこの議会も中心になってこの新菊池市を創り上げるために、やはり優先順位を付けてやっていくべき問題だと思っております。今度この議会で、この59人のメンバーの議会は終わるわけですが、新菊池市、新しい議会になっても福村市長を先頭にこの菊池丸をなだらかな市民に住みやすい菊池につくっていただくことを希望しまして、質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。合併して早1年が過ぎようとしております。皆さんにおかれましては、どのような気持ちでこの一周年をお迎えのことかと思えますけれども、大変複雑な気持ちでお迎えのことと思えます。私は、私が学生のころ、この菊池郡市では何と言ってもこの隈府が、そしてこの菊池市が政治経済、文化の中心でありました。買い物に行くのも隈府、映画に行くのも隈府だったんです。しかし、現在では人口で、また経済力で、財政力で、旧菊池市ですと菊

池郡内では3番目ぐらいに位置するのではないかと考えております。合併はしましたものの、他の大津、菊陽、新合志市に活性化、活力、勢いではちょっと分が悪いのではないかとこの気持ちで残念でなりません。私は、我が菊池市がよみがえれ菊池市という思いを込めて質問に移らせていただきます。

通告に従いまして、市の活性化について、それから観光の振興、農業の振興について、市の施設管理について、県道の整備について、質問をいたします。

市長は、菊池市財政健全化のため、集中改革プランを中心に市総合計画基本構想、10年計画を推進し、財政改革を進めていかれる方針であります。いわば個人経営に当てはめると、経費は頑張ってどんどん削減していく、コストを削減していく、大企業、中小企業を問わず、経営の中でコスト削減は必要不可欠なものであります。非常に素晴らしいことだと私は賞賛しております。しかし、コストは削減していくが、売り上げを上昇させるプランにやや乏しいのではないかと。つまり経済を活性化、税収を上げる、そして財政力を付ける、具体的プランにやや欠けているのではないかと。真に市民の生活を考え、市民の暮らしがどのようになるのか、また市民の暮らしを今後どのようにしていくのか、合併した現在、負担金は上がるばかり、経常収支比率88.3%と非常に厳しい財政下では上がっても仕方がないこともしれません。しかし、今はきつなくても、5年先、10年先のことを考え、市民の方に夢を見てもらう。そういう観点からしまして、投資をし、市経済が活性化して、将来財政がよくなり、市民が安心して暮らせる、またサービスを受けられるよう十分な財政力をつくるために、市として努力すべきだと思います。5年先、10年先、合併債と地方債の返済が増え、経済が活性化しなければ財政はますます悪くなるのではないのでしょうか。市は停滞していると思われ菊池市経済をどのようにして活性化へ導こうとしておられるのか、お伺いいたします。

次に、市の観光について質問をいたします。これは簡単に1回目の質問はいたします。市として観光振興対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。第2点でございます。

第3点としまして、農業の振興について。メロン、ウリ類のメロン黄化えそ病対策は県とどのようにして協議し、また市として撲滅のためにどう対処をされるのか。この1、2年、メロン、スイカ、ウリ類等、キュウリ等、ウリ類に黄化えそ病が蔓延、今年に欠けて泗水、菊池、七城地域で多大なる壊滅的な被害を受けつつあります。この菊池市地域はメロンの主産地で、予もすれば一つの産地が消える可能性もあります。八代地区も同じくトマトに、もう皆さんご存じですけれども、トマトにウィルス病が発生、産地の危機に直面しておりました。しかし八代市と県で連携を取り、国・県・市から補助金を出し、市を上げて地域ぐるみで取り組み、防虫ネッ

ト、粘着シート、反射マルチ等でコナジラミ、スリップストローを死滅させ、八代の地域のトマト生産を回復させ、八代のトマトの大産地を守った例もあります。我が菊池市もメロン産地を守るために農協と連携を取りながら、ハウス生産者全戸が撲滅のために立ち上がり対処することが大事であります。市の関係生産者の全農家への働きかけと県単補助3分の1を前向きに対処しております。市としても、県単の補助に市として助成をよければ付けてもらえないか、質問をいたします。

4番目に、市の施設管理について質問をいたします。市の施設、また市内の建築物の耐震強度問題について質問をいたします。全国的な国民的関心事であります。姉齒建築士の耐震強度偽造問題、また八代に本社を置く木村建設が施工したホテル等がいろいろ問題となっております。熊本の八代の会社でもあります。菊池には関係した建築物はなかったのか、大変心配しております。しかし、もっと重要なことは、1995年阪神大震災のあったとき思いますけれども、1995年以前に建てられた建築物なのであります。森議員も質問の中で触れておられました。また市長も施政方針の中で耐震強度のことに触れておられました。老朽化した建物はほとんどが耐震強度が現行基準を満たしていない。熊本県庁も1967年完成で、1980年以前の建物でありますから、2000年4月から3年間かけて大規模補修をしたそうでございます。各部屋と廊下を隔てる壁を倍以上の厚さにし、100ヵ所以上太い鉄骨でかすがいも入れたそうです。総額95億円を費やし、震度6強の地震にも耐えられるようになったそうです。しかし、民間建築物に限っては、ほとんどが耐震補強は進んでいない。80年以前は震度5程度の強度だったのが81年以降、改正後震度6から7になったと。改正前に完成した鉄筋コンクリートのビルを耐震診断したが、現行の耐震基準を満たしていたのは2割にも満たなかったそうであります。しかも公立小・中学校は半数以上の学校が耐震診断すら受けていないとのこと。そこで質問ですけれども、市は公共施設、市庁舎もそうではありますが、特に菊池市の宝、児童生徒の学んでいる学校施設校舎について、耐震強度の調査状況はどうなっていますか。また、老朽化した問題点のある学校施設について、今後どのように対処されるのか、質問をいたします。

第5点目としまして、県道の整備についてでございます。県道135号旭志鹿本線の清水入口から花房地区まで未整備地区の道路改修はということでございますけれども、現在通勤ラッシュ時には車の離合ができず、押し問答で喧嘩が絶えないということでございます。未整備地区の道路改修は合併協議会の中で、新庁舎は花房台地になっているが花房の新庁舎から七城の中心部に行くのは、わかりにくくて非常に不便であります。新庁舎から七城町へのアクセス道路をつくる構想の中で、花房台地の庁舎から国道387号線を通り、そして七城中心部へとアクセスするにあ

たり、七城町としても新庁舎へのアクセス道路として県道旭志鹿本線は最重要路線になるのではないかと思いますけれども、早急なるアクセスの考えはあるのか、お聞きいたします。

県道辛川鹿本線の未整備路線の早期改修は、これは前回の一般質問で児童の通学路で危険箇所があるが、調査対応はということで質問をいたしました。その件を踏まえまして質問をさせていただきます。現在、元村地区、橋田地区の通学路が大変狭く、しかも朝夕のラッシュ時には大変な通勤の車が通行します。通学路での事故が多発している大変危険な状況であります。これは旧七城町のときから何度も要望しておりましたが、地域の方々の重要課題でもございます。一刻も早い整備が必要でございますが、進捗状況はどうなっておりますか。

1 回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 坂井議員のご質問にお答えを申し上げます。

1 点目の経済の活性化でございますけれども、我が国の経済動向は全体といたしましては企業収益が改善に向かい、設備投資や個人消費についても緩やかに増加していると思われまます。熊本県においても、自動車や液晶向けの半導体部品を中心に需要が上向いており、景気の回復基調は継続しているようでございます。本市の状況につきましては、購買比率が下がるなど、また雇用情勢につきましても経済の回復の支えとなります製造部門等の従業員数などわずかですか減少しております、まだまだ厳しい状況にあると思っております。そのよう中で、先ほど樋口議員さんにもお答えを申し上げましたけれども、商業の活性化、工業の活性化、企業誘致等については様々な施策を講じてまいりたいと考えておりますし、本市の基幹産業であります農業及び商工業、観光業を振興を図るとともに、企業誘致を進めてまいりたいと考えておるところでございます。特に企業誘致は新規就業者、中途退職者等の雇用機会を確保し、本市経済の均衡ある発展と市民生活の安定と向上に大きく寄与するとともに、人口の増加を図るための有効な手段であると認識しております。農業においては後継者の減少と高齢化、輸入農産物の増大や物流の変化による価格の低迷など、農業・農村を取り巻く厳しい状況が続いている現状であります。農業振興による経済活性化につきましては、今回示されております品目横断的経営安定対策に対応する担い手の育成を進め、話し合いによる組織的なまとまりを推進することで、農村の活性化につなげていきたいと考えております。また消費者ニーズを捉え、環境に配慮した安全・安心・高品質の農産物づくりが必要であり、遊休農地の利活用をはじめ、有望作物や新たな農産品開発にも力を入れながら、後継者が

夢と希望を持てるような農林業活性化施策を今後進めてまいりたいと考えております。

2点目の観光の振興でございますけれども、合併したことによりまして、多種多様な観光資源に恵まれ、観光地として奥行きと広がりがある効果が生まれようといたしております。ただ現状ではこれらの資源が市内の各地域に点在している状況にあり、観光振興を展開していく上からはそれぞれの観光資源の連携の強化を図りながら、中心市街地、市全域、広域的な観光ルートの構築が大変重要と考えております。その広域的な取り組みの1つとしましては、県北観光協議会、これは菊池市、山鹿市、玉名市、植木町、玉東町で組織されておりますが、菊池川流域の温泉郷など広域的連携を図り、九州新幹線の全線開通を見据え、県北地域が一体となった新しい観光商品の開発や観光客アップのための観光ルートの策定を進めているところでございます。このように、各地域がそれぞれの観光資源を磨き上げながら、本市としましては夫婦の絵手紙によるおしどり夫婦の里きくちのイメージアップと合わせ、団塊の世代や修学旅行生の誘致に、歴史を学び自然を感じる菊池へと続く湯の旅などのルートづくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、市総合体育館では、4月開催の熊本国際親善テコンドーオープン2006大会や龍門ダム班蛇口湖ポート場では6月に開催の第4回全日本ジュニア選手権大会、同じく7月開催の平成18年度国民体育大会第26回九州ブロック夏季大会のポート競技並びに鞍岳縦走コースの山岳競技など、地域素材を生かしたイベントを通じて新しい菊池観光のイメージアップづくりやソフト面の充実を図り、本市を訪れる観光客がより楽しめる、滞在できる、人に優しいもてなしの観光地づくりを進め、その結果として交流を軸とした観光振興による地域活性化につなげてまいりたいと考えております。国際観光につきましては、3月1日から韓国人の短期ビザ恒久免除が実施されたところでございます。韓国からの安定した観光客誘致に向け釜山国際観光展や韓国国際観光展に積極的に参加して、ノービザ運動の提唱地としての菊池市を広くアピールしてまいりたいと考えております。

3点目のメロン黄化症対策でございますけれども、野菜、花卉類において問題となっている黄化葉巻病、黄化えそ病などの発生、さらにはメロン黄化症の発生が確認されております。メロン黄化症につきましては、現在原因究明がされていない段階ではありますが、これらの病気は果実に直接被害が出るため、今後被害の拡大が心配されているところです。原因究明がされているものについては、媒介する害虫により伝染し、被害が広がる病気であるため、防除や害虫の生息、増殖場所となる施設周辺及びハウス内部の除草など、地域ぐるみで対策を講じることが必要であります。県の菊池振興局普及指導課の指導の下、担当者会議での説明を受けまして、生

産者に対しても対策の技術指導の周知を関係機関と連携を図っているところでございます。また、防虫ネットなどの設置により害虫の侵入を防ぐことが必要であり、これらの資材においては補助事業の対象となっており、その事業要望につきましては新年度において行われることから、現在JAなど関係機関と連携して事業要望の取りまとめを行っているところでございます。事業補助に対する市の単独の上乗せ補助についてはということでございますけれども、他の事業との公平公正、均衡を図る上からも、現時点では考えておりません。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、4点目の市の施設管理について、私の方から説明いたしたいと思えます。建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正によりまして、耐震診断及び耐震改修に対する努力義務が課せられております。建築基準法は、科学技術の進歩や過去の大きな地震による被害の状況を参考に少しずつ見直され、昭和56年度から耐震構造基準が以前より厳しい基準となり、それ以前に建築されました建物は新基準を満たさない可能性がございます。それを新基準に照らし合わせ耐震診断を行うことで、新基準を満たしているか否かを判断しております。その結果、新基準を満たしていれば、補強や改修の努力義務はございませんけれども、一方満たしていなければ新基準を満たすための耐震補強を行わなければなりません。建築年度等から該当する市の施設は、まず本庁舎及び泗水総合支所、菊池市中央公民館、泗水公民館、文化会館、泗水ホールとなっております。現在、新庁舎建設につきまして検討いたしております、本庁舎及び各総合支所の利活用も併せまして協議していかねばならないというふうに考えております。また公民館を含む各公共施設の統廃合も今後進めていかねばならないというふうに考えておりますので、その中で必要に応じて耐震診断、改修等に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

耐震構造の調査等で市内の学校施設についてお答えいたします。先ほどの説明もありましたように、耐震化につきましては国及び県からの指導もありまして、平成16年度から学校施設の耐震化推進事業に取り組んでおります。学校施設は、その

多くが地域の中心にありまして、避難施設としても位置づけられていることが多い
ため、他の施設よりも早くその指導を受けているところであります。国や県は不特
定多数の人々が使う公共施設や建築物を含めて、その新基準を満たすよう補強や改
修を推進するよう呼びかけています。阪神淡路大震災におきまして、この新基準
を満たしていた建物は被害が少なかったとの報告も確認しておりまして、その基準
は有効であると思われまます。そこで、菊池市において平成16年度に泗水中学校、
泗水小学校の耐震診断を行いました。平成17年度におきましては、旭志中学校、
泗水西小学校、泗水東小学校の耐震診断、合わせて泗水中学校、泗水小学校の耐震
補強実施設計を行いました。平成18年度は泗水中学校の耐震補強工事及び隈府小
学校の耐震診断を行う計画です。他の学校につきましても、耐震化の努力義務のあ
る校舎を対象に計画的に新基準に沿って耐震化を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 県道139号線の旭志鹿本線の改修状況でございますが、
本路線の改修につきましては、七城町の清水地区内から先が未改修のために非常に
狭窄な道路となっております、大型車両等の離合が困難な状況であることはご指
摘のとおりでございます。清水地区から木柑子地区をとおり広瀬の国道387号ま
では住宅が密集しておりまして、現道の改良には莫大な事業費が必要でございま
す。費用対効果等を考慮すれば、かなり厳しいものがあると考えられます。新庁舎
が花房台地に建設された場合、七城町の中央地区の住民の方々のアクセス道路とし
て大変重要な道路であることは十分認識いたしております。現道の改良には非常に
厳しいものがあると認識しておりますので、今後は県道のバイパスとして、新古閑
の農協倉庫の先から長田の国道387号線にどう接続するのか、どのルートがベス
トなのか、菊池振興局土木部と、また地元の方々との十分な協議をしながら、今後
県に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、県道辛川鹿本線の未整備道路改修の進捗状況でございますが、本路線は菊
陽町辛川を起点として、国道57号や県民運動公園等の公共施設を經由して、七城
町から山鹿市鹿本町へ至る幹線道路でありまして、地域経済はもとより交通・産業
を支える大変重要な道路でございます。しかしながら、橋田、小野崎、内島地区の
住宅密集地が未改良でございまして、特に熊本市近郊に通勤する交通量が多く、そ
の上道路の幅員が狭く、また歩道もないために議員さんご指摘のとおり、通勤通学
に非常に危険な道路であるというふうに思っております。このような状況に鑑み、

平成8年2月に県道辛川鹿本線改良期成会が発足いたしまして、県道の改良についての事業推進を行っているところであります。事業の進捗状況についてでございますが、市道橋田大尺線との交差点につきましては、交差点改良ということで平成16年度に暫定工事を実施したところでございます。県では山鹿市鹿本町側の改良工事がほぼ完了に近いために、下橋田地先から先ほどの暫定工事をしました交差点までを早く完成させたいという考えでございます。用地問題が解決すれば、平成18年度中に下橋田工区の改修工事を実施する予定でございます。また、橋田・小野崎・内島地区の住宅密集地の改修につきましては莫大な経費が必要でございますので、住宅密集地を避けて内島地先の本路線の改良済のところまでバイパスによる改修計画となっております。また、既に平成16年度に延長約300mの測量が実施済でございます。今後は地元説明会を行い、用地買収が済み次第、随時工事に着手する予定であるというふうに聞いております。なお、バイパス予定地の橋田集落地内の家屋等の移転及び改良工事につきましては、下橋田工区及びバイパス工事の完成後になる見込みであります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 2回目の質問に移らせていただきます。

個人の経営では、売り上げ増ですね、市で言えば活性化で税収増に持っていかなければ、そのためには私は再三再四一般質問で言っておりますけれども、一番可能性のある手段としましては、企業誘致もさることながら優良企業の誘致であります。残念ながら優良企業というのは最低でも10ha以上、益城町は25haぐらいの団地だったと思いますけれども、七城の団地と泗水の団地では10ha多分なかったと思います。お隣の大津には本田技研が来ました。大変好調であります。また隣の菊陽にも、今までも言っておられますけれども、ソニー、東京エレクトロニクス、富士フイルムが進出しております。また大事なことは、その両町ともそれに伴い若い労働者が工場周辺の新興住宅地にどんどん定住して人口も増えているということでございます。優良企業が進出すれば、会社の固定資産税、法人税、本田技研などは18億円の法人税を払っておりますけれども、が入ります。若い労働力が定住すれば、固定資産税、家屋の、それから市民税などが入ります。高齢化率も下がると思います。将来の10年先、20年先の、もし進出すればですね、10年先、20年先のこの菊池の光も夢も希望も見えてくると私は思います。極論から言えば、何度も言っておりますけれども、指をくわえて見ていれば何も変わらない。前回の一般質問でも言いましたけれども、熊本県で10ha以上の工場団地造成地

は八代の1ヵ所だけでございます。守りも大事でございますけれども、積極的に活性化へ向けて攻めることも大事ではないでしょうか。市長は施政方針演説で県の大規模工業団地の第二候補地として川辺地区を条件整備とあわせて推進していくと言っておられました。県は1月27日、上益城郡益城町の熊本テクノロジーパークの東側隣接地に大規模工業団地を造成する方針を正式に決定したと新聞で報道されました。ちょっと市としてですね、情報収集が遅いのではないかと私は思います。ちょっと間違いがあったらすみません。企業誘致は進出話があってからでは遅うございます。事前に準備してあたるべきだと思いますが、県は益城町の大規模工業団地の第2弾として、近々大型工場団地を造る計画であると聞いております。菊池市として今度県の大規模工業団地を菊池市に誘致するために市長はどのように考え、対処されるのか、質問をいたします。

第2点の市の観光について。菊池市は素晴らしい観光資源があります。ちょっと早口で言います。渓谷としては九州ナンバーワンではないかと思えます菊池渓谷、最近周回散策道が整備されています龍門ダム、また各第3セクターや川岸の四季折々の花などなど、我が菊池市には他の温泉郷にない素晴らしい観光資源がたくさんあります。しかしその観光資源も市の宿泊客、観光収入に活用されずじまいではないでしょうか。1つの通過点でしかなく、経済効果で言えば宿泊させてなんぼの世界であります。宿泊客の多い温泉郷では、黒川温泉等の露天風呂の通行手形ですか、また湯布院の自然とマッチした景観条例、また食事、体験、土産、買い物等の街なみ体験散策コース等に人気があると思えます。菊池温泉はお湯に入る、食べる、寝る、帰るしか私はないのではないかと考えております。湯布院のように夫婦で仲間で、団体で、恋人で、観光、買い物、体験、食べ歩きできる散策コースが現在では大変人気があるのではないのでしょうか。私たち経済委員会で築地井手を視察に行きました。皆さんはご存じでございましょうか。私は感動いたしました。菊池渓谷に負けず劣らぬ素晴らしい渓流、また滝、きれいな水流、そして何ととっても菊池温泉地から徒歩で5分から10分のところにあるということです。そういう観点からしますと、築地井手などは少し手を加えれば他の温泉郷にない素晴らしい観光散策コースになると思えます。ここにおいで福村市長のきれいな奥さんの実家もそこにあり、大変素晴らしいことだと思います。築地井手に関して七城の栗原議員が言っておられましたけれども、菊池市は通称ワイフと言われ、英語でワイフ、日本語では奥さん、恋愛の果ての嫁さんということでございます。そこで、築地井手に鮎と鯉を養ってですね、鯉と鮎でございます。そして、築地井手をですね、鯉と鮎ですから恋愛、恋愛道路と名付けてですね、観光を誘致すれば、幸福駅とかありまして、わざわざ切符を買いに来られる方もございます。その築地井手の先にて

すね、恋愛神社とかつくりましてですね、おみくじは恋愛神社をおみくじにする。おまけに、そこにメダカを放流しますと、恋愛はメダカというごたる感じですね、と栗原議員が言っておられましたけれども、私が言いたいのは、温泉地のすぐそばに素晴らしい築地井手という景勝地を持っている。その散策コースとして活かしてほしいと。また、ほかの溪谷とか、ほかの観光資源をですね、結びつけて宿泊していただき、菊池温泉が活性化し、外貨を菊池に落とさせていただけるようにするために、今後市長は観光資源を利用活用し、観光振興をどのように考えておられるのか、質問いたします。

それから、メロン振興、さっきのことですけれども、補助金は出さないというようことです。これは非常事態、異常事態です。一つの産地がなくなります。そういう観点からしまして、異常事態にはBSEのときも七城町は補助金を付けて出しております。もう時間がないから詳しくは言いませんけれども。それから、台風で大変やられたときにも金利助成をいたしました。そういうことで、農業予算全般的に見て出さないじゃなくて、異常事態のときは別であります。これはぜひとも産地を守る観点からいたしまして、補助金を再度要望いたします。以上3点ですね、これはぜひもう、よければ2回で終わりたいと思いますので、時間もございません。福村市長にご答弁をよろしく願います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 坂井議員の再質問にお答えします。

観光振興につきましては、議員のご意見を参考にしまして、今後検討させていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 坂井議員、築地井手の恋愛コース、それからまたメダカということで、本当に清流の菊池を象徴するような清らかな水の流れてございまして、そこで産湯を浸かった人たちが菊池のきれい所であると言われております。

企業誘致につきましては、県が建設します新工業団地の誘致については、市長に就任いたしました翌日から行動を開始して取り組んでまいったところであります。半導体関連の大規模工場の誘致というのは、まさしくご指摘のとおり、優秀な企業であるということだろうと思います。特に経済が低迷した今の中におきまして、企業を新たにつくるという企業は相当な自力を持った企業でなければいけないかと思っております。この半導体関連の大規模工場の誘致は、今後も大変この魅力ある産業だと言われておりまして、裾野が広く経済や雇用創出が見込めるといふこと

で、幅広い期待感を持っているところであります。そのために、今回進出企業等を支援するための優遇措置を大変手厚く、他の市町村との誘致競争力を強化したいという考えで提案を申し上げているところでございまして、本市のよさを企業に強くアピールして、今後また地元の皆様方と議会とご相談申し上げながら積極的にこの企業誘致には取り組んでいきたいと、このように思っております。なおまた、10haの用地がないというお話でございましたが、ただ一つ菊池市だけがあるんじゃないかなと思っております、ご案内の田島工業団地が概ね12haぐらいあります。それから、蘇崎林原の方を合わせまして確か約8haぐらいがあるということでございます。そのことが非常に有利な状況になって、いつでも企業が誘致できて、いつでも工事が着工できるようにということで条件整備整えていきたいと思っております。

それから、黄化病の話であります、防除や害虫の生息、増殖場所となります施設周辺のハウス内部の除草や防虫ネット等につきまして、設置などについては地域ぐるみでの認識と、それから取り組みがぜひ必要でありますので、これは県の方がそういう制度を設けているということもありまして、地域振興局普及指導課のご指導をいただきながら、JAとも十二分連絡を講じて対策を考えていきたいと、このように思っております。ただ申し上げますように、この面的な広がり等については確かに菊池の特産品でありますこの七城メロンというものにつきましては、大きな一つの産業の基盤になっていることも事実であります、これはBSE問題とはまた計り知れない、この比較にできないぐらいのBSEは世界的な、あるいはまた国内的なものでもあったわけでありまして、先ほど部長が答弁いたしましたように、現状におきましては上乘せする状況にないというふうに判断をいたして、今後の経緯を見守っていききたいとこのように思っております。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 田島12haありますけれども、やはり優秀なる企業を誘致するためには、やっぱり20町とか25町が必要だと思います。それで、素晴らしい企業を、もちろん田島も頑張っていかなければなりませんけれども、やはり空港に近い、そして325線にも近い、川辺地区。

議長（北田 彰君） 坂井君、通告の時間がまいりましたので、発言を中止します。ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時16分

開議 午前11時25分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山田健二君。

[登壇]

（山田健二君） 議席番号1番、山田健二でございます。お昼前でもうすぐご飯ですので早く終わりたいと思いますが、もう少しおつきあいをいただきたいと思ひます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

合併して新しい菊池市が誕生して早1年が経過しました。平成の大合併と言われる今回の全国的な動きは、首長、議員、職員、住民それぞれにとって改めて自治体のあり方や行政サービスについて考えるよい機会になったのではないのでしょうか。少子化による人口減少、それに伴って経済成長が鈍くなるなど、これまでの社会の前提条件と呼ばれたものが崩れております。しかし、一方ではそのような状況下で税財源の確保は難しいと言われております。そういった中でも、住民のニーズの多様化、福祉予算の増大など、行政に求められる仕事量は増大し、複雑化していき、それに伴う予算も必要になるという矛盾も生じております。さらに、三位一体の改革により、国や県からの交付金や補助金も減少傾向にあり、国と地方の関係性の見直しも議論をされております。こういった社会情勢で自治体はどうやって住民の今の生活を維持し、増加する高齢者がどのように生きていくか。あるいは将来を担う子どもの減少をどう食い止め教育していくかなど、根本的で現実的な課題に対する回答が求められています。そのためには、隣町には立派な施設があるばってんがこの町にはなか。だけん、この町にもつくらにゃいかんとか、そういったこれまでのスタイルから隣町ではあの施設の運営に5,000万円かかるけんが、この町にはその負担がなかけんよかとか、あるいはこの町には大きい公民館はあるばってんが、隣町には小さかとの5つあると。その目的に応じて使い分けにゃいかんと、そういったスタイルに変えていく必要があると思ひます。そういった地域の違いを受け入れ、自分たちが何を持っているかの、何ができるのかを考えて、周辺の市町村と互いに補完していく関係性を築いていくことも必要になってくると思ひます。そのためには、実施した事業に対する分析と評価をしなければ、必要かどうかもわかりません。それが近年全国の自治体で行政評価制度が導入されている要因になっていると思ひます。私は当初、行政評価制度の導入を質問しようと思ひておりましたが、市長の施政方針にも行政評価の実施に触れられておりましたし、先ごろ議会の全員協議会で配布されました集中改革プランの中でも、その実施の大まかなスケジュールが書かれております。そこで、行政評価システムの導入にあたっていくつか

の質問、提案をさせていただきたいと思います。

まず、市長の諮問機関としての評価委員会の設置です。聞くところによると、職員を教育して評価するシステムをつくるということのようですが、公表前の段階で市民は当然のこと、専門家、例えば企業の経営者、大学の教授、あるいは公認会計士などをつくる評価委員会に見せて、その意見を聴取するということが大変重要であると思います。行政評価は、住民サービスの向上のための手段であり、それ自体が目的ではありません。客観的な立場からの意見を聞かずに公表することは、評価をただしたという自己満足につながりかねません。こうした評価委員会の設置についてはどうお考えですか。

2つ目に、職員教育のあり方です。研修にあたって評価システムの技術的なものでなく、意識改革も重要な要素であると思います。例えば、本来予算というのは毎年0ベースで組み直すべきだというふうに思いますが、実際には前年度の予算編成を参考につくられております。これは、慣例として続いているものだと承知しておりますが、この類の慣例をうち破るために評価をするという意識付けをする必要がある私は思います。そこで、今考えておられる職員研修の制度、どういった形でやるのか、今お答えできる範囲でお答えをいたしたいと思います。

3つ目に、スケジュールです。集中改革プランの中でも書いてありますが、先ほど申し上げたとおり大まかにしか書いてございません。18年度は事務事業の評価を始めるということですが、あるいは政策評価について踏み込むのはいつなのかとか、そのスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、お尋ねの第1点目の評価の審議会につきましては、現在大学教授等の専門的な有識者や公募等によりますところの市民で組織されました審議会を設置していきたいと考えております。大学教授等の専門的な有識者、あるいは市民で組織されました審議会でも外部評価の確立を目指してまいりたいと考えています。一応、審議会につきましては以上でございます。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ではちょっと、暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

開議 午前11時33分

議長（北田 彰君） 再開します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 行政評価に関する職員研修でございますが、既に係長以上の研修を実施いたしております。今後も当然係長だけではいけませんので、全職員に対して行政評価に関する研修を実施してまいりたいというふうに考えております。そのほか、研修にはいろんな自治大研修とか、アカデミー研修とか、その中に当然行政評価に関する研修が入っております。そういうような形で、職員の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

あと1点ですが、集中改革プランの今後のスケジュールということだと思っておりますけれども、現在今回3月末までに公表することと作成をいたしてまいりました。当然、ワーキンググループ、幹事会、行政改革推進本部、行政改革懇談会等を踏まえて作成してまいったわけでございますが、今後においては、公表後は行政改革大綱を作成することといたしております。当然ながら、行政改革懇談会の方に諮りながら、また内部的にも幹事会、また推進本部に諮りながら作成してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[登壇]

（山田健二君） 打ち合わせのときとちょっと違ったもしれませんね。この集中改革プランが、大体その後に出されているもので、大体これが出される前、その前にこれは出さなきゃいかんだったんじゃないかなと思います。これが出されたからは、もう聞くことが正直言ってなくなってきました。

そこでですね、ちょっと好きなことを言わせてもらいます。事務事業の評価なんですけど、事務事業の評価を今年度からやっていくということで、そうですね、合併のときなんですけどちょっと思ったことがあったんですね。例えばコンピューターのシステムの問題なんですけど、各自治体で2億円ずつ負担して、全部で8億円だったと思います、記憶しております。こんだけ立派なシステムというのは、恐らくほとんどないだろうと思います。例えば一般会計が200億円ちょっとなんですけど、一般企業で200億円ぐらいの売り上げの企業がですね、生産整備でもないのに8億円もシステム管理に投資するということは、恐らく考えられないと思います。しかも、私が思うのは、それを高いか安いかわからないのはほとんど議論されていないんじゃないかなと思っております。そして、さらにですね、支所から稟議書なんかをもってですね、そのシステムをいかさんでハンコもらいに来よるといふ話も聞きました。

た。大体決裁のシステムなんかも、そういうので決めて、後ですね、文書はまとめてハンコが必要だったらやればいいだけの話で、いちいち決裁を持っていくというのはどうかなと思っております。

それと組織のあり方なんです、組織のあり方についてもそうなんです、支所はほとんど予算も権限も持っていません。これはもう中央が管理するというのがいいという人もおるし、支所に権限持たせろという人、いろいろ議論があると思いますが、そういったことに対してももう一回客観的に見てみて評価していくということも必要だと。そこまで踏み込んでやらないと、やっぱり意味がないんじゃないかと思っております。そうですね、それからですね、行政というのは踏み込んでやらなきゃいかんところもですね、なかなか経験が長くなってくると問題先送り、この問題は多分先送りだろうなとか、落としどころはここだろうなというのが予想つきながらやるもんですね。先進自治体の事例なんかをまねて、その書式で形を整えて、はい、いっちょあがりという形が非常に多いと。そうじゃなくて本当にやっていかないと私はいかんと。本当にやっていかないと、私今、今年30になりますけれども、私が皆さんぐらいの年齢になったときには、この菊池市が存在しているかどうかあやしいというふうに思っております。そこでですね。

議長（北田 彰君） 山田議員、通告に沿った質問をやって下さい。

[登壇]

（山田健二君） はい。

そこでですね、行政評価のシステムなんです、評価をするポイントとしては、やっぱり事業の取捨選択をしやすくする、その基準をつくるということにポイントがあるんじゃないかなと思います。その時代とともに政策の重点項目というのは変わってくるということで、今までの行政というのは要らなくなったものも捨てなかった、残してきたという傾向があったと思います。そこでですね、その行政評価のシステムそのものについてどうお考えなのか、用意した答弁書のとおりで結構ですので、よろしくお願いします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 行政評価につきましては、厳しい行財政の運営の中で健全運営を推進していくための手法としては非常に有効であると自分自身思っております。まず、行政評価の目的としましては、大きく4つあると考えています。まず第1点目につきましては、政策、施策あるいは事務事業の内容や実施方法等の問題点を発見し、行政運営の改善に努めること。2点目に、費用対効果を検証しまして、財政運営の効率化を図ること。3点目に、職員が何のための事業を実施するのかを

明確にし、職員自身の意識改革を図ること。4点目ですが、市民に対しまして政策の決定過程や成果を透明にすることとっております。平成18年度は、各部署の職員で構成するワーキング部会を立ち上げまして、旧菊池市で実施してまいりました行政評価システムの検証及び見直しを行いまして、事務事業評価を試行してまいりたいと考えております。また、ワーキング部会につきましては、各部署における行政評価のリーダーとなり、職員の指導、評価シートのチェック等の役割を担っていくこととなります。今後、ワーキング部会を中心に、さらに職員研修を実施し、行政評価の試行及びシステムの検証を行いながら、よりよい評価システムの構築を進めてまいりたいと思っております。

次に、現在導入を検討しています行政評価システムは、第1段階の事務事業評価と第2段階の施策評価ということを考えています。第1段階の事務事業の評価は、担当職員が所掌する事務事業について評価を行いまして、担当係長、課長がチェック、修正等を経て評価表を作成するものです。第2段階の施策評価は、関係課長が複数の事務事業から構成される施策について評価を行い、関係部長のチェック、修正を経て、評価表を作成するものです。ともに報告書を取りまとめて、結果を市民へ公表し、パブリックコメント等で意見を伺いながら行財政運営に反映させたいと考えております。評価の方法につきましては、平成18年度から段階的に試行していくことから、当面内部評価ということで職員が評価するシステムを考えていますけれども、内部評価ではどうしても評価が甘くなる傾向がございますので、先ほど議員に答弁しましたとおり、今後大学教授等の専門的な有識者や募集による市民で組織された審議会を設置して、外部評価の導入を目指してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[登壇]

（山田健二君） ありがとうございます。この評価のシステムというのは、もう先ほども申し上げましたけれども、やっぱり目的ではなくて、やっぱり過程とか手段なんですね。ですから、ぜひともこのシステムを早く確立して、これは大変だと思います。なかなか独自のオリジナルシステムをつくっていくというのは大変だと思いますが、早く確立してですね、効率的に行財政運営ができるように期待をしております。

それでは、最後に市長の方にこの問題についてのご見解をお伺いをしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 山田議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

本市はもとより、地方行政というものは地方分権の確立あるいはまた三位一体の改革など、財政は非常に厳しい状況にありまして、この厳しい財政状況の中にあリまして、行財政の基盤の強化や、あるいは人材の育成、人材の確保など体制の整備、行政の効率化など、様々な課題が山積いたしてありますが、この山積している課題に対応した行財政の改革を推進することが大変重要なことであると認識をしておるところであります。この評価ということにつきましては、あらゆる行政のアクションについてすべきことだと、このように思ひます。特に貴重な市民の皆さん方の税によって支えられているわけでありまして、この税の使い道について、最小の財源をもって最大の効果を上げることからいたしまして、チェックというのは常に怠ることなくやっけていかなければならないと、このように思ひております。行政評価というのがそのための有効な一つの手段であると、このように考へております。これまで旧菊池市におきましては、この行政評価について既に試行段階に入っけておたわけでありまして、改めてこの合併によりまして職員の研修をはじめとする部長答弁にありまして、審議会を設置して外部の皆さんの方を交えながら、果たしてこの政策は妥当であるかどうかと、そしてその効果はどうであったのかと、そしてまた本当の意味でこの職員の皆様方が意識を改革してやる気を持って、責任をもって実効性を上げているのかといったことまでをチェックしていかなければならないと思ひております。今後は集中改革プランや来年度策定をいたします行政改革大綱の中で具体的にお示しをしまして、そして新市に適合した行政改革システムの構築を目指しながら、積極的に取り組んでまいりたいと。そのことが生き残りをかけた地方自治体の一つの道ではないかと、このように思ひております。適切なご質問をいただきまして、誠にありがとうございます。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

休憩 午前 11時45分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 議長の許可をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

はじめに、子育て支援と少子化対策について。私は福岡市や熊本市、それから長崎県の対馬などを転勤しながら5人の子どもを育ててまいりましたけれども、核家族でしたので母親の私が病気をしたときの育児と家事は本当に大変なものでした。その転居先でできた友人が助けてくれましたけれども、心細い思いをした思いがあります。そのころから行政が子育て環境の充実に取り組むことが必要ではないかと考えておりました。現在は、もっと核家族が増えていますし、離婚等で一人親家族も増えました。ですから、子育てに心細い思いをしている人はもっと増えていることだと思います。また、まちの発展と継続には、どうしても多くの若者が住みたいと思えるまちづくりをしなければならないと思っております。高齢化の高い菊池市においては、支える側の若者を増やすことがお年寄りも安心して暮らせる道ではないかと思えます。そのためには、子育てのしやすい、安心して暮らせるまちづくりが一番だと私は思っております。去る2月27日に子育て日本一のまちづくりを目指しまして合志市が誕生いたしました。私の周りの多くの若者からお年寄りまでもが、合志市のまちづくりに関心を持っておられます。中には転出を考えたいと言われる方もおられます。そこでです、菊池市から合志市等ですね、近隣の市町村への流出を防ぎ、そして定住していただくためには、財政的にも困難な面も多々あると思えますが、他市町村に負けないほどの子育て支援策が必要ではないかと思えます。そして先ほど坂井議員さんの言われました企業誘致も雇用を促進することになりますので、定住に役立つと思えます。そしてですね、要するに私たちの菊池市はとて財源的にも限られた財源でございますので、それを効率的に使い、自分たちの要求を少しでも達成するためには、優先順位を考慮して、お互いが、市民お互いが助け合い、また寄り合い、歩み寄り合い譲り合う施策が必要不可欠のことではないかということで、次々と質問をさせていただきます。

はじめに、菊池市独自の不妊治療助成事業の実施について。現在、特定不妊治療費助成事業を熊本県が行っておりますけれども、夫婦の所得が年間650万円未満であること、1年度につき10万円が限度、通算2年までとなっております。県は、長期的に不妊治療を受ける夫婦が増えれば出生率の向上に役立つと期待をしております。不妊治療の現状は30万円から40万円かかり、また熊本県には不妊治療の実績の高い病院がないため、北九州市、福岡市の病院で治療を受けているので交通費等がかかっております。そこで、年度や所得制限、治療回数に関わらない菊池市独自の不妊治療費の助成制度を考えていただきたいと思えます。

次は、3歳以上16歳未満のインフルエンザ予防接種無料化についてでございます。現在、65歳以上は1,000円、65歳未満は1,500円の自己負担で希望者が接種できることになっております。これを65歳以上は現行のとおり1,000

0円、16歳以上65歳未満も現行のとおり1,500円、3歳以上16歳未満を無料化していただきたいということです。なぜかといいますと、この年齢はちょうど集団感染をしやすく、ひどいときには脳までやられてしまうことがありますし、予防接種をしておけばインフルエンザにかかっても軽くて済みます。そして、医療費の節約にもつながるのではないのでしょうか。無料が無理ならば、せめて65歳以上と同じ1,000円にできないものでしょうか。

次に、市独自の子育て環境事業についてです。菊池市においては、菊池市すくすく子宝祝い金10万円が第3子より送られることになっていて、17年度は、これは1月1日現在です、17年度は70組700万円の祝い金が支払われております。第3子、第4子と子宝に恵まれることは大変うれしいことでございますけれども、子育て中の母親に尋ねたところ、すくすく祝い金を目的に出産することはない。その後の子育てにお金があるので2人までは夫の収入と自分の働きで何とか育てていくことができますけれども、3人目になると経済的不安があつて考えてしまいますと言われました。それでは、どのような施策があれば3人目を考えますかと尋ねたところ、18歳までの児童手当ですという声が大半でございました。そういえば私が3番目、4番目、5番目と子どもを生むとき、18歳までの児童手当がありました。しかし、いつの間にか第1子から児童手当が支払われるようになり、6歳までということで、その後の子育てに不安を感じたものでした。20数年前も、今も、子育ての経済的不安はほとんど変わっていないのです。そこで、子育て中の家庭が望む、また少子化対策になる菊池市独自の児童手当制度をお考えいただきたい。そしてそれが無理ならば、オムツやミルクなどの年数を制限しての現物支給などできないものか、市長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、一人親家庭に行われる子育て支援サービス、生活支援サービスを子育て中の家庭全部対象にできないのかお尋ねをいたします。この制度は、安心して子育てのできる、またお互いが助け合う制度として大変よい制度だと思います。ただ一人親の家庭に限られていることです。今は核家族が多い、また近くに親がいても働いていたり、病気や年を取りすぎていたりなど、母親が病気になったときなど援助ができないことが多くなっております。これは介護問題でも言えることで、介護保険制度ができたのもお互いが助け合う理由からです。子育ての介護保険制度のようなものがあってもいいのではないかと思います。そこで、一人親家庭に行われる生活援助サービスなどを子育て中の家庭すべてを対象にできないものか。

以上、4点について市長のお考えをお聞かせ下さい。

次の組織編成については、昨日の渡邊議員さんの質問と執行部の答弁をお聞きいたしました。18年度から集中改革プランに基づきいろいろ取り組みをされていく

ようですので、期待をして私の質問を省略させていただきますけれども、ただ一言言わせていただきたいのは、合併後、長期休暇の職員が増えているということです。これがちょっと心配でございます。何名かということも知りたいと思います。適材適所の配置ではなかったのではないかと表れではないでしょうか。また、残業時間の多いところは人手が不足なのか、適所でないため仕事の能率が悪いのか、把握する必要があると思いますので、調査をしていただきたいと思います。職員におかれましては、机上の仕事だけでなく、市民の目線でものを考えるためにも、市民の側で仕事をすることが大切だと思います。自ら挨拶をして、住民に好感をもたれるよう自分自身を磨いていただき、信頼される職員になっていただきたいと思います。

次に、教育長にお尋ねをしたいと思います。旧泗水町では幼稚園、小・中学校に用務員が配置されておりましたが、なぜなくなったのですか。幼い命が奪われるなど、子どもの安全性が大きな社会問題となっている中で、これは学校管理の安全面において保護者としても不安で後退しているとしか思えませんが、どのような考えでなくされ、またその代わりに何か行われていることがございましたらお答え下さい。教育長の学校管理に対するお考えをお聞きます。

最後に、施政方針について。特に起債の返済計画についてお尋ねをいたします。合併するとき、基金は財政調整基金等33億円と特定目的基金11億6,000万円、合わせて44億6,000万円です。持ち寄った起債は、合併したときが27億6,000万円でした。しかし17年度の決算見込みの起債は28億3,000万円で、この1年間で6億8,000万円も起債が増えています。持ち寄った基金は一般財源の歳入不足に繰り入れ充当する計画と聞きました。今後、庁舎建設をはじめいろいろな事業計画があり、起債はもっと増えてきますが、その返済計画はどのようになっているのか、ご説明願います。また、行政改革を実施していくなかで、その痛みを市長をはじめ職員、住民一体となって分かち合っていかなければならないと思いますけれども、その成功のためには住民に理解を求めていかなければならないと思います。理解を求めため、市長はどのような取り組みをお考えですか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。早口で申し訳ございません。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 子育て支援などの少子化対策についてお答えをいたします。

本菊池市での不妊症でお悩みの方の数はわかりませんが、経済的負担を含

めぐ心痛は大変なものだと思っております。現在の本市におけます不妊治療対策につきましては、熊本県特定不妊治療費助成事業での対応を行っております。ただいま議員からおっしゃったとおりでございます。この事業は、特定不妊治療、体外受精、または顕微受精を受けられた夫婦1組に対し1年度に10万円を限度として通算2年度まで助成するものでございます。所得制限もございますが、対象者すべてに適応になるものではなく、まだまだ不十分な状況でございます。医療機関といたしましても、県内6医療機関が指定医療機関に定められております。菊池保健所管内では、平成16年度4名、平成17年度3名の菊池市の方からの申請がっております。費用の助成につきましては現在予定しておりませんが、今後少子化対策の一環として担当部署で勉強させていただきたいと思っております。本市の今後の取り組みといたしまして、一人でも多くの方に県の、熊本県の助成事業を利用していただくように事業の周知に努めたいというふうに思っております。また、不妊症の原因は環境ホルモンの影響や食生活の乱れなど様々と言われておりますので、思春期から若い世代への教育、学校教育等を関係機関と連携を図りながら実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、インフルエンザの予防接種無料化についてお答えいたします。本市では、法に定められていない任意接種の3歳以上65歳未満のインフルエンザにつきましては、接種を希望される方に対し半額程度の補助をしているところです。インフルエンザの予防接種は、主に個人の予防目的のために行うもので、受けるように努める義務のない予防接種に分類されております。さらにワクチンによる発症予防効果は6歳未満につきましては有効率が20ないし30%と言われております。ワクチン接種の副反応に関する研究がまだ少なく、十分な知見が得られていないという状況ですので、費用負担につきましては今のところ無料化は考えておりません。今後は、子どもを取り巻く周囲の健康づくりを推進するとともに、自己免疫力を高めるような日常生活の改善、工夫等の予防法についての啓発・指導を強化しまして、感染症の発症、蔓延防止に努めていきたいというふうに考えております。

次に、市独自の子育てについてでございますが、先ほどもございましたが、すくすく子宝祝い金は、新菊池市においてスタートしたばかりではございますけれども、3人以上の子どもさんを出産された保護者の方から大変助かっていると好評を得ている事業でございます。財源としましては、年間800万円程度を予定しております。児童手当につきましては、平成16年4月から小学校3年生までに対象年齢が引き上げられましたが、さらに平成18年4月より6年生まで引き上げられる予定でございます。現在の対象人員は3,800人で2億7,255万円を支出しておりますが、これに約1,600人が加わり、それに伴います歳出を1億3,100

万円程度と試算しておりますので、総額で4億390万円余りになります。ご質問の市独自の児童手当の拡大につきましては、中学1年生から18歳までとして3,740人になり、月額5,000円を支給すると仮定いたしますと2億2,440万円、その半分の2,500円といたしましても1億1,220万円の財源が新たに必要となりますので、市独自の児童手当制度の創設は財政上困難であります。また独自の児童手当が無理であれば、オムツやミルクなどの現物支給ということのご質問でございますが、紙オムツを使用する方と布オムツを使用される方がそれぞれおられますし、また母乳で育てる方、あるいは粉ミルクで育てる方がそれぞれおられます。仮に紙オムツを支給するとなると年間出生者数380名としまして、2歳6ヵ月までとしますと約6,800万円の財源が必要になります。また、仮にミルク支給についても1歳まで支給することとしますと1,100万円程度の財源が必要となります。この2つとも財政上は困難と考えておりますが、ほかの子育て支援、菊池市次世代育成支援行動計画に基づいて、総合的な子育て支援対策を今後とも実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、母子家庭、父子家庭及び寡婦の一人親家庭が修学などの自立を促進するための必要な事由や疾病などで日常生活を営む上で支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣して、生活の安定を図る、菊池市ひとり親家庭等日常生活支援事業を子育て中の家庭にも広げてはとのご質問だったと思いますが、菊池市においては子どもの病気あるいは保護者の就業や疾病、冠婚葬祭等のために児童をあずかる菊池子育てサポートセンター事業を実施しております。ファミリーサポートセンター事業とも言っております。この事業は、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人がお互いに会員となって助け合うシステムでございますが、地域における育児の総合援助活動として、地域の子育て支援機能の充実を図る目的で実施しておりますので、この制度を有効にご利用いただきたいと思います。なお、利用料につきましては平日で1時間600円、土曜、日曜、祝日、早朝、夜間等の時間外では700円ということで、利用料の半額は市で助成しております。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、第1点目でございますが、長期休暇の取得状況ということでございますが、職員の勤務状況を分析するものの1つといたしまして、職員の時間外勤務の取得状況が上げられると思います。税務業務の確定申告に伴うものや国勢調査といった時期特有の勤務を除いた超過勤務状況を分析してみますと、平成17年8月から18年1月までの6ヵ月間で見ますと、多い職員で月平均

27時間程度となっております。合併当初の事務量の増加に伴う職員の負担も半年を経過した時期からやや落ち着きを取り戻しているものと認識しております。一方、議員ご指摘のとおり、長期間の私傷病休暇を所得している職員が発生しているのも事実でございます。平成18年3月1日現在で私傷病休暇を8名が取得しております。そのうち30日を超える職員が4名おります。このような状況につきましては、休暇取得の状況をもとに分析してみますと、その大きな要因といたしまして、合併による事務量の増加よりも職場環境が大きく変わったことにより起因しているのではないかと考えております。このような長期休暇取得の原因解消及び対策といたしまして、今後産業医を活用したメンタルヘルスケアや健康診断時のストレスチェック、管理職による係員のヒアリングなどを積極的に取り入れながら、職場安全衛生管理と長期私傷病休暇の減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、庁内組織体制につきまして、先の全員協議会におきましても考え方を説明申し上げたところでございますけれども、新市1年の実績の精査を基に、市民利便性のさらなる充実と事務事業の効率化を目指して、一部見直しをしたいというふうに考えております。その中で、職場全体の状況把握や超過勤務の状況等を配慮した形での職員配置を検討しております。職員の経験や資質等を総合的に判断した上で適材配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の施政方針についてでございますけれども、返済計画はということでございますけれども、新市建設計画及び平成18年度当初予算に基づく起債残高予定額につきましては、平成18年度約283億円、平成21年度約353億円、平成26年度約338億円となっております。また、公債費予定額につきましては、平成18年度約23億2,000万円、平成21年度約30億8,000万円、平成26年度約37億3,000万円となっております。合併の優遇策でもありませんが合併特例債の安易な借入は、今後大きな負債として市の財政を圧迫しかねませんので、総合計画における起債借入額を十分に考慮し、無理のない償還計画を確立することで本市の財政の健全化につなげたいというふうに考えております。

また2点目で、広く市民に周知するためにはということございましたけれども、現在の本市の財政状況につきましては、予算・決算等は広報紙等を通じて市民の皆様にも周知しておりますけれども、また要望がありましたならば生涯学習出前講座にてメニューを掲げておりますので、ご活用いただきたいと存じます。財政用語は難しい、予算の仕組み、内容等が理解できないなどの意見もございましたので、平成18年度は住民向けの予算書を作成し、その中で本市の財政状況も掲載し、ご理解を図りたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 旧泗水町で配置されておりました用務員がなぜなくなったかというご質問でございますが、用務員の配置につきましては、合併の協議の中で新市においては廃止するとの調整がなされまして配置しておりません。議員ご指摘のとおり、子どもたちの安全管理が重要であることは、教育委員会としても十分認識しております。そこで、その代わりということになるかと思えますけれども、安全面の配慮として市立の2つの幼稚園におきまして、園長、担任教諭の他に嘱託職員を配置し、指導や安全面に配慮しております。また小・中学校におきましては、合併後の平成17年度から学校図書司書を全校に嘱託職員として配置し、その業務におきましては図書業務だけではなく、学校全体の教育活動においても補助的業務を行うこととしております。さらに大規模校には事務補助を配置する計画であります。一方、安全管理面におきましても、防犯カメラの段階的設置及び県警本部直通の110番緊急通報システムというのがありますけれども、旧菊池市には既に配備しておりますが、その他の学校において18年度から設置について段階的に整備していく予定でございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 再質問を行います。

子育て世代の要望に対して、予算上無理という答弁がほとんどでございますけれども、これらは子育て世代の究極の願いであってですね、自分たちも半額負担をしてもよいと思っておられます。不妊治療にはですね、夫婦の相性もありますけれども、不妊で悩んでいる夫婦は10組に1組の割合でおられます。また、不妊治療が高額なため、子宝をあきらめる夫婦も多くおられます。私はですね、県は県で利用をして、そして市の方で、県とそれから市独自でですね、1年度につき5万円ほどの補助ができればですね、1回多く治療を受けることができるんです。そしてその利用者がですね、今所得制限がありますので3から4名。私ちょっと計算したんですけれども、所得制限を外してもですね、予算として200万円ほどでできるんじゃないかと思えます。菊池市の発展と継続のためにも、この事業をぜひ実施していただきたいと思えます。インフルエンザの予防接種につきましては、6歳未満の有効率は免疫力もありますので答弁のように低いかもしれませんが、保護者のお願いしているのは16歳までの子どもたちを含めてです。無料化は究極の希望で

あって、旧泗水町のときのように1,000円に統一されてはいいかと思いますが。要は職員が住民の小さな要望にも細やかに答えることができるかではないでしょうか。児童手当につきましては、国の方針で小学校6年生まで延長になるので安心してございます。オムツやミルクの現物支給には、市独自の政策として取り組んでほしいということでしたけれども、紙オムツの利用を2歳半までを対象としてありまして、6,500万円と試算をしておりますけれども、紙オムツにしる、布オムツにしる、オムツがいるのは1歳までの間でございます。1日8から、紙オムツの場合8枚から10枚交換して、月300枚、価格が平均1,000円、月5,000円から6,000円がかかっております。成長とともに使う頻度は減りますけれども、価格が上がりますので結局月の利用額は変わらないそうです。布オムツ使用のところでも、雨天時ときとか夜間、外出時も紙オムツを利用して月2,500円から3,000円は使うそうでございます。年間出生数を380人として、年間1人当たり、例えばですね、1万円だけ、年間1万円だけ補助するというところでされた場合ですね、380万円で済むわけですね。そして、その紙オムツを買うところを商工会の会員の薬局と決めておけば、地元の薬局ともなじみになって子育て相談できたりして一石二鳥だと私は考えます。そして、すすく祝い金は3人目からしか対象になりませんが、これはたくさんのお子どもたちが対象になりますので、大変喜ばれると思います。薩摩川内市では1年間紙オムツ無料となっております。また福島県田村市では保育園、幼稚園に通う未就学児について、親の収入に関係なく一律2年間410人の子どもに1億350万円の予算を組んで新年度より取り組むようになっております。兵庫県では、子育てしやすい環境づくりのアイデアを募集し、優れたアイデアは公表して施策に活用するなど、各自治体で様々な施策が考えられています。よく考えればできることですので、ぜひご検討下さい。

日常生活支援は、菊池市子育てサポートセンター事業で、会員になって助け合うようになっているので安心してございます。しかし、家事支援を受ける場合は、家事支援に来る方がヘルパーの資格が必要になりますので、資格が取りやすいように支援していただき、またせっかくの事業ですので、検診時など大いに宣伝していただきたいと思います。

学校用務員に対しましては、図書司書で対応しているということですが、そしてまた18年度から泗水小・中学校にPTA事務の補助費を予算化されているようでありがたいことなんですけども、用務員と司書では仕事の内容も変わりますし、保護者は安全面と施設整備、環境整備の面から、そこで働く先生方にもゆとりをもって教育に携わっていただきたいとの思いから用務員の必要性を考えてあります。学校での用務員さんは先生とは違う目線で安心感を与えられていたのではない

かと思えます。防犯カメラ等でそういう安全面には気を付けるということですけども、やっぱり人間と人間が大切ではないかと思えます。その用務員ですね、私は1日中勤務して下さいということはできないかもしれない、予算上ですね、できないかもしれないけど、半日常勤とか、それとか司書さんと時間をずらして勤務するとか、それからシルバー人材センターに依頼をしてですね、少ない財源の中でも工夫によっては防犯カメラだけでなく、人の目で子どもの安全を守ることができるのではないかと思えます。地域でも多くの方が子どもの安全のために老人会等が防犯パトロール隊をつくってご協力をいただいております。やはり行政側がですね、本当に心の通うやっぱり子どもたちに安心して学校に行ってもらうためには、もう少しそういう人的配慮をしてほしいと思えます。

施政方針については、お尋ねしていた起債返済の計画が今の答弁で少しは市民にお知らせできたかもしれませんが。要するに私たち菊池市民は多くの借金を抱えていて、子どもたちの世代にも借金を背負わせることだということですね。そのためにはですね、住民一体となって痛みを分かち合わなければいけないということなんです。そうすると、どうしても行政が市民の目の前で説明をしていただき、私たちもこのように努力をしていますと態度で示していただき、理解と協力を求めなければいけないと思えます。住民からは、インターネットや広報で意見等を求めているが、直接聞きたいとの声が多くあります。先ほど言われました出前講座などもありますが、規定の人数を集めるのが大変だそうです。これからの時代は行政側から市民に向かっていかなければいけないんじゃないかと私は考えます。老人会、女性の会等、諸団体の会合でテーマを決めてお話しをしていただいたらどうかと思えます。また、校区ごとで住民懇談会が開催されるとよいのではないかと思えます。合併して2回目の春がやってまいりますけれども、住民の心は本当にまだまだ春遠からじです。質問をいたしました子育て支援策は、子育て世代の切なる願いでございます。どれか一つできるとしたら、市長はどれをされますか。よかったら、お答え願います。

これで、再質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 子育て支援関係の少子高齢化に歯止めをかけたいとの思いでご提示いただいたところでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、県が進めている事業がございますので、市といたしましては一人でも多くの方々に県の助成事業を利用していただくように事業の周知をなお一層進めてまいりたいというふうに考えております。あわせて、不妊症の原因は先ほど申し上げま

したように様々な要因があると言われておりますので、今後医師会と連携を図りながら思春期教育をはじめ、食生活の改善等を複合的な施策で進めていきたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザの予防接種の無料化でございますが、インフルエンザの予防接種無料化につきましては、任意接種になる16歳未満につきましては毎年2回接種になりますので、現在1回1,600円、2回で3,200円の補助を実施しているところでございます。

それから、子育て支援の3点目で、オムツ関係についてのお尋ねでございました。オムツやミルクの現物支給につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。新たな市独自の財源を必要とする制度が厳しい財政状況でございます。また子育てしやすい環境づくりにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、菊池市次世代育成支援行動計画を策定するにあたりまして、多くの皆さんからのご意見・ご要望等を反映して策定されております。市民の皆様から優れたアイデアにつきましては、当然公表いたしまして、施策に活用させていただきたいというふうに考えております。

それから、一人親家庭関係でございますが、市の母子会が今年2月の25日から3月13日にかけて母子家庭生活支援講習会を開催いたしております。この講習の受講生には、講習終了後は家庭生活支援員として活躍していただく一方、ファミリーサポートセンターのお助け会員として登録をしていただくことになっております。今回、19名の受講がございましたけれども、この講習会は今後毎年実施していく予定でございますので、結果的にファミリーサポートセンターに登録される家庭生活支援員さんも増加していくものと考えております。また、この制度の周知につきましても、乳幼児健診や各種イベントの会場などで周知に努めてまいりますが、周知に現在努めておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 菊池市の財政状況について、市民の皆様への情報提供を行うことで、市民の皆様と一体となった痛みを分かち合うことへの理解を求めるべきではないかと。そのためにも、市民の皆様に対して直接説明すべきとの議員ご指摘でございますけれども、現在情報発信の一つの方法として、先ほど申しました出前講座を開催しております。これは原則といたしまして10名以上の要望があれば開催に応じております。議員言われますように、出前講座は申請があることが必要でありますので、確かに受け身的な情報提供の部分もございませぬけれども、今後は老

人会等の各種会合等の中で、できますならば議題の一つとして市の現況等の説明をする機会を取り入れていくことも一つの方法ではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 福川議員のご質問にお答えしたいと思います。

結論は、起債が大変この残高が増えてきていると。それに伴いまして、公債費の負担割合というのが大変高くなってきているというご指摘がございました。インフルエンザの予防接種の無料化や、あるいはまたオムツやミルクの現物支給ということでございまして、ただいま市民部長が答弁いたしましたように、新たなこの財源を必要とするということでございまして、このような大変厳しいご指摘にあります財政状況の中で事業を行うということは、極めて厳しい状況にあるということでございます。

不妊治療助成につきましても、また同じでございまして、県の補助の上乗せは現在のところは考えておりませんが、市民部長が答弁いたしましたとおり、お金の問題以外のところで医師会等と連携を取りながら、教育の充実に徹底していきたいと、このような考え方でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 最後に、私の意見、要望を言わせていただきますけれども、要するにこういう子育て支援は総合的に取り組んでいくということですが、小さなこういう声ですね、そういうことを予算化できない、新たな財源が必要となるということですが、そしたらですね、若者は定住せんでもいいということなんですかね。やっぱり若い人たちにこういう要望が出ているのに。私は財源の見直しをする中で、今ある限られた財源を住民の多種多様な要望にどう配慮するかが問題であると思います。そしてまた、新しい財源をどうやって作り出すか、工夫をしていかなければならないと感じております。

最後に、先日あるお年寄りがですね、少子化がこのまま進めば、日本という国はどうなるのだろうか、なくなるのではと不安になる。私たち年寄りはもちろん、年金が少なくて生活に困っている人は助けなくてはならないけれども、大半が年金をいただくことができ、それなりの生活ができています。これも若い世代が年金料を負担してくれるからだ。果たしてこのことにどれだけのお年寄りが感謝をしてい

るだろうか。これからは支えられる側として、支える側への支援を増やしていかなければならないと考えるようになったと話されました。このような考えのお年寄りが増えてくれば、オレオレ詐欺などお年寄りを騙す若者も減ってくるのではないのでしょうか。また支えられる側の感謝の気持ちが支える側にも届き、お互いが思いやり譲り合いの配慮を持つ人が増えれば、少ない予算の中でも住民サービスを減らすことなく行革ができるのではないのでしょうか。痛みを一緒に分かち合うこと、そのためにも市長をはじめ特別職は先頭に立ち、自らが報酬見直しなどをされて、行政改革の模範となられますことをお願いを申し上げまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。多分私が最後となると思いますけれども、しばらくの間ご清聴をお願いしたいと思います。

それでは、通告しておきました観光推進について質問させていただきます。

昨年、3月22日の合併によって、新菊池市がスタートし、現在市民の皆様のご協力によりまして、まちづくりの基本理念である豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちの実現に向け、各種施策が福村市政の下に展開されております。特に福村市長は、旧菊池市長時代から観光事業推進につきましては積極的に取り組み、本年3月1日から実施されました韓国人の短期ビザ恒久免除においては、国に先駆けて県市長会、九州市長会に提案、現在菊池市はノービザ運動の提唱地として国内外より高く評価を受けているところであり、福村市長の決断力に敬意を表するものであります。また、菊池市の末裔である20世紀を代表する画家バルテュスの妻、ド・ローラ・節子さんと娘の春美さんが平成15年5月、福村市長をはじめとする訪問団の里帰りの依頼により、20年ぶりに菊池を再訪していただきました。節子夫人は、ユネスコなどの国際機関でも活躍されておりますので、改めて菊池市の歴史、自然の素晴らしさを各方面にPRしていただけたと思います。また文豪徳富蘆花の妻・愛子さんが菊池市出身ということで、おしどり夫婦の里づくりに取り組み、女性や家族連れのお客様の増に結びついているようであります。このように、菊池市時代から観光事業推進が図られておりますが、合併によってさらに観光振興の取り組みが必要不可欠であります。そこでお尋ねですが、各旧市町村の観光資源、施設の現状と対策はどのようになっているのか。また、現在の観光客誘致の取り組みの状況を、先ほどの坂井議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、お示しをいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目でございますけれども、その前に先ほど坂井議員にお答えを申し上げた部分の中に一部今回重複する部分が出てくるとお思いますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

本市の観光の特徴は、福岡都市圏からの観光客が多く入り込み、客数は増加の傾向にありますが、宿泊客は横ばいの状況となっているのが現状であります。今後本市観光を支える要因としましては、合併により面的な広がりを見せた地域の大小様々な魅力のある観光資源と各施設であると考えております。旧菊池市におきましては、菊池渓谷に代表される豊かな自然、良質の温泉、菊池一族の歴史、竜門ダム、きくち観光物産館や夢美術館などの観光資源施設を活用しているところであります。現在、夢美術館では菊池一族の末裔という縁で、先ほど議員もおっしゃられましたように菊池市との交流を続けておられます節子・クロソウスカー・ド・ローラさんのひな人形の水彩画が展示をされておりまして、菊池わいふのひな祭りということで開催がされております。訪れました観光客の目を楽しませているところでございます。観光地整備につきましては、平成16年の台風で倒壊いたしました菊池渓谷内の九州自然歩道の堂山橋も国・県の事業で改修工事も終わり、風倒木につきましても現在国の景観形成事業でヘリコプターなどにより処理を行い、歩道の再整備が行われ、また景観修復を進めているところでございます。旧七城町では、菊池川沿いの春の菜の花や秋のコスモス、迫間川沿いの夏のひまわりに多くの女性客や家族連れが散策を楽しんでおられます。また、農水省所管の日本穀物検定協会の2005年度産米の食味ランキングで七城産のヒノヒカリが県産米で唯一最高位の特A評価を獲得するなど、日本一の米やメロンが好評の道の駅メロンドームや昨年改修工事が済み、歩行浴の施設が整備されました温泉ドームやリバーサイドパークなど、人気の施設でございます。また西郷地区の増永城址内の西郷隆盛祖先発祥の地も新たな観光スポットとして紹介をいたしております。旧旭志村は、全国有数のホテルの里として知られ、初夏の季節には多くの人々が光の乱舞を求めて訪れておられます。鞍岳の中腹、四季の里旭志は、温泉館のリニューアルが進められ、自然の優しさに包まれたキャンプ場、ログハウスとして夏場多くの家族連れ等で賑わいを見せておりますし、道の駅旭志ふれあいセンターでは、旭志牛が好評でございます。旧泗水町では、中国文化と孔子思想のテーマパークとして親しまれ、中国の香りが広がる孔子公園は昨年屋根の改修を終えたところで、また九州道の駅弁売り上げでトップクラスの泗水養生市場では、新作弁当の試食会などを重ね、養生、を合

い言葉に安心・安全を届けておられます。このように、各地域の自然を生かしながら地域間の連携をさらに高め、観光資源、施設を整備し、情報の共有を図るとともに、各種イベントを開催してストーリー性のある新しい観光ルートの形成に取り組んでいるところでございます。

2点目の観光客誘致についてでございますけれども、本市の観光は先ほども申しましたように、多種多様の魅力を持ち、それを支えているのは恵まれた観光資源や施設であります。これらを軸に、昨年引き続き夫から妻へ、妻から夫へ、夫婦の手紙、絵手紙を募集することで、おしどり夫婦の里きくちのイメージアップを図り、女性や家族のために、癒しを与える人に優しい観光地づくりを進めているところでございます。このような中で、日本観光協会主催の平成17年度の花の観光地づくり大賞で旅行商品化が評価され、フラワーツーリズム賞を受賞したフラワーヒル菊池高原の取り組みもうれしい話題の一つでございます。また県の観光パートナーシップアクションプランの事業の一環で、菊池地域観光推進協議会との連携で、来る3月の18日、19日の2日間、菊池一族ゆかりの姓を名乗る人たちにルーツを探ってもらおう菊池さん、西郷さん、菊池に生まれというツアーを定員40名で開催するところでございます。間近に迫っております、また2007年問題とも言われる団塊の世代の大量退職が始まります。観光振興の分野においても、夫婦で新しい大人のライフスタイルを創出する旅がマーケットとして大きな期待を寄せられています。本市の財産でもあり、市民の誇りでもあります菊池渓谷には年間35万人もの観光客が訪れ、ほかには類を見ない多様な自然景観が多く皆さんに愛され、自然休養林として親しまれています。菊池渓谷という観光の軸を明確にして、渓谷内の滝や溪流、森林に多く含まれておりますマイナスイオンを満喫して、心の呼吸をしながら九州自然歩道を散策し、自然体感・体験し、さらには良質の温泉で体を温めて、心身共にリフレッシュする魅力の旅を近隣の鞠智城や阿蘇を含めて紹介して、団塊の世代をはじめ修学旅行生の誘致にも関係団体と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。また、海外観光客の誘致につきましては、3月1日から韓国人の短期ビザ恒久免除が実施されたところでございますが、韓国からの誘客の安定に向けて、国のビジットジャパンキャンペーンと連携を図りながら、釜山国際観光展や韓国国際観光展に積極的に参加して、観光客を引きつけるゴルフ場や温泉を紹介しながら、ノービザ運動の提唱地菊池市を広くアピールして、国の目標を支えていく一つのまちとして力を入れてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

(木下雄二君) 答弁、ありがとうございました。

各旧市町村の観光資源、施設の現状については、菊池市の菊池渓谷をはじめとして、菊池神社、竜門ダム、七城メロンドーム、泗水孔子公園、四季の里旭志と、それぞれの地域の観光資源と施設を十分認識していただいているようであります。またその観光資源の魅力を生かしながら、連携をさらに高め、情報の共有を図り、各種イベント等の開催によって観光客誘致に今後も取り組んでいただきたいと思います。福村市長も観光客回復が菊池市の課題として身近な韓国に着目し、先ほども触れましたがビザ免除を提唱し、忠清北道清原郡との交流等によって、韓国からの観光客が増えてきている状況であります。もちろん、国際交流等を含め、外国のお客様も大事ですが、国内の観光客の誘致も積極的に行う必要があると思われます。菊池市には部長も先ほど申されましたように、年間35万人の観光客が訪れている菊池渓谷があります。私はこの菊池渓谷が新菊池の将来にとって最も重要な観光資源だと認識しています。夏は天然クーラーと称され、平均水温は14度と低く、身を切るような清流は避暑地として最適であります。秋は溪流に生える紅葉が素晴らしく、春は新緑、冬は霧氷の花が咲き、四季を通じて森林浴には最適な場所であります。菊池渓谷を目的としてたくさんの観光客が訪れていただいておりますが、若い人たちには自然歩道によって四季折々の渓谷を満喫することができますが、高齢者、障害者の方々には渓谷の中に入ることはできない状況であります。今後は、高齢化またユニバーサルデザインの観点からも、何らかの交通手段を考える必要があると思われます。その改善等によって、菊池渓谷への入り込み客が増え、フラワーヒル菊池高原等を含む温泉旅館等の足止め策にもつながってくると思われます。現在、夏の渓谷は駐車場スペースが足りなくなり、道路わきに車を停めている人もたくさんおりますので大変危険な状況であります。大型観光バス等も渓谷のすぐ近くの駐車場に停車しますので、自然を守る観点からも改善の必要があると思います。

そこで質問といいますが、提案といいますが、私の考えを述べさせていただきたいと思います。旧菊池市は、平成10年に熊本営林局の国有林の搬出のためのトロッコ軌道の起点の木材集積場として、昭和8年度より60年間利用されてきた永山貯木場跡地約9,300㎡を国道387号線と菊池川に面した菊池渓谷周辺開発ゾーンの重要な計画用地として確保してあります。しかしながら、現在は何も利用されていない塩漬け状態であります。せっかく将来の菊池渓谷周辺の観光及び環境整備計画のために購入してありますので、今回私の提案としては、永山貯木場跡地を大型バス、乗用車等の駐車場として整備し、そこからはトロッコ列車を走らせたいと思います。もちろん、自然にやさしい電気トロッコであります。広河原ぐらいま

で中に入れたらと考えております。財政的にも、また国立公園ですのでいろいろな規制も含め夢のような話ですが、菊池市の観光の発展には将来的には一番だと思えますが、市の考えをお示し下さい。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、永山貯木場跡地は、現在利用されてない状況でございますけれども、ここから溪谷までトロッコ列車をということでございます。議員おっしゃるように、菊池溪谷周辺につきましては国立公園の第一種から第三種までの特別地域としての制限があります。また、併せまして議員おっしゃるようなトロッコ列車となれば多額の経費が必要だろうと思われまので、現在のような状況の中では大変厳しい状況でありますので、ご意見として承らせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。想像したような答弁でありますけれども、私も財政的にもですね、いろいろな制限もあるということ認識した上で質問・提案をさせていただいておるわけでございます。皆様もご存じのように、2010年度には九州新幹線が全線開業いたします。新しい交通アクセスの取り組みによって、菊池市にとっても大きなビジネスチャンスであると思えます。都会の人々の癒しの場所として菊池溪谷がさらに認識されるためにも、小さい子どもさんから高齢者の方まで溪谷の素晴らしさを満喫できるような交通手段が必要不可欠であります。そして、溪谷で過ごす時間が増えることによって、温泉施設、旅館等にも好影響が出てくると思えます。ピーク時の半数まで落ち込んだ宿泊客を取り戻すためにも、長期的な発想で観光振興を考えていただきたいと思います。福村市長もこれまでアイデアマンとして様々な施策に取り組んでこられ、特に韓国人のビザ免除恒久化については、反対意見や抗議がありましたが、最後まで国に対して積極的に努力された結果が出ております。熱意があれば必ずできると思えます。菊池溪谷は将来の菊池市観光の要であることを市長も再認識していただき、環境面からも、福祉の観点からも、国に対して提案をお願いいたしまして質問を終わりますが、市長より答弁を求めますと部長と同じ答弁になると思えますので、今回はあえていたしませんので、しっかり検討をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それと、最後になりましたけれども、昨日隈部議員の方から牛乳の問題がお話しをされましたけれども、私も一生懸命個人的に考えまして、昨日PTAの土野会長さんの方に連絡を取りまして、私も今中学校2人おりますけど、保護者として少しでも消費拡大に結びつけるように努力をしたいということで思っております。PTA会長にも連絡をしておきましたので、そのことも申しそえまして、質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時00分

第 5 号

3 月 1 5 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成18年3月15日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

追加議事日程(第5号の追加1)

第1 議案第79号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第80号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
一括提案・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第79号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第80号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
一括提案・説明・質疑・委員会付託

出席議員(55名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君

13番	安	武	俊	右	君
14番	森		誠	雄	君
15番	隈	部	忠	宗	君
16番	工	藤	春	雄	君
17番	奈	田	臣	也	君
18番	葛	原	勇次郎		君
20番	木	下	雄	二	君
21番	福	川	幸	子	さん
22番	坂	井	正	次	君
23番	森		隆	博	君
24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州子		さん
46番	笠		愛一郎		君
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ		さん

50番	境	和	則	君	
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君
58番	徳	永	隆	義	君
59番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（5名）

2番	倉	本	義	雄	君
19番	河	島	秀	逸	君
31番	野	口	和	夫	君
49番	荒	木	建	令	君

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君						
助	役	村	上	建	二	君						
収	入	役	高	本	信	男	君					
総	務	部	長	緒	方	希	八	郎	君			
企	画	部	長	村	山		隆	君				
市	民	部	長	木	下	儀	郎	君				
経	済	部	長	岡	崎	俊	裕	君				
建	設	部	長	石	原	公	久	君				
菊	池	総	合	支	所	長	城	直	輝	君		
七	城	総	合	支	所	長	平	野	國	臣	君	
旭	志	総	合	支	所	長	稻	葉	公	博	君	
泗	水	総	合	支	所	長	井	手	政	寛	君	
建	設	部	総	括	審	議	員	松	岡		隆	君
企	画	部	首	席	審	議	員	友	田	豊	和	君
財	政	課	長	川	上	憲	誠	君				
教	育	長	田	中	忠	彦	君					

教 育 次 長	北 村 榮一郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員事務局長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	樋 口 昭 彦 君
議 事 課 長	春 木 義 臣 君
議 事 係 長	城 主 一 君
議 事 係 参 事	吉 野 幸 子 さん
議事係主任主事	森 誠一郎 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） おはようございます。気合いを入れていきたいと思えます。

それでは通告に従いまして、菊池市における行財政改革について一般質問をいたします。

現在、国においては平成12年に施行されました地方分権一括法により、地方に対し自ら考え、自ら行動し、自ら責任を負うことのできる自立した自治体になることを明確に国策として打ち出しております。さらに、なおまた2003年、平成15年には閣議決定されました三位一体改革、すなわち国庫補助負担金の改革、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を行う改革では、地方財源の柱であります地方交付税を減額していくこと、それから国からの補助金については減額し、その分国の税源の一部を地方に回すことを明確にしております。このことは、地方に甘えを許さない、真に自立をした地方自治の確立を目指した国の確固たる決意の表れ、国策の第一歩であろうと考えております。またこのことは、市町村に対しましては行政事務の効率化、すなわち行政改革と地方交付税の減額に対する財政の健全化、すなわち財政改革を強く求めている国からの強力なメッセージでもあります。このような国の一方的な政策は納得しがたいところもございますが、しかしながら社会情勢の厳しい現実を認識しますと、国策を受け入れ、国策に沿った地方自治を確立することも我々にとっては非常に重要なことであろうと考えております。私は地方自治の使命であり、責任というものは、地域住民が安心して暮らすことのできる市民生活の安定と向上に必要な行政サービスを安定的に供給することにあると信じております。その安定的な行政サービスの基本は、財政の安定であろうと考えております。

そこで現在の菊池市の財政状況について、次の4点について質問いたします。

まず第1点は、平成15年から18年までの4カ年について、3基金、財政調整基金、減債基金、特別目的基金の残高について教えていただきたい。次に、地方債の残高、借金について教えていただきたい。起債額についても教えていただきたい。公債費についても教えていただきたい。これが第1点でございます。

第2点目は、平成15年度、合併前ですが、それと平成16年度、合併後の公債費負担率と経常収支比率についてお知らせ下さい。

第3点目は、現在菊池市では菊池市行政改革要項、昨年10月20日に設置をされ、行政改革を推進されております。現在検討、審議されております行政改革の実態についてお答えをいただきたい。これにつきましては、集中改革プランができて説明を聞いておりますので、簡単で結構でございます。

それから第4点目は、旧菊池市では公債費負担の著しい増大のため、財政運営に支障が生じ、そのため公債費負担適正化促進法が実施されておりますが、そのときの計画策定年度、計画目標年度、さらにはそのときの経常収支比率、起債制限比率について教えていただきたい。

それでは、少子高齢化における行政の対応について質問を簡単にいたします。

日本は有史以来、初めて人口減少社会を迎え、諸々の問題を提起しておりますが、子育ての基本は子育てに適した環境をつくることとあります。その第一歩として、市行政に要望しますことは、お産休暇で休んでいる職員が職場復帰した場合、現在ある制度、午前中30分、午後30分の育児時間をさらに30分ずつ延長する市単独の新たな制度を設けていただくこととあります。この要求は、赤ちゃんへの母親の愛情であり、この愛情への支援策こそが子を育て、環境づくりの基本であります。市長の見解を伺います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、ただいまご質問のありましたことにつきまして、ご答弁したいと思います。

まず第1点目でございますけれども、基金残高と地方債残高並びに起債借入額についてでございますけれども、平成15年度から平成18年度、これは見込みになりますけれども、までの各指標につきましてお答えいたします。なお、平成15年度と平成16年度は旧4市町村の合算額で計上いたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。まず、平成15年度、これは決算でございますけれども、基金残高が68億2,000万円、地方債残高が260億6,000万円、起債借入額

が39億円、平成16年度でございますが、これも決算でございますけれども、基金残高が44億6,000万円、地方債残高が276億9,000万円、起債借入額が38億9,000万円となっております。また、平成17年度、これは決算見込みでございますけれども、基金残高が28億3,000万円、地方債残高が283億7,000万円、起債借入額が24億円となっております。また、平成18年度見込みでございますけれども、基金残高が13億円、地方債残高が282億9,000万円、起債借入額が23億1,000万円を見込んでおります。

次に、2点目でございますけれども、合併前と合併後の公債費負担比率、経常収支比率につきましては、まず公債費負担比率でございますが、平成15年度が、これは旧菊池市14%、旧七城町22%、旧旭志村22.7%、旧泗水町12.8%でございます。また、平成16年度におきましては、新菊池市で15.3%となっております。次に、経常収支比率でございますが、平成15年度が旧菊池市89.4%、旧七城町80.0%、旧旭志村90.8%、旧泗水町83.6%となっております。平成16年度は新菊池市88.3%となっております。

次に3点目でございますけれども、菊池市行政改革懇談会についてということでございますが、懇談会につきましては現在12名の市民の方で組織されておまして、国から今年度内の公表が求められているわけでございます。集中改革プランの中身についてご意見をいただいたところですが、と申しますのも、プランの素案は行政改革推進本部を頂点とする庁内の組織により作成したものですので、それを懇談会にご説明し、意見を求め、そのご意見を活かしながらプラン案としたところでございます。今後は集中改革プランの各計画を実行してまいります。その進行管理過程でも懇談会委員の意見を求めていきたいと考えておりますし、18年度の早い時期に策定予定の菊池市行政改革大綱の策定にも懇談会の意見を活かしていきたいというふうに考えております。

次に、公債費負担適正化促進計画を策定されたが、その当時の比率についてということございましたが、公債費負担適正化促進措置対象となりますのは、起債制限比率が概ね18%以上の団体でございます。対象団体となりますと自主的に公債費負担適正化計画を策定し、財政構造の弾力化に取り組まなければなりません。旧菊池市において昭和60年度で起債制限比率が19.0%となったために、昭和61年度に適正化計画を策定し、昭和62年度から平成3年度の5年間で起債制限比率を16%以下に引き下げること为目标に取り組んだ経緯がございます。取り組み状況といたしましては、策定当時、20年前になりますけれども、昭和62年起債制限比率20.0%、公債費負担比率29.3%、経常収支比率87.1%となっております。これに対して、目標年度であります平成3年度は起債制限比率が15.

2%、公債費負担比率が17.9%、経常収支比率が83.7%の実績となっております。

次に、5点目でございますけれども、育児時間をと、30分延長をとということでございますけれども、現在は労働基準法第67条に基づき、特別休暇として生後1年に達しない子を育てる職員に対して、授乳その他保育のために必要な時間として休憩時間とは別に1日2回の各30分が認められているところでございます。このほか、地公法の育児休業等に関する法律に基づきまして部分休業制度がございます。これは、3歳未満の子を養育するために認められている育児休業制度が無給により措置されているものでございます。育児時間につきましては、現行部分休として承認していますが、内容は先ほど申しましたとおりございまして、この制度は従来はない制度でございまして、少子化に向けた法制度の改正がなされてきたところでございます。さらにこの小児時間を拡大しようと、できないかということでございますけれども、これにつきましては育児関連の法が年々改善されている状況を見ますと、現況では市といたしまして現行法に則り実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） ただいまの説明でわかりましたのが、まずその基金の残額ですが、合併前に68億2,000万円あったのが今年の18年度末には13億円に減少するというのがわかりました。68億円あったのが13億円に減少するということです。それから地方債の残高につきましては、合併前は260億円でございましたけれども現在は282億9,000万円と増加していることがわかりました。それから、公債費につきましてはずっと29億円、約30億円ということがわかりました。それから、公債費の負担率ですが15.3%ということですがけれども、これはもう警戒ラインに達しているという状況になっております。それから経常収支比率は88.3%、警戒ラインを超えて危険ゾーンになっている、そのような菊池市の財政状況が浮かび上がってまいりました。

そこで、次に本市のその経常収支比率の目標設定、それから公債費負担比率の目標設定、この2点について説明を、質問をいたします。まず、経常収支比率の高さについて質問いたしますけれども、経常収支比率は、すなわち人件費、扶助費、公債費に充てられたその一定の割合でございまして、この比率が高ければ高いほど財政が厳しくなり、道路や公園整備など市民の要望に応える事業ができなくなり、なおまた住民サービスの低下や活力あるまちづくりができなくなるというような状況

にあります。この経常収支比率が75%以上になりますと要注意、これが85%以上になりますと危険ゾーンと言われております。現在の菊池市の実態は、経常収支比率は既に16年末現在、17年の3月31日現在ですが88.3%と何回も申しますように危険ゾーンになっております。平成16年度のこういう厳しい状況、経常収支比率が88.3%と非常に厳しい財政状況にもかかわらず、従来どおりの住民サービスができましたのも、ひとえに合併前、15年度の基金68億2,000万円から23億6,000万円を取り崩し、それを事業に回したおかげでありまして、もし基金の取り崩しがなかったならば、これらの総サービスは不可能であったと言っても過言ではないと思っております。その基金も今年もかなりの取り崩しが計画されておりますので、18年度末の基金は総残高13億円になるように予算的にはなっております。菊池市の現在の財政状況は、何回も申しますように、経常収支比率も88.3%と危険ゾーンになっております。頼みの基金も18年度末でわずか13億円になっております。まさしく私に言わせれば最悪の状態であります。

そこで質問ですが、市当局はこのような厳しい財政状況の中で今後とも住民サービスをどのように維持されていこうとされているのか伺います。なおまた、集中改革プランで経常収支の目標何%に設定しているかを併せて伺います。

第2点目は、公債費負担比率の高さについて、次の2点について質問いたします。公債費比率負担は、公債費に充てられた一般財源総額に対する割合をいいますが、この公債費負担割合が15%以上であると警戒ライン、20%以上だと危険ラインと言われております。もう既に菊池市は16年度現在で15.3%となっておりますので、警戒ラインを超えております。また菊池市では先ほど申し上げましたように、平成18年度末の基金の残高はわずか13億円で、基金の取り崩しは今後不可能と思われまます。今後菊池市におきましてもいろんな事業、例えば新庁舎建設は除きましても、これは除いてもですよ、除きましてもリサイクルセンター事業や隈府の中央線整備事業、上下水道改修事業など100数十億円の事業計画がなされております。また住民へのサービスも従来どおり確保しなければなりません。これらの事業の財源には、今後基金もないですから起債、すなわち借金に頼らなければほかに道はないわけでありまして。借金で恐ろしいことは2つありますが、その1つは、その借金のツケは将来子どもたちが負わなければならないということでありまます。2つ目は、借金が増え公債費が増大しますと、公債費負担比率の向上はもとよりでございますけれども、経常収支比率が引き上げられ、財政の硬直化を招くからであります。具体的に申しますと、経常収支比率が高くなるということはどのようなことになるかと申しますと、まず第一に通常のサービスの低下が避けられないということでありまます。次に、人件費や社会福祉費のしわ寄せが強くなり、財政的な

しわ寄せが強くなり、社会福祉の弱体化につながるということでございます。また、一般財源がさらに増えますと、公債費、すなわち借金の返済に負われ、自らが自らの首を絞める結果になるような状態にもなります。さらに公債費が、今、部長からありましたように、ある限度を超えますと再建準用団体になり、国の指導管理下におかれ、自らの自治運営ができなくなります。まさしくこのことは自治体の破綻であります。現在の菊池市の公債費負担比割合は15.3%と警戒ラインの中にあります。また地方債残高は282億円で、本市の一般会計の予算総額220億円でございますので、60億円ほどですね、予算よりも借金の方が多うございます。そこで質問ですが、この282億円と、借金は。現在の菊池市の事業推進にあたってどんな重みになっているのかを伺います。なおまた、集中改革プランで公債費負担比率の目標は何%を目標にしておられるのか。この2点について、市当局の見解を伺います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず第1点目でございますけれども、280億円の重みはということでございますが、厳しい財政状況の中、新市建設計画を見直さなければならぬ時期に来ているというふうに考えております。そういう厳しい状況下にあるということでございまして、建設事業が新市建設計画では建設事業が前5年間、前半の5年間に集中いたしてございまして、今後財政も大変厳しくなるということはもう認識いたしてございまして、こうした中で、建設計画の各事業につきまして、その必要性、優先順位等を踏まえながら、全体の平準化に向けて今見直し作業をしているところでございまして、そういう280億円という重みを感じているところでございます。

また2点目でございますけれども、公債費負担比率及び経常収支比率の目標数値はということでございますが、議員のおおせのとおり、経常収支比率は76から85%になると要注意ゾーンと、85%になりますと危険ゾーンということに一般的には言われておりますし、また公債比率につきましては20%を制限ライン、これを超えますと一部地方債の不許可ということのようなこととなります。国の三位一体の改革を受けまして歳入財源が削減されていく中で、各地方公共団体においても比率の上昇は避けて通れない状況でございます。このような状況の中で集中改革プラン案を基本計画といたしまして、経常的経費の節減、合理化を図りながら歳出を抑制してまいりたいと考えております。集中改革プランにおきましての平成21年度の目標値でございますけれども、経常収支比率の目標値でございますけれども、82%を設定いたしてございまして、公債費比率負担につきましては総合計画と財政計画

を早急に策定することによりまして、適正な借入額を把握し、比率の低下に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） どうも答弁ありがとうございました。今の答弁の中でですね、経常収支比率について82%というのは統計的には非常に高い数字でございますけれども、泗水町の現在の経常収支比率が82.何%でございます。それを下回っているということでございますので、それが1つですね、菊池の泗水町の経常収支比率よりもちょっと低いところに設定。それから厳しい財政状況等考えますとですね、82%というのはやむを得ないのではないかなというふうに考えております。ただですね、地方債の、借金に対する考え方でございますけれども、この辺につきましても明確な答えはございませんでしたけれども、やっぱり地方債がですね、これだけ多いということは異常事態でございますので、今後の行財政改革等につきましてもですね、これ以上の増加は基本的にはできない。そのようなことですね、要求したいと思います。また公債費負担比率目標設定についてはですね、その比率の低下に努めるというような答弁でございましたけれども、行政改革の基本はですね、私は経常収支比率を明確に定めること。それから地方債の残高をですね、限度額を明確に定めること。それから、公債費負担比率の将来の見通しを明確にやっぱり設定すること。これなくしてですね、行政改革の実現はあり得ないというふうに私は考えておりますので、この3点につきましては今後ですね、真剣に対応、その審議検討していきたいと考えております。

それから、次にですね、その説明がありました、再々質問ですが、集中改革プランの策定と実行について質問をいたしますが、行政改革の集中改革プランの策定と実行について、次の3点から質問をいたします。

まず、この改革プランがボトムアップ方式でつくられたと伺っておりますが、ボトムアップ方式にしましては、大変素晴らしい改革プランであると思っております。職員の皆さん方の能力の高さを改めて見直したところであります。しかしながら、先ほど申しましたように、集中改革プランの中で地方債の282億9,000万円に対する明確な対応の意志がないこと、それから公債費負担比率の目標設定が先送りされたこと、この目標があつてこそ、すべての改革が次にいろんなこと、部長、今2つ言われましたが、財政改革つくっていると言われましたけれども、この計画なくして財政計画はあり得ない。私はそのように考えております。なおまた、このような地方債の残高とか公債費負担の比率というようなものは、私は高度な政

治的な判断を要すると考えておりますので、ボトムアップ方式の集中改革プランの中でこれを決定することは無理であろうかと考えております。その意味で、集中改革プランは完全無欠なプランとは言えませんが、ボトムアップ方式での策定採択については大変よい改革プランと申し上げた次第でございますので、その辺をご理解をいただきたいと思っております。

なおまた、そこで第1点目の質問ですが、この集中改革プランの策定にあたりまして、菊池市では行財政改革懇談会を平成17年10月20日に設置され、審議されてきておられます。市長は大変お忙しい身分でありますので同情はいたしますが、余り市長と委員の皆さんとの対話の時間はなかったようであります。

議長（北田 彰君） 奈田議員さん、通告に沿った質問をですね、して下さい。

[登壇]

（奈田臣也君） はい、わかりました。

市長は、委員の皆さんと推進事項等について十分な審議をされたのか、またその審議内容等をどのように集中改革プランに反映されたのか、市当局の考えを伺います。

第2点目です。この菊池市行政改革懇談会は、設立趣旨にしたがいますと、集中改革プランが策定されましたのでその目的は一応済んだものと思っておりますが、この菊池市行政改革懇談会は今後とも継続されていかれるのか、伺います。今後ともこの菊池市行政改革懇談会が継続し、改革に対し検討審議されていく計画があるならば、懇談会の役割をもう少し明確にし、名称を審議会に格上げされることを強く要望しますが、市当局の考えを伺います。

第3点目です。集中改革プランの実行には解決すべき課題や問題等が数多く山積しておりますが、もしこの改革プランの実現が未達成に終わるならば、菊池市の将来は極めて厳しいものになると考えております。私はこの集中改革プランの実行には、実現するには行政改革推進室の現在の組織の強化がまずは不可欠だろうと信じております。そこで提案ですが、行政改革推進室に行政改革担当、財政改革担当、意識改革担当の3名を新たに配置することを強く要求するものであります。市当局の考えを伺います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、集中改革プランの策定についてお答えいたしますけれども、現在までの経過の中で専門部署として行政改革推進室を設置し、市長を本部長とする推進本部をはじめ、多くの組織を編成し、調査・検討をしてまいりました。また、会議等について

もココファームの松岡社長を招き、民間での社員研修のあり方や民間から官に期待するもの、などについての研修会をはじめ、昨年10月の組織編成から2月末までの98日間で延べ31回の会議を開催し、まとめ上げたものでございます。集中改革プランを先の全員協議会にご報告させていただいたところでございますが、まず1点目の質問でございますけれども、今回の集中改革プランは先ほど申しましたように、組織と事務の流れによりまとめ上げたものでございますが、市民の意見を取り入れるために、平成17年12月に行政改革懇談会を設置しました。委員の選定にあたりましては、推薦制と公募制を取り入れ、12名の委員で構成しております。このうち女性委員は5名でございます。現在まで2回を開催し、もう1回開催する予定であります。懇談会には素案として提示し、委員の皆様のご意見をお伺いしておりますが、市長の思いや考え方につきましては、当然素案の中に組み込んでありますし、また市長の挨拶等により十分に委員の皆様にもお伝えしているというふうに理解いたしております。ただ委員の皆様と市長との十分な懇談の時間が取れないのも事実でございます。事務局といたしましては市長を本部長とする行政改革推進本部の案として、集中改革プランを懇談会に提示し、それに対して御意見をいただいておりますので、民意も反映されたものと理解いたしております。これまでの答弁でも申し上げましたように、今後は行政改革の基本であります行政改革大綱を作成しなければなりませんので、市長と委員さんとの懇談の時間を設けていきたいというふうに考えております。

次に2点目でございますけれども、行政改革懇談会の所掌事務は、要綱の第2条に懇談会は本市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する、と規定いたしております。このことから、集中改革プランを策定するための懇談会ではなく、もちろんプランができたら役目が終わるものでもございません。今後とも行政改革大綱の策定や集中改革プランの実行について、市民の代表者として厳しい積極的なご意見をいただき、その意見を反映させていきたいと考えております。このようなことから、議員お尋ねのプランの進行管理をチェックする機関といたしましても、懇談会を第一に考えております。また現在の要綱でも調査審議すると規定いたしておりますので、現状の懇談会でも特に問題はないと考えております。

次に、3点目でございますけれども、行政改革の目的は集中改革プランや行政改革大綱の策定ではありません。5年後、10年後の菊池市を健全な自治体として、その菊池市に暮らす市民生活の安定を図る、ということに尽きると思います。よく言われるように、孫、子の代に負担やツケを残さないようにしなければなりません。改革とは、現状での課題や無駄を検証し、改めるべきは改めることであり、必ずしも削減ありきではないと考えております。このことから、ご指摘のように実行

できるか否か、菊池市の将来を左右すると言っても過言ではないと思われまので、可能な限り実行体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

開議 午前10時45分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） おはようございます。最後の一般質問となります。

通告しておきました2点について質問いたしますが、2点とも以前私が提案した問題であります。身近にこういう問題が起きないとなかなか市民の皆様がその認識不足といいますが、わからない人が多いということで、改めて質問するわけでございます。

まず初めに、高齢者等の緊急通報システムについてであります。我が国は長寿世界一と言われて久しく、本市においても子どもの生まれる数より高齢者がどんどんと増えております。長生きすることは大変結構なことではありますが、核家族等が社会情勢を占めて、親子別所帯も増えております。お年寄り夫婦が健康のときはよいのでありますが、体が弱ったり、また一人暮らしとなったとき、地域の方々の世話の届いているところはよいのですが、年を取るにつれ突然の体の不調が生じたとき、緊急通報システムの利用が必要であります。そこでお尋ねいたしますが、現在の本市の通報システムの状況及び一人暮らし等の方で申し込み該当する方が本市で何人で、何人の方が利用されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、医療費の委任払い制度についてであります。日ごろ私たちは健康で病院に関係ないと思うときは国民健康保険に支払う金額が高いと思うのは私ばかりではないと思います。しかし一旦病院に入院したり通院するとき、国民健康保険のありがたさがしみじみとわかるころであります。特に病気等により支出した場合、月に数百万円かかるときもあり、保険では3割負担、そして高額医療費の自己負担額以外は後で3ヵ月、約3ヵ月後に返還されるシステムであります。本市では20数年前から委託委任払い制度が実施されております。しかし、先ほど申しましたように、市民の皆様には納得されていない方もおられますし、その内容を詳しくお聞かせ願いたい。また、熊本市と近隣の市町村のその状況は今どのようにされている

か、お聞かせ願いたいと思います。

以上が1回目の質問でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、高齢者の緊急通報システムの現在の状況についてお答えいたします。

まず、設置目的といたしましては、おっしゃるとおり一人暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を受け、日常安心して暮らせますように通報装置の貸与を行うとともに、協力者などの近隣住民の普及啓発と併せて、緊急時の対応等で必要な措置ができることを目的としておりまして、対象者といたしましては、概ね65歳以上の一人暮らし老人及び高齢者世帯並びにこれに準ずる者ということで規定しております。緊急通報システムの内容といたしましては、高齢者世帯への急病、事故などの緊急時に置いて迅速な救助ができる通報システムはもとより、要援護高齢者などの日常生活の安否確認や健康チェック、健康相談について専門の看護師などによりまず相談事業も併せて行っているところでありますし、事業実施にあたりましては、現在2社に委託をしております。うち1社につきましては、緊急時の駆けつけ業務も実施しているところでございます。また、対象者の把握につきましては、各民生・児童委員さん、社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどを中心に、その把握に努めております。その申請に基づきまして、各総合支所における地域ケア会議を踏まえまして、申請者にとって適正なサービスとなっているか、またほかの福祉サービスの総合的な調整推進を図ることが必要ななどを本庁におきまして高齢者サービス調整会議で検討しているところであります。利用者の方は平成12年度の243名でございましたが、平成17年度の1月末現在では518名となっております。そのニーズは急速に高まっておりまして、利用実績といたしましては今年度これまでに1,170件の通報があっておりまして、うち救急車の出動が12件、健康相談なども1万7,734件に上っているところでございます。

2点目の該当者の状況等でございますが、本市の高齢者は平成16年度末現在の社会福祉協議会及び民生・児童委員調べで、一人暮らし世帯として1,350世帯、高齢者世帯として779世帯ということございまして、先ほどの利用者が518名ということですので、一人暮らし、高齢者世帯の割合といたしましては24.3%ということになっております。また本市の協力員体制としましては、近隣の協力者2名をお願いし、通報があった場合には近隣の協力者と救急出動態勢が図られるよう努めておりますが、誤報や夜間通報、協力員の不在といった諸問題

も課題として残っております。しかしながら、一人暮らしの高齢者の方々はいつ急病になったり、倒れたり、転んだりして緊急事態が発生するがわかりませんし、最悪の場合は孤独死につながる場合もあります。そのような事態にできる限り迅速に対応ができ、日常生活の中で安心して生活が送れるよう今後とも体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、医療費の委任払いの状況でございますが、議員ご案内のとおり、高額療養費受領委任払制度は、国保市民の皆様が退院の際に医療機関窓口で支払う一部負担金が高額で、真に支払いが困難な場合、限度額のみ、所得制限はございますが、支払って残りを直接市から医療機関に支払うことができるものでございまして、本市では18年2月末現在290件、3,000万円程度の医療費を支払っております。本来、国民健康保険法では保健医療機関などで治療を受けた場合、概ね3割を一部負担金として直接医療機関に支払うことと定めておりまして、一部負担が高額であるときは同法第57条の2で限度額を超えた分は申請により高額療養費として概ね2ヵ月後に支給することとしております。しかしながら、旧菊池市では昭和53年に福祉行政の一貫として菊池市国民健康保険高額療養費委任払い実施要綱を策定し、一部負担金が高額で一時的に窓口での支払いが真に困難な方の受領の権限を医療機関等へ委任することができることとし、新市でも引き継いで適用しております。現在の適用の要件は、低所得者、市長が特に必要と認めた者となっておりますが、実際は委任払い申請時に直接事情をお聞きし、適用外でも真に支払いが困難と判断された場合は受け付けていますが、負担の公正・公平を期するために保険税滞納者は原則として受け付けておりません。

この委任払い制度について、他市町村の状況といたしましては、菊池郡市は概ね制度を制定し、自己負担額や現に医療費の支払いが困難な状況と市長が求める者、税の完納者などの要件を付けていることが主となっております。ただし、熊本市は委任払いに係る適用要件は一切設けずに、申請者すべてを受け付けているという状況でございます。

[登壇]

(外村國敏君) ほかの市は、他の近隣の市は。山鹿とか、玉名とか、荒尾とか。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) 調べておりませんので、後でよろしゅうございますか。申し訳ありません。

議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

(外村國敏君) 本市の緊急通報システムについての説明がありましたが、以前一人

暮らしの方から相談を受けたことがあります。この通報システムに申し込みをされたところ、緊急通報の一番目は身内か近所の方であると。そして、そこに通報できなかった場合に、消防署等に行くと、それで困っているというような相談があったわけです。だから、今のシステムは少しは変わってきております。今の説明にありましたように。しかし、夜中の2時、3時にもしもし一人暮らしの方がベッドから落ちたり、または急に体が悪くなったときに、一番にベルを押したときに近所の方に行ったり、身内に行くならば、それはその人はもう申し込みを控えるわけです。もうちょっと明け方まで待とうと。これは皆さんが思うとですよ。その方はそういうふうにおっしゃっていました。そういうシステムだったら、システムじゃないじゃないかと。そして、その方たちがずっと起きらん、夜中に電話があったりしたけども起きれないと、結局一番にはその時間のロスがあるわけです。そして消防署に行って、やっと消防署が来るという。だから、ならもうどっちにしちゃ一番に直通で今のシステムでいくなれば押しますけれども、押さなかったということがあったわけですね。だからそういう緊急システムじゃなくて、もうちょっといいようなシステムをつくったがいいだろうということで要望しとったところではありますが、結局、一番に今の場合は2社に委託した、1社はずっと市内を回っているということであります。ちょうど私もこのことで調べておりましたら、別府市の場合がタクシー会社と委託して、そしてどんなところでも概ね10分以内ではそこに届くような姿勢を取っているわけです。皆さんが安心して夜中だろうと、もちろん夜中ではありますが、したときには、ぱっと10分ぐらいで来る。先ほどの部長の答弁と少しは似ておりますが、その中でそこでタクシー会社の方がそのようないろいろな緊急の、言うならば仕事を持っているような人がおったり、そしてそこでちょっと緊急なことをやって、そしてそれでもなおかつ自分で手に負えん場合には病院に連絡するとか、救急車に連絡するとか、こういうようなシステムだそうです。それがですね、昨年でこのシステムを利用している方が、昨年の4月から12月までで850件近くの通報があったと、緊急通報が。その中で58件はベッドから落ちたと、だから来てほしいというようなことだったそうです。それは一人暮らしの方が自分でどうしてもできない場合は、当然のことです。しかし、お年寄りになったときに、誰かが近所においてちょっとしてやるということは、いかに自分にとって心強いのか。これがこの緊急システムの私は基本だと思います。今年に入りまして私の知っている方の話であります、1月の初めにいつもそこに、その人が外に出たらんときは家の中に入ってどぎゃんしよるねて言っていたが、その日がちょっと皆さんが、その近所の方たちが行かんだと。昼ごろ行ったらこたつの側で亡くなっていたそうです。私たちは、やはりその孤独死、一人暮らしの方が誰

も知らないときに亡くなる、これほど悲しいことはないと思います。私はその緊急通報システム、だから先ほど言われました1,350人、65歳以上の方がおられる、一人暮らしが1,350人、759所帯ですかね、これが65歳以上だったですかね、24.3%の方が申し込んでおられる。まだまだそのような方が私は多いと思います。できますならば、その方たちに無料でありますので、そこを民生委員さん、また地域のその連絡委員さん等と話ながら、早急にこの通報システムを進めていただきたい、そのように思うところであります。

次に、医療費の委任払い制度であります。先ほど部長は他の市では調べてないということでありましたが、荒尾の場合は貸付制度です。また玉名は委任払いしてない。これは、医師会との話し合いであり、医師会が納得していただかなければできないものであります。本市は以前より医師会が理解をしていただき、それができておりました。しかし本市としては、この委任払い制度ができた当初、国保を納めている人は所得に関係なく、すべての人に適用されておりました。しかし、いつごろかそれが変わったのか、所得のある人は控えてほしいというふうなことであります。先ほどの話では、相談すればそれに乗る。ところが、国民健康保険はお互いが納めている、所得があろうとなかろうと、それは関係ないことです。ところが、それが今は不公平でやっておった。それでよかったのかと思ったわけであり。しかし、私がこの通告をしましてから3月8日の新聞に、熊日新聞に、厚生労働省の参議院の予算委員会で来年4月から高額療養費の支払いは自己負担額だけ払えばいいというふうに記載しておりました。そうなりますと、全ての人々が安心して療養できるわけであり。国が今になって言うなら、なぜ市としては今までそれを、所得のある人はほったらかして、ない人だけをしていたのかと。そういう矛盾があったのかと、私は以前からそのことはですね、皆さんに全ての方が国保を納めているならばできますよと言いよったですよ。菊池広報にもそれ載っております。菊池広報にはですね、所得のある人はできませんということは一回も載っていません。委任払い制度は、国保の方はできますよということは載ったですよ。裏を返せば、所得のある人はだめだ。そういう矛盾があっていいですか。今言ってももう同じですけど、来年の4月からできますが、このようなですね、執行部のあり方は私はだめだと思います。これは一つの例であります。しかし来年からは、その厚生労働省がかかっただけ、自己負担だけを払えばいいとなった場合、次は自己負担の場合、病院からは自己負担だけを請求します。国保を滞納された方はどうなりますか、そのとき。そこがやっぱり問題になると思います。滞納した方でも自分の自己負担だけは払って、病院出ればそれでいい。その分だけは市がその分は病院に払うわけ。だから、そのところはうまく執行部の皆さんたちがされ

ると思いますが、その方は、なら退院できんようになるのか。それとも、相談になって経済的に苦しい立場の方が、その方には何らかの形で救済の方法はあるのか、お聞かせ願いたいと思うところであります。

2 回目の質問でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 先ほど委任払い制度についてちょっとお答えが漏れておりましたが、隣の今度市になります合志市は、現在委任払い制度を設けておらないということでございます。また、委任払いを実施していない市町村につきましては、貸付金制度を設けまして昨年、平成 17 年 4 月 1 日現在、県内で 41 市町村となっております。多くの自治体がそれぞれに適用要件に差はあるものの、高額医療費受領委任払いや貸付制度を設け、各々の判断で運用し、真に医療費の支払いが困難な方々への支援をしているという状況でございます。

高齢者の緊急通報システムの今後の対応についてということございまして、本市におきましては一人暮らしの高齢者などが孤独や不安に陥ることがなく、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活いただくことを目標に取り組んでおります。高齢者などの孤独や不安感の解消につきましては、緊急通報システム事業のみならず、近隣の仲間と交流を深めるデイサービス事業をはじめ、複数の福祉、保健サービスを組み合わせながら展開していくとともに、民生児童委員会、社会福祉協議会などの関係機関との連携や情報の共有化に努めるところでございます。また、新年度より地域包括支援センターも設立されることから、さらにその取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。緊急通報システムにつきましては、先に述べましたようにかけつけ業務を有する事業所、相談業務に力を入れている事業所がございまして、申請者に対しては、その内容を説明の上、本人の状態、協力員体制の状況などを踏まえ選択をしていただき、サービス調整会議で決定していくところでございます。この緊急通報システムは、一人暮らしの高齢者対策及び支援策として、その果たす役割は大きいところでございますので、今後とも普及拡大を図り、その体制づくり、新たな住民のニーズに対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、委任払い制度でございますが、原則として一部負担金は受診者が医療機関に直接支払うものとなっております。委任払い制度は特例措置としてあります。したがって、希望者すべてに適用するということは国保制度の原則からの逸脱と、医療費に対する意識や収納率の低下等が懸念されます。今後は現状の国民健康保険法や菊池市国民健康保険高額療養費委任払い実施要綱を遵守する中で、現

状を理解・認識した制度の運用を図り、市民の皆様の付託に応えるとともに、不公平感のない国保の運営を図っていきたいと思います。また、この制度の周知につきましては年2回でございますが全世帯に配布の国保特集号、まるごと健康家族や市のホームページ等で行っております。その中で、高額療養費や出産育児一時金の委任払いなどについては掲載しているところでございますけれども、市民の皆様方への周知が不十分というご指摘につきましては、方法、内容等を再検討させていただきまして、すべての市民の皆様が制度の恩恵を受けられるようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、議員おっしゃったように、国において現在先般の決定で平成19年度から委任払い制度がなくなって、直接窓口に払う、自己負担額を払うだけで済むというふうに改正されるものでございまして、その事務的な内容等につきましては、まだ明らかになっておりませんので、先ほどの低所得者関係、これにつきましてもその動向を見極めながらできる限り住民の要望に応えられるように努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問します。

高齢者の緊急通報システムであります。部長の答弁がございましたので、さらに市民へのこの徹底をしていただき、そして通報があってから短時間で行けるような、そこを十分と検討していただき、そして先ほど申しましたような別府市のような10分で来れる、昨日一昨日の救急自動車のあれは、水上議員の質問の中でありましたが、中山間では25分から30分かかるといような答弁でありました。しかしこの高齢者の救急通報システムの場合は、せめて15分ぐらいで来れるような体制、それを十分と確立していただきたい。要望しておきます。

もう1つは、医療費の委任払い制度であります。これは来年からははっきりと実施されますので、十分検討していただき、皆さんに満足のいくような委任払い制度をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

追加日程第1 議案第79号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第80号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

一括提案・説明・質疑・委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 1、議案第 79 号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 80 号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、追加提出議案の 2 議案についてご説明申し上げます。

まず、議案の 1 ページをお願いいたします。議案第 79 号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。これは昨年 11 月の人事院勧告を受けて、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律が公布されたところでございますけれども、併せて改正の必要があります人事院規則等につきましては、現在順次改正されておまして、市町村においても同様の改正を行うための情報提供がなされているところでございます。この中で関連する給与条例改正が必要となりましたが、国における改正内容の確認作業に時間がかかり、今回の追加提案となったものでございます。

2 ページをお願いいたします。改正の主な内容でございますが、第 1 条が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正は、調整手当に代えて地域手当を支給する改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。第 2 条が菊池市職員の育児休業に関する条例の一部改正で、育児休業を取得している職員が復職した場合の給与の取扱いについて改正が必要となったものでございます。第 3 条が、菊池市職員の旅費に関する条例の一部改正で、宿泊料を規定する部分の文言を整理する必要があったため今回改正するものでございます。

附則で、この条例は平成 18 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

次に、3 ページをお願いいたします。議案第 80 号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。これは、先の全員協議会で市民部より説明いたしました。介護保険法の改正に伴う同法の施行令の閣議決定が 2 月 24 日に行われ、3 月 1 日交付されたことで、今回その条文を引用する必要がございましたために追加提案となったものでございます。

開けたいいただきまして、4 ページをお願いいたします。改正の主な内容でございますが、1 点目が法改正に伴います関係条文の整理と、2 点目が平成 17 年度までの旧市町村ごとの不均一の保険料を統一し、平成 18 年度以降の 3 カ年の保険料の

月額を4,100円と定めるものでございます。第6条が保険料率の改正で、月額4,100円をベースにした第1段階から第6段階までの年間の保険料額でございます。第8条は文言の整理を行うものでございまして、第18条は罰則で、法改正に伴いまして条項の整理が必要になりましたので行うものでございます。

附則で、この条例は平成18年4月1日から施行することとし、第2条が経過措置、第3条が平成18年度及び平成19年度の保険料の特例で、急激な負担増を避けるための負担軽減措置を設けております。

以上が、議案第80号の説明でした。

なお、2議案につきましては、新旧対照表を添付しておりますのでご参照いただきたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） それでは、簡単な点ですが、新旧対照表、介護保険条例の一部改正の新旧対照表の第3章の保険料、改正案については新で2万4,600円から7万3,800円が金額が例示してありますが、旧の保険料については別表に定める額ということでありますので、その別表だけをご報告をして下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 別表についてお答えいたします。

旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町ということで別表がございました。その中で、平成17年度は5段階でございますので、今回の改正は6段階になりますが、5段階になりますので、その金額を申し上げます。旧菊池市、第1段階が2万2,650円、順次申し上げます3万3,975円、4万5,300円、5万6,625円、6万7,950円。次に、旧七城町関係を申し上げます。1万9,800円、2万9,700円、3万9,600円、4万9,500円、5万9,400円。次に、旧旭志村を申し上げます。1万9,200円、2万8,800円、3万8,400円、4万8,000円、それから5万7,600円。それから旧泗水町関係です。2万400円、3万600円、4万800円、5万1,000円、6万1,200円というふうに5段階で、年額ですけれどもも分かれておりました。

議長（北田 彰君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は総務常任委員会へ、議案第80号

は文教厚生常任委員会へ付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月24日の午前10時から開きます。議案の採決を行います。

本日はこれを持ちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時25分

第 6 号

3 月 24 日

平成18年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成18年3月24日(金曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第6号の追加1)

- 第1 議案第81号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議事第1号 農業委員会委員の推薦について
- 第3 決議案第1号 企業誘致推進の強化を求める決議
上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 議案第81号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 議事第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 決議案第1号 企業誘致推進の強化を求める決議
上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員(58名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君

9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	栃原茂樹君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君

43番 工藤 恭一 君
 44番 木村 末弘 君
 45番 岩下 満州子 さん
 46番 笠 愛一郎 君
 47番 中原 繁 君
 48番 出口 サチコ さん
 49番 荒木 建令 君
 50番 境 和則 君
 51番 森田 精一 君
 52番 福島 利徳 君
 53番 工藤 道昭 君
 54番 甲斐 健彦 君
 55番 北田 彰 君
 56番 外村 國敏 君
 57番 久川 知一 君
 58番 徳永 隆義 君
 59番 横田 輝雄 君

欠席議員（1名）

2番 倉本 義雄 君

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
助役	村上 建二 君
収入役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	村山 隆 君
市民部長	木下 儀郎 君
経済部長	岡崎 俊裕 君
建設部長	石原 公久 君
菊池総合支所長	城 直輝 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	井手 政寛 君

建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	北村榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事係長	城主一君
議事係参事	吉野幸子さん
議事係主任主事	森誠一郎君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る3月9日の会議において、各常任委員会及び小川会館建設特別委員会に審査を付託しました議案第78号を除き議案第5号から議案第80号まで、及び陳情第1号から要望までの77案件について、各常任委員長及び小川会館建設特別委員長から審議の経過及び結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから、各常任委員会及び小川会館建設特別委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長及び小川会館建設特別委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） おはようございます。今定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例13件、予算2件、議決案件2件、要望1件でありました。委員会審査も3日間では終わらず、4日間をかけた慎重には慎重を期し審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第5号、菊池市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、及び議案第6号、菊池市国民保護協議会条例の制定についてであります。両議案とも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、本市における国民の保護対策及び緊急対処事態対策について定めるため、また市内の国民保護措置に関して、住民の国民保護措置法を総合的に推進するため制定するもので、国からの要請により全国一律に制定されるものであります。質疑で緊急対処事態と何か、保護の内容などについて質問があり、施設、輸送機関等への攻撃、生物化学剤の散布等が想定され、そのような事態が発生したとき、市民の生命、身体、財産を守るため住民の避難・救援に努め、被害を最小限に抑えることができるよう制定するものであるということです。

次に、議案第7号、菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定に

については、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるもので、地方公務員法の追加に伴い制定されるものであります。

次に、議案第9号、菊池市企業誘致促進基金条例の制定については、本市における企業誘致及び産業の振興を促進するため必要となる財源に充てるため制定するものです。

次に、議案第11号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市議会議員の報酬の額を改定するためのもので、合併協議時の特別職報酬等審議会において、議員定数が本来の定数になった場合は見直す必要があるという意見を付けて答申がなされており、昨年12月、特別職報酬等審議会が設置され、3回の審議会を経て1月31日に答申があり、それを尊重して今回提案されたものであります。執行部より報酬等審議会から本年1月に出された答申の報告もあり、委員より現下の厳しい景気低迷が続く中、市民生活を勘案する必要がある。県民所得も低く、それらも参考にすべきではないかとの意見もありました。一方では、多様化した時代に議員としての職務と責任はますます重要になる。品格・人格をもってやっていかなければならない。議員も議員活動に専念できるような形が望ましい等々の意見もありました。

次に、議案第12号、特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、農業委員会委員の報酬の額を改定するため条例の一部改正するもので、本案も合併協議時の報酬等審議会からの答申を受けて改正されるものであります。

次に、議案第13号、菊池市支所設置条例の一部を改正する条例の制定については、市民利便性の確保と事務事業の効率化を目指し、菊池市総合支所で行っている業務を本庁に統合することに伴い制定するものであります。

次に、議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与制度の改正に準じ、本市一般職の職員の給与制度の改正を実施するため条例の一部を改正するものであります。その概要は民間賃金の地域差をより公務員給与に反映するため、民間賃金の低い地域を考慮して給与水準を全体として平均4.8%減額するもので、また民間賃金の高い地域で勤務する場合には現在調整手当ということで支給されておりますが、これに代えて地域手当として支給することになります。給与水準の引き下げに伴う影響を緩和するために、制度切り替え直前に受けていた給与月額に達するまでの間は現給を保障するという現給保障制度が経過措置として措置されているということであり、抜本的な給与制度の改正であり、委員から様々な質疑がなされ、執行部よりモデル的な試算で18歳採用で60歳定年の場合で1,200万円ほどの差が生じる

こと、合併時の未調整の部分については、若手職員の調整については概ね完了しており、管理職職員は精査しながら財政面も検討しながら調整に向けて準備をしていくとの答弁がなされました。市民所得の低下に連動しないかという質問に対しては、国民の間で民間との格差は議論になっているところで、国の施策である官民格差を見直す、という対応をしたいとの答弁でありました。また委員より、職員組合との交渉、勉強会等で協議し、組合としてはいたしかたないと受け止めてもらっている状況にあることだが、労働条件の低下等も予想され、市民サービスの低下につながるようないに代替措置等も加えながら十分協議をするようにとの意見も出されました。

次に、議案第15号、菊池市公民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、合併後不均一課税であった国民健康保険税税率を統一するために改正するもので、合併協議の中で税率の統一については医療費の動向や関係法令の改正を考慮し、平成18年度から統一するとなっていたことから改正されるものであります。委員より、厳しい国保運営の中、払う能力のない者、税に対する意識が薄い者などに対する見極めや検討をしているかとの質問に対し、税務課と健康推進課と協議をしながら対応しているとのことでありました。また合併したことにより保険税が上がる地域もある。市民にどう説明していくのかということに対し、市の広報、チラシ、国保特集号等で理解を求めていきたいということでありました。さらには、将来的には国保運営はますます厳しくなる、給付額をどう減らしていくのかということに対し、早期発見、早期治療の推進に努め、無駄のない医療費のチェック、人間ドックの助成等を実施し、平成18年度は3%の医療費抑制を目標に取り組んでいくとのことでありました。

次に、議案第18号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定については、政治倫理条例の制定を受け、市長や議員等の関係する団体等は申請資格がない旨を規定し、さらにそれぞれの施設のすべての指定管理者に共通する事項を追加したものであります。

次に、議案第19号、菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、菊池市甲森北集会所条例の一部を改正する条例の制定については、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号、平成17年度菊池市一般会計補正予算については、ほとんどが事業確定によるものであります。委員より、地域振興費の地域づくり推進補助の1,300万円減額補正について、減額の理由及び申請が少なかったことについての質問があり、合併前のそれぞれの市町村で同様の事業があり、調整を9月補正

予算で取り組み、区長会への説明、広報等での周知を図ったが、周知期間が短かったためであるとのことであります。

次に、議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算については、歳出の総務費関係で非常勤職員報酬に関連して、行政区の統廃合を考えているかとの質問に対し、少子高齢化の中で区長会とも協議しながら将来的には考えていかなければならない問題であるとのことであります。また、新市調整費では、新庁舎建設地の場所の選定について、行政として方針があるのかとの質問がなされ、基本構想、基本計画の中で決めたいとの答弁でありました。また、新庁舎が移転した場合の跡地の問題について質問があり、旧4市町村の庁舎についても基本構想の中で検討していきたいとの答弁でありました。歳入では、合併に対する国・県の補助金について質問がありました。国からは、合併市町村補助金として3年間で4億8,000万円、県からは市町村合併特例交付金として5年間で7億円の補助金であるとのことであります。また、財政調整基金について質問がありました。17年度の決算見込みでは、歳入で247億円、歳出で236億円、最終的には財政調整基金は18億円程度になると予想しているとのことであります。予算の5%以上が目安ということからすれば適当ではないかとのことであります。

次に、議案第73号、菊池市総合計画基本構想の制定については、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要があるためのものであります。主な質疑で、基本構想は企画部だが、それぞれの事業は各担当課であり、総体的に基本構想をまとめ実現するためには、組織機構をどのように考えているかとの質問であります。それに対し、庁内に起案委員会、調整委員会を設置しており、各部長・課長が参加している。できるだけ目標値を設定して、今後の進捗管理等に生かしていきたい。目標達成に向けた各課での取り組みを考えている。行政評価等と総合的に組み合わせて進行管理をしていくとの答弁でありました。

次に、議案第77号、姉妹都市の盟約につき同意を求めることについては、旧菊池市で姉妹都市を締結していた宮崎県児湯郡西米良村と合併を機に新たに姉妹都市の盟約を結ぶものであります。

次に、議案第79号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い制定するものであります。

最後に、泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望については、現地確認をいたしました。田島橋改築工事に伴う仮設道路、仮橋の設置によって1日平均1万2,000台以上の車が学校周辺を通過しているということで、現地視察の際も大型ダンプ等が何台も往来しておりました。執行部の対応も確認しながら

審査をいたしました。

以上、審査の結果、議案第5号、6号、11号、14号、15号、62号を除く議案については原案のとおり可決すべきものと決しました。また要望についても、採択すべきものと決しました。議案第5号、6号につきましては、自治体を戦争の方向に協力させる狙いがある、全国一律の縛りは現実的でない等の反対討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号については、財政的に非常に厳しい状況下にあること、合併後市民に対しては財政状況からいろいろな面で負担を強いる結果になっていること。定数削減で議員の守備範囲は広くなり負担が増えることは理解できるが、値上げには慎重な検討が必要であるなどの反対討論がありました。挙手採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第14号については、これから生涯賃金で相当の開きが出てくるなどの反対討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号については、泗水と七城が国保税の大幅値上げになる、どう調整するか、もう少し考えるべきであるとの反対討論がありました。挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号については、同和問題の関係、新庁舎の周辺整備の問題、特に新庁舎の問題については市民にもいろいろ意見があり、執行部はどう調整するのか、隈府地区の説得など課題が残っているなどの反対討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本定例会で総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過並びに結果報告であります。

議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 文教厚生常任委員会委員長報告。文教厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案件19件、予算案件10件であり、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第17号、菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、条例中、処分の項目を追加するための条例の一部を改正する必要があるとの説明がありました。

次に、議案第21号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の制定について、議案第

22号、菊池市菊池ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、菊池市泗水地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、菊池市七城高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、菊池市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号、菊池市地区公民館条例の制定について、議案第44号、菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号、菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号、菊池市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号、菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号、菊池市斑蛇口湖ポート場条例の一部を改正する条例の制定について、本案は公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の全部及び一部を改正し制定するものであります。主な質疑として、議案第21号の菊池市放課後児童クラブ施設について、小学校内に放課後児童クラブを行っているが、教育施設ではないかとの意見がありました。学校施設の一部分を借用しているため、福祉で提案されたとのことでした。その他、事故等が起きたときに対する適切な対応をするために、協定書の作成には最新の注意をしなければならないとの意見がありました。

次に、議案第80号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は介護保険法の改正に伴い、平成18年度から第3期介護保険料の改定を行うための条例の一部を改正するものですが、保険料が5段階から6段階に改正されることに伴い、附則第2条で急激な負担を軽減するための経過措置を設けてあります。

次に、議案第51号、菊池市環境センター整備基金条例の廃止について、本案は菊池市環境センターの整備を終了したため条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号、泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止について。本案は菊池広域連合のし尿処理場の完成により、菊池環境保全組合への運搬の必要がなくなったため条例を廃止するものであります。

次に、議案第53号、平成17年度菊池市一般会計補正予算中付託分について申し上げます。主なものとして、民生費について全体的に減額となることはよいことではあるが、当初合併により不足にならないよう多めの予算を計上していたためと思われるので、今後はよりシビアに予算計上には取り組んでもらいたいとの意見が

ありました。その他、保健体育費の中で、事業に対して参加がなかったものを減額されているが、今後事業に対してPR不足にならないよう周知徹底に努めてもらいたいとの意見がありました。予算を減額したからといって住民サービスを低下してはいけないとの指摘が多くありました。

次に、議案第54号、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第55号、平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算について、議案第56号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第60号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてであります。このうち主な意見として、議案第54号について、現在国民健康保険税の口座振替率が47%であるが、これを向上させたいとの説明がありました。ぜひ進めていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算中、付託分について申し上げます。福祉から教育まで多岐に渡っており、全体的に見て昨年度に比べ全項目物件費の抑制、業務民間委託、歳出科目の一部見直しをされており、減額計上となっております。高齢者福祉施設費の中でふじのわ荘とこすもす荘は入所定員が同じということで、両施設ともコスト感覚をもって、なおかつ入所者のサービス低下にならないよう運営に努めてもらいたいとの意見がありました。また、衛生費の中でごみ収集について、旧菊池市内のみ地域によってごみ収集の回数が異なっているので、収集日の再検討の必要があるとの意見がありました。

次に、保健体育費の中で、特に菊池市総合体育館の清掃委託料については、体育館使用料収入320万円に対し約500万円の清掃委託料となっている。その他の体育館と比較し、委託の方法を検討する必要があるとの意見がありました。

次に、議案第63号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、議案第64号、平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算については、合併協議会において18年度に均一課税とのことでの提案であり、基金を取り崩して税率の激変緩和をされている。健全運営の面から考えると、必ずしも妥当とは言えないが、今後歳入の確保はもとより、市としても健康事業の推進や食育、食改善等の予防により歳出削減に一層の努力をされることを強く望むとの意見が多く出されました。

次に、議案第65号、平成18年度菊池市介護保険事業特別会計予算については、介護保険法の改正・施行に伴い、地域支援事業の経費が計上されて、併せて介護保険料の改正による歳入計上をされております。

次に、議案第71号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算については、つまごめ荘は資産状況、減価償却等の面から複式簿記にする必要があると

の要望がありました。また、ユニットケアになり負担増となるので、家族会等と協議をし、理解を得るように努めてもらいたいとの意見がありました。

以上、慎重審議しました議案について、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、文教厚生常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、森 隆博君。

[登壇]

経済常任委員長（森 隆博君） おはようございます。

それでは経済常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成18年第1回定例会において、経済常任委員会に付託されました議案につきまして慎重に審議・審査を行いました。その経過と経緯についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案16件、陳情1件であります。

まず、陳情第1号、女性農業者の農業委員への登用を求める陳情につきまして審議を行いました。委員会としては陳情だけでは納得がいかず、陳情者を参考人として呼び、意見を求めました。参考人としては、公選で出るべきと十分わかっているが、合併して大きな集落の中から農業委員が上がってこられるのでなかなかチャンスが与えてもらえない。農業に対する思い、地域に対する思いは男性も女性も少しも変わらない。経験も知識も重ねるごとに身に付くものである。農業委員になった以上一生懸命努力をしていきたい。チャンスの場をお願いしたいという意見でありました。当委員会からは、女性委員の選出については旧市町村で決定をお願いしたい。また学識経験者としては、できれば選挙人名簿で示すように、男性5,206名、女性4,988名で、女性も公選で出てほしいとの意見であり、今後は女性農業者の方々が勇気を持って各地域において手を挙げて立候補をお願いしたいという意見が出されました。長時間にわたり慎重に審議を行いました結果、女性農業者の農業委員への登用については、反対はしないということで、全員一致で陳情第1号を採択いたしました。

次に、議案第10号、菊池市工業誘致奨励条例の制定について申し上げます。菊池市における工鉦業の開発を推進するため、市内に工場を新設し、または増設するものに対し、市税の課税免除または便宜の供与を行い、本市産業の振興を図ることを目的とする条例との説明に対し、委員からは、税の確保からいえば固定資産税や市税免除は矛盾してはいないかとの意見がありましたが、執行部からは3カ年の課税免除は企業誘致の緩和であり、優遇措置で行った上で企業誘致に努めていきたい

ということでありました。議案第10号については討論もなく、原案のとおり可決したものであります。

次に、議案第27号、菊池市物産館条例の制定について、これから13議案について続けて申し上げます。議案第28号、菊池市七城ふれあい交流館条例の制定について、議案第29号、菊池市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、菊池市迫籠ふれあいセンター条例の制定について、議案第31号、菊池市交流促進センター条例の制定について、議案第32号、菊池市ふれあい交流センター条例の制定について、議案第33号、菊池市小原ほたる交流館条例の制定について、議案第34号、菊池市ふるさと創生市民広場条例の制定について、議案第35号、菊池市リバーサイドパーク条例の制定について、議案第36号、菊池市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、菊池市四季の里旭志条例の制定について、議案第38号、菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、菊池市農村公園条例の制定について、以上13議案については説明を受け、指定管理者制度に対して第3セクターについて権限が移譲することは、全て指定管理者が行うのか。また、交流センターなどは今後どのようなのかと、使用料の改定についてなどなどの質疑に対して、執行部から指定管理者の指定の手続き、それから指定管理者の管理の基準及び業務範囲を条例の中に規定するものであると、詳細に答弁がありました。以上の13議案については、全員一致で可決いたしました。

次に、議案第53号 平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分について申し上げます。今回の補正は、各款項にわたり事業に伴う事業費の追加、減額等の調整を行っているもので、工事請負費では設計の見直し変更によるもの、負担金補助及び交付金の減額分は、事業費確定によるものと説明を受けました。質疑の中で、観光費の節の13委託料増額分、リバーサイド七城管理委託の1,586万5,000円についての質疑に対し、執行部からリバーサイド七城管理委託料の場合、歳入で使用料が入金された分だけ管理委託料として支出されるということで、今回使用料が予定した額より多く入ってきたということによる増額補正であるということでした。本案について討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算の付託分についてであります。これが農業委員会費の中で、費用弁償の196万7,000円は、農業委員37名の方々の活動費であります。委員からは地域活動へ向けた研修の徹底と国の施策、都市計画法に向けた取り組み等をしてほしいという意見が出されました。農業振興費の5億6,229万6,000円につきましては、食料・農業農村基本法

に向けた生産条件整備、各種施設、全体的な事務的経費、負担金等と、投資及び出資金の有限会社きくちファームの出資金4,000万円の計上について説明を受けましたが、説明が不十分であり、詳細な資料提出を求め慎重に審査を行いました。主な質疑としまして、ファームきくちの組織及び出資者の出資額について、平成16年3月設立後、現在に至る経過について労務費、販売固定費等への運転資金1,000万円、製造固定費、集出荷施設への3,000万円について、初年度に全額必要な経費であるということに対し、執行部からは菊池市になり初めて農業問題へ一般財源を出資することについて、ファームきくちを通じて中山間地域への有色米の作付け、集落営農組織と連携を行い、小・中学校の体験実習等にも事業推進展開をするために、予算額についても4月、5月と計画案を委員会へ報告しながら事業運用に対しても品目的横断対策の国の推進事業等に充てられるように努力をして、農林水産省の新たな経営対策事業に努めてまいりますので、ぜひとも認めてほしいという答弁でありました。本委員会から出資金の活用について事業の計画に則り、有効かつ適切な事業運営に努め、経営安定対策事業に向けたモデル事業となるように推進を図っていただきたいと強い意見が出されました。

次に、畜産業費の負担金及び交付金、畜産振興総合対策事業補助金及び家畜導入事業補助金等について質疑を行い、委員から本市は年間200億円の売り上げがある畜産の市でもあり、幅広い支援の予算計上はできないかと質疑はありましたが、執行部からは本年度は予算内で認めてほしいという答弁でありました。3月20日、菊池東部地区中山間事業、寺小野地区ため池整備事業、泗水町福本地区ほ場整備事業等の現地調査を踏まえ、慎重に審議をしました結果、議案第62号の平成18年度菊池市一般会計予算の歳出について、ファームきくち出資金については反対討論がありましたので、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかに賛同賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任常任委員長、栃原茂樹君。

[登壇]

建設常任委員長（栃原茂樹君） おはようございます。

建設常任委員長報告をいたします。去る3月9日に建設常任委員会に付託されました案件は、条例案件3件、予算案件12件、議決案件3件、合計18件であり、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第16号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げますと、砂田西団地及び新明団地の完成に伴います団地の追加と共益費

の一部を改定するため条例の一部を改正するものであり、主な質疑といたしまして、今回条例改正の新明団地、砂田西団地の共益費の料金が違うのはどうしてか。これに対しましては、新明団地につきましては合併浄化槽の維持管理費用と給水施設等の電気料金であり、また砂田西団地については給水施設の電気料金でございます。また砂田西団地は下水道が整備してありますので、個人が直接支払うために料金の格差があるということでもあります。またあさひが丘住宅につきましては、料金が安くなっておりますので、今後調整するというような答弁がありました。両団地とも現地調査を踏まえた結果、砂田西団地につきましては玄関部分に段差があり手すりがないため、子どもや高齢者に危険であり、手すり等を設置すべきであるとの意見があり、確かに段差があり危険と思うので改善の方向で対処するという答弁がございました。

次に、議案第40号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げますと、管理委託制度の廃止及び菊池市加恵緑化公園を設置したため条例の一部を改正するものであります。主な質疑といたしまして、菊池公園の維持管理につきましては、花見シーズン等になり、公園来訪者に不快感を与えないように対処されたい旨の質疑がなされました。これに対しましては、委託業者と連携を密にし、来訪者に支障がないよう職員でも監視していく旨の答弁がなされました。また指定管理者制度については、その他にどのようなものが考えられるかという質疑に対しまして、市営住宅についても指定管理者制度について現在検討しているとの答弁がなされました。

次に、議案第41号、菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、管理委託制度の廃止及び公園内施設のうち、国と市の所有区分を明確にするための条例の一部改正でございます。

次に、議案第53号、平成17年度菊池市一般会計補正予算中、付託部分について主なものを申し上げますと、公有財産費減額の2,245万8,000円と補償補てん及び賠償金、減額の2,914万6,000円の減額等であります。質疑といたしまして、国庫補助事業で用地買収等の同意の得られず、次年度に継続交渉とし本年度の予算を落とした場合、補助事業として継続できるのかとの質疑に対し、今回の補正については合併特例債であり、次年度も事業継続をしていくが、補助事業の場合、事業が中断すれば補助事業の認可が取り消される可能性もあるという答弁がなされました。

次に、議案第57号、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算について申し上げますと、消費税還付金315万5,000円が確定しているため、一般会計の繰入金を減額されたものであります。

次に、議案第58号、平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げますと、前年度繰越金2,527万1,000円と消費税還付金585万9,000円が確定しているために、一般会計の繰入金を減額されたものであります。

次に、議案第59号、平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算について申し上げますと、主な質疑といたしまして市町村設置型の浄化槽について17年度は設置基数が減額になっているが、なぜ事業しないのかという質疑に対しまして、浄化槽の整備は個人負担が伴うので、申請がなければ実施できませんということであり、旧年度においては計画どおりの申請がなされなかったためであるとのことでした。

次に、議案第61号、平成17年度菊池市水道事業会計補正予算について申し上げます。下水道事業を次年度に工事をするため、その工事と並行して実施した方が合理的であり、2,000万円の減額がなされております。

次に、議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算中、付託部分について申し上げますと、款土木費の予算は32億1,527万5,000円で、主な事業は泗水中央線道路改築工事、巨甲森線道路改築工事、菊池公園整備事業、高質空間形成事業、ほたるの里ふれあい総合公園整備事業、旭志中央団地建設事業、砂田西団地建設事業及び隈府中央線街路事業に伴う建物補償費、用地購入費等の事業費であります。

次に、主な質疑を申し上げますと、道路橋りょう維持費の中で班蛇口湖活性化対策イベント委託料は、この費目に計上するのは適当でないとの質疑に対し、これは合併協議会の中での決定事項であり、今年度はこの費目に計上したということでした。今後は庁内で検討してまいりますとの答弁がなされました。

次に、河川維持費の備品購入費の内容について質疑がなされましたが、これに対しましては河川堤防の草刈り専用機、乗用でございますが、1台の購入費であり、シルバー人材センターの会員が運転は担当するとのことでした。

次に、葉山住宅団地の改修工事をしているが、何年ごろに建築してあるのか。また、改修工事をしてあと何年保つのか。これに対して、葉山住宅団地の平屋については、昭和37年から建設しており、耐用年数を過ぎておるということであり、何年保つかにつきましては30年ぐらいは保つと思うが、明確にはわからないとの答弁でした。旧菊池市の建設委員会と建て替え、または改修工事、財源について協議をして改修工事で進めておりますというような答弁がございました。

次に、議案第66号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算について申し上げます。簡易水道は平成17年度で統合した水源・迫間簡易水道の整備とし

て、中野瀬地区一帯の水道未普及地区の配水管敷設、安定供給と施設の維持管理体制の強化を図るため、木佐木及び渡打の送水管布設、ポンプ等の機械整備として工事請負費 9,300 万円。産業廃棄物最終処理場周辺環境整備として、伊野配水管敷設が工事請負費 900 万円。また旭志簡易水道の統合、全体計画設計の変更、許認可申請業務委託の 996 万円が主なものでございます。

次に、議案第 67 号、平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算について申し上げますと、野間口周辺の 41ha の事業認可取得をするための業務委託と、西寺地区の污水管渠の整備であります。

次に、議案第 68 号、平成 18 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。前年度に引き続き、桜山地域の管渠整備であり、主な質疑として汚泥の処理については再利用の委託をする旨の質疑に対し、再利用を優先に考えている旨の答弁がありました。なお、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業についても、公共下水道と同様に健全化計画、長期計画等を策定し、経営の安定化を図るべき旨の質疑等がなされました。これに対し、執行部より検討する旨の答弁がございました。

次に、議案第 69 号、平成 18 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算について申し上げますと、主なものは旧菊池市において引き続き市町村設置型浄化槽の整備費であります。

次に、議案第 70 号、平成 18 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。引き続き、三万田地域の管渠整備であります。なお、処理施設の整備着手であります。

次に、議案第 72 号、平成 18 年度菊池市水道事業会計予算について申し上げますと、上水道は安定的な供給を図るため、大琳寺貯水池タンク 1,000 t の工事請負費 1 億円。また石綿管布設替えが泗水桜山線と福本・富ほ場整備内の布設替え。次に老朽管の布設替えとして菊池の上町線、立町線、中町線、高野瀬線。泗水の三万田線・永出分、上庄線の布設替えです。新規路線として、菊池の赤星地区、袈裟尾地区配水管布設、泗水の富の原地区、南山手地区配水管布設。また、下水道工事に伴い、西寺配水管付け替え、今橋付け替えによる今配水管架設工事で、工事請負費 1 億 8,490 万円が主なものです。主な質疑として、アスベストについては問題はないかという質疑に対しまして、水道管の場合は問題ないが、残りの石綿管については優先的に改良していくという答弁がございました。

次に、議案第 74 号、市道路線の廃止について、議案第 75 号、市道路線の認定については、廃止路線が 11 路線、認定路線が 16 路線であります。

次に、議案第 76 号、工事請負契約の締結については、市営田島団地建築工事の

工事請負契約の締結でございます。主な質疑として、平成17年度市営田島建築工事第3期の予定価格と落札率について質疑がなされ、これに対して予定価格は2億6,138万円で、契約額は2億473万9,500円で、いずれも税込みで、落札率は78%となっているとの答弁がございました。

以上の付託案件について、現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、全議案討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、建設常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、小川会館建設特別委員長、牧野洋一君。

[登壇]

小川会館建設特別委員長（牧野洋一君） おはようございます。

小川会館建設特別委員会特別委員長報告をいたします。

本定例会で付託されました小川会館建設特別委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

去る3月9日に本特別委員会に付託されました案件は、議案第8号、菊池市振興基金条例の制定についてであります。本案は、故小川水寶氏よりの寄付金の適正な管理と運用を図るため、菊池市振興基金を設置するに伴い、条例を制定すると説明があり、質疑を行いました。主な質疑としまして、第4条の用途及び運用益金の処理について、産業の振興が入っていないので入れるべきではないかという意見に対して、執行部よりしかるべき運用時期において文言を挿入し、条例の改正を行いたいという旨の答弁がありました。

以上、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、特別委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時03分

開議 午前11時15分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長及び小川会館建設特別委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本 登君。

[登壇]

(松本 登君) 質疑をいたします。

野口文厚委員長にお尋ねをいたします。追加議案第80号、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条例第6条の保険料率の改定についての今回の提案は、一般質問終了後の追加提案でありました。まず提案の理由はともかく、保険料の値上げという市民の生活に直接影響を与える大変重要な条例の改定であります。追加提案では、担当委員会以外は質問はできません。私の一般質問は、議会前の全協での説明を受けてお尋ねをいたしたところではありますが、提案前であり、具体的なことではなく、概要の説明だけでありました。しかも3月15日の追加提案、本日24日議決ということになりますと、4月1日の施行であります。議決から1週間であり、周知徹底はできるのでしょうか。今回の値上げは、合併に伴う統一料金、平成18年から平成20年の3カ年に係る改定であります。料金も月平均4,100円となります。旧市町村の月平均の最低額の場合、最高900円、月900円、30%近くのアップとなります。法施行令の区分、によりますと1万6,000円程度のアップとなります。これほどの料金アップについて、対象者からの問いにどう対応するのか。委員長の報告では全会一致の可決でありました。お尋ねをいたしますことは、保険料金の値上げについてではありますが、追加提案ということについてまず、制度の改正に伴う対応であれば、確かに事務的手続きもあろうかと思いますが、合併での統一での料金改定ということであれば、追加提案はこれはちょっとどうかなと思うところであります。また、値上げの額について、私は大幅と思いますが、委員会の中での異論はなかったのか、あったのか、あるいは金額の見直し等についての意見はあったのか、なかったのか。今、申し上げております事柄の議論の内容についてお示しをいただきたい。よろしくお願ひいたします。

議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長(野口和夫君) 松本議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、追加議論についての異論はなかったのかということが1つだったろうと思いますが、追加議案についての異論は別にありませんでした。

また、値上げについてはどういうこの意見が出たかというようなことでございますが、当然高齢化社会、今の現状から見まして、どうしても経費の上昇というのは免れないような状況にあるわけでございますが、議員からはですね、やはり葛原議員の一般質問にもありましたように、食育の徹底指導または食改善、また予防医学等に力を入れて、少しでも軽減に努力をしてもらいたい、そういう意見が多く出ま

した。一応そういうことで回答とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再質疑をいたします。

どうも、委員長ありがとうございました。議論はあったと、そういうことで全会一致ということであったと思います。いずれにいたしましても、介護保険というのは高齢化率がどんどん上がります、と需要は増えていくと。同時に、給付費も大幅にアップしていくというようなことになるわけでありまして、介護保険そのものは、私たちが待ち望んだ制度であります。料金改定につきましても、見直しもなく委員会も提案どおりということであり、制度改定と合併に伴う統一が同時であるということでありまして、あまりにも急々な提案でなかったのかなというふうに思います。介護にかかわらず、公共的料金は生活に直接かかわりがあるわけですので、十分なるやっぱり審議が必要ではないかと思うところでありまして、特に今回の改定では、介護サービスの新たな取り組みが多く創設をされておりまして、保険者たる市としては、制度改正の趣旨の理解とともに活用を図り、料金の値上げにつきましても対象者に対して懇切丁寧なる説明を行って理解を得ることが必要ではないかと思っております。新年度早々の施行であります、新年度施行後でも十分に説明の機会はあるわけでありまして、このことにつきましても説明をするということの約束をお願いしたいと思っております。制度上はサービスの費用が増えれば料金は連動して上がる仕組みとなっております。このことはわかっておりますけれども、支払うの市民であるということもあるわけですので、やはりそういう慎重審議の場をぜひ設けていただきたいと、そういうふうに思うところがございます。市はこれまでの答弁におきましても、適切なる保険料であることを十分に説明すると言われております。これらを十分に受け止め、周知徹底を図ることを節をお願いをいたしまして、終わります。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 建設常任委員長にお尋ねをいたします。

議案の確か72号ですね、さっきの報告で、私はちょっと耳を疑いました。それはどういうことかということ、旧泗水町のその水道管、石綿管の布設替えを今からするというようなことであったかと思っております。この石綿管というのは、もう皆さんご承知のように、もう随分前からその人の健康に影響を及ぼすということですので、旧菊池市においてはもう大概前からこれに取り組んで、布設替えはもう終わってしまおうとるわけですね。今になって、またその泗水町にはそういった管がいかつとる

と、びっくりしたわけですよ。何で今まで放置しとったのか。まずその理由です。

それと、全体を100と見た場合、その石綿管がどれだけ、どの程度まだ残っているのか。これを今後ずっと整備していく、布設替えるのに、一体全体予算、経費というのがどのくらいかかるのか、わかったら一応ご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 建設常任常任委員長、栃原茂樹君。

[登壇]

建設常任委員長（栃原茂樹君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、石綿管については質疑がございました。いろいろな質疑がございましたけれども、執行部からはこれは水道については問題がないということでございます。ということございまして、委員会としてはそういう質疑もございましたけれども問題ないという執行部の答弁がございましたので、水道についてはですね。それで、全員異議なく可決すべきものと決したわけでございます。今後どういう、どれだけあるとか云々については、全く聞いておりませんのでわかりません。布設替えはどれだけあるか聞いておりませんので、わかりません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 栃原委員長の答弁、ありがとうございます。議論はあった、問題はあったということでございます。水道局長、どうですかね。今後泗水町の管がどしこ残るととか、全体を100とした場合に、これを布設替えるのはどのくらいの期間がかかるのか、またそれらは予算はどしこかかるのか。

議長（北田 彰君） 中原議員、委員長に対しての質疑であります。

[登壇]

（中原 繁君） ただ話ばしよるだけ。そういうことで、ならもう委員長がわからんならよかです。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 野口文教厚生委員長と、それから栃原建設委員長に簡単な問題ですので質疑をさせていただきます。

まず、野口文教厚生委員長に対してですが、議案第43号の菊池市地区公民館条例の制定の中で、この条例の改正案そのものではありませんが、ご承知のとおり、これは地区の公民館であります。すべて旧七城地区の地区公民館ということになりますけれども、いろんな事情があって町が所有し、それを市が受け継いだというこ

とであろうと思いますけれども、協議の中で各地区へもう寄付をしようというような意見は出なかったのか。その点について1点お伺いをいたします。

それから、栃原建設委員長には、道路橋りょう維持費の中の委託金、ページ数を言いますと188ページと189ページの予算になっておりますが、道の駅の管理委託料のことにつきましてお尋ねをしてみたいと思います。これは、泗水町、旭志村、七城町の各道の駅の管理委託料ということで支出に載っておるわけですが、17年度対比でいきますと約500万円、65%金額が増えております。ご承知のとおり、道の駅の管理委託料と考えると、電気料金、トイレ関係の清掃、草取り、そういうものじゃないのかなという感じがいますが、すべて泗水、七城、旭志につきましてもすべて金額が増えておりますので、この増えている理由をよければ審議の中にあつたのか、なかったのか、教えていただければと思います。

以上、2点です。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 川口議員の質疑にお答えしますが、委員会の中では区に引き継ぐとか、そういう意見は出ませんでした。

議長（北田 彰君） 建設常任常任委員長、栃原茂樹君。

[登壇]

建設常任委員長（栃原茂樹君） お答えをいたします。

道の駅の委託料等につきましての17年度と18年度に対しての増えているというようなことについては、質疑はございませんでした。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 委員会での2点については全く質疑がなかったということであろうと思いますので、私の方の質疑はこれ以上、止めたいと思います。

以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 委員長報告に質問ですか。

[自席]

（渡邊康雄君） 委員長に対する答弁の訂正を求める。

議長（北田 彰君） 質疑ですね、はい、渡邊康雄君。

[登壇]

(渡邊康雄君) ただいまの文教厚生常任委員長に対する質疑に対する答弁で、寄付ということが質疑も出なかったかという質問だったと思うんですが、それに対する我々文教厚生常任委員としまして、そういう質疑もありました。そしてなおかつ、それに対する答弁として、過疎債が絡んでいるこの公民館は、まだ時期的にできないという執行部からのご答弁だったと思いますので、委員長報告に訂正並びに追加をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(北田 彰君) ただいまはですね、委員長に対する質疑でありますので、渡邊議員のは、取り消します。

福川幸子さん。

[登壇]

(福川幸子さん) 中原総務常任委員長と、それから野口文厚委員長にお尋ねをいたします。

中原総務常任委員長に、議案第62号の一般会計の73ページになります。款の2総務費、項1総務管理費、節19負担金補助及び交付金の6,223万円のうち、コミュニティバス乗り合いタクシー運行補助金1,179万6,000円と地方バス運行特別対策補助金3,140万円について、お年寄りから乗り合いタクシーの方が家の前まで、玄関まで来るということで利用しやすい、それで旧菊池市ほか七城、旭志等にもこの乗り合いタクシーを広げてほしいという声がありますが、委員会の方ではこういう市全体に乗り合いタクシー等を広げるのはどうかかというご意見はなかったか、お尋ねをいたします。お願いいたします。

もう一つ、野口文厚常任委員長さんの方には、同じ予算で111ページ、款の3民生費、項の2高齢者福祉、節13委託料の5,890万9,000円のうち、コスモス荘の調理業務委託料2,653万5,000円についてお尋ねをいたします。終の棲家のホームの食事は何よりもお年寄りにとっては楽しみですが、入所者の職の安全が民間企業で本当に安心なのか。また地元業者が食材やガス等を納入してありましたけれども、民間委託後、そのことは継続されるようになったのか、そういうことが審議されていたらお答えをお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長(野口和夫君) 今、福川議員の質疑ですが、コスモス荘の食材ですね、今度の委員会には質疑はありませんでしたけれども、前回のときですね、やっぱり委員からもぜひとも地元産をやっぱり使ってくれと、そういう要望もあり

ましたし、執行部の方からもそうするというような回答をいただいております。
議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 福川さんの質疑は、コミュニティバスのことですね。これは私は、今度は詳しくその報告の中で言うつもりだったばってん、触れてなかったですかね。このことにつきましてはですね、合併する前から菊池市市長が最初当選したところからですね、この事業に取り組んでまいりまして、大変な担当課においては苦勞があったそうです。2つのバス会社やら、あるいは関係事業者との調整、大変な苦勞があってやっと実現をしたところですよ。当然、そのような他の地区にもというはっきりとした意見はありませんでしたけれども、そういったことの話はあったように私は記憶しております。もしよかったですね、ちゃんとその委員会の議事録を全部今回から事務局の方に準備をいたしておりますので、そちらの方を見ていただければもっとわかると思います。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 今、両委員長の報告を聞きまして、それぞれ議論があったようですので安心して委員会の方に任せていきたいと思っておりますけれども、ただこの老人ホームの調理業務の委託についてはですね、私はどうしても食の安全性、それからまたお年寄りも子どもと同じで一日一日状態が変わりますので、食事の量、加減なんかもとてもですね、民間でできるかなというのがちょっと心配がありましたので質疑をさせていただきました。ありがとうございました。

[「議長、休憩をお願いします。さっきの文厚委員長の答弁の件で」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 先ほど渡邊議員の件につきましては、委員長が登壇して訂正するなら今やっていたただきたいと思っております。

[「休憩を求めます。」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

開議 午前11時45分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど渡邊議員の発言に対して、委員長の訂正の申し出がっておりますのでこれを許します。

文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 渡邊議員の方から修正というようなことで出ましたが、全く私の記憶の間違いでありまして、旧七城の公民館が過疎債で建てていると。そういうことで、過疎債の返還が終わった時点で考えると、そういうような回答だったろうと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 議長の許可を得まして、先ほどの福川議員の質疑に対して、私の答弁でその便利カーはほかの地区も回せということはなかったかという質問でしたが、私のちょっとした記憶違いですね、それは確かにあったそうです、議論、委員会の中で。

以上です。訂正させていただきます。

議長（北田 彰君） 笠 愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 私は、総務常任委員長の報告にひとつ質疑をさせていただきます。案件は、議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算、ページ数は77ページです。歳出款2総務費、項1総務管理費、目12新市調整費のうちの委託料であります。新庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画策定業務委託料4,109万7,000円について、先ほど委員長の報告の中で採決の中にも対象としてされたという報告がございました。一部は報告はあっておりますけれども、審議の中で次のようなことが審議されたかどうかをまずお尋ね申し上げたいと思っております。

この予算は、12月の定例会の補正予算で4,221万1,000円の債務負担行為によるものでありまして、平成18年度分の4,100万円と認識しておりますけれども、これについては業務委託ということになっておりますので、まず1点ですね、業務委託料となっておりますので、この件についてはもう委託を実行されたかどうか、委託の、例えば実行されておりますならば委託の内容ですね、どういうものを委託をされましたか。それと併せて、また委託事業の計画あるようでありまして、どのような時期にこれが取りまとめられて、また今後この新庁舎建設の計画が次年度から、また今年度を含めてどのような推移をするのか、審議の内容で出されておられますならばですね、ご報告をいただきたいと思っております。

それと第2点でありますけれども、同じく昨年の12月の定例会で旧菊池市の各区長会をはじめとする各団体組織から出されました新庁舎建設の再検討を求める陳

情についてはですね、本議会で賛成少数ということで不採択となっておりますけれども、今回の県内の各市の議会状況等を見ましても、合併後の庁舎の建設の問題とか、また山鹿の方でも報道されておりましたように、関連の公的施設、山鹿では地域振興局の統合等の問題が定義をされていたようでもありますけれども、そのような問題の中から、非常に各市もですね、新しい国の動きに対しての対応を迫られているということが報道されております。特に、これは新聞報道でありますけれども、これは一般質問の報道が15日付けで熊日に載っておりますけれども、これは人吉の市議会の問題です。これは15日ですから、うちの委員会の、常任委員会が開始される前のことでありますので、そのくだりをちょっと読みますと、市長答弁になっておりますけれども、これは3候補に絞っている市庁舎の移転先について、福永浩介市長は国会で審議中のまちづくり三法の中身を見据えながら考えたいと答弁。市町村合併の状況と合わせて、中心市街地の活性化も考慮して移転先を検討する考えを示したということになっております。実は、私たちも今回のまちづくり三法の改正というものを非常に注視をしておりましたけれども、今回鳴物入りでまちづくり三法、いわゆる大店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法の中で、今回は特に土地計画法と中心市街地活性化法の改正が進んでおります。現実、中心市街地活性化法案も本決まりとなりまして、7月1日から新しい改正中心市街地活性化法がスタートするということがもう現実的に中小企業庁等からも発表がされております。その中ですね、大きな改正点が、まずは政府としては中心市街地活性化に関する施策を総合的にかつ効果的に推進するために、今までは経済産業省が所管をしていた部分をですね、内閣に中心市街地活性化本部を設置すると。またそれに併せて、今まで各市町村がつくっておりました中心市街地活性化基本計画並びに現在の設置済のTMOの問題を6月一杯で廃止をするという方針を打ち出されております。今までどうも調べますと、その経済産業省に届出制で、提出をして事業を行うということが非常に予算を投入しながら効果が上がらなかった。それと、郊外に大規模店舗等が立地をして、非常にその元々の市街地が疲弊をしてきたということをどうにかしようというのがこの大きな方針であるようでもありますし、そのくだりを見ますと、いわゆる内閣経済産業省から格上げをされまして、内閣総理大臣による認定制度が創設されるということでもあります。その中で一番なのは、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を選択と集中により重点的に支援をするという改正になっておりますので、これから外れればですね、大変な状況になるというのが予想されてきているわけでもあります。そのような形で、恐らく人吉なんかの質問等には市長が答えたんだろうと思うんですけれども、そのような関係でそういう状況下にありますので、今回の市庁舎の移転建設にあたりまして、

今回のまちづくり三法との関連についての審議がですね、ありましたかどうかをまずは、その点、2点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 笠議員の質問にお答えいたします。

まず、その新市調整費の今後委託料の問題だと思えますけれども、今回委託料として4,100万円上がっております。本議会で議決を経て、その後執行部としては予算執行に移っていかれる。そのときに業者の選定等が行われるものと思っております。

次に、まちづくり三法については一切議論はあっておりません。ただ市庁舎建設についてはですね、意見の対立が今あるようでございますので、それをもう一度市民の意見を聞いて、執行部も情報開示をしながら説明を行い、説得活動もすべきという意見も確かにでました。また一方では、合併協議会の中で一応この問題については決定しておる問題でもあるし、今の時点で議論すること自体もおかしいという意見もありました。

以上です。

議長（北田 彰君） 笠 愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 今、総務常任委員長の答弁がございましたけれども、それは報告としてですね、それは受け止めなければなりませんけど、今の業務委託に関して、今後業者を選定して云々という、委員長から発言がございましたけれども、私はこの質疑をするために新市調整室で確認をしました。確認しましたが、これは後で申し上げるつもりだったんですけど、2月に入札がありまして、東部コンサルというところ、3,780万円で落札をして、もう発注、発注が済んでいるかどうか知りませんが、2月に処理が済んでいるという話ですけど、ちょっと質疑の関係ですからね、今のそういう委員長報告ですから、なかったらなかったでいいんですけども、今の委員長の報告はそれと全く違う話ですから、いいんですかね、大丈夫なのかな。これ、質疑ですからですね、それ以上のことは私の方から言われませんが、今の問題はちょっと確認をしておきたいと思えます、再度。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 再度答弁したいと思います。

新庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画策定業務委託料、今回議案として我

の委員長報告の中で、場所の選定については新庁舎周辺整備基本構想並びに新庁舎基本計画の業務の中で検討していきたいと、そのようなことが発言があったと思います。もしこれが間違いでないとするならば、この基本構想の中で、基本計画の中で場所の選定はなされるのか、お伺いをいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 奈田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど私が報告したとおりでございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） じゃこの基本構想、基本計画の中で場所はどこにするということも出てくるわけですね。再度お伺いします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） そのとおりです。

[登壇]

（奈田臣也君） よくわかりました。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 私は、文教厚生常任委員長にお尋ねいたします。実はですね、款3 民生費の項2の、106ページでございます。高齢者が高齢化社会と叫ばれる中でですね、この高齢者福祉費が前年度比べますと1億7,955万円ですか、減額になっていますが、その点について文教厚生委員会で審議があったかないか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 坂本議員の質問にお答えします。

今の減額についての質疑はあったかというふうなことでございますけれども、減額について特にこう意見、追及等はございませんでした。

[登壇]

（坂本昭信君） はい、わかりました。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第11号を除き、陳情、要望を含め討論を行います。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 討論を行います。

私たちは本定例会で一応の区切りであります。大変お見苦しい点もあったようでございますけれども、私が代表してお詫びを申し上げます。私は、議案第5号、6号、14号、15号、62号、63号、65号、議案第80号、以上8議案についてですね、反対の意見を表明いたします。

まず、議案第5号、6号ですけれども、これは国民保護法ということで国が定めた有事法制に基づいてですね、市町村がこれを定めるというふうになっておりますが、この有事法制そのものがですね、米軍の先制攻撃戦争など、これに自治体や住民を総動員する、有事法制の具体化にほかなりません。国民保護法で戦時の際の住民への警報、避難、救援などの実施を定めております。自治体はその責務を負うことになっております。私は戦前の歴史を見るときにですね、徐々に戦争の方向へ国民をし向けていく。まさに外堀を埋め内堀を埋めていくと。戦争そのものが侵略を目的に公然と行われることはあり得ません。自衛の戦争ということで行われるわけでありまして。国民の総動員する上で、国民保護法を活用しながら戦争の方向へ自治体を、さらに国民をし向けていく、こういうふうな内容であろうと思うわけでありまして。したがって、以上で反対をするものであります。

次に、議案第14号であります。これは市職員の給料を減額するものであります。基本的な考え方は地場賃金を反映した給与水準とすること。民間賃金の低い賃金の水準を基本とする。したがってそれは平均4.8%の減額である、こういう説明であります。確かに今、民間賃金は雇用法の改悪その他によってですね、どんどんと切り下げられておる。そういうのが今度は公務員に反映をすると。公務員に反映をすれば、それが連動してさらに民間賃金に影響を及ぼすという相互の反響の関係にあるわけでありまして。したがって、労働者にとっては止めどなく低賃金の方向に公務員も民間も切り下げられていくと、こういう傾向にあるかと思えます。しかもここで述べておりますように、地場賃金を反映すると、地方自治の精神に基づいて地域の水準を反映するというふうな謳いながらも、全国平均の4.8%を採用すると、これでは自己矛盾も甚だしいと思えます。私は職員の生活給を維持するために賃下げを行うべきではないと思えます。賃下げを実行すれば、生涯賃金として

1,000万円を越す減額になるわけでありまして。それがひいては地域経済にも大きく影響するというふうに思うわけでありまして。

次に、議案第15号、国民健康保険税条例の一部改正であります。これは、今までの不均一の課税であったのを合併に伴って均一化するということでありますけれども、もともと合併の際に執行部、国・県・執行部がお約束なされたのは、負担は低い方に、サービスは高い方にと、こういうことが前提でありました。ところが、今度の国保税の改定では旧市町村別に言いますと、平均的に菊池がマイナス16円です、七城が970円のアップです、旭志が1,106円のマイナス、泗水が1,361円のアップと、大変なアンバラ是正とい名の下にですね、大幅な値上げになる、そういう地域もあるわけでありまして。したがって、私は合併当初、これは均一化するにしてもなるべくそういう大幅アップがないような形で均一化をし、将来的にその税率をどうするのかということで時間を置いて検討すると、こういう方向が望ましいと思います。水道料金も泗水は大幅に上がったと。泗水の住民から聞きますと、何で合併したんだろうかと、値上げばかりじゃにゃあかと、こういうふうな声が強く聞かれるところでありまして。そういう意味から反対をするものであります。

次に、議案第62号の一般会計であります。一般会計の中でですね、2点だけ、いろいろありますが、2点だけ問題点を指摘をしておきたいと思っております。同和関係であります、人権啓発費として1,419万6,000円を計上しておりますが、その中で部落解放同盟各支部補助金として菊池、旭志、泗水の解放同盟に補助金を出しておるわけですが、菊池が150戸の同名員に対して324万9,000円、旭志が60戸の同盟員に対して345万8,000円、泗水が20戸の同盟員に対して256万5,000円であります。これが補助金として支出をされておるわけでありまして。財政が厳しい折りから各種団体への補助金が大幅に切り下げられておる。こういう中で、前年と比較してもこの補助金は5%の削減に過ぎません。同和問題については、もう既に国は終結をして同和事業は終わったというふうにしております。にも関わらず、我が市行政は以前として同和問題、同和事業、同和補助、こういう問題を継続をしておる。今まで長年の同和対策事業その他の施策を行ってきた、その結果として、今なお同和問題としては差別が拡大再生産をされておると、こういうことさえ執行部は言っておるわけでありまして。それならば、お前たちこの数十年間何で同和対策をやってきたのかと、その成果は何らないじゃないかというふうに評価をせざるを得なくなるわけでありまして。私は同和対策は、もうこのあたりで終結をすると、これから先、なお同和事業を推進するということは、差別の裏返しになるというふうにも思うわけでありまして。そういう点から反対をいたし

ます。

さらに、質疑でも問題になりました新市調整費の4,324万9,000円の中の新庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画策定業務委託料4,109万7,000円です。私は、新庁舎建設について、私個人の見解としては、一般質問で申し上げたとおりであります。財政上の問題から多額の借金を残して庁舎建設をすべきでない。また、地理的に見ても、歴史的に見ても、文化的に見ても、現在の隈府を中心にすべきである。さらには、国や県、その他の出先機関も隈府に集中をしておる。こういう点から、私の見解としては述べたところではありますが、聞くところによりますと、私申し訳ありませんけれども、合併協議会が進行している間は病院入院中でしたので、直接参加をしておりません。そういう点で、聞くところによりますと合併協の中では、常に満場一致制を取っておったと。新しく新庁舎を花房台の方につくるということが合併協の中で決まったとするならば、そこに参加をした議員さん、そこに参加をした市町村長、福村市長も含めて、全面的に賛成をしたということになるだろうと思うんです。自ら賛成をしていच्छるとするならば、現在ですね、委員長報告にもありましたように、意見がかなりたくさん出ておる、場所の設置について。とするならば、これをどうやっぱり調整をしていくのか。市民の意見をどう統一をしていくのか。これは重要な執行部の任務であり、市長の与えられた課題であると思うわけであります。私は一般質問の中でも第一の問題として新市になってからの住民間の意見の相違を是正し、意志の統一を図ること、これを強調したところであります。したがって、市長は合併協の中では向こうにつくことに賛成した。そうであるならば、今ある市民の反対の意見に対してどう説得活動をなさるのか。その辺は明確にして今後取り組んでいただきたいと、こういうふうと思うわけであります。

さらに、議案第63号、国民健康保険特別会計、65号介護保険事業特別会計、これについてはこれからの値上げに伴う税額の増加、料金の増加、これらが反映をする会計でありますので、反対をするわけであります。

それから、議案第80号、介護保険条例の一部改正条例、これは質疑でもありましたように、3月15日に追加提案をされたわけです。追加提案のときに、私は発言を求めて何でこんなに遅くなるのかと、重大な住民の財産権に関わる条例をこういう形で追加提案とは何事かということで発言を求めたわけではありますが、私は介護保険が先ほど報告がありましたように、高齢者に多大の負担をもたらす、しかも介護保険料は年金天引きなんです。滞納の自由さえ奪うと、こういうことになるわけです。なぜ高齢者だけがですね、これだけの負担をせにゃいかんのかと。今までこの経済的にも、地域的にも発展の原動力として努力をしてきた、その年寄りを今

度はいじめにいじめ抜くと、こういうことじゃないでしょうか。私は3年おきに介護保険料の改定が行われる。この次の3年後には、これは倍ぐらいにせんといかんと、今の倍ぐらいになるというふうに思うわけです。だんだんと高齢化時代になってきたと。執行部は急速な高齢化時代とおっしゃいますが、私は急速に年を取ったわけではありません。1年に1歳ずつ取ってきた。これはもう、前からですね、こういう事態になるということはわかっているわけですよ。それに対応してですね、どうやっぴり対策を取るのかという点で不十分さがある。そして、すべて高齢者の介護は高齢者自らで行いなさいと、こういうふうな内容を含むですね、介護保険制度、これは大幅に改善をせにゃいかん。改善できなければ、こういう悪法はですね、取り止めにゃいかんと、私はそう思うわけです。

そういう点で、以上の議案について反対を表明いたします。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

笠 愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 賛成討論の方がありませんでしたので、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質疑をいたしました議案第62号、平成18年度菊池市一般会計予算に対して討論をいたします。これは新年度の本予算でありますので、一部の問題で全体に対して反対討論をするというのは本意ではありませんけれども、方法としては予算修正等々の方法もあるかと思えますけれども、現在の状況では相成りませんので、お許しをいただきまして討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど質問しました一般会計の中の、今、甲斐議員の中でも一部発言がありました委託料、新庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画策定業務委託料の4,109万7,000円の執行に対して、何とか今一度お留めをいただき、新しいテーブルをつくって新市の将来を考えていただきたいと、そういう思いに立って討論をするわけでありますけれども、これは先ほど総務委員長の方では審議に出てなかったということでありますけれども、新市調整室の方でお伺いしましたところ、今年の2月に入札が行われまして、東部計画コンサルタント、正式な名称はちょっとよくわかりませんが、東部計画というところに落札がされまして、3,780万円で委託がされております。もう実行中であるということでありまして、今年度の予算はそのうちのお聞きしますと合併特例の方の予算組の方の部分ということであるそうでありまして、この流れでいきますと大体秋には素案がまとまりまして、内容はですね、基本構想計画、概算工事費、いわゆる合併協議会の流れで進むということで、秋にはパブリックコメント等も使って市民の意見を調整して、大体1月には確

定ということだそうでございます、その後はまた平成19年度には測量設計、基本設計と、の予算化というような流れを今組んでいるというような話であります。私は、今一度新菊池市としての庁舎のあり方ですね、場所、そして財政上の問題から12月も議論をいたしましたけれども、今委託している予算については執行停止をお願いしたいと思うところであります。何においても、一つは財政上の問題であります。全く新しい畑地帯に新しい庁舎を建設する。庁舎の箱物ばかりでなくて周辺整備を含めてやらなければなりませんので、概算建設費用がいくらになるか。過去60億円というような概算も出されておりましたけれども、今回の計画でどうなるかわかりませんが、膨大な予算がまずは必要となるということでもあります。それと、新庁舎を残しますと、この庁舎を含めての4つの旧市町村の庁舎が残ってまいります。そのような大きな建物の後の活用がどうなっているのか、そういう問題がまだ論議がされておられません。また、一般質問では財政問題で論議がされました。その件の中で、2003年度の基金残高が68億円だったものが2006年には13億円。そしてまた地方債残高も260億6,000万円から282億9,000万円に膨れあがっておるわけでありまして、その答弁は新聞でも報道されておりますように、歳出削減のため合併協で確認された新市建設計画の各事業を必要性、緊急性に照らし合わせて見直しを進めているという答弁が執行部からなされているわけでありまして、その最も最大の事業であります新庁舎の建設については、なぜ再検討がなされないのか。その点についても疑問でもあります。それと、12月も論議をいたしました公的施設の移転の問題であります。先ほども申し上げましたように、山鹿の市議会でも県の振興局の統合問題が論議をされ、みんなが心配しているわけですね。自分たちの振興局がよそにいつてもらっては困るから、その対応をしようというようなお話しがあっているようであります。当然そういう流れになってきた場合に、菊池市の振興局が統合された場合、私たちが移転する新しい庁舎の横に建つんでしょうか。もしかすると菊池市外に転出をしていく可能性もあります。当然、ほかの税務署、営林局、労働省関係、農林省関係の出先もみんなここに集まっております。恐らく今後、統合という問題が出てきた場合に、菊池は止めることができない。そうすると、元々のこの菊池地区の中心市街地であります菊池市は、その機能を失うということではないだろうかと思っております。今一度考えていただきたい。せっかく新しく4つの市町村が集って新しい市をつくるのに、その菊池そのものが崩壊をしていく、そういうことすらあり得ると私は思います。ぜひ花房台地のインフラ整備と新庁舎の問題はですね、切り離して考えていただきたい。

また併せて、先ほど申し上げました今回7月から施行されますまちづくり三法の問題であります。私はこれについて大変心配をしております。さっき人吉の市長の

答弁も申し上げましたように、今回国は新しい施策として、元々あった市街地を。議長（北田 彰君） 笠議員、三法あたりは言うておりせんから、その辺は考えて討論をやって下さい。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 討論はこちらの思いで言いよるわけですから。

議長（北田 彰君） 入っておりませんから、討論の対象に。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 新市の合併で、この問題で一番心配しているのは、その長くするなどおっしゃるならばしませんけれども、現状としてですね、今までつくった、菊池市も中心市街地活性化基本計画があります。それに基づいて事業も行われております。これが6月で廃止をされまして、新しく改正中心市街地活性化計画にのった認定を受けなければ次の事業が取り組めないという状況になっているわけでありまして、これを外れる、だった場合どういう菊池市は4つの町を、市街地をつくっていくのかという問題であります。多くは語りませんが、国の方向の中ではですね、今までの郊外に無秩序に広がっている部分をコンパクトにしないと高齢化、少子化が進んできた場合、もう各市町村の自治体の財政がパンクすると。元々投資をした市街地をやり直さなさいというのが今度の方針でありまして、この中でですね、一番心配するのは、これは中小企業庁の2月の発表でも出されておりますけれども、いわゆる庁舎を郊外へ移転をする、そういう事態にはこの中心市街地活性化法の認定は受けられないと言明されております。その法律の裏付けがですね、ここにあるのが中心市街地活性化法と都市計画法が一体となったものでありますので、その例外規定の中で、庁舎、学校、病院などの公益的施設を移転する場合は、この法律による開発許可の対象となると言明はされておりますので、そういう状況が来るということでもあります。素案は今からきちっと出てくるところでありますし、また新しい改正中心市街地活性化法に基づいた事業が国から出されます。それをどう活用できるかというのが今からのカギになってくるわけでありまして、これはぜひ一度テーブルをついて、それぞれの各元々の自治体のですね、元々の地域の思いはあるかと思えますけれども、ぜひそのことをお考えいただきたいと思っております。地方議会は二元制でありますので、議会も執行部も同じ権限は持っておりますけれども、やはりその方針を出されるのは執行部であります市長さんであると思えます。ぜひ市長におかれましては、合併協議会の協議の中身をもう一回精査されまして、新市の将来について間違いのない舵取りをやっていただきたいということを心からお願い申し上げます。私も議会としては今回去りますので、ぜひそういう間違いのない方向を、最後には市長さんをお願いをしまして討論といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 議案第 15 号とそれから議案第 62 号一般会計に対する反対討論をいたします。

議案第 15 号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。甲斐議員の方からほとんど旧泗水町の声も言って、代弁していただきましたので、この件に関しまして省略をさせていただきますけれども、反対とさせていただきます。

次に、62 号の 18 年度一般会計についてですけれども、153 ページの款の 5 農林水産費、項 1 農業費、節 24 投資及び出資金について、有限会社ファームきくち出資金 4,000 万円について、委員会で反対しておりましたけれども、またここで反対をさせていただきたいと思います。中期 5 カ年計画等の資料で説明をしていただき、質疑をし、そして執行部より答弁をいただきましたけれども、この有色米栽培計画は、販路等が契約相手がいないとなかなか販路が難しいそうでございます。そして処分しなければならないことが多々あるということでございます。平成 2 年度からこの有色米に取り組みされた方のお話を聞きまして、その生産グループは自主的に立ち上げ、そしてレンゲ古代米としてですね、付加価値を付けて、リサイクル農機具をもらい受け、乾燥にはたばこ乾燥機等を利用して、コストを下げて販売してこられたそうです。平成 2 年から始めたんですけれども、売れ出したのは平成 15 年くらいだそうです、からだそうです。そして、やっと安定してきたということでした。そしてまた、観光客が来るんじゃないかと思っていたけれども、観光客は来なかったそうでございます。私は有色米に挑戦することはですね、理解しておりますけれども、初年度から設備投資に 3,000 万円、それから有色米を山間地域に作付けを委託されるという計画で、一俵に 2 万 5,000 円で 250 俵、3 種類つくられるそうで 250 俵を予定してですね、その買い上げが 625 万円というのもこの 4,000 万円の中に入っているそうです。そのほか人件費も入っております。施策としてですね、一種作付けしてみるなどの工夫をされるならばですね、私もこれは余りにも反対はむごいんじゃないかと思いましたが、なにしろ計画と、それから計画に対して不備が多いんじゃないかなということと、それから私自身、直接農家に補助して、農家にしてもらった方が設備投資も少なく済むのではないかとということで、計画の見直しをしていただきたいということで反対をいたします。

これで討論を終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで、議案第 11 号を除く討論を終わります。

次に、議案第 11 号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。

賛成の発言ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 次に、原案に反対の発言を許します。

甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 原案に反対の立場で討論をいたします。

討論の中身については、総務委員長が委員会の審査の中での問題を詳しく発表されておりますので、もう時間も時間ですので簡単に言います。総務委員長の報告に付け加えることは、この議会で、旧菊池市を中心にして大幅な議員報酬の削減が図られました。今度は同じ我々に議員報酬上げろて、下げたり上げたりですね、そやん簡単にですね、考えるというのは私はちょっとどうかと思うんです。私も議員報酬については一定の見解を持っております。議員報酬は生活給ではありません。報酬です、あくまでも。しかしながらですね、議員が活動をする上で一定の報酬が必要です。さらには、議員報酬で生活をするという人もですね、自分の生活を投げ捨て議員活動をするという人も出てくるわけですから、そういう人たちの最低のですね、生活を保障するということが当然であります。そういう角度からのですね、議員報酬を裁定をして決定をするということが必要だろうと思います。2、3日前ですか、県民所得の全国比較が出ております。確か熊本県は39位だったと思うんです。242万円、1人当たり。そういうふうに非常にレベルの低い所得水準です。それに併せて、現行の議員報酬で私は当面は十分だというふうに思いますので、値上げすることには反対であります。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで議案第 11 号の討論を終わります。

これより議案第 11 号及び議案第 78 号を除き、議案第 5 号から議案第 80 号まで、及び陳情第 1 号要望までについて採択します。ただいま討論がありました議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 62 号、議案第 63 号、議案第 65 号、議案第 80 号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第64号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第79号、陳情第1号、要望書、以上の68案件について、各常任委員長及び特別委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長及び特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の68案件について、各常任委員長、特別委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第5号、議案第6号、議案第14号、議案第15号、議案第62号、議案第63号、議案第65号、議案第80号については起立により採決します。

お諮りします。議案第5号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は否決です。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、議案第11号は否決されました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について議席に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会を開催いたしますので、暫時休憩します。

休憩 午後零時50分

開議 午後 1 時 4 2 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 議案第 8 1 号 菊池環境保全組合同規約の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 1、議案第 8 1 号、菊池環境保全組合同規約の一部変更についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、追加議案の説明を申し上げます。追加議案の 1 ページをお願いいたします。議案第 8 1 号、菊池環境保全組合同規約の一部変更についてでございます。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。現在、菊池環境保全組合の収入役につきましても、組合の所在する大津町の収入役をもって充てることといたしております。今回、大津町において収入役を置かず、収入役の事務を助役が兼掌する条例が制定され、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、大津町の助役を当該組合の収入役とするための一部改正でございます。

開けていただきまして、2 ページ新旧対照表により説明いたします。第 1 0 条第 2 項でございますが、現行の収入役は組合事務所の所在する市町村の収入役をもって充てるとなっておりますが、これを助役をもって充てるというふうに改正するものであります。また、同条第 3 項で、収入役に事故あるときの代理するものを現行の収入役の職務を代理するものから、組合長が指定する職員に改正し、同条第 4 項の収入役の任期の項中、収入役を助役に改めるものでございます。

附則で、この条例は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上、追加議案第 8 1 号の説明でございました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 8 1 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略するこ

とに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議事第1号 農業委員会委員の推薦について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、議事第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員会委員4名を議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員4名を議長において指名することに決定しました。

農業委員会委員に、菊池市班蛇口1818番地、木村末弘君、昭和9年11月9日生まれ、菊池市七城町山崎123番地、石本利治君、昭和20年8月18日生まれ、菊池市旭志麓2516番地、工藤清子さん、昭和34年7月25日生まれ、菊池市泗水町富納297番地、西加代さん、昭和22年1月1日生まれを指名します。

ただいま推薦しました中に議員2名が含まれております。除斥の対象となりますので、木村末弘君、石本利治君は一時退席をお願いします。

（木村末弘君、石本利治君退席）

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま指名しました4名の方を農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました木村末弘君、石本利治君、工藤清子さん、西加代さんを農業委員会委員に推薦することに決定しまし

た。

(木村末弘君、石本利治君入場)

追加日程第3 決議案第1号 企業誘致推進の強化を求める決議

議長(北田 彰君) 次に、追加日程第3、決議案第1号、企業誘致推進の強化を求める決議を題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、中原 繁君。

[登壇]

(中原 繁君) 決議案第1号、企業誘致推進の強化を求める決議。提案の理由、地元経済の活性化にとって企業誘致は重要な課題であり、市執行部に対し早急かつ着実な企業誘致体制の再構築及び誘致活動を要望するためのものであります。

企業誘致推進の強化を求める決議

企業誘致は、自主財源・雇用の確保及び地元経済の活性化等に大きく寄与し、且つ、議会においても数多く取り上げられ強力な推進を熱望するものである。

合併後1年が経過しようとしているが、誘致優良企業の情報もなく寧ろ、田島・蘇崎両団地の塩づけ状態にたいへん懸念を抱かざるをえない。特に、日銀による総量金融緩和政策の解除が決定され、今年の夏以降金利の上昇が予想される中、これまでの県だのみの誘致方法では到底目標達成はおぼつかないものと思われる。早急に菊池市に情報・ノウハウが蓄積される独自の企業誘致体制を再構築し、強力、且る、着実な誘致活動が必要である。

よって、議会として市執行部に下記の目標を達成されるよう強く要望する。

記

- 1.平成18年度中の田島・蘇崎両団地への企業誘致の強化を図ること
- 2.菊池市総合計画前期基本計画目標の8件の企業誘致について、着実な誘致活動に努めること。

以上、決議する。

以上です。

議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。決議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これをもちまして、平成18年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れ様でした。

閉会 午後1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 怒留湯 健 蓉

菊池市議会議員 坂 本 昭 信

付 録

平成18年第1回定例会付議事件一覧および審議結果表
(3月3日・3月24日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成17年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第5号	菊池市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市国民保護協議会条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市振興基金条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市企業誘致促進基金条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市工場設置奨励条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第12号	特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第18号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	菊池市甲森北集会場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の制定について	原案可決
議案第22号	菊池市菊池ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第23号	菊池市泗水地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第24号	菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第25号	菊池市七城高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第26号	菊池市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第27号	菊池市物産館条例の制定について	原案可決
議案第28号	菊池市七城ふれあい交流館条例の制定について	原案可決
議案第29号	菊池市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第30号	菊池市迫龍ふれあいセンター条例の制定について	原案可決
議案第31号	菊池市交流促進センター条例の制定について	原案可決
議案第32号	菊池市ふれあい交流センター条例の制定について	原案可決
議案第33号	菊池市小原ほたる交流館条例の制定について	原案可決
議案第34号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の制定について	原案可決

議案第 3 5 号	菊池市リバーサイドパーク条例の制定について	原案可決
議案第 3 6 号	菊池市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 7 号	菊池市四季の里旭志条例の制定について	原案可決
議案第 3 8 号	菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 9 号	菊池市農村公園条例の制定について	原案可決
議案第 4 0 号	菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 1 号	菊池市斑蛇口湖公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 2 号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 3 号	菊池市地区公民館条例の制定について	原案可決
議案第 4 4 号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 5 号	菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 6 号	菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 7 号	菊池市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 8 号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 9 号	菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 0 号	菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 1 号	菊池市環境センター整備基金条例の廃止について	原案可決
議案第 5 2 号	泗水町し尿運搬費の補助に関する条例の廃止について	原案可決

議案第 5 3 号	平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第 5 4 号	平成 1 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 5 5 号	平成 1 7 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 5 6 号	平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 5 7 号	平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算	原案可決
議案第 5 8 号	平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 5 9 号	平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 6 0 号	平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算	原案可決
議案第 6 1 号	平成 1 7 年度菊池市水道事業会計補正予算	原案可決
議案第 6 2 号	平成 1 8 年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第 6 3 号	平成 1 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 6 4 号	平成 1 8 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決
議案第 6 5 号	平成 1 8 年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 6 6 号	平成 1 8 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第 6 7 号	平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 6 8 号	平成 1 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 6 9 号	平成 1 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第 7 0 号	平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第 7 1 号	平成 1 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第 7 2 号	平成 1 8 年度菊池市水道事業会計予算	原案可決

議案第 7 3 号	菊池市総合計画基本構想の制定について	原案可決
議案第 7 4 号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 7 5 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 7 6 号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 7 7 号	姉妹都市の盟約につき同意を求めることについて	原案可決
議案第 7 8 号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第 7 9 号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 8 0 号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 1 号	菊池環境保全組規約の一部変更について	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第 1 号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議 事		
議事第 1 号	農業委員会委員の推薦について	4 人推薦
決 議 案		
決議案第 1 号	企業誘致推進の強化を求める決議	原案可決
報 告		
報告第 2 号	専決処分の報告について	原案報告
陳 情		
陳情第 1 号	女性農業者の農業委員への登用を求める陳情書	採 択

要 望		
要 望	泗水西小学校通学路における交通環境整備についての要望書	採 択

菊池市議会会議録

平成18年第1回1月臨時会
平成18年第1回3月定例会

平成18年5月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888  
電話 (0968)25-2325